





福岡	久留米工業試驗場 福岡工業試驗場 (市立) 工業試驗所	久留米市 八女郡福島町 福岡市松園	染織、花筵、圖案 製紙、木工、圖案 窯業	昭和二、四 昭和二、四 昭和三、三	事務取扱勸業技師 江頭金一郎 地方商工技師高村準太郎 市技師船木長造
大分	工業試驗場 工業指導所 (分場)	大分市舞鶴町 別府市	醸造、染織、化學、花筵、 窯業 木工、竹工、漆工	大正二、一〇 昭和三、二	地方商工技師加地卓一 地方商工技師井口三郎
佐賀	窯業試驗場 窯業指導所	西松浦郡有田町 藤津郡鹽田町	窯業、圖案 窯業、圖案	昭和三、一〇 昭和五、二	地方商工技師一條茂喜司 地方商工技師鈴木利平
熊本	(市立) 商工研究所	熊本市新町	木工、漆工、圖案、金工、 竹工	昭和二、四	市技師永野秀五郎
宮崎	工藝指導所	都城市北原町	木工、漆工、竹工	昭和二、三	地方商工技師梨本正太郎
鹿兒島	工業試驗場 染織指導所	鹿兒島市原良町 大島郡名瀬町	製糸、醸造、染織、圖案 染織、圖案	大正三、四 昭和四、二	地方商工技師林勝三郎 地方商工技師田中巖
北海道	工業試驗場	札幌郡琴似村	醸造、化學、窯業、染織	大正二、五	技師赤木 救
沖繩	工業指導所	島尻郡眞和志村	染織、窯業、漆器	昭和九、四	地方技師安谷屋正量

(備考) 左ノ二者ハ其ノ經費ヲ國庫ニ於テ支辨ス

### ○商工省所管國立工業試驗所

東京工業試驗所 東京市澁谷區幡ヶ谷本町  
大阪工業試驗所 大阪市西淀川區大仁西二丁目  
工藝指導所 仙臺市二十人町通り  
纖維工業試驗所 橫濱市神奈川區澤渡  
陶磁器試驗所 京都市伏見區深草正覺町  
同 瀨戶試驗場 愛知縣瀨戶市  
燃料研究所 埼玉縣川口市  
以上

### ○其他の試驗場 研究所・工業圖書館(五十音順)

○愛國產業研究所 仙臺市長町  
○青柳研究所 京都市下京區西九條院町九

○宇部航空輸送研究所 宇部市大字沖字藏本下一一三七  
○砥部町窯業試驗場 愛媛縣伊豫郡砥部町  
○大阪府金屬材料研究所 大阪市西區江之子島上ノ町  
○海軍省燃料廠研究所 山口縣都濃郡德山町  
○海軍火藥廠研究所 神奈川縣平塚市  
○海軍技術研究所 東京市目黒區三田一三  
○海軍航空廠 橫須賀市追濱町  
○化學研究所 京都市左京區吉田町  
○京都市染織試驗場 京都市上京區相國寺門前六四七  
○金屬材料研究所 仙臺市片平町七五  
○木村產業研究所 弘前市在府町六一  
○霧ヶ峰グライダー研究會 東京市麴町區竹平町中央氣象臺內藤原咲平方  
○吳海軍工廠電氣實驗部 廣島縣吳市  
○倉敷勞働科學研究所 岡山縣倉敷市大字富久五〇〇  
○熊本市工業試驗所 熊本市宮内町二ノ五二ノ六  
○神戸高等工業學校工業科學研究所 神戸市水笠通一丁目  
○航空研究所 東京市目黒區駒場町  
○公衆衛生院 東京市芝區白金臺町  
○佐賀縣賣藥研究所 佐賀市赤松町縣廳構內  
○佐世保海軍艦船部 佐世保市鎮守府構內  
○昭和絹絲研究所 石川縣羽咋郡羽咋町  
○昭和化學研究所 大阪市堂島濱通二ノ八東洋紡績內  
○鹽見理化學研究所 大阪市北區堂島濱通三ノ一  
○水産工業試驗所 北海道岩内郡岩内町大字鷹臺町一八  
○專賣局秦野試驗場 神奈川縣中郡東秦野村  
○專賣局水戸試驗場 茨城縣久慈郡山田村大字松平  
○專賣局中央試驗場 東京市在原區戶越町一三九〇  
○專賣局三田尻試驗場 山口縣佐波郡中關町



- 多木化學研究所 兵庫縣加古郡別府町三四六
- 臺灣總督府中央試驗場 臺北市幸町
- 臺灣工業試驗所 臺北市
- 朝鮮總督府燃料選礦研究所 京畿道始興郡北面鷲梁津里
- 鎮海軍要港部港務部 朝鮮慶尙南道鎮海
- 中央度量衡檢定所 東京市京橋區木挽町
- 朝鮮總督府中央試驗所 京城府東崇洞一九九
- 秩父工業試驗場 埼玉縣秩父郡秩父町一〇〇ノ一
- 地震研究所 東京市本郷區本富士町一東京帝大構内
- 津村研究所 東京市目黒區上目黒八ノ五〇〇
- 遞信省管船局船舶試驗所 東京市麴町區大手町二ノ一
- 鐵道大臣官房研究所 東京市芝區濱松町
- 電氣試驗所 東京市品川區五反田五ノ五五
- 東京市土木局土木試驗所 東京市芝區新芝町一二
- 東京電氣株式會社研究所 川崎市堀川町七二
- 東京市電氣研究所 東京市麴町區有樂町二ノ五
- 東京帝大工學部附屬綜合試驗所 東京市本郷區本富士町
- 東京帝大附屬水產實驗所(淡水魚)
- 東北帝大附屬電氣通信研究所 仙臺市片平町東北帝大構内
- 東北帝大砂鐵工學試驗場 仙臺市片平町東北帝大構内
- 東京工業大學精密機械研究所 東京市目黒區大岡山
- 東京工業大學資源化學研究所 東京市目黒區大岡山
- 栃木縣煙草試驗場 栃木縣那須郡馬頭町
- 燈臺局監理課試驗係 橫濱市中區北仲通六丁目
- 內務省土木試驗場 東京市本郷區駒込上富士前町二六
- 內務省土木試驗場岩淵分室 東京市王子區志茂町三丁目
- 內務省防空研究所 東京市麴町區外櫻田町
- 內閣印刷局研究所 第一科、東京市瀧野川區西ヶ原、第二科、東京市王子區王子町
- 中山化學研究所 大阪市浪速區水崎町四〇
- 日本航空輸送研究所 堺市大濱南町公園地
- 日本放送協會技術研究所 東京府北多摩郡砧村鎌田字東山野四四〇
- 西田飛行機研究所 大阪市船町一
- 農林省米穀研究所 東京市深川區濱園町二丁目
- 橋爪輕金屬研究所 三重縣多氣郡大淀町六九七
- 廣島海軍工廠機關研究所 廣島縣賀茂郡廣町
- 福島縣煙草試驗場 福島縣田村郡片曾根村船引
- 藤山工業圖書館 東京市芝區白金臺町一ノ五六
- 圓山研究所 大阪市住吉區桑津町三

- 四一
- マツダ照明學校 川崎市堀川町
- 南滿洲鐵道株式會社中央試驗所 大連市沙河口
- 三井鑛山株式會社目黒試驗所 東京市目黒區中目黒一ノ八三九
- 橫須賀海軍建築部 神奈川縣橫須賀市
- 陸軍被服本廠審査部 東京市王子區赤羽町
- 陸軍造兵廠火工廠 東京市王子區王子町
- 陸軍造兵廠研究所 東京市王子區下十條一六九五
- 陸軍科學研究所 東京市淀橋區百人町
- 理化學研究所 東京市本郷區駒込上富士前町三一
- 早稻田大學附屬鑄物研究所 淀橋區戸塚町早稻田大學構内
- 若狹光學研究所 神奈川縣三浦郡逗子町逗子六四一

### ○特許權存續期間延長の發明

特許權の存續期間は十五年であるが重要な發明の特許權者が、正當の事由に依つて其の特許權の存續期間内に其の發明より生ずべき相當の利益を得ることの出来ない場合には、特許法施行令第十條の規定に依り、其の存續期間の延長を出願することが出来る。

而して出願は存續期満了の前六月乃至一年内に、願書に特許發明の重要な事由、其の發明の實施の状況、其の發明に關する收支計算及相當の利益を得られなかつた事由を詳記した書面を添附し、特許局長官を経由して商工大臣に差出すことを必要とする。尙願書には

- 一、特許番號及發明の名稱
- 二、出願人の氏名、名稱及住所
- 三、延長の期間

に付記載し、出願人記名捺印することとなつて居る。

次に右出願のあつた場合には行政處分に依つて、三年以上十年以下其の期間の延長を許可する途が設けられてゐるが、此の處分は獨占權の期間延長であるから、一般産業並に社會に及ぼす影響を考慮し、慎重に審議する必要がある。仍て商工大臣は五人又は七人の審査委員を命じて、之を審査せしめ、審査終了を俟て商工大臣が其の許否を決定する事になつてゐる。

今出願の趨勢を見るに、此の出願を爲したものは大正元年乃至十年當時は年平均八・八件に過ぎなかつたが、近年次第に其の數を増加し、昭和十二年に於ては出願四十四件に及び、同年内に延長を許可せられたもの二件と云ふ狀況である。

因に大正十三年以降昭和十二年に至る期間に於て延長を許可せられたものを示せば左の通りである。



自大正十三年 至昭和十二年 特許權存續期間延長一覽 (延長の許可ありたるもの)

特許番號	發明の名稱	特許登載 又は出願公告 年月日	期間満了 年月日	延長 年限	特許權者
舊統監府 特許第六號 一六四五	改良漁網地	明治四三、六、八	大正三三、三、三	一〇年	舊韓國統監府
一五七八	日本組合網	四、二、二六	三、三、三	五	西備級網株式會社 外一
一五六五	建築用柱に關する機械	四、二、二七	三、三、三	五	東洋コンプレッソル株式會社
一六四九	高壓空氣「ポンプ」	四、六、二六	三、三、三	五	加藤純吉
一四九三	久能木式洋燈口金	四、三、二六	三、三、三	五	久能木宇兵衛
一四七一	船舶の構造に關する改良	四、三、二六	三、三、三	五	株式會社大阪鐵工所
一五七七	田村式義足	四、一、二四	三、三、三	五	田村耕郎
一六四七	「ヘノール」と「フォームアルデヒド」 とより成る不溶解凝結物製造方法	四、五、二二	三、五、二二	五	レオ・エイチ・ベークランド
一五八五	七島分割機械	四、二、二七	三、三、三	五	飯田文吉
一六三九	鬼木醬油靴	四、五、二二	三、五、二二	五	鬼木醬油株式會社
一七三五	織物組織整理裝置	四、三、二二	三、三、二	一〇	鶴岡織物株式會社
一五二五	上簇蓆織機	四、一、二四	三、三、二	五	増田
一七五八	高野式紙抄造法	四、一、二四	三、三、二	七	高野二
一七〇八	自動杼換裝置	四、九、一八	三、九、一八	一〇	豐田佐吉
一七三六	織物組織整理方法	四、三、二二	三、三、二	一〇	鶴岡織物株式會社
一七九六	北田式安全庫	四、二、二五	四、二、二五	八	北田九一

一七四一	石川式攪拌雷潰機	明治四三、三、四	大正四三、三、四	五	石川平藏
一八五九	模様紋付染色法	四、六、一〇	四、六、一〇	七	西室逸策
同上の追加 二〇三四	同上	四、七、三二	四、六、一〇	七	同上
同上の追加 一八三〇	西野式綜統開口機	四、七、二五	四、七、二五	五	西野芳太郎
一八六三	高壓送電線保守用電話線	四、九、二九	四、九、二九	三	日本電氣株式會社
同上の追加 二八〇九	同上の改良	四、七、二七	四、九、二九	三	同上
一七〇七	田中式木管製造機	明治四四、一、二六	一五、一、二六	五	日本水道木管株式會社
一七三四	「アンモニア」の製造法	四、三、二五	四、三、二五	一〇	三菱合資會社 外一六
一四二二	混泥土杭製造法	四、二、二三	一五、二、二三	三	東洋コンプレッソル株式會社
同上の追加 二八九五	同上	四、二、二三	一五、二、二三	三	同上
一九八二	回轉儀型羅針盤	明治四四、四、二二	一五、四、二二	五	株式會社東京計器製作所
二〇六七	「チャイロスコープ」羅針盤	四、八、三	一五、八、三	五	同
二〇六七	同上	四、九、一九	一五、九、一九	五	同
二二五八	河豚毒素テトロドトキシシン製造方法	四、二、二五	一五、二、二五	一〇	田原良
同上の追加 二五〇七	同上	四、二、二五	一五、二、二五	一〇	同
二二三三	航路記録機	四、二、二三	一五、二、二三	五	株式會社東京計器製作所
三三六七	一様に若くは諸點に分布したる自己誘導荷重を有する海底線	大正元、一〇、二四	昭和二、一〇、二四	五	古河電氣工業株式會社
三三三九	計算尺	明治四五、五、二	二、五、二	五	逸見治郎
三三六九	煮染糊	四、五、三	二、五、三	三	酒井廣吉
三九〇〇	起重機用捻形自動制働機	大正元、一〇、一九	二、一〇、一九	三	株式會社東京石川島造船所
三五九六	麵帶卷取裝置	元、八、九	二、八、九	五	眞崎悟一



三九〇二	金屬製造法	大正元、〇、一九	昭和二、〇、一九	一〇	日本鋼管株式會社
三三〇六	梅野式製麵裝置	元、二、二四	二、二、二四	七	梅野明二郎
三三九七	蒸氣發生器	二、四、九	三、四、九	五	汽車製造株式會社
二八七三	蒸氣發生器に於ける罐水循環促進用受水裝置	四、八、一〇	五、八、一〇	五	同
同上の追加					
三三六〇	電話用受話器	二、三、一〇	三、三、一〇	五	日本電氣株式會社
三〇八四	タクマ式蒸氣發生器	六、二、二六	七、二、二六	五	汽車製造株式會社
三五五七	炭化物より窒素化合物を製造する方法	三、三、六	四、三、六	一〇	電氣化學工業株式會社
二六七三	甲號川崎式金網蛇籠	四、〇、一六	四、〇、一六	五	川崎寬
二六八三	川崎式混凝土鐵網	三、一、二四	四、一、二四	五	同
二六七〇	波動電流中繼裝置	三、〇、一九	四、〇、一九	七	日本電氣株式會社
二七八五	放電裝置	四、二、一九	五、二、一九	七	日本電氣株式會社
二七八七	タイプライター	四、六、二二	五、六、二二	七	東京電氣株式會社
同上の追加					
三〇〇二	同	五、〇、二〇	五、六、二二	七	同
同上の追加					
三〇四七	同	八、六、二四	五、六、二二	七	同
同上の追加					
二八〇九	擬似裝荷電線	四、七、一九	五、七、一九	五	日本電氣株式會社
二八七四	淺野式合板製造裝置	四、二、二四	五、二、二四	五	淺野健太郎
二九〇五	金屬の生成法	五、二、二四	六、二、二四	五	江澤謙二郎
二九四〇	眞珠素質被着法	五、五、一	六、五、一	一〇	御木本幸
二九六〇	眞珠形成法	五、六、二〇	六、六、二〇	五	西川眞
二九六八	同	五、六、二〇	六、六、二〇	五	同
二九六九	同	五、六、二〇	六、六、二〇	五	同

三〇七二	眞珠形成法	大正五、六、二〇	昭和六、六、二〇	五	西川眞吉
三〇六八	玻璃溶液を搬送する裝置	五、〇、二二	六、〇、二二	五	德永芳治郎
三〇五八	制御方式	六、一、九	七、一、九	五	株式會社芝浦製作所
三〇五七	壘栓	六、一〇、四	七、一〇、四	五	平本淳一
三二九二	濾波器を具へたる電氣通信中繼裝置	六、三、二	七、三、二	三	日本電氣株式會社
三二九三	精米機	七、一、〇	八、一、一〇	五	佐藤長
同上の追加					
三二九四	同	七、七、二	八、一、一〇	五	同
同上の追加					
四一六七	同	二、一、三	八、一、一〇	五	同
三三三四	特殊合金鋼	七、二、三	八、二、三	三	株式會社住友製鋼所
三三三三	同上	七、二、三	八、二、三	三	同
三三六〇	水銀避雷器	七、五、八	八、五、八	一〇	遞信大臣
三三〇八〇	經木「モール」製造機	七、八、九	八、八、九	三	浦田百太郎
三三五四	凝結紙器製造法	七、三、七	八、三、七	七	日本紙業株式會社
三四〇一	組網機	八、四、四	九、四、四	三	西備綆網株式會社
三五九三	高周波振動電流變調裝置	九、三、九	一〇、三、九	五	日本電氣株式會社
三六四六	水管接手	九、六、一〇	一〇、六、一〇	五	株式會社ヂョイント商會
三六八八	高周波式有線多重電信電話裝置	九、六、三〇	一〇、六、三〇	五	遞信大臣
三七五一	戸上式配電裝置	九、一、二五	一〇、一、二五	三	株式會社戸上電機製作所
同上の追加					
五〇七三	配電裝置	一〇、一、二五	一〇、一、二五	三	同
三七八二	模様彫刻法	一〇、一、一九	一一、一、一九	三	井波合名會社外一
三八三七	エロア生地製造法	一〇、四、六	一一、四、六	三	東京帽子株式會社



四〇六三	滑石陶磁器製造法	大正〇、二、三〇	昭和二、二、三〇	株式會社名古屋製陶所
六三九三	同上	出願公告	〃	〃
四三九五	電子放電管用安定器	〃	〃	〃
四三六〇	自硬性磁石鋼	〃	〃	〃
四三六七	眞空球出力制御裝置	〃	〃	〃

百件以上ノ特許權所有者一覽表  
(昭和十二年十二月末現在)

住居地	權利者名	件數
神奈川	東京電氣株式會社	一、七五〇
東京	株式會社芝浦製作所	一、一五八
獨逸	イーゲー、フアルベンインツストリー、アクチエンゲゼルシャフト	九六二
東京	株式會社日立製作所	八六五
獨逸	シューメンズ、シュツケルト、ウエルケアクチエンゲゼルシャフト	六四二
東京	シューメンズ、ウントハルスケアクチエンゲゼルシャフト	三四五
東京	財團法人理化學研究所	三三三
東京	三菱重工業株式會社	三三二
同	日本電氣株式會社	三〇三

住居地	權利者名	件數
米國	ウエスチングハウス、エレクトリック、エンド、マヌファクチュアリ	三三三
東京	三菱電機株式會社	二四七
同	堀井新治郎	二〇九
同	三井鑛山株式會社	二〇六
同	古河電氣工業株式會社	一九九
同	日本タイプライター株式會社	一八七
同	濱田初次郎	一四三
同	日産化學工業株式會社	一三三
獨逸	テレフンケン、ゲゼルシャフト、フュールドライトローゼ、テレグラーフキー、ミットベシユレンクテルハフツング	一三六
關東州	南滿洲鐵道株式會社	一三二
東京	味の素本舖株式會社鈴木商店	一三〇

住居地	權利者名	件數
瑞西	ソサイエター、オブ、ケミカル、インヅストリー、インバーゼル、日本窒素肥料株式會社	二一九
東京	株式會社明電舎	一〇六
計		九、六九三

百件以上ノ實用新案權所有者一覽表  
(昭和十二年十二月末現在)

住居地	權利者名	件數
東京	株式會社日立製作所	一、五八六
同	三菱電機株式會社	七三六
同	株式會社芝浦製作所	七三三
神奈川	東京電氣株式會社	六五〇
大阪	松下電器産業株式會社	四七七
神奈川	富士電機製造株式會社	三八四
獨逸	シューメンズ、シュツケルト、ウエルケ、アクチエンゲゼルシャフト	三六六
京都	株式會社島津製作所	三〇三
大阪	東洋紡績株式會社	二九三
亞米利加合衆國	ウエスチングハウス、エレクトリック、エンドマヌファクチュアリ	三〇〇

住居地	權利者名	件數
東京	日本タイプライター株式會社	二〇二
同	古河電氣工業株式會社	二〇二
同	三菱重工業株式會社	一九四
同	片倉製糸紡績株式會社	一九九
同	郡是製絲株式會社	一八七
大坂	住友電線株式會社	一八二
埼玉	小西政太郎	一七二
兵庫	金田喜一	一六五
大阪	湯淺蓄電池株式會社	一四四
東京	東洋鋼材株式會社	一三三
兵庫	株式會社神戸製鋼所	二二九
京都	日本電池株式會社	二二四
兵庫	紡機製造株式會社	二二四
東京	株式會社明電舎	二一四
大阪	東洋製罐株式會社	二一三
東京	瀨川勝平	二〇八
長野	増澤龜之助	二〇八
東京	倉持長吉	二〇三
同	林友吉	二〇二
計		八、五八八



百件以上ノ意匠權所有者一覽表

(昭和十二年十二月末現在)

住居地	權利者名	件數
東京	株式會社服部時計店	二四
大阪	佐久田嘉一郎	三七
同	八木卯三郎	一六
愛知	日本陶器株式會社	一五
大阪	山本英二	一四
同	日本石鹼株式會社	一六
京都	京都織物株式會社	一〇
東京	篠原金作	一〇
計		一、二九〇

二百件以上ノ商標權所有者一覽表

(昭和十二年十二月末現在)

住居地	權利者名	件數
東京	三井物産株式會社	一、五七
兵庫	大同燐寸株式會社	一、四四

大阪	中山太一	九〇
東京	三輪善兵衛	八二
同	三共株式會社	八七
同	鐘淵紡績株式會社	七六
兵庫	朝日燐寸株式會社	七四
大阪	中山小三郎	六九
東京	株式會社平尾贊平商店	六三
同	伊東榮	五三
大阪	伊藤忠商事株式會社	四三
東京	三菱商事株式會社	四三
大阪	株式會社武田長兵衛商店	四三
同	株式會社伊藤萬商店	三九
同	株式會社桃谷順天館	三六
同	株式會社丸紅商店	三三
東京	大日本麥酒株式會社	三二
同	森永製菓株式會社	三二
同	王子製紙株式會社	三二
大阪	日本棉花株式會社	三二
東京	株式會社資生堂	三二
同	花王石鹼株式會社	三二

東京	明治製菓株式會社	三三
大阪	株式會社壽屋	三〇
同	曾根高玉吉	三〇
同	春元石鹼株式會社	二八
同	津川甚七	二七
同	又一株式會社	二六
東京	橋本徳次郎	二六
大阪	株式會社山口商店	二六
同	中山豊三	二五
同	株式會社鹽野義商店	二五
同	森下博	二五
東京	株式會社松屋呉服店	二四
大阪	栗津孝太郎	二四
東京	日本紙業株式會社	二三
大阪	木村幸次郎	二三

大阪	株式會社田村駒商店	三三
東京	株式會社小林商店	三三
同	株式會社吉田久四郎商店	三三
同	三菱製紙株式會社	三二
大阪	江商株式會社	二八
同	株式會社松下商店	二八
京都	熊谷直之	二八
愛知	豊田紡績株式會社	二六
東京	久保政吉	二六
大阪	日東石鹼株式會社	二六
同	東洋紡績株式會社	四二
東京	堀井新治郎	二六
神奈川	東京電氣株式會社	二三
獨逸	イーゲーファルベンインヅストリ 1、アクチエンゲゼルシャフト	一、四四
計		二、八八

商標の類似

商標法の目的が取引の安固と不正競争の防止とに振り向けらるゝ以上、同

一又は類似の商品に付き權利者を異にする二つ以上の同一、又は類似商標の登録を許容することは商標法本来の精神に背反する。されば商標法の運用は何よりも「類似商標權の對立」と云ふ現象を防遏、又解消する方向に傾かざるを得ない。斯くの如くにして商標權の保護は初めて全きを得るのである。如何なる場合に二つの商標が互に紛れ易いか。之等の各場合を日常の經驗



側から歸納して、外觀、稱呼、觀念の三つの場合に集約し、此の三方面から商標の類似を判断すべきであるといふのが今日迄の仕来りである。

二つの商標が互に類似するといつても、眼で見た感じ—視覚の上で類似するものもあれば、稱呼即ち耳で聞いた感じ—聽覺の上で類似する場合もあるし、又觀念即ち心に映じた感じ、—心像の上で類似する場合もある。兩商標が外觀、稱呼、觀念の孰れか一つで、類似すると認められるものは、他の點で類似しなくとも猶ほ類似の商標と看做される場合が多い。

商標の類似が外觀、稱呼、觀念の三方面から判断せられることは、上記の通りであるが、具體的に之を判定する方法としては通常次の如き觀察が基準となつてゐる。

一、離隔的觀察 兩商標の類似の最も適用の多き場合は外觀の類似であるが、其の判定標準として一般に外觀の類否は離隔的觀察に依るべく、單に對比觀察に依るべきではないと言はれ

る。之は甚だ重要なことであつて、二つの商標を直接に比較對照した處では容易に相互に區別出来るものであつても、各別に時と所とを異にして觀察するときは容易にその區別が付かず、彼と是とを誤る場合が非常に多い。而も實際の取引では商標が直接に比較せられることは稀有であつて、同種類の商品が多數に存在する市場のさ中に在つて、特定人の營業に係る商品なることを表彰することを職能とする商標が離隔的觀察に依つて正しく其の類否を決定せらるべきものであることは當然であらう。

二、商標要部の比較 商標は文字、記號もしくは圖型、又は之等の結合から成るものであつて、その構成の單純なものも有れば又極めて複雑なものもあり、其の種類、状態に於て錯雜を極める。元來商標は之を全體として一即ち一連不可分の一體として觀察すべきものであるが、商標の職能が商品の區別標識たることに在る關係上、商標構成の状態や結合の模様から自然に人の

注意を惹く部分とさして注意を喚起しない部分とが出来て来る。一見人の注意力を集めるやうな部分が「商標の要部」と言はれるものであつて、「商標の要部」がやがて商標全體を表現する機能をもつのである。その他の部分は所謂附記、附飾、輪廓等であるから、通例商標類似の判定には之を除外して觀察せらる。固より外觀上の類似商標であるか否かを決定する場合には單に「商標の要部」のみを抽出して類否の判断を供すべきでなく、全體としての綜合印象によつて決すべきものである。「商標の要部」であるか否かは商標自體につき客觀的に判断されるべきものであつて、商標使用者の主觀的理由、文字、圖型、記號等が商標中に占める位置、その表示の大小等のみから決定せらるべきではない。

三、普通人の注意力 商標の類否の判定に當つては人の注意力と云ふことも標準資料にならなくてはならない。固より人の注意力と云つても千差萬別で各人の天分なり教養なり習慣なりに依

つて注意力に自然親疎の差が出来る。具體的問題としては議論のある所であるが、通説としては一般需要者がその商品を購入するに當つて普通に用ふる注意力を以て其の標準とする事になつてゐる。商標の僅かの差異にも氣付き之を區別の標識として取扱ふことが出来るやうな練達の取引者の注意力を標準とすることは不當であらう。尤も此の注意力と云ふものは時代の相違とか文化の程度に依つて差異のあるのは勿論、同時代に在つても例へば頭飾品、書籍、雜誌等の如く比較的高度の注意が拂はれるものと認めらるゝ商品とさうでないものと付ては自から商標の類否を判定する上に差異が設けられるのは已むを得ない所であつて、寧ろ此のやうに商品に依つて取扱に差等があつてこそ商標と云ふものが取引社會に活きて働くこととなるのである。次に類似の態様に付いて簡単に解説することとする。

### 一、外觀の類似

商標が外觀に於て類似すると云ふのは商標の外形上の類似即ち眼で見た感じの上で互に紛はしいといふことである。即ち商標を構成する資料例へば圖型とか文字との配置、表現の態様、色彩の配合等が酷似してゐる場合が此の外觀上の類似に該當する。而して商標の外觀上の類否は前に述べた離隔的觀察に依つて、各別に時と所とを異にして相紛るゝの慮れありや否やにつき判断する要がある。圖は外觀類似に付き十個の適例を掲げたものである。

### 二、稱呼の類似

商標からは自然にその呼び名、即ち稱呼が生ずる。稱呼上の類似商標とはその呼び名が聽覺の上で彼此互に紛れ易いといふことである。商標が外觀又は觀念を異にしてゐる場合にもその稱呼が紛らはしい爲めに類似の商標と見られる場合が可成り多い。商標の稱呼は特別の場合を除き、文字商標に付ては其文字の普通の訓み方又は發音から生じ、記號、圖型又は此等の結合か










# 似類呼稱

			
	端午 (Bunwu)		
ボンソール (Bonsouru)		たけのこ (Takenoko)	
優勝 (Yuu-sei)	勇將 (Yuu-kyou)	神育 (Kamiku)	進歩 (Shinpo)
人形 (Ningyo)		雲 (Kumo)	
太陽 (Taiyou)	大洋 (Taiei)	精神丹 (Kamishin Dan)	清心丹 (Shinjin Dan)
QQQ	Thank you	公 (Kou)	コ (Ko)

特許局  
商標課

# 似類觀外

			
			
		鳥 (Torii)	鳥 (Torii)
			
		白雪 (Shirayuki)	白雲 (Shirayun)

特許局  
商標課



三、觀念の類似

商標觀念類似とはその商標の表現する意味が同一である爲に商標が彼此れ

相紛はしきに至る場合を言ふのである。文字商標に付いてはその文字が取引上普通に有する意味の上で類否が判定せられるし、圖形商標に付いてはそ

の圖形の全般又は要部の表現する普通の意味から類否が決定せられるのである。尤も商標には何等特定の觀念を有たないものがあるが、他方一つの商標

似類念觀

不倒翁		虎	
TIGER		SUNRISE	
金太郎		南洲	
金剛石		VIOLET BRAND	
名譽		ほまれ	
不凋翁		秀吉	
Maria		聖母	
金時		雅祭	
赤穂義士		四季	
天の川		銀河	
春夏秋冬		四季	

特許商標局

に二つ以上の觀念を包蔵することもあり得る。

觀念の類似と云はれる中には觀念の同一を指してゐる場合が極めて多いのであるが、商標の類否判断上觀念上の類似は一般に外觀上なり稱呼上なりの類似を判定する上に補助的作用を爲したり又は之が追完的作用を爲すに止まるものと言はれ、商標が觀念の紛はしい爲にのみ類似とされる範圍は寧ろ狭いやうに思はれる。實際の取引市場でも觀念に依つて商標を指示し區別するといふ場合は極めて稀であるが、實際問題としては商標の外觀又は稱呼は之を「見」又は「聞く」ことに依つて或る意味を齎したり或る觀念を腦裡に印象せしめるものであるから、市場に於て卒爾として商標が觀者に與へる直感的意味乃至印象に依つて二つの商標が互に觀念の錯綜を來たし商品の品質なり出所なりに付いて、混同誤認を生ずるの危険が全然ないとは言はれない。従つて外觀、稱呼の點からすれば區別出来る商標であつても、之に紛はしい觀念

聯合商標に就て

が結び附いて來ることに依つて類似商標として取扱はねばならない場合が出て來る。即ち觀念上の類似のみが商標の類似を律する場合もあり得るのであるが、此の場合は外觀及び稱呼上の類似と趣を異にし、取引上の必要を限度として此の範圍内に於てのみ適用せらるべきものと解する。商標が如何に類似であるか、如何なる程度に類似してゐれば之を類似と爲すか等の認定は、各場合に付き具體的に決定せらるべき問題である。觀念上の類似に付いて屢々問題となるのは、日本語と外國語との關係、古代語と現代語、普通語と特殊語の關係であり、前者はその外國語が日本語として現在熟してゐるか否かに類否が懸り、後者は言葉が相違しても、同一事物を指稱するものであるか否かが類否判定の分水嶺となる。觀念上の類似は商標の觀察中尤も心理學と交渉の多いものであるから、その判断には心理的方面からの考察も怠るべきではない。圖は觀念類似には十六個の實例を網羅してゐる。

商標法は同一人が同一の商品には指定するものとして類似の商標を、類似の商品には使用するものとして同一又は類似の商標を出願したときは聯合商標としてのみ之を登録することを許してゐる。聯合商標は所謂「豫防商標」であつて、自己本來の商標を中心として之に類似のものを案出し不正な模造に依る信用の窃用を防遏しする一方、自己の權利範圍を明確にすることに依つて將來の紛争を未然に防止するといふ職能を有するものである。商標を實際に使用するに當つては商品の等級、品質の異なる毎に（或は商品の眼先きを變へる爲に）幾分異つた商標を使用する必要が生じて來るのであつて、此のやうな場合にも聯合商標の登録と云ふことは利便の多い制度なのである。商標法上聯合の商標として登録せらるゝ要件は

(イ) 同一の商品に使用する自己の



銑鋼一貫作業

營業種目

銑鋼鋼合特副

金殊產

鐵管材鐵物

NKK

日本鋼管株式會社

社長 白石元治郎

本社及營業所 東京市麴町區丸ノ内一ノ二

電話丸ノ内(三五七一—三五七五)

神奈川縣川崎市南渡田町及扇町

工 大阪鋼管製造場

大阪市此花區大開町

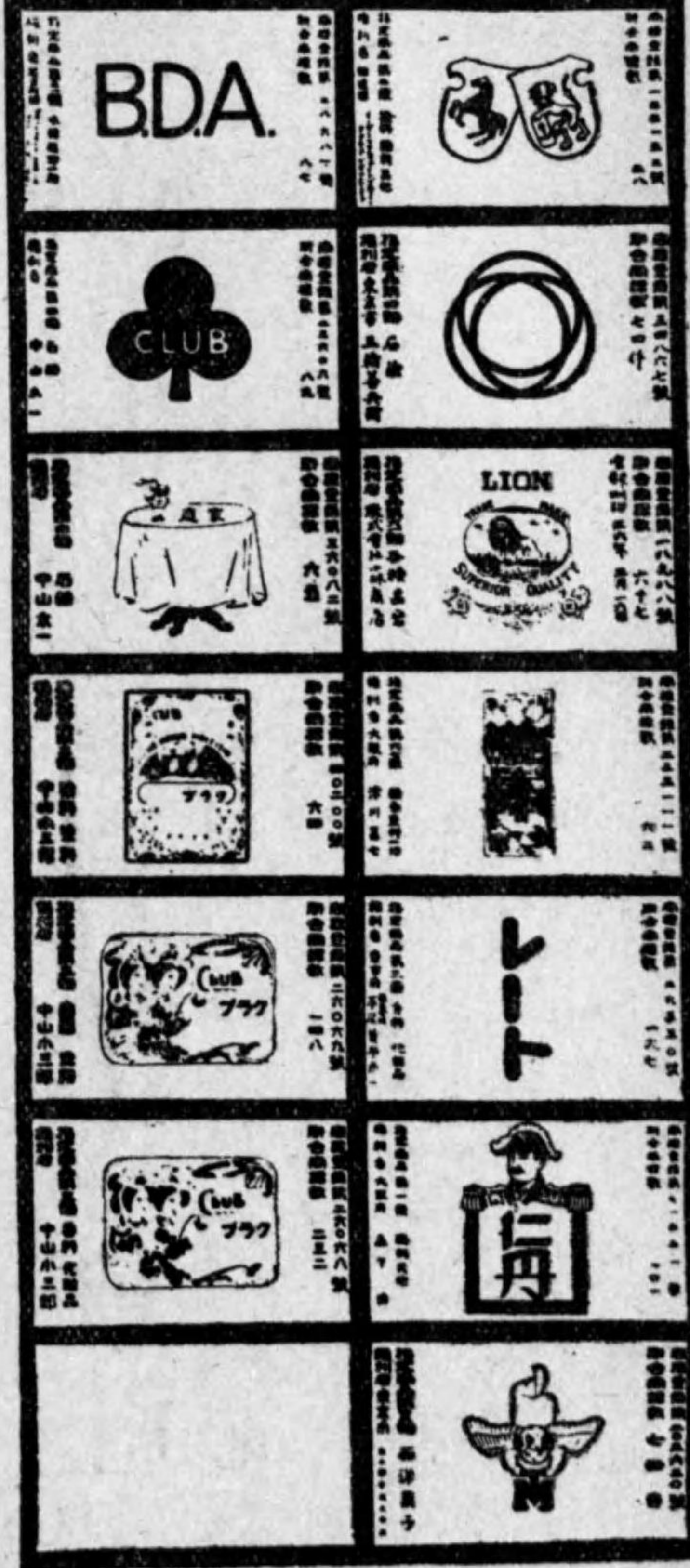
電氣製鐵所

富山縣新湊町

新潟縣沼垂町

資本金 壹億圓

例、標商合聯、上以個十五



商標に類似するもの  
 (ロ) 類似の商品に使用する自己の  
 商標と同一のもの  
 (ハ) 類似の商品に使用する自己の  
 商標に類似するもの  
 であることを必要とする。尤も聯合の

商標として出願したものが自己の商標  
 に類似すると共に他人の登録商標に類  
 似するやうな場合にはその登録を許さ  
 れないし、又商標自體から見て商標法  
 第一條、第二條に規定する特別顯著の  
 要件を缺くやうなものは同様登録を受

けることが出来ない。  
 著名登録商標には例外なく相當數の  
 聯合商標が登録せられてゐて、奸商の  
 模倣を防止する爲の商權保護が與へら  
 れてゐる。圖示のものは其の中最も顯  
 著な實例である。



製造品目

亞鉛華・光明丹・リトホン・其他各類料・人造樹脂  
 堅練ペイント・調合ペイント・各種エナメル・ワニス・ラツカー  
 船底塗料・防錆塗料・ボイルド油・耐藥品耐水塗料・其他高級特殊塗料



日本ペイント株式会社

大阪工場 大阪市西淀川区浦江北四丁目  
 電話福島(45) 二五五二—二五五六  
 二五五八  
 東京工場 東京市品川区南品川四丁目  
 電話高輪(44) 二〇四三—三六四四  
 滿洲工場 奉天西區南三條  
 電話 五五〇一

鐵遞陸海大農女

道信軍軍藏林部

省省省省省省  
 各各地地方 各各地地方 各各地地方 各各地地方 各各地地方 各各地地方  
 遞鐵道 遞鐵道 遞鐵道 遞鐵道 遞鐵道 遞鐵道  
 局局局局局局  
 各各各各各各  
 電電電電電電  
 氣氣氣氣氣氣  
 學學學學學學  
 校校校校校校  
 會會會會會會  
 社社社社社社

御指定

日本及外國特許

屋井乾電池

屋井乾電池株式會社

本社 東京市神田區錦町一丁目  
 電話神田(25) 二二二三—二二四番  
 工場 神奈川縣川崎市下並木  
 電話川崎 二七一四番



# 本邦發明年代表

明治一八年	十八年式村田歩兵銃	男爵村田經芳	明治三五年	無線電信	松代松之助
明治一八年	生茶葉蒸機	高林謙三	明治三六年	糖液蒸發罐	木村駿吉
明治一八年	錦莞造織機	磯崎眠亀	明治三七年	八千代黑紋染防糊 (八千代黒・萬代黒)	鈴木藤三郎
明治一八年	麵類製造機	眞崎照郷	明治三七年	蠶兒雌雄鑑別法	西室逸作
明治二一年	座繰式製絲器	御法川直三郎	明治四〇年	紡績絹糸	農博石渡繁胤
明治二五年	飛行機	二宮忠八	明治四〇年	衛生罐材(通稱ラツカ) (トドチン)	坂根清一
明治二七年	騰寫版	堀井新治郎	明治四一年	網防腐法	宮崎賢一
明治二八年	自動織機	豐田佐吉	明治四一年	味の素	日高榮三郎
明治二九年	製鹽釜	高田嘉助	明治四二年	廣井式編網機	理博池田菊苗
明治三〇年	亞鉛華精製法	茂木重次郎	明治四二年	タカチアスターゼ	廣井仙市
明治三〇年	宮原式水管汽罐	工博宮原二郎	明治四二年	沿軸並流水車	藥博高峰讓吉
明治三一年	三十一年式速射野砲	男爵有坂成章	明治四四年	石川式播潰機の改良	田澤昌孝
明治三四年	アドリナリン	工博高峰讓吉	明治四四年	石灰窒素	石川平藏
明治三四年	發電機及電動機の磁田 鐵心	工博岸敬二郎	明治四四年	オリザニン(グイタミ) (ソバ)	工博藤山常一
明治三五年	庭織機	寺島昇	明治四四年	靜電オツシログラフ	農博鈴木梅太郎
			明治四四年	河豚毒素テトロドトキ シン製造方法	工博鳳秀太郎
			明治四五年	T・Y・K式無線電話機	藥博田原良純
					工博鳥潟右一
					横山英太郎
					北村政治郎

大正元年	梅野式自動製麵裝置	農博梅野明二郎	大正七年	水銀避雷器	工博密田良太郎
大正二年	磯野式兩用犁	磯野七平	大正八年	ヴァイオリン甲板剝削 機	鈴木政吉
大正二年	製茶機(外二件)	白井喜市郎	大正八年	三相誘導電動機	工博竹内壽太郎
大正二年	乾電池	屋井光藏	大正九年	鋤先及犁床	深見平次郎
大正二年	清水式無砂精米兼粉摺 機	清水廣吉	大正九年	撚糸機	長谷善一
大正二年	眞珠素質被着法	御木本幸吉	大正九年	鍍中の金銀銅回收法	工博窪田哲二郎
大正三年	ゐのくち式唧筒	工博井口在屋	大正一〇年	OYK誘導同期電動機	工博山本忠興
大正四年	周波數變換裝置	工博鯨井恒太郎	大正一〇年	牛疫豫防液	工博川原田政太郎
大正四年	邦文タイプライター	杉本京太	大正一〇年	自動編網機	工博嶋崎千晴
大正四年	整流子型電氣機	工博田中龍夫	大正一〇年	木綿調帶	平田佐雄
大正四年	タクマ式汽罐	田熊常吉	大正一一年	易反應性鉛粉製造方法	新田長次郎
大正五年	S・T式製鹽法	田中新吾	大正一一年	赤褐鐵鑛選鑛法	島津源藏
大正五年	岩田式脱稈機	岩田繼清	大正一一年	自硬性磁石	工博梅根常三郎
大正五年	眞珠形成法	西川藤吉	大正一二年	複線式搬車	工博渡邊三郎
大正六年	安全インキ	篠崎又兵衛	大正一二年	印刷機	玉村勇助
大正六年	阿部式電氣時計	阿部彦吉	大正一二年	サクラ漆器	濱田初次郎
大正六年	黒田式骸炭爐	黒田泰造	大正一二年	白熱電球	河野篤二
大正七年	導滋率計	工博丹羽保次郎			和田梓之助
大正七年	耐久磁石(K・S鋼) (新K・S鋼)	理博本多光太郎			不破橘三郎
					白石裕一郎
					森二一郎



大正一三年	グイタミンA	農博高橋克巳	昭和三年	電氣紋織機	中西金次郎
大正一三年	護謨底地下足袋	石橋徳次郎	昭和三年	自動織機	中西金作
大正一四年	耐熱強力ニッケルプロ ンズ合金	工博石川登喜治	昭和三年	光弾性寫眞方法	野上八重治
大正一四年	絶對自動製絲機械	湯淺藤市郎	昭和三年	テレウキジョン装置	工博辻 二郎
大正一四年	寫眞植字機	石井茂吉	昭和三年	高速度活動寫眞装置	工博栖原豊太郎
大正一四年	杼換式自動織機	森澤允雄	昭和三年	花筵織機	淺越助五郎
大正一五年	ピストンリング	豊田喜一郎	昭和三年	圓形組網機	山本明德
大正一五年	無結節組網機	工博大河内正敏	昭和三年	金錢登録機	間宮精一
大正一五年	水銀蒸汽整流器	子爵海老原敬吉	昭和三年	超短波無線通信機	工博宇田新太郎
大正一五年	油母頁岩乾餾法	角田採米	昭和四年	金屬マグネシウム製造 法	子爵大河内正敏
大正一五年	鶏の初生雛雌雄鑑別法	岡村金藏	昭和四年	アムモニア合成用接觸 劑製造方法	今富祥一郎
昭和二年	自働織機	獸醫増井清	昭和四年	多極真空管	柴田勝太郎
昭和二年	空氣壓搾機	農博橋本重郎	昭和四年	電氣聽診器の改良	莊司信守
昭和二年	合成香料	大野 勇	昭和四年	珪素亞鉛銅合金(シル ジン)	安藤 博
昭和三年	廻轉計算器	坂本久五郎	昭和四年	テレウキジョン装置電 視受影方式・外三件	工博石川登喜治
		堀内利器			工博松山寛慈
		甲斐莊楠香			曾根 有
		植田正一			工博丹羽保次郎
		大本寅治郎			小林正次

# 欠



# 欠

(二) 新規性の審査と出願公告とを  
共に行ふもの 發明の新規性について

の審査をした後特許し得るものと認め  
た場合更に出願公告をして、公衆に異  
議申立の機會を與へる國がある。この  
審査と出願公告の二つを結合した制度  
を最初に採用したのは獨逸であつて、  
一八七七年の特許法以來これを規定し  
てゐる。英國は一八五二年に特許法を  
改正して、世界各國に先立ち出願公告  
・異議申立の制度を定めたが新規性審  
査の制度の採用はずつと遅れて一九〇  
二年のことであつた。

この制度は日本、英國、濠洲聯邦、  
印度、ニュージールランド等の英國殖民  
地、丁抹、フィンランド、諸威、和蘭  
ソヴェート聯邦、瑞典、チェッコスロ  
ヴァキア等で採用されてゐる。尙まだ  
施行の運びには至らないが、一九三四  
年公布の伊太利工業所有權法もこの制  
度を採つてゐる。

○無審査制度 一にフレンチ・システ  
ムと呼ばれ佛國がこの制度を代表して  
ゐるやうに思はれてゐる。所謂無審査

制度もこれを三別することが出来るの  
ではあるまいか。

(一) 單純に登録するもの 發明の  
新規性について些の審査もしないで特  
許を與へる國がある。尤もこの制度の  
國でも出願書類の方式の適否、特許性  
除外規定(例へば飲食物、公序良俗を  
紊るが如きものについての)の觀點か  
ら書類に眼をとほすことは勿論であ  
る。佛國は一八九一年來この制度を固  
守して今日に至つた。佛國の他、白耳  
義、ダンチツヒ、ドミニカ、西班牙、  
希臘、伊太利(現行法)、ルクセンブル  
ク、モロッコ、ルーマニア、シリア及  
レバノン、土耳其等に行はれてゐる。

(二) 出願公告をするもの 發明の  
新規性について審査しない點は(一)と  
同様であるが、特許を與へるに先立つ  
て出願の内容を公告して異議申立の機  
會を與へる點に於て異つてゐる。この  
制度を採る國には、エストニア、洪牙  
利、葡萄牙、南阿聯邦、テュニス、ユ  
ーゴスラヴィア等がある。

(三) 方式審査を嚴重にするもの

(一)及(二)の制度の國に比較して方式  
審査を嚴重に行ひ、殊に明細書、請求  
範圍の理論的構成、明確性を吟味する  
國がある。波蘭、瑞西はこの部類に屬  
してゐるが、就中瑞西ではこの種の審  
査嚴重を極めてゐて、特許局(聯邦智  
能的所有權局)の訂正命令數次に及ぶ  
ことがあるので、所謂審査國に於ける  
よりも却つて繁雜の感がする。尙芬蘭  
のやうに(一)、(二)の何れにも入れら  
れる國がある。

左に主要外國に於ける特許制度の沿  
革及其特徴の一端を略記する。

グレート・ブリテン(英國)

ジェームス一世の治下に於て、從來  
の特權を廢止し新に特許狀を付與する  
ことを規定した法律が公布された。こ  
れが一六二三年の專賣條例であつて英  
國特許制度の礎石となつてゐる。その  
後特許制度について特筆する程の改正  
もなく二百餘年を経過したが、一八五  
二年の特許法に於て出願公告制度を確  
立し、公衆に異議申立の機會を與へて  
特許制度の信用を高め他面特許料を低



減して特許出願を容易にしたことは刮目すべき大改正であつた。一八八三年特許意匠商標法を以て工業所有權各部門に關する規定を包括し、一九〇二年になつて初めて發明の新規性審査の制度を採用し、一九〇七年、一九一九年、一九二八年、一九三二年に大小の改正を行つた。尙一九〇七年の改正以後は商標關係の規定は分離されて特許及意匠法となつた。特許及意匠法中特異なものとして『當然實施許諾』(Licences of Right)の規定を擧げることが出来る。即ち『當然實施許諾』の裏書を受けるときは特許料を半減されるものであつて、アイルランド(自由國)及希臘の特許法に同様の規定があり、また獨逸新特許法(一九三六年)にもこれに倣つた規定(第十四條)がある。明細書に假明細書と本明細書との區別を置く點、特許權存續期間の延長を許す點等も他に類例の少いものである。

**アメリカ合衆國**

一七八九年四月三十日ジョージ、ウオシントン、大統領就任演説に於て

發明の保護獎勵に言及した。そしてその翌年即ち一七九〇年の四月十日には米國最初の特許法の公布を見たがその内容は大體英國特許法(專賣條例)の規定に類するものであつた。その後一七九三年、一八〇〇年、一八一九年、一八三二年の改正を経て一八三六年に一大改正が加へられた。即ち一八三六年の法律によつて、從來の無審査主義を棄て、審査制度採用の先鞭をつけると共に初めて獨立した特許局を設置した。一八三七年、一八三九年、一八四二年(意匠特許)に於て枝葉の點に於いての改正があり、一八六一年には從來の特許權存續期間十四年を十七年とし法律によるに非ざれば特許權存續期間を延長し得ないものとして實質的には存續期間延長制度を廢止し更にその後十數回の改正を経て今日に及んだが、その中一九三〇年五月二十九日の改正即ち無性繁殖による植物の新種を保護して所謂植物特許の道を開いたことは注目し得る。

現行特許法の規定中特徴あるものを

一二擧げる。  
特許出願前二年以内にその特許出願にかゝる發明が内外國刊行物に記載され又は國內に於て公用されたことは發明の新規性喪失の原因とならない點(修正法律第四八八六條)は加奈陀特許法の同様の規定と共に發明者に對し寛大なものと云ふべきである。因にこれと同様の趣旨の規定は獨逸新特許法にもある。

修正法律第四八八七條第一項の解釋から、外國に最初に特許出願した後一年以上を経過して米國に特許出願をした場合は、假令米國に出願當時その發明が公知公用に屬さなくとも一旦その外國に於て特許を與へられるに至れば米國に於ては特許を與へることなく、また與へられた特許は無効される危險が考へられるが、この規定は屢々問題を惹き起す。これに類した規定は加奈陀特許法第二十六條中にも見る。

**佛蘭西**

審査制度を固持する國である。現行特許法は一八四四年の公布であるから

これが制定後やがて百年にもならうとしてゐる。今日に至る迄特許法改正の企圖されたことは度々あつたが根本的な改正の實現を見るに至らなかつた。佛國特許法では特許權存續期間を五年、十年、十五年に區別して出願者の選擇にまかせてゐるが何等實效あるものとも思はれない。また特許を受けた後特許品に相當する物を外國から輸入するときには特許權を喪はしめられると云ふやうな規定があるが工業所有權保護同盟條約國民との關係では適用されないからそれも殆んど空文である。

**獨逸**

バヴァリアでは一七九一年、プロシヤは一八一五年に特許法が施行されたやうに獨逸のある邦では比較的夙く特許制度の實施を見たが全體的な獨逸帝國特許法が制定されたのは一八七七年のことであつた。發明の新規性の審査と出願公告制度とを併せて採用した特許法は世界各國中これをもつて嚆矢とする。一八九一年、一九一一年に改正があり、その後久しく改正實現の機を

得られなかつたが(尤も、一九二三年に特許權存續期間を十五年より十八年とする)、一九三六年五月五日(同年十月一日より施行)漸く新特許法の公布を見るに至つた。

現行獨逸特許法の規定中特徴あるもの一二を擧げる。

特許出願者(又はその前權利者)は出願にかゝる發明を出願前六月以内に刊行物に記載し又は公然使用しても何等發明の新規性を喪はしめられないと云ふ意味の規定を第二條に見る。これは米國特許法の規定に倣つたものと見られてゐる發明者にとつて寛大な規定に思へるが是非の論もある。國內では發明者にとつて便益があるが、大多數の外國ではかゝる行爲は發明の新規性喪失の原因となるが故に外國出願の場合危険があるとも云はれる。殊に獨逸人は外國特許を受けること最も多き國民だけにかゝる懸念もあらう。しかし一九三四年ロンドンで開かれた工業所有權保護條約改正會議でも、この獨逸新特許法の規定と同一趣旨の規定が提案され賛成國が相當多かつたところを見

ると、今後この種の規定を取り入れる國が出て来るのではなからうか。

發明者の經濟的負擔を軽くするため、第一年及第二年の特許料を廢止し貧困者のために特許料等納付の猶豫を與へてゐる(第十一條)。また新特許法は『當然實施許諾』の制度を採用したが、これは英國その他一二の國にも行はれてゐる制度である。

**○各國特許權存續期間**

國名	存續期間	存續期間起算日
獨逸	一八年	出願日
白耳義	二〇年	出願日
カナダ	一七年	特許日
アメリカ合衆國	一七年	特許日
佛蘭西	五年、十年、十五年	出願日
英國	五年、十年、十五年	出願日
リトアニア	六年	出願日
イタリア	五年	出願日
瑞西	五年	出願日
チエツコスロ	五年	出願日
ヴァルキア	五年	出願公告日







△蘭領印度  
△「スリナム」及「キユラサオ」  
△「ポーランド」  
△「ポルトガル」(「アゾレス」及「マデ  
イラ」を含む)  
○「ルーマニア」

△瑞典  
△瑞西  
△「タンジール」地方  
△「チエツコスロヴァキア」  
△「テュニス」  
△「トルコ」

△「ユーゴスラヴィア」  
〔備考〕  
○ハ「ワシントン」條約参加を示す  
△ハ「ヘーグ」條約参加を示す  
□ハ「ロンドン」條約参加を示す

最近十年間各國特許及實用新案登録出願件數一覽表

其の一 (昭和二年—昭和六年)

國名	昭和二年		昭和三年		昭和四年		昭和五年		昭和六年	
	特許	實用新案	特許	實用新案	特許	實用新案	特許	實用新案	特許	實用新案
日本	12,607	27,675	13,059	29,579	14,296	33,111	15,430	38,487	15,183	38,396
獨逸	4,028	10,282	4,338	11,338	4,747	12,007	5,917	15,417	5,497	14,719
英國	6,857	16,457	7,895	19,837	7,748	19,283	7,400	18,163	7,666	19,171
佛蘭	6,375	15,735	6,887	17,333	6,728	17,031	7,163	18,563	7,171	18,857
アメリカ合衆國	1,281	3,181	1,573	3,733	1,403	3,431	1,563	3,853	1,457	3,737
カナダ	862	2,104	840	2,154	894	2,281	978	2,431	933	2,349
獨逸地	1,804	4,755	1,877	4,877	1,969	5,048	1,841	4,848	1,941	5,091
英國地	2,804	7,045	3,014	7,737	3,337	8,588	3,280	8,488	3,364	8,791
佛蘭	3,067	7,849	3,556	9,188	3,988	10,233	3,959	10,233	4,217	11,033
アメリカ合衆國	354	907	456	1,166	519	1,323	559	1,433	627	1,577
カナダ	1,047	2,677	1,278	3,237	1,403	3,583	1,533	3,933	1,633	4,133
獨逸	774	1,974	840	2,154	894	2,281	978	2,431	933	2,349
英國	862	2,104	840	2,154	894	2,281	978	2,431	933	2,349
佛蘭	1,281	3,181	1,573	3,733	1,403	3,431	1,563	3,853	1,457	3,737
アメリカ合衆國	1,804	4,755	1,877	4,877	1,969	5,048	1,841	4,848	1,941	5,091
カナダ	2,804	7,045	3,014	7,737	3,337	8,588	3,280	8,488	3,364	8,791
獨逸地	3,067	7,849	3,556	9,188	3,988	10,233	3,959	10,233	4,217	11,033
英國地	354	907	456	1,166	519	1,323	559	1,433	627	1,577
佛蘭	1,047	2,677	1,278	3,237	1,403	3,583	1,533	3,933	1,633	4,133
アメリカ合衆國	1,804	4,755	1,877	4,877	1,969	5,048	1,841	4,848	1,941	5,091
カナダ	2,804	7,045	3,014	7,737	3,337	8,588	3,280	8,488	3,364	8,791
獨逸	3,067	7,849	3,556	9,188	3,988	10,233	3,959	10,233	4,217	11,033
英國	354	907	456	1,166	519	1,323	559	1,433	627	1,577
佛蘭	1,047	2,677	1,278	3,237	1,403	3,583	1,533	3,933	1,633	4,133
アメリカ合衆國	1,804	4,755	1,877	4,877	1,969	5,048	1,841	4,848	1,941	5,091
カナダ	2,804	7,045	3,014	7,737	3,337	8,588	3,280	8,488	3,364	8,791
獨逸地	3,067	7,849	3,556	9,188	3,988	10,233	3,959	10,233	4,217	11,033
英國地	354	907	456	1,166	519	1,323	559	1,433	627	1,577
佛蘭	1,047	2,677	1,278	3,237	1,403	3,583	1,533	3,933	1,633	4,133
アメリカ合衆國	1,804	4,755	1,877	4,877	1,969	5,048	1,841	4,848	1,941	5,091
カナダ	2,804	7,045	3,014	7,737	3,337	8,588	3,280	8,488	3,364	8,791
獨逸	3,067	7,849	3,556	9,188	3,988	10,233	3,959	10,233	4,217	11,033
英國	354	907	456	1,166	519	1,323	559	1,433	627	1,577
佛蘭	1,047	2,677	1,278	3,237	1,403	3,583	1,533	3,933	1,633	4,133
アメリカ合衆國	1,804	4,755	1,877	4,877	1,969	5,048	1,841	4,848	1,941	5,091
カナダ	2,804	7,045	3,014	7,737	3,337	8,588	3,280	8,488	3,364	8,791
獨逸地	3,067	7,849	3,556	9,188	3,988	10,233	3,959	10,233	4,217	11,033
英國地	354	907	456	1,166	519	1,323	559	1,433	627	1,577
佛蘭	1,047	2,677	1,278	3,237	1,403	3,583	1,533	3,933	1,633	4,133
アメリカ合衆國	1,804	4,755	1,877	4,877	1,969	5,048	1,841	4,848	1,941	5,091
カナダ	2,804	7,045	3,014	7,737	3,337	8,588	3,280	8,488	3,364	8,791
獨逸	3,067	7,849	3,556	9,188	3,988	10,233	3,959	10,233	4,217	11,033
英國	354	907	456	1,166	519	1,323	559	1,433	627	1,577
佛蘭	1,047	2,677	1,278	3,237	1,403	3,583	1,533	3,933	1,633	4,133
アメリカ合衆國	1,804	4,755	1,877	4,877	1,969	5,048	1,841	4,848	1,941	5,091
カナダ	2,804	7,045	3,014	7,737	3,337	8,588	3,280	8,488	3,364	8,791
獨逸地	3,067	7,849	3,556	9,188	3,988	10,233	3,959	10,233	4,217	11,033
英國地	354	907	456	1,166	519	1,323	559	1,433	627	1,577
佛蘭	1,047	2,677	1,278	3,237	1,403	3,583	1,533	3,933	1,633	4,133
アメリカ合衆國	1,804	4,755	1,877	4,877	1,969	5,048	1,841	4,848	1,941	5,091
カナダ	2,804	7,045	3,014	7,737	3,337	8,588	3,280	8,488	3,364	8,791
獨逸	3,067	7,849	3,556	9,188	3,988	10,233	3,959	10,233	4,217	11,033
英國	354	907	456	1,166	519	1,323	559	1,433	627	1,577
佛蘭	1,047	2,677	1,278	3,237	1,403	3,583	1,533	3,933	1,633	4,133
アメリカ合衆國	1,804	4,755	1,877	4,877	1,969	5,048	1,841	4,848	1,941	5,091
カナダ	2,804	7,045	3,014	7,737	3,337	8,588	3,280	8,488	3,364	8,791
獨逸地	3,067	7,849	3,556	9,188	3,988	10,233	3,959	10,233	4,217	11,033
英國地	354	907	456	1,166	519	1,323	559	1,433	627	1,577
佛蘭	1,047	2,677	1,278	3,237	1,403	3,583	1,533	3,933	1,633	4,133
アメリカ合衆國	1,804	4,755	1,877	4,877	1,969	5,048	1,841	4,848	1,941	5,091
カナダ	2,804	7,045	3,014	7,737	3,337	8,588	3,280	8,488	3,364	8,791
獨逸	3,067	7,849	3,556	9,188	3,988	10,233	3,959	10,233	4,217	11,033
英國	354	907	456	1,166	519	1,323	559	1,433	627	1,577
佛蘭	1,047	2,677	1,278	3,237	1,403	3,583	1,533	3,933	1,633	4,133
アメリカ合衆國	1,804	4,755	1,877	4,877	1,969	5,048	1,841	4,848	1,941	5,091
カナダ	2,804	7,045	3,014	7,737	3,337	8,588	3,280	8,488	3,364	8,791
獨逸地	3,067	7,849	3,556	9,188	3,988	10,233	3,959	10,233	4,217	11,033
英國地	354	907	456	1,166	519	1,323	559	1,433	627	1,577
佛蘭	1,047	2,677	1,278	3,237	1,403	3,583	1,533	3,933	1,633	4,133
アメリカ合衆國	1,804	4,755	1,877	4,877	1,969	5,048	1,841	4,848	1,941	5,091
カナダ	2,804	7,045	3,014	7,737	3,337	8,588	3,280	8,488	3,364	8,791
獨逸	3,067	7,849	3,556	9,188	3,988	10,233	3,959	10,233	4,217	11,033
英國	354	907	456	1,166	519	1,323	559	1,433	627	1,577
佛蘭	1,047	2,677	1,278	3,237	1,403	3,583	1,533	3,933	1,633	4,133
アメリカ合衆國	1,804	4,755	1,877	4,877	1,969	5,048	1,841	4,848	1,941	5,091
カナダ	2,804	7,045	3,014	7,737	3,337	8,588	3,280	8,488	3,364	8,791
獨逸地	3,067	7,849	3,556	9,188	3,988	10,233	3,959	10,233	4,217	11,033
英國地	354	907	456	1,166	519	1,323	559	1,433	627	1,577
佛蘭	1,047	2,677	1,278	3,237	1,403	3,583	1,533	3,933	1,633	4,133
アメリカ合衆國	1,804	4,755	1,877	4,877	1,969	5,048	1,841	4,848	1,941	5,091
カナダ	2,804	7,045	3,014	7,737	3,337	8,588	3,280	8,488	3,364	8,791
獨逸	3,067	7,849	3,556	9,188	3,988	10,233	3,959	10,233	4,217	11,033
英國	354	907	456	1,166	519	1,323	559	1,433	627	1,577
佛蘭	1,047	2,677	1,278	3,237	1,403	3,583	1,533	3,933	1,633	4,133
アメリカ合衆國	1,804	4,755	1,877	4,877	1,969	5,048	1,841	4,848	1,941	5,091
カナダ	2,804	7,045	3,014	7,737	3,337	8,588	3,280	8,488	3,364	8,791
獨逸地	3,067	7,849	3,556	9,188	3,988	10,233	3,959	10,233	4,217	11,033
英國地	354	907	456	1,166	519	1,323	559	1,433	627	1,577
佛蘭	1,047	2,677	1,278	3,237	1,403	3,583	1,533	3,933	1,633	4,133
アメリカ合衆國	1,804	4,755	1,877	4,877	1,969	5,048	1,841	4,848	1,941	5,091
カナダ	2,804	7,045	3,014	7,737	3,337	8,588	3,280	8,488	3,364	8,791
獨逸	3,067	7,849	3,556	9,188	3,988	10,233	3,959	10,233	4,217	11,033
英國	354	907	456	1,166	519	1,323	559	1,433	627	1,577
佛蘭	1,047	2,677	1,278	3,237	1,403	3,583	1,533	3,933	1,633	4,133
アメリカ合衆國	1,804	4,755	1,877	4,877	1,969	5,048	1,841	4,848	1,941	5,091
カナダ	2,804	7,045	3,014</							







○グレート・ブリテン 一六二三年專賣條例、一九〇七年八月二十八日特許及意匠法(其の後數回一部改正あり)  
 ○伊太利 一八五九年十月三十日特許法(其の後數回一部改正あり)  
 ○瑞西 一九〇七年六月二十一日特許法(其の後數回一部改正あり)  
 ○チエツコスロヴァキア 一九一九年五月二十七日特許法(其の後數回一部改正あり)

○各國特許局

アドレス

日本  
 東京市麹町區三年町一番地  
 獨逸  
 Patentamt,  
 Gitschierstrasse 97-103,  
 Berlin S. W. 61,  
 Deutschreich.  
 白耳義

Direction Générale de l'Industrie,  
 Ministère de l'Industrie, du Travail et de la Prévoyance Sociale,  
 19, Rue de la Loi,  
 Bruxelles,  
 Belgique.  
 カナダ  
 Patent Office,  
 Ottawa,  
 Canada.  
 アメリカ合衆國  
 United States Patent Office,  
 Washington, D. C.,  
 U. S. A.  
 佛蘭西  
 Direction de la Propriété Industrielle,  
 Ministère du Commerce et de l'Industrie,  
 26 bis, Rue de Pétrograd,  
 Paris (8<sup>e</sup>),  
 France.  
 グレート・ブリテン  
 Patent Office,  
 25, Southampton Buildings,  
 London W. C. 2,  
 England.  
 伊太利  
 Ufficio della Proprieta' Intellettuale,  
 Ministero dell'Economia Nazionale,  
 Via XX Settembre No 18,  
 Roma,  
 Italia.  
 瑞西  
 Bureau Federal de la Propriété Intelletuelle,  
 Berne,  
 Suisse.  
 チェコスロヴァキア  
 Patentniko Uradu (Bureau des Brevets),  
 Panska 1,  
 Prague II,  
 Tchécoslovaquie.

大衆躍進の  
 大発展の  
**報知新聞**  
 非常時局に鑑み  
 日曜夕刊存續  
 國策の線に沿つて  
 定價一圓 据置  
 到る處好評々々廣告効果五に百%

堂々六十餘年の  
 歴史に輝く  
 清く 明るく 正しき  
 報知新聞

内の丸・京東  
**報知新聞**  
 九三七京東替振・一六五・一五五(表代)内の丸話電



東京優良鉋

最高級 助成面取鉋

代表 助成  
商標 江平洋成  
新版カタ  
口グ進呈

東京市京橋區八丁堀二丁目二番地

大工道具 打及物卸 **三岡崎三代五郎商店**

電話京橋二四三一番  
振替東京七三八一三番

特許展入選

特許第一一九四〇二號

編竹經木製造法

第五回特許局發明展推獎品

茨城縣猿島郡古河町五九九九

桐材下駄製  
雜木下駄造  
箆笥指物卸

**中村勘次商店**

振替東京一五二二一〇番

本日發明ペン

鐵帽ペン先 普通三倍  
耐久力

(六錢切手封入見本呈上)

各デパート並に文具店第一線品

**東洋精鋼會社**

東京市小石川區丸山町

食料味覺發明

池之端仲町上野廣小路

酒悅福神漬

酒悅福神漬本舖

電話下谷 〇〇九〇番  
五二〇七番

振替東京一九〇八八番

滿洲國に於ける  
工業所有權制度

一 序 言

滿洲帝國は建國後夙に工業所有權制度の確立に意を用ひ大同二年には既に商標局を創設して商標權の確保伸張を圖り、又昨年六月には商標局を改組して特許發明局と爲し商標權のみならず特許權、意匠權の設定保護に當らしめ、次で工業所有權に關する日滿兩國間の協定をも締結し今や滿洲國工業所有權

保護の制度は全く完備するに至つたのである。而して之を其の實績に徴するに商標局創設以來國內は固より諸外國よりの出願翕然として集り今日までに至る出願件數は實に商標二萬七千件、特許意匠一萬五千件に達し當局の前途亦洋々たるを想はしめてゐるのである。

に見る一大法典である。而して右法典は其の内容、形態に於て日本工業所有權法規を母法として立案せられたものであるが、滿洲國の特殊事情をも參酌考量しまた各國立法例の粹を採りて特異なる規定を設けたる點も尠くないのである。又法規の形態區分に關しては日本では特許法、實用新案法、意匠法及商標法の四に分つてゐるが、同國に於ては實用新案は之を意匠に包含せしめ特許發明法、意匠法及び商標法の三と爲してゐるのである。

名	稱	公布年月日	施行年月日	勅、部、令
特許發明法		康德三年四月九日	康德三年六月十五日	勅令第三十五號
特許發明法施行期日ニ關スル件		康德三年五月十五日		勅令第六十五號
軍事上秘密ヲ要スル發明ニ關スル件		康德三年四月九日		勅令第三十七號
特許收用法		"		勅令第三十六號
特許發明法施行規則		"		實令第六號
特許登錄令		"		勅令第三十八號
特許登錄令施行規則		"		實令第七號
意匠法		"		勅令第四十號
意匠法施行期日ニ關スル件		康德三年五月十五日		勅令第六十六號



軍事上秘密ヲ要スル意匠ニ關スル件	康徳三年四月九日	康徳三年六月十五日	勅令第四十二號
意匠ノ收用ニ關スル件	"	"	勅令第四十一號
意匠法施行規則	"	"	實令第八號
意匠ノ登録ニ關スル件	"	"	勅令第四十三號
意匠ノ登録ニ關スル件	"	"	實令第九號
特許登録税法	"	"	勅令第三十九號
意匠登録税法	"	"	勅令第四十四號
特許及意匠ニ關スル各種ノ手数料ノ件	"	"	勅令第四十九號
特許及意匠ニ關スル各種ノ手数料ノ件	"	"	實令第十號
商標法	大同二年九月二十一日	大同二年十二月二十日	勅令第七十七號
大同元年三月一日以後ノ法令ノ規定中改正ノ件	"	"	勅令第七十一號
商標法中改正ノ件	康徳三年七月一日	康徳三年七月一日	勅令第十三號
商標法施行細則	大同二年九月二十一日	大同二年十二月二十日	實令第六號
商標登録令	大同二年九月二十一日	大同二年十二月二十日	實令第九號
商標登録令	"	"	實令第十號
商標登録令施行細則	康徳三年五月十五日	康徳三年六月一日	實令第十四號
特許發明局ニ對スル手續ノ代理人銓衡委員會章程	"	"	實令第十五號
特許發明局ニ對スル手續ノ代理ニ關スル件	"	"	"

(註) 實令とは實業部令の略稱である。

二 治外法權の撤廢と工業所有權  
 昭和十一年六月十日調印の「滿洲國ニ於ケル日本國臣民ノ居住及滿洲國ノ課稅等ニ關スル條約」は同年七月一日より實施せられ其の實施と同時に此の條約の細目に關する全權大使、外交部大臣間の協定が公布せられたることは周知の如くである。而して本條約は法權の一部撤廢乃至附屬地行政權の調整と謂ふが如き極めて複雑なる事態を處理するものであつて本條約の實施に依り既に制定實施せられてゐる處の特許

發明法、意匠法、商標法及其の他の附屬法令は一律に日本人に對しても適用せらるることとなり其の結果は明治四十一年勅令第二〇一號「帝國ガ治外法權ヲ行使スルコトヲ得ル外國ニ於ケル特許權、意匠權、實用新案權及著作權ノ保護ニ關スル件」の效力は其の限度に於て撤廢せらるる事となつた。即ち日本帝國に於て設定せられたる特許權、實用新案權、意匠權及商標權の效力は最早滿洲帝國内に於ける帝國臣民に對して及ばざる事となつたのである。従つて昭和十一年七月一日以後に於て何人と雖も帝國内に於て日本に於て特許せられたる發明と同一發明を實施する事を得ることとなつたわけであるが、斯くては從來滿洲國に對して特許權その他の權利に基き製品の輸出を爲しつゝありし日本當業者又は帝國内に於て特許權に基き企業を爲しつゝありし者は之れが爲に不測の損害を蒙ることとなるので後に説明する如く特許發明法は日本に於て特許權、實用新案權及意匠權を有する者に關し特別の規定を設け、一定條件に従ひ昭和十二年六月十四日までに滿洲國に出願するときはそのまま特許を受くることを得ることとなつたのである。

三 日滿間工業所有權相互保護に關する協定  
 本協定は昭和十一年六月二十九日調印せられ同年七月一日より效力を生ずることとなつてゐる。本協定の締結に依り日滿不可分一體の關係は工業所有權制度の上にも確立せられたのである。即ち本協定に依れば日滿何れかの一方の臣民が他方に法定の手續を履行して特許出願其の他の出願を爲すときは内國の臣民と同一の保護を受くることを得ることとなつたのであつてまた特許發明、實用新案及意匠に付ては十二ヶ月間商標に付ては六ヶ月間所謂優先權の享有を認め、日滿何れかの一方に出願したる時より右所定の期間内に他方に出願するときは出願の順位又は發明の新規性の問題等は總て最初出願の時を標準として之れを定むることとなつてゐるのである。

四 特許發明法  
 特許發明法は産業的發明を保護する爲の法規であつて産業上利用し得べき發明を爲したる者は其の發明に付て特許を請求することを得る旨を規定してゐる。而して特許權の賦與は社會一般に多大の影響を與へるものであるから之に對し幾多の制限を加へ、軍事上且公益上必要あるときは政府に於て公用徵收を爲し得ることとし(特許收用法參照)其の弊害を除去するに努めてゐる。尙特許發明法は新しき試みとして其の編制を實體規定、手續規定及罰則の三編と爲してゐる。

次に特許發明法の特色及其の母法たる日本特許法との相異點を略述することとする。

1 特許の目的物及特許請求權者  
 特許發明法第一條は「物又ハ方法ニ付産業上利用シ得ベキ發明ヲ爲シタル者ハ其ノ發明ニ付特許ヲ請求スルコトヲ得」る旨を規定し、特許せらるべき發明は物又は方法に限らるると共に必ずしも工業的發明たるを要



せず産業上利用し得べき發明たるを以つて足ることとし所謂植物特許の如きものをも可及的範圍に於て之れを認めんことを企圖してゐる。

## 2 追加特許及牽連發明を認めず

日本特許法に於ける追加特許及牽連發明の制度は日本に於てもその實益は疑問とされてゐるに鑑み本法に於ては斯かる制度を認めてゐない。

## 3 先願主義の採用

特許發明法(及意匠法)は先願主義を採用した。即ち同一發明に付ては最先の出願者に限り特許する。但し同日の各別の出願者あるときは出願者に於て協議を行はしめ若し協議調はざるときは共に特許せざることをなつてゐる。

## 4 出願變更

意匠登録出願より特許出願への出願變更を認めて出願人の便宜を計つてゐる。

## 5 特許權の收用

軍事上秘密を要し又は軍事上若くは公益上必要あるときは特許權を收用

し得ることとし(特許收用法参照)、且その收用に當りては手續の慎重を期する爲總て實業部大臣を委員長とする特許收用審査會の議を経るを要することとなつてゐる。

## 6 外國人の權利能力

外國人の權利能力に關しては平等主義を採り門戸開放、四海平等の原則を明にしてゐる。乍併帝國人民の發明に對し保護を與へず又は保護を與ふるも權利享有に對して制限を爲すが如き外國の國民に對しては勅令を以て別段の定を爲し權利能力を剝奪し又は制限することを爲ることとし得る。

## 7 優先出願權

外國に出願を爲したる發明に付特許請求權者が其の外國に於ける出願の時より一年以内に特許を出願したるときは其の出願は外國に爲したる最初の出願の時に於て之を爲したるものと看做すこととなつてゐる。乍併茲に注意すべきは右の出願を爲し得るは特許發明法施行の日即ち康德三

年六月十五日以後に於て爲されたる出願に付てのみであつて、特許發明法施行前に外國に於て爲されたる出願に付ては更に別段の規定があるものであつて後述する所を参照せられたい。

## 8 特許權の内容

特許發明法第二十六條は特許權者は物の特許發明に在りては其の物を製作し及び之を使用、販賣又は擴布するの權利を専有する旨を規定し、物の發明に在りては製作權がその特許權の本質であつて使用、販賣又は擴布するの權利はその屬性的權利、換言すれば禁止權の範圍に屬するものなることを明にしてゐる。而して方法の發明に在りては其の方法を使用することが特許權の本質であることは勿論である。この結果は特許發明の實施權の性質に付ても重大なる影響を及ぼすのであつて即ち實施權の内容は常に物の發明に在りてはその物の製作權、方法の發明に在りてはその方法の使用權を伴ひ、單獨に使

用、販賣又は擴布のみの實施權なるものは認められないこととなつてゐるのである。

## 9 特許權の制限附移轉の禁止

所謂制限附特許權の性質に就ては日本特許法上種々疑義があり訴訟上將又學說上常に紛争を生じ易いから我國の特許發明法に於ては特許權の移轉には制限を附すことを得ざることとしてゐる。

## 10 登録の效力

日本特許法は登録を以て權利移轉其の他の對抗要件としてゐるが本法に於ては總て登録を以て效力發生要件としてゐる。但し法定實施權に付ては設定登録を爲すの要なきは勿論であるが其の移轉又は處分の制限に當つては先づ保存登録を爲した後移轉又は處分の制限の登録を爲すことを要するのである。

## 11 發明者表示權の確立

特許發明法は所謂發明者主義を採り發明者の利益と名譽の保護を立法の基礎とせるが故に發明者が何人であ

るか即ち發明者表示の問題は特許法上重要なことである。茲を以て特許發明法に於ては必ず眞正の發明者を表示することを要することとし發明者を假裝して特許を得たる者あるときは當該特許を無効と爲すことを得ることとしてゐる。

## 12 特許範圍確定の評定の形成的效力

日本特許法上の權利の範圍確定の審判は個々の具體的對象物に對し當該特許權の效力が及ぶや否やの技術的範圍を確定するに過ぎない爲其の審判の結果を以て司法裁判を拘束することを得ない。此の不備の點に鑑み特許發明法に於ては權利の範圍確定の審判の制度を採らず特許處分自體の範圍を確定する特許範圍確定の評定制度を設け當該評定が確定した時は特許權は始より其の確定せられた範圍を有したるものと看做すこととし、確定評定の結果は司法裁判に對しても其の效力を及ぼすことを得ることとなしてゐる。

## 13 特許料、特許料に付ては

## 14 特許權存續期間の不延長

特許權の存續期間は總て十五年とし其の期間は延長しないことになつてゐる。但し特許發明法附則に規定する日本に於て既に特許せられたるものの存續期間は日本に於けるその權利の殘存期間である。

## 15 共同當事者の代表者

數人共同して特許に關する出願、請求其の他の手續を爲さんとする時又

第一年乃至第三年 毎年 十五圓  
第四年乃至第六年 毎年 二十圓  
第七年乃至第九年 毎年 二十五圓  
第十年乃至第十二年 毎年 三十圓  
第十三年乃至第十五年 毎年 四十五圓

とし第一年乃至第三年は日本特許法の夫れより年五圓高くなつてゐるが十五年の總計は四百五圓であつて日本の四百十五圓に比し輕減されてゐるばかりでなく特許料の猶豫減免の規定を設け大いに資力に乏しき發明家の保護を圖つてゐる。



は特許権の共有者が手續を爲さんするときは必ず代表者を選定せねばならない。従つて代表者を選定せずして爲されたる出願、請求其の他の手續は不受理處分を受ける事となる。

### 16 出願公告制度の不採用

日本特許法に於ては特許出願に付拒絶の理由を發見せざる時は之を公告し所謂公衆審査に附する制度があるが、我國の實狀に徴するときは斯る制度はその煩雜に比し實益寧ろ虧き憾があるのでこの公告制度は採用してゐない。

### 17 二審制採用

特許事件に關しては二審制を採用した。即ち評定制に第一評定、抗告評定を設け第一評定に於ける評決又は審査の拒絶査定に對し不服ある者は抗告評定を請求することを得せしめ且抗告評定を以て最終審とした。尙本法に於ては再審制度は採用してゐない。

### 18 外國に於ける特許權及特許出願中の發明の保護

外國に於て登録せられたる特許權及現に外國に於て繫屬中の特許出願に對しては特許發明法附則に於て保護規定を設けてゐる。即ち特許發明法施行の際外國に於て特許を受け現に其の特許權者たる者又は本法施行前外國に於て特許出願を爲したる者が特許發明法施行の日即ち康徳三年六月十五日より一年以内に實業部大臣の許可を得て特許を出願したるときは發明の新規性の有無に拘らず又後願たるや否やを問はず總て特許を受くることを得ることとし外國人の優先權を認めて居る。斯る保護を爲す所以のものは治外法權の撤廢に伴ふ外國人の既得權を尊重せんが爲である。此の故に斯る保護を享受し得る外國人は滿洲國を承認したる國即ち日本帝國臣民のみに對して與へられるのである。

行の日より發生したるものと看做されるのであつて其の存續期間は日本に於て殘存する期間存續するのである。乍併日本に於て當該特許が無効の特許權は始より存在せざりしものと看做されるのである。日本に於て特許料不納、取消處分等に因り特許權が消滅することあるも滿洲國に於ては消滅しない。

又日本に於て特許發明法施行前特許出願を爲し其の繫屬中のものに付其の出願人が特許發明法施行の日より一年内に特許を出願したときは先願後願の關係及新規性の有無は日本に於ける出願の時を標準として定められるのである。而して滿洲國に出願を爲したる後は日本に於ける出願の運命如何は滿洲國の出願には影響ないのである。

### 五 意匠法

意匠法は物品の型に關する考案を保護する法規であつて登録せられる考案は物品の形狀、構造、組合せ、模様若く

は色彩又は其の結合に係る有用なる型に付産業上利用し得べきものである。而して右の所謂「有用」とは實用的價值及審美的價值を併稱するものである。

例へば形狀：自動車の形狀（流線型）

構造：「ビツクリ箱」、「ライター」

組合せ：

家具セット、楊子と耳搔の結合

模様：壁紙の模様、化粧箱の模様

色彩：物品の着色

の如きものであり、従つて本法に於ては物品に關する形狀、構造又は組合せに係る型の點に於ては日本實用新案法に於ける登録の目的物と其の範圍を同じくし、物品に關する模様若くは色彩又は組合せに係る點に於ては日本意匠法に於ける登録の目的物と其の範圍を同じくするのである。

従つて本法は日本實用新案法及意匠法に於ける保護の客體を全部包含するのみならず右兩者の登録の目的物相互の結合を認むる點に於て保護の範圍は右兩者の夫れよりも廣いのである。尙日本意匠法と相異する點は

### 1 出願變更

出願の變更に關し特許發明法の項にて既述の如く意匠登録出願より特許出願への變更を認めてゐる。

### 2 登録料

登録料は  
第一年乃至第三年 毎年 七圓  
第四年乃至第七年 毎年 十圓  
第八年乃至第十年 毎年 十五圓  
とし登録料總計は百六圓であり日本實用新案登録料に比し六十圓低く、同意匠登録料に比し六十二圓高くなつてゐる。

### 3 其他の相異點

其他相異の點は特許發明法に於て説明したる所と異なる所はないので其の説明は之を省略する。

### 六 商標法

商標法は商標專用權保護の爲に設けられた法規である。何人と雖も自己の生産、製造、加工、選擇、證明、取扱又は販賣の營業に係る商品なることを表彰する爲商標を専用せんとする者は商標の登録を受くることを得るのであ

つて商標の登録を受くることに依り商標專用權を取得するのである。

商標專用權を保護する所以のものは畢竟不正競争を防止し又一般顧客をして其の商標に依り商品の識別を容易ならしめ、同時に其の商品に對する信用購買を維持せしめんとするに存するのである。

次に我國商標法と日本商標法とを對比し特に注意すべき點を略述することとする。

### 1 先使用主義

商標法に於ては先使用主義を採用した。即ち同種の商品に使用する同一又は類似の商標に付登録出願者二人以上ある場合に於ては最先使用者の出願に限り之を登録するのである。此は商標專用權の完全な保護の目的より見て理論上當然のことであり英、米其他中華民国等の諸國に於ても此の先使用主義を採用してゐる現狀に鑑み我國も亦之を採用するに至つたのである。

此の先使用主義の規定からして例へ



ば或商標が既に登録された場合に於ても夫れと同一又は類似の商標に付其の登録前に於ける該商標の使用者は何時にても前記登録商標の無効評定を請求し得ると共に、其の無効確定後に於て自己使用の該商標に付其の登録を受くることを得るのである。

2 平等主義の採用

特許發明法及意匠法に於ける場合と同じく商標法に於ても門戸開放、四海平等主義を明かにしてゐる。即ち國籍人種を問はず何人に對しても平等に商標專用權享有を認めてゐるのである。

3 出願公告制度の不採用

本法に於ては出願公告制度を採つてゐない。之は特許發明法の場合と同様我國の實情に徴し煩雜を避けんが爲である。

4 一審制の採用

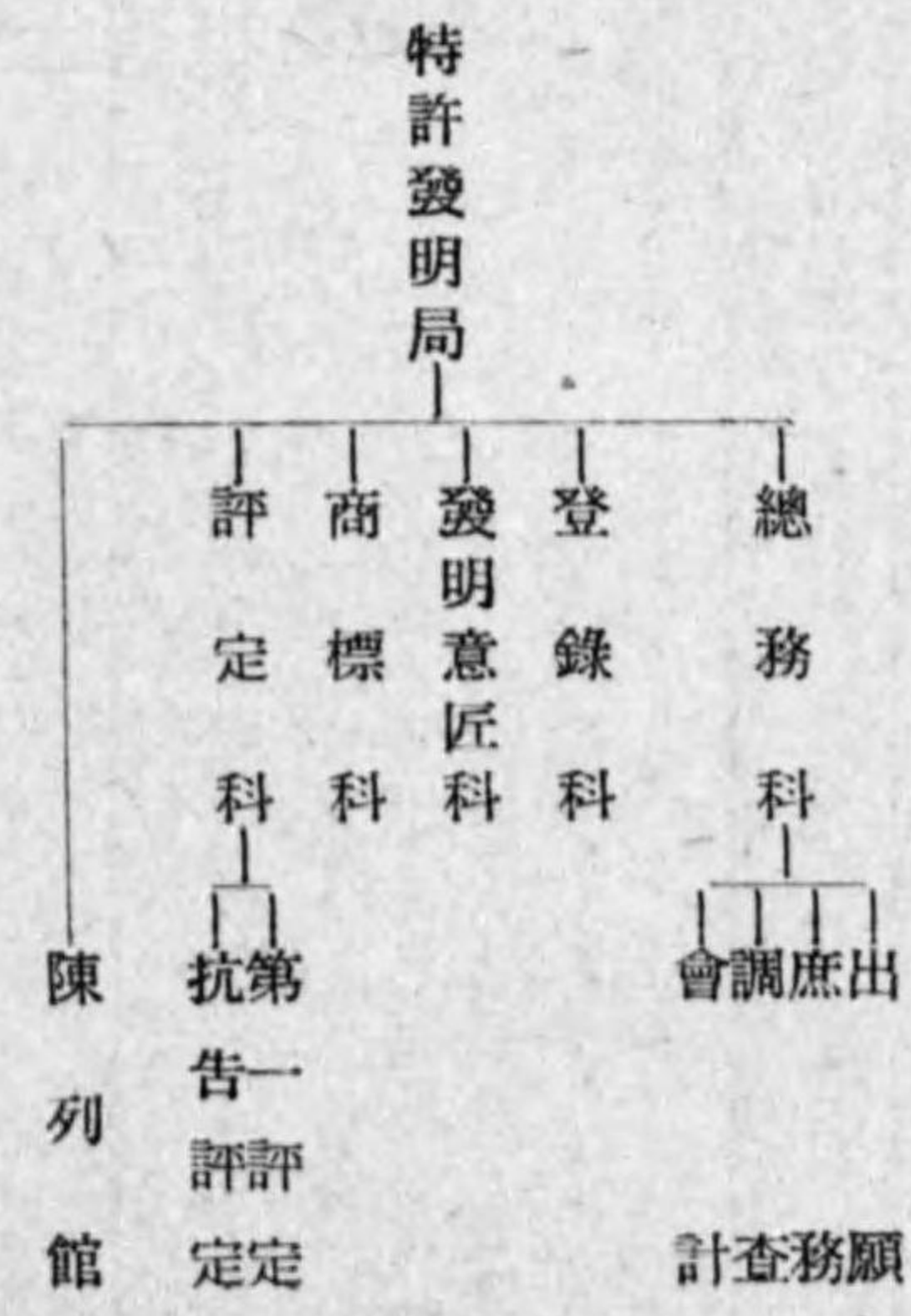
評定制に於ては一審制を採用してゐる。商標に關する訴訟は日本に於ける實績に徴するにその決定に長年

月を要し迅速を尊ぶ商業の實情に適せざる憾あるに鑑み本法に於ては評定制は之を一審制とし以て一般の要請に沿はんことを企圖したのである。

七 特許發明局の組織

特許發明局は左記の如く五科一館を以て組織され之に審査官二十二名、評定官二十一名その補助官として審査官佐及評定官佐十二名又登録官四名を配置し總職員百十數名を以て出願、登録、評定に關する一切の事務を處理し着々としてその實績を擧げつつある。尙陳列館には巨額の費用と努力とを以て蒐集されたる各種專門圖書、雜誌、諸外國特許明細書等が整理せられて居り、之等は各出願に對する審査資料として活用せられ居るのみならずまた一般に閱覽、調査用として公開さ

れてゐる。また陳列館は將來其の名稱の示す如く特許發明品、登録意匠、商標見本等の常設的陳列所たらしめ名實共に發明思想普及發達の原動力たらんことを期してゐる。又特許發明局内には暗室を有する機器室があり寫眞の撮影及現像、化學の實驗、刊行物の謄寫等を行ふことになつてゐるが目下米國フォトスタット會社製フォトスタット機、「テツサー」の「三〇種」レンズ附藤本製作所寫眞機、引延器及現像装置の設備成り近く諸實驗装置も設置することになつてゐる。



(イ) 特許出願件數國籍別表

(自康德三年六月十五日  
至康德五年九月末日)

年別	國籍別	滿洲國	日本	英吉利	亞米利加	獨逸	佛蘭西	伊太利	瑞西	其他	計
康德三年		六	四二四	三	九	一三〇	三〇	三	三〇	三	五七五
康德四年		三	七六五	四	三	七六	三	三	三	三	八九九
康德五年		三	一六三	八	三	二七	五	七	三	三	二〇七
計		一二	一、三三〇	一五	一五	二二七	六六	一三	六六	一三	一、六七二

(ロ) 特許件數國籍別表

(自康德三年六月十五日  
至康德五年九月末日)

年別	國籍別	滿洲國	日本	英吉利	亞米利加	獨逸	佛蘭西	伊太利	瑞西	其他	計
康德三年		一	五七	一	五	三九	一	一	五	三	八〇〇
康德四年		一	四三九	三	六	五三	一	一	六	三	四八〇
康德五年		一	二八三	四	六	一七	一	一	六	三	三二〇
計		三	七六三	八	一七	九六	三	三	一七	六	八四〇

(ハ) 意匠登録出願件數國籍別表

(自康德三年六月十五日  
至康德五年九月末日)

年別	國籍別	滿洲國	日本	英吉利	亞米利加	獨逸	佛蘭西	中華民國	瑞西	其他	計
康德三年		八	三三	二	三	五	一	二	一	一	七三



案考明發の人な外意

世の中には、意外な人が意外な發明をし、又意外な考案をしてゐる。今それを少々ピツクアツプしてみる。  
 政友會の長老で、衆議院議長を二度勤め、又山本權兵衛内閣の文部大臣となつた故大岡育造氏には製網機(特許第一九五四號)の發明がある。

我が法曹界の權威太田資時氏は、水上靴(登録實用新案第三一八九九號)の實際の考案者である。行政裁判所評定官であり、帝國發明協會の専務理事であつた故宿利英治氏は、夜光眞珠形成法(特許第八六八四四號)の發明をしてゐる。

海軍少佐の坂倉利幸氏には、ハイロイ電球(特許第七〇〇七五號)の發明がある。  
 辨理士界の耆宿故木戸傳氏は、三味線の補音具(特許第一九四二號)を發明してゐる。  
 同じく辨理士界の元老であつた故淺村三郎氏にも、伸綿製造法や伸綿折疊機械などの發明がある。

年別	滿洲國	日本	英吉利	亞米利加	獨逸	佛蘭西	中華民國	瑞西	其他	計
大同年	1	448	1	14	55	16	3	8	3	500
康元二年	80	473	37	30	39	13	2	7	3	617
康德二年	16	467	47	37	39	13	2	7	3	617
康德三年	26	467	47	37	39	13	2	7	3	617
康德四年	22	467	47	37	39	13	2	7	3	617
康德五年	15	467	47	37	39	13	2	7	3	617
計	64	1,400	123	147	151	48	6	17	6	1,957

(A) 商標登録件數國籍別表

(自大同二年十一月二十日 至康德五年九月末日)

康德五年	342	1,434	34	160	133	9	3	9	13	2,034
計	1,434	1,922	1,400	1,364	1,773	353	19	29	255	2,607

年別	滿洲國	日本	英吉利	亞米利加	獨逸	佛蘭西	中華民國	瑞西	其他	計
康德三年	1	30	1	1	1	1	1	1	1	36
康德四年	1	56	1	1	1	1	1	1	1	66
康德五年	1	69	1	1	1	1	1	1	1	76
計	3	155	3	3	3	3	3	3	3	166

(B) 意匠登録件數國籍別表

(自康德三年六月十五日 至康德五年九月末日)

康德四年	155	307	3	16	14	1	1	1	1	155
康德五年	66	307	3	16	14	1	1	1	1	344
計	201	614	6	32	28	2	2	2	2	499

(C) 商標登録出願件數國籍別表

(自大同二年十一月二十日 至康德五年九月末日)

年別	滿洲國	日本	英吉利	亞米利加	獨逸	佛蘭西	中華民國	瑞西	其他	計
大同年	9	1,055	198	330	34	24	6	4	4	1,474
康元二年	16	2,011	1,055	588	88	26	3	4	4	3,244
康德二年	17	1,559	7	131	159	33	1	5	5	2,153
康德三年	29	1,926	33	110	176	37	3	3	3	2,655
康德四年	39	1,777	36	123	176	37	3	3	3	2,556
計	100	5,468	1,005	1,102	1,040	127	13	14	14	7,737







特許局官制其の他沿革

公布年月	公布番號	官制其他
明治十七年六月		農商務省工務局中に商標登録所を設く
同十八年四月		農商務省工務局中に專賣特許所を設く
同十九年二月	勅令第二二號	農商務省官制中に專賣特許局を置かる
同二十年十二月	勅令第七三號	特許局官制を公布し左の職員を置かる 局長、局長、審判官(三人)、審査官(以上)、審査官補、 屬、技手(以上)
同二十一年一月	農商務省令第一號	特許局分掌規程制定 左の各部を置かる 庶務部 第一課、第二課、に分つ 審判部 農務部 六部に分つ
同二十四年七月	勅令第九四號	農商務省官制改正 特許局の部 局長、審判官一人、審査官五人、以上奏任、審査官補十二人、以上判任
同二十六年十月	勅令第一四六號	農商務省官制改正 特許局の部 局長、審判官一人、審査官五人、以上奏任、審査官補十人以上判任
同二十九年十一月	勅令第三六三號	農商務省官制中改正 <small>特許局 定員増加</small> 審判官二人、審査官十人、審査官補二十人
同三十年四月	勅令第八〇號	農商務省官制中改正

公布年月	公布番號	官制其他
明治三十年七月	農商務省告示第二七號	特許局長を勅任とせらる
同	同 第二八號	農商務省商品陳列館規則制定 特許品部を置かる
同三十一年十月	勅令第二八二號	同 上 出品規則制定
同三十一年十一月		農商務省官制改正 特許局の部 審判官二人、審査官十人(以上)、審査官補十五人(任)
同三十二年六月	勅令第二三六號	農商務省分課規程改正 特許局の部 審判課、發明審査課、意匠審査課、商標審査課、庶務課、 圖書館、外事掛を置く
同三十二年六月	勅令第二七九號	農商務省官制中改正 特許局の部 審判官五人、審査官十五人(以上)、審査官補二十人(任)
同三十六年十二月	勅令第二三四號	特許局審判事務章程制定
同三十七年三月	勅令第六二號	農商務省分課規程中改正 特許局の部 審判課、發明審査課、意匠審査課、商標審査課、再審査課、 登録課、庶務課、圖書館、外事掛を置く
同三十七年九月	勅令第二二一號	特許局官制制定 局長(勅任)事務官四人、審査官十五人(以上)、審査官補二十人、 屬十人、技手三人(以上)
同三十八年三月	勅令第一一九號	特許局に臨時職員設置 審査官一人、審査官補一人 特許局臨時職員増加 事務官二人、審査官三人、審査官補三人、屬二人 特許局官制中改正 掌理事務に實用新案を追加











昭和十二年七月	勅令 第三二二號	商工部內臨時職員設置制中改正 特許局の部
同 十三年四月	商工省告示 第一〇五號	事務官三人、技師五十二人、屬三十九人、技手九十二人
同 十三年六月		特許局發明展覽會規程中改正 特許局分課規程中改正 化學電氣部に無機課、有機課、強電課及弱電課を置く

### ○特許局主管事務一覽

**庶務課** 機密。人事。長官ノ官印及局印ノ保管。會計。國有財産及物品。營繕。廳中取締。特許公報、特許發明細書、實用新案公報、商標公報其ノ他ノ印刷物ノ編纂、發行及配布。辨理士。他課ノ主宰ニ屬セサル文書ノ接受、發送及編纂、保存。各部館課ニ屬セサル事項

**出願課** 出願ニ關スル書類、見本及雛形ノ接受及發送。願書ノ方式調査。出願ニ關スル書類ニシテ處分確定ニ至ラサルモノノ整理及保管。出願又ハ請求ニ係ル事件ノ無効處分。期間懈怠ノ結果免除。審査ニ關スル費用額決定。出願又ハ請求ニ關スル照會及應答。證明、圖面ノ調製並ニ書類ノ閱覽、謄寫及謄本ニ關スル事項

**登録課** 原簿登録。特許證、登録證及其ノ複本下付。特許料及登録料ノ收入。原簿ノ閱覽、謄寫及謄本。原簿登録ニ關スル書類ノ接受、發送。原簿登録ニ關シ押捺スヘキ局印ノ保管ニ關スル事項

**調査課** 工業所有權ニ關スル内外國ノ制度及狀況調査。工業所有權ニ關スル涉外事項。特許權存續期間延長。特許法第十五條及第四十條乃至第四十二條ニ規定スル處分、實用新案法第二十六條ノ規定ニ依リ準用スル特許法第十五條及第四十條ニ規定スル處分並ニ商標法第四十一條ノ規定ニ依ル商標登録ノ取消。專用權。統計。法令、例規ノ審議、立案。例規其ノ他參考資料ノ蒐集、編纂。文書ノ翻譯。發明、實用新案、意匠及商標ノ獎勵ニ關スル事項

### 總務部

### 審判部

**書記課** 抗告審判及審判  
審判及抗告審判ニ關スル書類、物件ノ接受及發送。審判及抗告審判ノ請求書ノ方式調査。審判及抗告審判ノ請求ノ期間懈怠ノ結果免除。審判、抗告審判及出訴ニ關スル費用額ノ決定。審判及抗告審判ニ關スル書類ニシテ處分確定ニ至ラサルモノノ整理及保管ニ關スル事項

### 機械部

第一課 動力及機械ニ關スル發明及實用新案ノ審査  
第二課 交通、土木及建築ニ關スル發明及實用新案ノ審査  
第三課 農藝及製造機ニ關スル發明及實用新案ノ審査  
第四課 理學的裝置及工作機ニ關スル發明及實用新案ノ審査  
第五課 紡織ニ關スル發明及實用新案ノ審査

### 化學電氣部

無機化學工業ニ關スル發明及實用新案ノ審査  
有機化學工業ニ關スル發明及實用新案ノ審査  
主トシテ強電工業ニ關スル發明及實用新案ノ審査  
主トシテ弱電工業ニ關スル發明及實用新案ノ審査

### 意匠商標部

**意匠課** 意匠ノ審査  
**商標課** 商標ノ審査  
發明。實用新案。意匠及商標ニ關スル見本及雛形ノ蒐集陳列並ニ抗告審判、審判及審査ニ關スル圖書及書類ノ保管、公衆ニ對スル閱覽

### ○特許局官制

第一條 特許局ハ商工大臣ノ管理ニ屬シ發明、實用新案、意匠及商標ニ關スル事務ヲ掌ル

第二條 特許局ニ左ノ職員ヲ置ク

長官 勅任

事務官 專任二十四人 奏任  
(内二人ヲ勅任ト爲スコトヲ得)

理事官 專任二人 奏任

技師 專任五十八人 奏任  
(内三人ヲ勅任ト爲スコトヲ得)

屬 專任五十四人 判任

技手 專任七十三人 判任

總務部ニ於テハ出願、登録、調査、



公報及會計ニ關スル事務並他ノ主掌ニ屬セサル事務ヲ掌ル

審判部ニ於テハ抗告審判及審判ヲ掌ル

機械部ニ於テハ機械工業ニ關スル發明及實用新案ノ審査ヲ掌ル

化學電氣部ニ於テハ化學工業及電氣工業ニ關スル發明及實用新案ノ審査ヲ掌ル

意匠商標部ニ於テハ意匠及商標ノ審査ヲ掌ル

第四條 長官ハ商工大臣ノ指揮監督ヲ承ケ局務ヲ總理シ部下ノ職員ヲ指揮監督シ判任官以下ノ進退ヲ專行ス

第五條 削除

第六條 各部ニ部長ヲ置キ事務官及技師ヲ以テ之ニ充ツ

部長ハ上官ノ命ヲ承ケ部務ヲ掌理ス

第七條 特許局ニ抗告審判官、審判官及審査官ヲ置ク

抗告審判官ハ長官、事務官及技師ヲ以テ之ニ充テ抗告審判ヲ掌ル

審判官ハ事務官及技師ヲ以テ之ニ充テ審判ヲ掌ル

審査官ハ事務官、理事官及技師ヲ以テ之ニ充テ上官ノ命ヲ承ケ審査ヲ掌ル

第八條 事務官及理事官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第九條 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第十條 特許局ニ審査官補ヲ置キ屬及技師ヲ以テ之ニ充ツ

審査官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ審査官ヲ助ケテ審査ニ從事ス

第十一條 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第十二條 技師ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス

第十三條 特許局ニ陳列館ヲ置キ發明、實用新案、意匠及商標ニ關スル見本及雛形ヲ蒐集陳列シ公衆ヲシテ之ヲ觀覽セシメ且抗告審判、審判及審査ニ關スル圖書及書類ヲ保管シ公衆ヲシテ之ヲ閱覽セシム

陳列館長ハ事務官又ハ技師ヲ以テ之ニ充ツ

附則

本令ハ大正十一年一月十一日ヨリ之ヲ施行ス

○特許局職員

(課長以上)

長官 石井銀彌

總務部長 大貝晴彦

庶務課長 高井孝藏

出願課長 松岡猛雄

登録課長 南好雄

調査課長 松田太郎

審判部長 乘杉研壽

書記課長 三木秋義

機械部長 三根繁太

第一課長 小川潤次郎

第二課長 家永文彦

第三課長 日下繁

第四課長 吉見義明

第五課長 八木靜一郎

化學電氣部長 淺見起平

無機課長 堀川冬弘

有機課長 中林朝吉

強電課長 大西冬藏

弱電課長(心得) 水口春二

意匠商標部長事務取扱 意匠課長

總務部長 大貝晴彦

意匠課長 奥田誠一

商標課長 水谷良一

陳列課長 關本賢治

○歴代特許局長官

就任年月日	官名	氏名
明治一七年六月九日	商標登録所長	高橋是清
一八、四、二〇	專賣特許所長	同
一九、三、六	農商務省專賣特許局長	同
一九、四、二〇	農商務省專賣特許局長	同
二〇、一、二六	特許局長	同
(三、一〇、三)	非農商務省專賣特許局長	同
三、一、三	農商務省專賣特許局長	同
三、二、二七	特許局長	同
三、五、二五	同	同
三、二、二〇	同	同
三、三、五	同	同
三、三、二六	同	同
三、二、二	同	同
四〇、三、二五	同	同

准委任御用掛工務局調査課長より兼任  
商標登録所長より兼任

局長を置かず官制に依り次長あれば局長なし

非職後現職局長なし  
明治二十三年六月官制改正に依り特許局を農商務省中に置く











委員 飯塚半衛  
同 藤田實雄  
同 柏原語六  
同 津村收

○特許局定期刊行物

特許公報 (週刊)  
特許發明細書 (週三回)  
實用新案公報 (週三回)  
意匠公報 (月三回)  
商標公報 (週刊)  
審決公報 (月刊)  
特許局統計年表 (年刊)  
特許、實用新案、意匠及商標ノ趨勢 (年刊)  
特許局概要 (年刊)  
特許局發明展覽會報告書 (年刊)

○陳列館

特許局陳列館に關する規程は次の通りである。

特許局陳列館規程  
第一章 通則

第一條 陳列品ノ觀覽、出品及圖書ノ觀覽ハ之ヲ無料トス  
第二條 特許局長官必要ト認ムルトキハ觀覽又ハ觀覽ヲ拒絕シ又ハ圖書ノ返還ヲ命スルコトアルヘシ

第二章 出品

第三條 特許局陳列館ニ於テハ日曜日、祭日、祭日及十二月二十五日ヨリ翌年一月七日迄ハ公衆ノ觀覽又ハ觀覽ヲ許サス  
第四條 觀覽及觀覽時間ハ左ノ通トス但シ特許局長官必要ト認ムルトキハ臨時其時間ヲ變更シ觀覽又ハ觀覽ヲ停止スルコトアルヘシ  
四月一日ヨリ七月二十日迄  
午前八時ヨリ午後九時迄但シ土曜日ハ午後四時迄トス  
七月二十一日ヨリ八月三十一日迄  
午前八時ヨリ午後四時迄  
九月一日ヨリ十月三十一日迄  
午前八時ヨリ午後九時迄但シ土曜日ハ午後四時迄トス  
十一月一日ヨリ三月三十一日迄  
午前九時ヨリ午後九時迄但シ土曜日ハ午後四時迄トス  
第五條 發明、實用新案、意匠及商標ニ關スル見本、雛形及參考品ヲ出品又ハ寄贈セムトスル者ハ別記様式ニ依リ其ノ申込ヲ爲スヘシ  
第六條 出品又ハ寄贈ノ承諾ノ通知ヲ受ケタル者其ノ搬入豫定期日迄ニ其ノ物品ヲ差出ササルトキハ其ノ承諾ヲ取消スコトアルヘシ  
第七條 出品物又ハ寄贈物ハ特許局陳列館宛差出シ且ツ其ノ入荷目録ヲ荷造内ニ封入スヘシ  
第八條 出品物又ハ寄贈物ニ關スル運賃其他ノ費用ハ出品者又ハ寄贈者ノ負擔トス  
第九條 出品者又ハ寄贈者ハ特許局長官ノ許可ヲ得テ出品物又ハ寄贈物ニ付實演ヲ爲シテ公衆ノ觀覽ニ供スルコトヲ得  
前項ノ實演ニ關シテハ總テ特許局長官ノ指揮ニ從フヘシ  
第十條 特許局長官ハ陳列ノ都合ニ依リ期間ヲ指定シテ出品物ノ取換又ハ引取ヲ命スルコトアルヘシ

出品者指定セラレタル期間内ニ出品物ノ取換又ハ引取ヲ爲ササルトキハ特許局長官ニ於テ適宜之ヲ處分スヘシ但シ出品者ハ事由ヲ具シ其ノ期間ノ猶豫ヲ求ムルコトヲ得

第十五條 圖書ハ之ヲ觀覽室外ニ持出スコトヲ得ス  
第十六條 圖書ハ之ヲ他人ニ轉貸スルコトヲ得ス

第十七條 觀覽ヲ了リタル圖書ハ遲滞ナク之ヲ返還スヘシ觀覽時間ノ經過シタルトキ亦同シ

第十一條 出品者特殊ノ設備ヲ要シタル出品物ヲ引取リタル場合ニ於テハ自費ヲ以テ其ノ設備ヲ除去シ其ノ場所ヲ原狀ニ回復スヘシ  
第十二條 出品物ノ亡失又ハ毀損ニ付テハ損害賠償ノ責ニ任セス  
第十三條 陳列品ハ博覽會、共進會又ハ學校等へ出品又ハ貸與スルコトアルヘシ  
前項ノ規定スル陳列品ノ出品又ハ貸與ニ關シテハ出品者ハ異議ヲ述フルコトヲ得ス

出品(寄贈)申込書		物品ノ名稱	數量	單價	販賣所
特許又ハ登録番號	工場所在地				
其他	定期日				
右ノ物品陳列ノ爲貴館へ出品(寄贈)致度候也					
年	月	日	住所	氏	名印
特許局陳列館 御中					

第十四條 圖書ヲ觀覽セムトスル者ハ觀覽證ノ交付ヲ受ケ之ニ所定ノ事項ヲ記入シテ差出スヘシ

特許局陳列館觀覽室に於ては、内外國の特許、實用新案、意匠、商標等に關する諸刊行物を始め、例へば出願の工業所有權に關する刊行物は、國際



中央事務局のほかに實に二十八ヶ國より送附し來るものであつて、今參考のため各國別に之等刊行物の、特許局陳列館に於て保管しあるもの、何年以降から來てゐるかはその通りである。が、若し複寫し度い希望があれば許可を得て之を行ふことが出来る。

外國特許明細書及外國公報類

國別	書名	年度	受入最古ノ特許番號
英國	特許明細書 訂正特許明細書 特許明細書拔萃 特許公報 判例公報 商標公報 索引其、他	一九一六 一八五五 一八八九 一九二二 一八七六 一八八四 一八八九 一九〇一	第一〇〇、〇〇一號 第一〇七、八八八號
米國	特許明細書 再發行特許明細書 植物特許明細書 特許公報	一八七一 一八七二 一八七二	第一一六、五三一號 第一號ヨリ 第一號ヨリ (特許審決録)

國別	書名	年度	受入最古ノ特許番號
佛國	特許明細書 追加特許明細書 特許公報及索引 及索引 第一部 第二部 第三部 第四部 第五部 索引其、他	一九〇八 一九〇八 一九二二 一九二二 一九二二 一九二二 一九二二 一九〇八	第三八、八九一號 第八、七三八號 (特許索引)
獨逸	特許明細書 特許公報及索引 商標公報及索引 索引其、他	一九〇〇 一九二七 一九〇三 一九〇一 一九〇一	第一一六、五〇〇號 (特許索引) (特許索引) (特許索引)
瑞西	特許明細書 特許公報及意匠公報 商標公報 索引其、他	一九二二 一九二二 一九二二 一九二二 一九二二	第九九、四〇一號 (特許索引)



滿洲國	芬蘭	埃太利	白耳義	加奈陀	丁抹	ユーゴスラビヤ	
特許公報	特許公報	特許公報及索引	特許公報及索引	特許公報及索引	特許公報及索引	特許公報及索引	特許公報及索引
同	一九三三 一九三四	一九二九 一九三三	一九二一 一九二三	一九二三	一九二三 一九二三 一九二三	一九二三 一九二三	一九二四
康德四年八月					第三二、〇〇一號 (特許索引)	第九六五號	

洪牙利	和蘭	伊太利	瑞典	露西亞	濠洲	諾威
特許明細書	特許公報及索引	特許明細書	特許公報及索引	特許明細書	特許明細書	特許明細書
一九三一	一九二三 一九二三	一九二五 一九二五 一九二一	一九二二 一九二二 一九二三	一九二四	一九二三	一九二三 一九二三 一九二三
第八五、七九四號	第一號ヨリ	第一五八、九六五號	第五三、〇〇一號 (特許索引)	第一號ヨリ	第一一、六〇〇號	第三七、二二一號





# 澁谷鑛業株式會社

**本店** 千葉縣香取郡中村北方九拾壹番地  
**支店** 東京市麴町區內幸町壹丁目貳番地  
**鑛業所** 岩手縣氣仙郡赤崎村

取締役社長 澁谷 今助

中華民國	國際中央事務局	ジャバ	シリヤ及レバノン	ブラジル	土耳其	西班牙	墨西哥	新西蘭	葡萄牙	索引其ノ他
商標公報	國際商標公報及索引	官報	特許公報	特許公報	特許公報	特許公報	特許公報	特許公報	特許公報	意匠公報
中華民國十二年九月	一九二三	一九二三	一九二四	一九二七	一九三一	一九三五	一九二〇	一九二二	一九三四	同 康德三年一月
										引 特許權者名別索引及特許發明ノ分類別索引



特許 石川式攪拌機

播漬、混合、攪拌、捏和を同時  
 になす大小  
 加熱用  
 等  
 十數種  
 あり



カタログ  
 進呈

機  
 械  
 の  
 播  
 鉢

石川工場

東京市芝区三田四丁目二番二地號  
 電話三田三四四八番

日本電氣工業株式會社

本社 東京市京橋區寶町



# 發明考案各種統計

○内外人別出願及登録件數累年表

別種	年次		出願件數		登録件數	
	昭和	西曆	内國人	外國人	内國人	外國人
特許	一九三三	一九三三	一一,一〇〇	一,七九四	一三,九〇四	四,三〇六
	一九三四	一九三四	一三,八三三	一,九〇〇	一四,七三三	三,七四三
新實用案用	一九三五	一九三五	一四,七五八	一,八八七	一六,六四五	三,八二六
	一九三六	一九三六	一六,一三三	二,三九七	一八,五三一	三,九九四
計	一九三七	一九三七	一四,七三三	二,六〇九	一七,三八一	三,七二五
	一九三七	一九三七	一四,七三三	二,六〇九	一七,三八一	三,七二五
計	一九三三	一九三三	三三,五〇三	五,一〇三	三八,六〇六	八,〇三〇
	一九三三	一九三三	三三,五〇三	五,一〇三	三八,六〇六	八,〇三〇
計	一九三四	一九三四	四〇,五八〇	四,〇〇八	四四,五八八	一〇,〇一四
	一九三四	一九三四	四〇,五八〇	四,〇〇八	四四,五八八	一〇,〇一四
計	一九三五	一九三五	四四,二〇〇	四,四三三	四八,六三三	一五,三九六
	一九三五	一九三五	四四,二〇〇	四,四三三	四八,六三三	一五,三九六
計	一九三六	一九三六	三八,一一〇	四,七三三	四二,八四三	一三,六八六
	一九三六	一九三六	三八,一一〇	四,七三三	四二,八四三	一三,六八六
計	一九三七	一九三七	七四,八八五	四,〇〇六	七八,八九一	二六,〇〇一
	一九三七	一九三七	七四,八八五	四,〇〇六	七八,八九一	二六,〇〇一

計	商標		意匠	
	累計	年次	累計	年次
一九三三	一九三三	一九三三	一九三三	一九三三
一九三四	一九三四	一九三四	一九三四	一九三四
一九三五	一九三五	一九三五	一九三五	一九三五
一九三六	一九三六	一九三六	一九三六	一九三六
一九三七	一九三七	一九三七	一九三七	一九三七
一九三三	一九三三	一九三三	一九三三	一九三三
一九三四	一九三四	一九三四	一九三四	一九三四
一九三五	一九三五	一九三五	一九三五	一九三五
一九三六	一九三六	一九三六	一九三六	一九三六
一九三七	一九三七	一九三七	一九三七	一九三七
一九三三	一九三三	一九三三	一九三三	一九三三
一九三四	一九三四	一九三四	一九三四	一九三四
一九三五	一九三五	一九三五	一九三五	一九三五
一九三六	一九三六	一九三六	一九三六	一九三六
一九三七	一九三七	一九三七	一九三七	一九三七
一九三三	一九三三	一九三三	一九三三	一九三三
一九三四	一九三四	一九三四	一九三四	一九三四
一九三五	一九三五	一九三五	一九三五	一九三五
一九三六	一九三六	一九三六	一九三六	一九三六
一九三七	一九三七	一九三七	一九三七	一九三七

(備考) 累計中特許は明治十八年以降、實用新案は明治三十八年以降、意匠は明治二十二年以降、商標は明治十七年以降の累計とす。



















類別番號		種類	特許		實用新案	
出願	登錄		出願	登錄		
一	測器	三三	一〇四	七六	二九	
二	寫真器	九七	一〇九	二九	一三	
三	光學	九〇	二〇	二九	一三	
四	音響記錄及音響復生器	九〇	二〇	二九	一三	
五	蒸氣唧筒	三〇	二	二	二	
六	蒸氣	一七	二	二	二	
七	凝氣	一七	二	二	二	
八	壓氣	一四	二	二	二	
九	內燃機	一四	二	二	二	
一〇	水力	一	一	一	一	
一一	風力	一	一	一	一	
一二	焚火	一	一	一	一	
一三	煙突	一	一	一	一	
一四	蒸氣	一	一	一	一	
一五	煖房	一	一	一	一	
一六	煖器	一	一	一	一	

○特許及實用新案登錄出願及登錄件數類別表

類別	出願	登錄
加奈	一	一
智利陀	一	一
支那	一	一
チエツコスロ	一	一
アキア	一	一
丁抹	一	一
エストニア	一	一
芬蘭	一	一
佛蘭	一	一
獨逸	一	一
大不列	一	一
洪牙	一	一
伊太利	一	一
ユイゴースラ	一	一
ヴイヤ	一	一
リヒテン	一	一
スタイン	一	一
ルクセンブルグ	一	一
滿洲	一	一
墨西哥	一	一
和蘭	一	一
諾威	一	一
波蘭	一	一
羅馬尼亞	一	一
西班牙	一	一

○發明界唯一の月刊雜誌

**發 明**

○明治三十八年創刊

定價壹部五十錢（送料二錢）

東京市麴町區丸ノ内三丁目二番地

發行所 帝國發明協會

電話丸之内一八八八番  
四〇七三番  
振替東京六五五番

類別	出願	登錄
瑞典	一	一
瑞西	一	一
亞米利加合衆國	一	一
ウルクワイ	一	一



彈丸	水雷	軍用	刷子及掃除	洗滌	衛生器具	醫術器具	軌道	建築	土木	掘鑿	探及	破碎	混合機、攪拌機及分離機	濾過機及淨氣機	冶金機	鑄工	打鏈機	打鏈機	壓榨機及壓展機	削成機	鑽孔機	旋盤及旋削機
----	----	----	-------	----	------	------	----	----	----	----	----	----	-------------	---------	-----	----	-----	-----	---------	-----	-----	--------

一 四 二 三  
 二 三  
 三  
 四 三  
 五 三  
 六 三  
 七 三  
 八 三  
 九 三  
 〇 三

溫水	火用	保溫、保冷及冷	唧筒	扇風機	撒水、噴霧及給濕	蓄力器及流體容器	管及管接	弁及活	固着	傳動裝	雜機	信及通	運搬及扛	車及	車及	潛水	船	航	推	救	銃
----	----	---------	----	-----	----------	----------	------	-----	----	-----	----	-----	------	----	----	----	---	---	---	---	---

一 二 三  
 二 三  
 三  
 四 三  
 五 三  
 六 三  
 七 三  
 八 三  
 九 三  
 〇 三















# グリース

定評ある星の浪速高級特殊グリース  
洗練された星N.G.浪速一般グリース

各部門のグリース製造所

陸海軍  
各鐵道  
日本製鐵  
各官衛

指定工場



國産グリース創始

大阪市港区繁栄町三丁目一番地

浪速グリース株式会社

電話 西二九九四番

二〇七	二〇六	二〇五	二〇四	二〇三	二〇二
電	電	電	電	電	電
計	氣	氣	動	氣	熱
雜	治	氣	機	鐵	(電氣爐ヲ除ク)
工	療	爐	池	用	道
一八四九	一七三	一七	一七	一三	九
一七五	一九	五	一〇	一〇	一〇
四八六	五	三	五	三	九
四六五	七	七	二	四	六
四二九	二〇	二	一	三	五
三八七	三	二	四	八	二
一五七	一〇	七	三	〇	三
一四九	一〇	一	五	三	三
一三〇	五	元	四	二	三

昭和	大正	明治	年次
一一	〇九	三五	次
二一	〇八	五五	作附反別
三二	〇七	二五	米收穫高
三三	〇六	二〇	收穫高
三四	〇五	一五	收穫高
三五	〇四	一〇	收穫高
三六	〇三	〇五	收穫高
三七	〇二	〇〇	收穫高
三八	〇一	九五	收穫高
三九	〇〇	九〇	收穫高
四〇	九九	八五	收穫高
四一	九八	八〇	收穫高
四二	九七	七五	收穫高
四三	九六	七〇	收穫高
四四	九五	六五	收穫高
四五	九四	六〇	收穫高
四六	九三	五五	收穫高
四七	九二	五〇	收穫高
四八	九一	四五	收穫高
四九	九〇	四〇	收穫高
五〇	八九	三五	收穫高
五一	八八	三〇	收穫高
五二	八七	二五	收穫高
五三	八六	二〇	收穫高
五四	八五	一五	收穫高
五五	八四	一〇	收穫高
五六	八三	〇五	收穫高
五七	八二	〇〇	收穫高
五八	八一	九五	收穫高
五九	八〇	九〇	收穫高
六〇	七九	八五	收穫高
六一	七八	八〇	收穫高
六二	七七	七五	收穫高
六三	七六	七〇	收穫高
六四	七五	六五	收穫高
六五	七四	六〇	收穫高
六六	七三	五五	收穫高
六七	七二	五〇	收穫高
六八	七一	四五	收穫高
六九	七〇	四〇	收穫高
七〇	六九	三五	收穫高
七一	六八	三〇	收穫高
七二	六七	二五	收穫高
七三	六六	二〇	收穫高
七四	六五	一五	收穫高
七五	六四	一〇	收穫高
七六	六三	〇五	收穫高
七七	六二	〇〇	收穫高
七八	六一	九五	收穫高
七九	六〇	九〇	收穫高
八〇	五九	八五	收穫高
八一	五八	八〇	收穫高
八二	五七	七五	收穫高
八三	五六	七〇	收穫高
八四	五五	六五	收穫高
八五	五四	六〇	收穫高
八六	五三	五五	收穫高
八七	五二	五〇	收穫高
八八	五一	四五	收穫高
八九	五〇	四〇	收穫高
九〇	四九	三五	收穫高
九一	四八	三〇	收穫高
九二	四七	二五	收穫高
九三	四六	二〇	收穫高
九四	四五	一五	收穫高
九五	四四	一〇	收穫高
九六	四三	〇五	收穫高
九七	四二	〇〇	收穫高
九八	四一	九五	收穫高
九九	四〇	九〇	收穫高
一〇〇	三九	八五	收穫高

日本のおいしくマツジメ醤油

味醂

宮内省御用達 日本醸造工業株式会社

社長 農學博士 相野明二郎



塗料の  標準品

鐵材を保護せよ!

防錆塗料

ザビナイト

專賣特許

鐵骨に  
橋梁に  
タンクに  
鐵材に

關西ペイント株式會社

大阪・東京・奉天

トープムーネ

TRADE  MARK

ネームプレート  
計器字版・製地  
銀鍍金・一般腐蝕

東洋プレート製作所

東京市芝・本芝二ノ三八  
電話三田(45)〇四一六番

節約代用

各種金屬節約一般加工

特許 新興メタリコン

技術  
本位

合資  
會社

新興メタリ工業所

電話山科二一六  
京都市東區山科四宮

名物指底ひ

特許 日本第七〇三六九號  
米國第一六八五九四號  
新案第一〇八〇八五號

森本ゴム工業所

電話墨田一〇四八番  
振替東京一〇六七二番

塗料何れも

新製品合成樹脂塗料  
レヂラック焼付  
エナメル各種

耐熱・耐酸・耐アルカリ 美麗・經濟  
皆様の爲め塗料研究所が有候何  
でも御相談に應ず

東京市瀧野川區昭和町三ノ五  
東京塗料製造合資會社  
長谷川桃太郎



# 現本邦發明家小傳 (五十音順)

## 記載例

○住所(電話番号) ○生年 ○主なる學歴、學位 ○主なる經歷並に現職 ○主なる發明 ○發明に關する主なる受賞。  
△但し該當事項なきものは省略

十二年淺越式自動蓆吹蕪織機と一般農具の製造販賣に従事今日に至る○淺越式自動蓆織機、淺越式自動蓆吹蕪織機○帝國發明協會其他より表彰せられたる事數回。

## 青柳榮司

淺尾莊一郎  
京都市上京區烏丸通一條上ル西入觀三橋町五百六十一番地(電話西陣二二番) ○明治六年生 ○明治三十一年七月東京帝國大學工學部電氣工學科卒業、工學博士 ○明治三十一年八月京都帝國大學助教授に任官、明治三十四年十月同大學教授に任官、昭和八年四月大阪帝國大學教授に任官、昭和八年五月五日京都帝國大學名譽教授の稱號を授けられ今日に至る、現に正三位勳一等○半眞空「エコノミー」電球、白熱弧光燈、電子放電裝置、「タンゲステ

## 淺越助五郎

岡山縣都窪郡妹尾町字箕島(電話妹尾四番、一二八番) ○明治七年生 ○明治拾年以來花蕪疊表製造販賣並に花蕪疊表自動製蕪機製造販賣を営み、昭和

務、現在寫眞植字機研究所自營○邦文寫眞植字機 ○昭和三年商工省發明獎勵補助金參千五百圓を受け、昭和六年恩賜發明獎勵金並に昭和七年第四回發明博覽會進歩賞を受く。

## 石川 等

横濱市神奈川區旭ヶ丘四五(電話神

奈川二〇九二番) ○明治十九年生 ○東京高等工業學校電氣化學科卒業、工學博士 ○現在日本カーボン株式會社專務取締役 ○無晶形炭素を黒鉛化する方法、礬土抽出法、其他 ○昭和十三年帝國發明協會より大賞を受く。

## 石橋徳次郎

久留米市篠山町五十番地(電話久留米二二七三番) ○明治十九年生 ○久留米商業學校卒業 ○久留米名譽市長、日本ゴム株式會社、並にブリッヂストンタイヤ株式會社の取締役、相談役 ○ゴム底地下足袋の新規なる製法を案出し十數種の工業權を獲得す ○昭和二年帝國發明協會より優等賞を受領す。昭和三年御大典に際し綠綬褒章を拜受す。

## 今富祥一郎

東京市大森區久ヶ原町五八五(電話池上七二六番) ○明治三十三年生 ○東京高等工業學校卒業 ○理化學研究所勤務理研金屬株式會社取締役工場長 ○マゲネシウム製造法 ○昭和十三年大賞並恩賜記念賞を受く。

## 岩田繼清

東京市神田區龜住町五番地(電話下谷三六二九番) ○明治二十二年生 ○獨學 ○明治三十六年家業刀劍刃物製造業を繼承、大正十年合資會社岩田兄弟工場を設立、其製作販賣を繼續し今日に至る。目下其の代表社員たり ○ストラズにムク岩田式剝機、網を主とせぬ整層萬石、其他右に關する發明考案五十數種 ○帝國發明協會より大賞、進歩賞、

## 安藤 博

東京市澁谷區千駄ヶ谷一丁目五六二番地(電話青山五〇六一番) ○明治三十六年生 ○早稻田大學理工學部、海外諸國大學、研究所見學 ○財團法人安藤研究所理事 ○多極眞空管、二次電子增幅管、遮蔽「グリッド」眞空管、短波長送信機、同受信器、方向探知器、スーパーヘテロダイン、受信方式、ブツシユブル擴大方式、直列變調方式、多重變調方式、マグネチックスピーカ、寫眞電送、テレビジョン ○電氣學會研究獎勵費受領、帝國發明協會大賞受領其他。

## 牛尾義方

東京市大森區調布嶺町一丁目四一〇番地 ○明治二十六年生 ○築地工手學校卒業後理化學研究所にて研究 ○會社員たる經歷を経て理化學研究所技師拜命 ○昭和三年ウシオ製作所を創立、後之を日本バルブ製造株式會社に改組し、常務取締役に就任、昭和十三年變態増資會社たる第二バルブ製造株式會社を合併し引續き常務取締役たり ○蝶形弁裝置特許七件、高壓活栓の調整裝置特許一件、調整環を有する活栓特許一件、高壓弁閉閉裝置特許一件、實用新案十三件 ○昭和十三年三月帝國發明協會より恩賜記念賞並大賞を受く。

## 宇田新太郎

仙臺市米ヶ袋廣丁二十八番地 ○明治二十九年生 ○大正十三年三月東北帝國大學工學部電氣工學科卒業、工學博士 ○東北帝國大學教授 ○超短波無線電信

## 石井茂吉

東京市王子區堀船町一丁目五一六番地(電話王子二二一七番) ○明治二十九年生 ○東京帝國大學工學部機械科卒業 ○神戸製鋼所、星製藥株式會社に勤



電話機及び呼出し装置○昭和七年恩賜發明獎勵金を受く。

### 大河内正敏

東京市下谷區谷中清水町一（電話下谷四三七番）○明治十一年生○東京帝國大學工造兵學科卒業、子爵、工學博士○東京帝大教授、現在理化學研究所長、其他○マグネシウム製造法（共同發明）其他○昭和十三年帝國發明協會より恩賜記念賞並大賞を受く。

### 大本寅治郎

大阪市東淀川區中南通二ノ一〇（電話北七五九〇一七五九三番）○明治二十年生○タイガー計算器株式會社取締役社長○廻轉計算器、電動廻轉計算器に關する發明○昭和八年帝國發明協會より恩賜記念賞並大賞を受く。觀菊、觀櫻御會に發明家として御召の光榮に浴すること數回。

### 河合小市

靜岡縣濱松市寺島町二〇七（電話七

五三番、九六一番）、○明治十九年生○山葉樂器製造所（現在の日本樂器製造株式會社）研究部長兼アクシオン部長、機械部長、木工機械部長を経て工務參事技師長兼工務次長、昭和二年獨立して河合樂器製作所を創立經營して今日に至る。○ピアノ・オルガン・ハーモニカに關する發明○帝國發明協會より進歩賞、有功賞（全國表彰）特等賞（優等賞（地方表彰）等を受く。

### 堀崎千晴

東京市瀧野川區瀧野川町一九二三番地○明治三年生○東京帝國大學農學部實科卒、獸醫學博士○元朝鮮總督府獸疫血清製造所長○牛疫豫防ワクチン○叙勳五等授双光旭日章、帝國發明協會より恩賜記念賞及大賞を授與せらる、農學會より農學賞牌を授與せらる。

### 笠井久雄

大連市眞金町十九番地○明治二十一年生○農學校及獸醫學校卒業、獸醫學博士○大正五年傳染病研究所技師○昭

和八年滿鐵衛生研究所痘苗科長○痘苗の精製及び其應用○昭和九年帝國發明協會恩賜發明獎勵金及び日本學術協會賞を受領。

### 柏木幸助

山口縣防府市三田尻（電話防府三番）○明治十五年生○東京帝國大學藥學科選科卒、東京高等工業學校藥業科卒○株式會社柏木體溫器製造所社長○體溫計に關する發明○大正十三年帝國發明協會より特等賞を受く、大正十五年日本產業協會總裁伏見宮博恭王殿下より賞狀を賜る。昭和五年、觀菊御會に御召の光榮に浴す。

### 加藤與五郎

東京市荏原區戸越一、二二〇（電話在原六九二二番）○明治五年生○明治二十八年京都同志社大學部卒業。同三十六年京都帝國大學純正化學科卒業。引續き約二年半北米マツサチユーセツト工業大學にて研究に従事。理學博士○東京工業大學教授、同學建築材料研

究所長、同學資源化學研究所創立委員長○酸化金屬磁石及磁心の製造、磷酸礬土又は珪酸礬土より磷酸、アルミナの製造、醋酸纖維素の製造及之より人絹、人造羊毛の製造、製鹽の副産物として加里、マグネシウム、硫酸鹽等の製造○昭和九年恩賜發明獎勵金を受く。

### 川原田政太郎

東京市世田谷區經堂町八〇三（電話世田谷三七〇二番）○明治二十三年生○早稻田大學理工科電氣工學科、工學博士○大正四年七月早大卒、大正四年七月小穴製作所技師、大正八年九月早稻田大學助教授、自大正十一年十月歐米各國留學、大正十五年四月早稻田大學教授○誘導同期電動機、渦流電氣時計、テレビジョン装置、電氣標定方式磁歪現象利用各種裝置等○帝國發明協會より恩賜記念賞、大賞、特等賞、進歩賞を受く。

### 上林一雄

京都市外宇治町（電話宇治一七番）

○明治十五年生○明治四十年京都帝國大學理工科大學理學部（物理）卒業、大正六年同大學工造大學（電氣工學）卒業○旅順工造大學教授、現職神戸高等工業學校教授○半真空電球製造法、熱電堆式真空計、電解液式電流制限器○帝國發明協會より大賞を受く。

### 龜井勝治郎

西宮市郷免町十八番地（電話西宮一八四一番）○明治二十二年生○關西大學外語科、バンド英學校卒業○現在日本天然色寫真工藝社主○天然色寫真に關する發明○帝國發明協會より恩賜發明獎勵金を受く、其他受賞數回。

### 北織喜三郎

京都市上京區紫野南船岡町七四（電話西陣二〇一一番、五三九五番、六八二二番）○明治十三年生○現在京都鐵工機械器具工業組合理事、合名會社北織製作所代表社員○北織式萬能開口式ジャカード機、北織式クロスボーダー、ジャカード機、北織式ピアノマシン紋

彫機、北織式ドビー機、意匠レース機○昭和三年帝國發明協會より特等賞、昭和八年京都府知事より商工功勞賞、昭和八年帝國發明協會より帝國表彰有功賞、昭和十三年帝國發明協會より帝國表彰有功賞を受く。

### 清田達

神奈川縣高座郡茅ヶ崎町中海岸〇三井工業學校應用化學科卒業○昭和產業株式會社勤務○金屬オルガノゾル、鹽類オルガノゾル、金屬コロイド、活性炭素の製造法○帝國發明協會より恩賜發明獎勵金、進歩賞等を受く。

### 久保田權四郎

大阪市浪速區船出町二丁目二十二番地（電話戎長三五〇三番）○明治三年生○明治二十二年久保田鐵工所を起し鑄鐵管の製作に着手、鋭意技術の改善に努め鐵管鑄造法に一大改良を加へ其間發動機、諸機械の製作を兼營、目下株式會社久保田鐵工所及び滿洲久保田鑄鐵管株式會社、尼崎製鐵株式會社



等の社長に就任○鐵管鑄造用自動製鐵機、鐵管鑄造用自動製型機○鐵管製作上の發明に關し、大正十五年及昭和八年帝國發明協會より有功賞を、昭和七年日本鐵鋼協會より第一回香村賞牌を受賞す。昭和三年綠綬褒章下賜さる。

### 黒田泰造

東京市澁谷區櫻丘四(電話澁谷一六三三番)○明治十六年生○明治三十九年東京帝國大學應用化學科卒業○製鐵所技師、化工部長、九州大學教授、日本製鐵取締役等、現職理研重工業取締役、住友化學顧問、東京大學講師、秋田鐵專講師○骸炭爐○帝國發明協會特等賞、大賞を受く。

### 小林照旭

廣島縣福山市神島町下市三一九(電話福山六〇九番)○明治十二年生○福山市會議長、現職日本製鋼株式會社專務取締役、備後藍耕株式會社社長、西備綆網株式會社社長、市會議員、○無結綆網機械、藍染拔染の方法○帝國發明協會より功勞賞金牌受領。

協會より功勞賞金牌受領。

### 小林正次

東京市目黒區綠ヶ丘二二九五(電話在原五三九六番)○明治卅五年生○大正十五年東京帝國大學工學部電氣科卒業、工學博士○大正十五年日本電氣株式會社に入社、現職研究課長並に真空管課長○寫眞電送方式の發明、周波數分析器の發明、大電力真空管等に關する發明、超短波發振真空管の發明其他○昭和八年帝國發明協會より恩賜記念賞並大賞を受く。昭和十三年短波長大電力放送機完成に依り日本ラヂオ協會より功勞賞を受く。

### 阪本久五郎

靜岡縣濱松市廣澤町二百九十八番地(電話濱松一〇四五番)○明治十五年生○大阪高等工業學校機械科卒業○遠州織機株式會社代表取締役社長○阪本式自動織機○昭和四年十月帝國發明協會より優等賞を受く、昭和八年四月帝國發明協會より大賞授與せらる。

### 佐藤彰

仙臺市十二軒丁五〇(電話仙臺一六八〇番)○明治十九年生○東京帝國大學醫科大學卒業、醫學博士○東北帝國大學教授○マグノスコープ(電氣聽診器)○帝國發明協會より進歩賞を受く。

### 佐藤忠次郎

島根縣八東郡揖屋町六六七ノ七(電話揖屋三番)○明治二十年生○大正三年農具製作所創業、昭和八年資本金五拾萬圓の株式會社に組織變更、社長就任、揖屋町長、島根縣會議員○糶摺機に於ける軸承裝置、昇降機に於ける非常報知裝置、脱穀機に於ける撥齒取替裝置、除草器に於ける構調節裝置、發動機に於ける調速裝置等○大正十一年島根縣知事の表彰、昭和三年日本産業協會の表彰、昭和四年廣島市主催昭和産業博覽會會長の表彰、帝國發明協會の表彰等を受く。

### 周東喜一郎

横濱市鶴見區鶴見町二三五(電話鶴見三三三二番)○明治三十三年生○早稻田大學理工學部電氣工學科卒業○昭和三年安宅商會機械部に入社、現在に至る。昭和三年十二月社命により渡米、翌年九月歸朝○運動體の明視攝影裝置(ストロボライト)電氣標定方式磁歪現象利用の各種裝置等○運動體の明視攝影裝置及其應用に關し昭和七年商工省發明獎勵金壹千五百圓、昭和九年帝國發明協會より恩賜發明獎勵金壹千圓を拜受す。

### 志方益三

京都市左京區吉田本町五(電話上五三四〇番)○明治二十八年生○大正九年東京帝國大學農學部農藝化學科卒業農學博士○財團法人理化學研究所研究生、東京工業試驗所囑託、大正十年文部省在外研究員として獨逸、チエコスロバキアへ留學、大正十五年京都帝大教授(現職)○加電壓電流自記裝置

(ボイラロググラフ)(ヘイロフスキー教授と共同考案)ツンドラ及泥炭を原料とするコルク其他代用板(ツンドライト)の製法、ツンドラより可塑物原料製造方法、硬剛人造板製造方法(電氣製板)柔條バルブ製造方法○昭和七年ツンドライト製造に關する恩賜發明獎勵金拜受。

### 篠崎又兵衛

東京市本所區綠町三ノ一六(電話本所二一九・二二〇・三四七二番)○明治元年生○篠崎インキ製造株式會社社長○明治十七年よりインキ製造業に従事し奎運の進歩に伴ひ筆記用インキ、事務用インキ等の需用に應じ發明改良を企圖せし所からず、殊に「ヘクトインキ」「證券用インキ」等の特許あり○内外國博覽會に於て毎回受賞、昭和五年有功賞受領、日本産業協會に於てインキ製造業の功勞者として總裁宮殿下より表彰さる。

### 篠原登

東京市目黒區中目黒二丁目五〇八(電話大崎三〇七七番)○明治十五年生○元日本タイプライター株式會社、日本光音株式會社取締役技師長、現在杉本理工機製作所々長○邦文タイプライター、邦文モノタイプ、トッキー録音裝置、トッキー映寫機○帝國發明協會

東京市杉並區荻窪二ノ一七二(電話荻窪三七二三番)○明治卅七年生○東京帝大工學部卒業○遞信省工務局勤務○無裝荷ケーブル搬送方式(松前重義氏と連名)○帝國發明協會大賞を受く。

### 島津源藏

京都市中京區東洞院通り押小路下ル船屋町四二〇(電話本局五七〇七番)○明治二年生○勳五等○明治二十七年島津製作所經營、現在日本電池株式會社株式會社島津製作所社長○易反應性鉛粉製造方法、其他内外特許多數○昭和八年帝國發明協會より恩賜記念賞を受く。昭和五年宮中賜餐の榮に浴す。

### 杉本京太

東京市目黒區中目黒二丁目五〇八(電話大崎三〇七七番)○明治十五年生○元日本タイプライター株式會社、日本光音株式會社取締役技師長、現在杉本理工機製作所々長○邦文タイプライター、邦文モノタイプ、トッキー録音裝置、トッキー映寫機○帝國發明協會



の恩賜記念賞一、大賞二、勳六等瑞寶章授與さる。

### 鈴木梅太郎

東京市澁谷區宇田川町三八（電話澁谷一三九八番）○明治七年生○東京帝大名譽教授、農學博士○帝國學士院會員、獨逸學士院會員、滿洲國國務院大陸科學院長○オリザニン（ゲイタミンB）理研酒○帝國發明協會より屢々表彰せられ、學士院賞、櫻井賞を受く。

### 鈴木忠治郎

東京市目黒區自由ヶ丘三二七（電話荏原二一九四番、二三五一番）○明治二十年生○大正四年以來靜岡市にて發明機械の製作販賣並に研究に従事す○大正十三年上京糧食に關する發明機械の製作販賣並研究、鈴木糧食研究所々長○精麥裝置其他に關する特許、實用新案十數件○昭和八年帝國發明協會より大賞を受く。

### 鈴木政吉

神奈川縣川崎市生田四〇三二番地

### 會根有

東京市大森區入新井二丁目一〇番地○明治三十九年生○電機學校高等科卒業○昭和二年以來東京電氣株式會社研究所にて光電管、陰極線管、真空管の研究に従事す。昭和九年以後は大森宮田製作所にて光電管、陰極線管、整流管、真空管等を研究中なり○光電管○帝國發明協會より大賞を受領す。

### 鈴木元松

名古屋市東區東門前町三ノ一六（電話東一六三番）○安政六年生○名古屋市會議員、名古屋商工會議所議員、商業部長たりし事あり、現鈴木バイオリン製造株式會社相談役、名古屋硝子製造株式會社取締役會長○バイオリン棹部渦卷形創成機、同甲板剝削機○大正十二年帝國發明協會より特等賞受領同十五年有功賞受領、大正六年綠綬褒章拜受、昭和五年發明功勞者として爾來觀菊、觀櫻御會に御召を受く。

### 高岡石松

明治三十四年生○府立四中、一高、農學部、早稻田大學電氣科卒○逓信省電氣試驗所、陸軍科學研究所技師○テレビジョンに關するもの其他○恩賜發明獎勵金、帝國發明協會より表彰さる。

### 高橋正一

大阪市此花區西九條上通一丁目六十五番地（電話土佐堀二二八九番、六五七三番）○明治廿四年生○纖維及金網工業○羅紗メリヤス編成機○高岡式金網編成機○昭和十三年帝國發明協會發明品展覽會に於て大賞及進歩賞を受く。

### 高橋正一

中野區千光前町一四（電話中野六五六八番）○明治卅一年生○東京帝大工學部電氣科卒業、工學博士○電氣試驗所技師兼逓信技師○一、格子制御放電管を應用せる各種の精密自動調整裝置二、無噪音扇風翼○發明協會の進歩賞（三件）、恩賜研究費（一件）を受く。

### 高柳健次郎

東京市世田谷區北澤三丁目八九七（電話松澤二八五八番）○明治三十二年生○東京高等工業學校附屬工業教員養成所出身○濱松高等工業教授兼日本放送協會囑託○テレビジョン○昭和八年帝國發明協會進歩賞、同十二年同上、同十三年電氣學會淺野博士獎學祝金授與さる。

### 田熊常吉

神戸市灘區大石北町一丁目八番地（自宅電話御影二八七二番）（會社電話尼ヶ崎一七六〇番及び大阪福島四八〇二番）○明治五年生○田熊汽罐製造株式會社及株式會社田熊研究所社長○タケマ式汽罐、つねきちボイラ其他○大正三年大阪に於ける第二回發明博覽會にて最高金賞を受く。昭和三年京都に於ける地方發明表彰にて特等賞を受く。昭和七年東京に於ける第四回發明博覽會にて最高大賞を受く。昭和御登極の大典に際しては、風教殖産興業の功に

より勳五等に叙せられ、瑞寶章を授けらる。昭和五年十二月十一日、吾國の世界的發明家十人の一員として宮中に召され、賜餐の光榮に浴す。

### 武井武

東京市赤坂區青山南町六ノ一三五（電話青山二六九〇番）○明治卅二年生○東北帝國大學理學部化學科卒業、理學博士○東北帝國大學金屬材料研究所に奉職、現在東京工業大學教授、建築材料研究所員○酸化金屬磁石、酸化金屬磁心、人造偏光板○帝國發明協會主催博覽會にて進歩賞受領三回。

### 棚橋寅五郎

東京市本郷區駒込東片町一五七（電話小石川一八七八番）○慶應二年生○明治廿六年東京帝國大學工科大学應用化學科卒業、工學博士○現在日本製鍊株式會社、日本化學工業株式會社、株式會社鐵興社其他の社長又は會長として之等を主宰經營す。尙龔に社團法人電氣化學協會々長として斯界の指導啓

發の任に推さる。尙發明獎勵委員會委員○「クロム」化合物製造法、鹽素酸加里製造法○昭和十三年帝國發明協會より恩賜記念賞並大賞を受く。

### 玉村勇助

東京市淀橋區下落合四丁目一五二五（電話落合長崎二六四八番）○明治三年生○明治二十八年帝國大學土木工學科卒業○臺灣民政局長技師、足尾銅山技師、明治四十一年玉村工務所創設す○索條に因れる運搬裝置に關する發明○明治四十年東京勸業博覽會二等賞、大正三年大正博覽會銀牌、大正十一年平和博覽會名譽賞牌、發明家として觀櫻、觀菊御會に御召の光榮に浴す。

### 田村源太郎

大阪市東淀川區三國本町六二（電話北三七七三・八一五一番）○慶應二年生○現職三國鐵工所社長○オリヂンス空氣壓縮機に關する發明○昭和八年帝國發明協會より大賞を受く。觀菊觀櫻の御會に御召の光榮に浴したる事數回。



辻 二郎

芝區濱松町一ノ七ノ一(電話芝二三四四番)○明治廿九年生○東大工學部卒、工學博士○大正十二年理化學研究所に入所、現在同所辻研究室主任、日本大學、東京物理學校講師、理化學興業他五社顧問、外遊三回○光彈性學實驗裝置、爆發瓦斯檢出計、精密歪計○恩賜發明獎勵金(帝國發明協會、昭和六年)恩賜賞(帝國學士院、昭和八年)を受く。

津田米次郎

金澤市穴水町三番丁二十九番地(電話一五四二・一九八三・三九三五・五七四九・五三八三番)○明治二十一年生○金澤商工會議所常議員、金澤鐵工機械工業組合理事、株式會社津田製作所社長、其他關係會社十三社重役○津田式力織機に關する發明○昭和十年五月帝國發明協會特等賞、各地博覽會金牌國產優良品金牌(名古屋)多數受賞、

津守英五郎

年在職、現在退職す○地下足袋、支那沓、運動沓○帝國發明協會より優等賞、特等賞、有功賞を受く。

中西金次郎

福岡市片土居町二十一番地(電話福岡八七〇番)○明治二十九年生○博多織同業組合代議員○電氣紋織機其他(弟中西金作と共同發明)○大正十一年綠綬褒章授與さる。昭和十三年帝國發明協會より大賞を受く。

中西金作

福岡市片土居町二十一番地(電話福岡八七〇番)○明治卅五年生○電氣紋織機械の研究を爲して現在に至る○電氣紋織機其他(兄中西金次郎と共同發明)○昭和七年帝國發明協會より恩賜發明獎勵金並大賞(十三年)同十一年商工省より工業獎勵金を受く。

中山高亮

大阪市東淀川區野中南通リ三丁目ノ十八(電話北局五七三一番、一一八五

東京市芝區白金臺町二丁目六十九番

地(電話高輪一〇五〇番)○明治二十四年生○明治四十五年東京高等工業學校卒業、卒業後米國留學○明昭電機株式會社、東洋無線電信株式會社等の取締役社長○魚船無線電信電話機、搬送電信電話裝置○帝國發明協會より大賞を受く。

寺西福吉

兵庫縣川邊郡伊丹町伊丹五七一(電話一一一番)○明治三年生○東洋リリユーム株式會社常務取締役○リノリユーム○昭和三年綠綬褒章を賜る、帝國發明協會、日本産業協會より表彰を受く。觀櫻、觀菊御會に御召の光榮に浴す。

戸上信文

佐賀市神野町卅八(電話一〇一二番)○明治廿八年生○工業學校、電機學校○元、佐賀商工會議所副會頭、現株式會社戸上電機製作所社長○配電用各種自動開閉器其他五拾件○帝國發明協會より優等賞及有功賞を受く。

豐田喜一郎

名古屋市東區白壁町三丁目二番地(電話東一八四〇番)○明治二十七年生○東京帝國大學工學部機械工學科卒業○紡織機械の改良に従事し、現在株式會社豐田自動織機製作所常務取締役○杼換式自動織機其他○昭和六年紺綬褒章を賜り、昭和十三年帝國發明協會より恩賜記念賞及大賞を受く。

中島男尾

大分市生石町四七五番地(電話長七八七番)○明治十七年生○現職、合資會社中島製作所社長、大分縣鐵工機械工業組合聯合會理事長其他○中島式自動製粉機、中島式精撰機○昭和八年帝國發明協會より優等賞を受けたる外、金牌、銀牌、名譽賞牌等を受けたること多し。

永田邦助

久留米市莊島町昇丁四〇〇番地○明治九年生○つちや足袋株式會社四十八

拔山平一

仙臺市光禪寺通一六ノ一(電話二四四八番)○明治二十二年生○大正二年東京帝大卒業、工學博士○大正二年八月東北帝大講師、大正六年―八年まで外國留學、東北帝大教授、同附屬電氣通信研究所長○増濃波器による多重電氣、電氣聽診器、水中電話○朝日文化賞、帝國發明協會より進歩賞を受く。

野上八重治

名古屋市中野區江古田四ノ一五九〇(電話中野五七二九番)○明治廿六年生○大正五年東京帝國大學工學部電氣工學科卒業、工學博士○日本電氣株式會社取締役、技師長、發明獎勵委員會委員、帝國發明協會發明調查委員、日本學術振興會委員、電波研究委員會委員等々○NE式寫眞電送裝置、導磁率の測定方式、秘密電話方式、光線電話方式等○帝國學士院より恩賜賞を受く。昭和五年十二月宮中賜餐に召さる。その他觀櫻會、觀菊會に召さる、事八回昭和八年帝國發明協會より大賞並に恩賜記念賞を受く等々。

野澤一郎

東京市中野區塔ノ山町一二(電話中野三〇四五番)○明治二十一年生○明



治四十三年東京高等工業學校機械科卒業  
業○株式會社巴組鐵工所社長、株式會社帝國測器製作所社長○ダイヤモンドトラス鐵骨建築其他○帝國發明協會より恩賜記念賞、名古屋汎太平洋平和博覽會名譽賞牌、大賞を受く。

### 箱木 一郎

東京市大森區新井宿三ノ一、六三一(電話大森七六二二番)○明治二十九年○關西學院文科社會學科出身○曲面體印刷方法並に同機械の考案並に製造○曲面體印刷方法、曲面體印刷機械各數件○昭和九年恩賜發明獎勵金拜受、一九三七年巴里萬國博覽會の「گران・プリ」受賞。

### 橋本 重郎

宮崎市廣島通り二ノ二○明治廿七年生○東京帝大農學部卒業、農學博士○農林省畜産試驗場技師、文部省在外研究員、宮崎高等農林學校教授○鶏の初生雌雄鑑別法○帝國發明協會より特等賞、進歩賞並に大賞を受く。

### 濱田 初次郎

東京市東區龜戸町一ノ九八(電話墨田一八・一八五八・三七一八番)○明治九年生○濱田印刷機製造株式會社取締役社長、東京印刷製本機械製造工業組合理事長○自動紙差装置外現在迄特許百六十八件、實用新案百二十八件○昭和八年帝國發明協會より恩賜記念賞並大賞を受く、發明家として觀菊觀櫻の御會に御召の光榮を浴したる事數回。

### 平泉 貞吉

東京市大森區田園調布四ノ一八二(電話田園調布二八二四番)○明治三十一年生○京都帝大、理學博士○高砂香料株式會社東京工場長○樟腦油よりワニリンの合成、樟腦油より人造レモンガラスの製造○昭和七年帝國發明協會より恩賜獎勵金を受く。昭和十二年專賣局長官より表彰を受く。

### 堀内 利器

東京市澁谷區原宿二丁目一七〇番地

四號(電話青山五〇九九番)○明治二十四年生○京都帝國大學理學部卒業○理學博士○高砂香料株式會社專務取締役○合成薄荷製造法、ワニリン合成法○昭和七年帝國發明協會より恩賜發明獎勵金拜受、同八年大賞を受く。

### 堀江 貞治郎

東京市世田谷區上北澤町三丁目八九三番地(電話松澤二二九四番)○明治十八年生○遞信官吏練習所技術科卒業○遞信省電氣試驗所技師、現在安立電氣株式會社取締役工務部長○(一)高周波多重電氣電話裝置(現在は一般に搬送式電氣電話と云ふ)(二)有線無線電話接續裝置○(一)に對し發明協會より大賞、及地方表彰並に(二)に對し進歩賞を受く。

### 堀井 新治郎

東京市神田區鍛冶町二ノ二(電話神田四二二一四二六番)○明治八年生○滋賀縣立彦根中學校中退○堀井騰寫堂

### 松田 長三郎

京都市下京區中堂寺櫛笥町二六(電話壬生三二八八番)○明治二十六年生○大正六年京都帝國大學工學部電氣工學科卒業○京都帝國大學教授○白熱ルミナス弧光熱、白熱弧光燈、整流器等○昭和七年「眞空放電勵磁裝置」に關し共同研究者と共に恩賜發明獎勵金を授與せらる。

### 松前 重義

東京府武藏野町西窪二四六ノ八(電話吉祥寺七六八番)○明治三十四年生○東北帝國大學工學部電氣工學科卒業、工學博士○大正十五年四月遞信技師に任ぜらる、現在遞信省工務局調査課長○無裝荷ケーブル方式○昭和十年淺野獎學祝金を電氣學會より授與せらる。昭和十二年十二月本發明により勳五等双光旭日章を授與せらる。

### 眞鍋 武雄

東京市大森區馬込町東一ノ一〇八四

本店店主○平版式騰寫版、輪轉式騰寫機騰寫印版紙及複寫紙等○昭和五年以來觀菊、觀櫻の御會に召さるゝこと數回○帝國發明協會大正十一年地方表彰に於て特等賞、昭和四年同特等賞、昭和八年第三回帝國表彰に於て大賞並に恩賜記念賞、昭和十三年第四回帝國表彰に於て有功賞受賞、内外國博覽會に於て名譽大賞以下九十餘個受賞。

### 本田 菊太郎

豐中市新免二四一ノ一(電話豐中二〇一五番)○明治廿三年生○株式會社大阪機械製作所專務取締役○オーエム式篠糸牽伸裝置○昭和十三年帝國發明協會より大賞を受領す。

### 本多 光太郎

仙臺市米ヶ袋鹿ノ子清水通二十一(電話一六七六番)○明治三年生○東大理科大學物理學科卒業、理學博士○東北帝國大學總長○KS磁石鋼、新KS磁石鋼○恩賜賞を受く。

(電話大森六三四七番)○明治二十四

年生○東京高等工業學校機械科卒業○日本石綿盤製造會社、兵庫縣工業試驗所、東京商業貿易會社等に奉職、約十年前より土木機械の研究に従事す。現在は日本建機株式會社代表取締役○ウォーセクリーター(混泥土材料配合調整機)ウォーセ・ミクサー(一種の混泥土混合機)等○昭和六年商工省發明獎勵金受領、昭和七年帝國發明協會より恩賜發明獎勵金拜受、昭和七年賀陽宮殿下、同妃殿下ウォーセクリーター台覽、昭和七年帝國發明協會より進歩賞、昭和十三年帝國發明協會より恩賜記念賞並に大賞を拜受す。

### 間宮 精一

東京市大森區入新井六ノ九三○明治卅二年生○府立第四中學校檢定○日本金錢登錄機株式會社技師長たりしも同社が外國資本となるに及び退職、現在に到る○金錢登錄機○昭和八年恩賜記念賞並に大賞を受く。



丸毛登

東京市目黒區上目黒八丁目五八八番地(電話澁谷三六〇六番)○明治二十一年生○東京物理學校全科卒○元逓信技師、電氣試驗所技師、早稻田大學講師、仙臺中央放送局、大阪中央放送局技師部長、現日本放送協會技術研究所第二部長○有線無線兩電話接續裝置(共同發明)電信電話線並に送電線に於ける搬送電話及搬送電信(共同發明)放送無線電話及放聲電話用カーボン、マイクロフォン(共同發明)○大正三年逓信選奨規程による第二級功績章授與大正十五年帝國發明協會より大賞を受く。昭和八年日本放送協會より「マイクロフォン」用炭素粒製法に對し功績を表彰する。

御木本幸吉

三重縣志摩郡鳥羽町大字鳥羽四百七十六番屋敷(電話八番、廿八番)○安政五年生○御木本眞珠店々主○眞珠素質被着法、眞珠貝飼育法、完圓眞珠形

成法、眞珠形成法○大正拾年養殖眞珠發明の完成により綠綬褒章に附する飾版を下賜せらる、大正十五年帝國發明協會より恩賜記念賞並に名譽大賞牌を授けらる、昭和三年頌功辭を贈らる。昭和二年勳四等に叙せられ瑞寶章を授けらる。昭和五年發明家拾名に對し御賜餐の光榮に浴す。

三島徳七

東京市淀橋區下落合一ノ四五六(電話大塚三四一六番)○明治廿六年生○大正九年東京帝國大學工學部卒業、工學博士○東京帝國大學教授、海軍大學校教授、東大航空研究所々員○鐵、ニッケル、アルミニウムを主成分とする強磁石(MK磁石)○恩賜記念賞、大賞、特等賞、服部報公賞、日本鐵鋼協會香村賞牌等を受く。

密田良太郎

横濱市鶴見區東寺尾町一二八九番地(電話鶴見二〇九〇番)○明治十八年生○東京帝國大學、東京工科大学電氣

工學科卒業、工學博士○逓信技師、臨時電信電話建設局技師、早大教授、宮内技師、宮内省御用係、大藏省技師、電氣試驗所第三部長、逓信省電氣試驗所長○水銀避雷器、逆變流器、直流變壓器、周波數變換器○恩賜記念賞、學士院賞を受く。

御法川三郎

東京市小石川區初音町四番地(電話小石川二四一・二二〇六・七七二番)○明治二十六年生○大正八年早稻田大學理工科卒業○昭和五年先代死後御法川工場を引繼ぎ今日に至る。合名會社御法川工場代表社員、伊藤工業株式會社社長、株式會社東亞發聲ニュース映畫製作所社長○御法川式多條線絲機、アイエム下方自働給炭機○第四回發明品博覽會に於て多條線絲機に對し名譽大賞を受く。昭和十三年帝國發明協會より多條線絲機に對し大賞を受く。

宮垣彌三郎

横濱市中區本牧町一ノ一五〇(電話

本局二三三七番)○明治二十八年生○スタンダードヴァキューム石油會社技師

術部員○自動活字鑄造植字機○帝國發明協會より恩賜發明奨勵金、財團法人三井報恩會より研究金を受く。

森 繁太郎

東京市杉並區天沼一ノ一五六 ○明治十八年生○東京帝國大學農科大學農學科卒業、農學博士○農林省蠶絲試驗場技師、蠶種部主任○蠶の一代雜種○昭和八年恩賜記念賞を受く。

森田庄三郎

三重縣津市下部田町(電話六七〇番)○明治九年生○高等小學二年卒業後京都菊池芳文畫塾に三ヶ年繪畫研究○おぼろタオル株式會社取締役社長○おぼろタオル、曙タオル、風通タオル、おぼろガーゼタオル、臙毛織其他特許三點、新案三十六點○昭和三年良等賞一、昭和八年有功賞二、昭和四年日本産業協會表彰を受く、其他各博覽會に於て金銀銅賞四十三回。

矢追秀武

東京市蒲田區矢口町五四 ○明治二十七年生○東京帝國大學醫學部醫學科卒業、國際聯盟研究員として二ヶ年英國に留學、醫學博士○東京帝國大學助教授傳染病研究所所員、現在東京帝國大學附屬傳染病研究所技師○一、皮下種痘法の完成一、痘瘡治療血清の創製一、猩紅熱豫防液の完成○昭和九年日本學術協會より協會第一回の學術賞を授與せらる。(精製痘苗の皮下種痘に關する業績)。

山本三六郎

東京市大森區入新井六ノ一〇二(電話大森二五五一番)○明治三十四年生○上田蠶糸専門學校卒業○蛋白質人造纖維製造法、平面繭製造法○昭和六年第三回化學工業博覽會進歩賞、昭和六年帝國發明協會より恩賜發明奨勵金、昭和七年朝日新聞社朝日賞、昭和七年帝國發明協會より帝國表彰進歩賞(以上再生絹糸)昭和十三年帝國發明協會

より帝國表彰進歩賞を受く。(平面繭)

山岡孫吉

兵庫縣武庫郡魚崎町魚崎(電話御影五一〇五番)○明治二十一年生○高等小學校卒業○明治四十五年山岡發動機工作所創業、昭和六年三月株式會社に組織變更社長となる、昭和十年二月山岡内燃機株式會社を創立社長となる○内燃機關に於ける部分品○昭和十三年帝國發明協會より大賞を受く。

山本忠興

東京市牛込區新小川町二丁目十番地(電話牛込九三番)○明治十四年生○明治三十八年東京帝大工科卒業、工學博士○早稻田大學理工學部長○高周波發電機、誘導同期電動機○帝國發明協會より大賞其他を受く。

和田小六

東京市赤坂區新坂町六十二番地(電話赤坂二六七〇番)○明治二十三年生○大正四年東京帝大、造船學科卒業、工



學博士○東京帝國大學教授、航空研究所々々員、航空研究所々々長○特殊翼○恩賜賞

### 渡邊卓郎

兵庫縣武庫郡武庫村西富松牛田一八  
一（電話伊丹九七六番）○明治二十四  
年生○大正二年廣島高等師範學校卒業  
大正六年東北帝國大學理科大學化學科  
卒業、理學博士○日本染料製造株式會  
社技師、大阪市立工業研究所技師を經  
て大正九年一月大阪市立工業研究所長  
となる○合成錯酸の製造に關する發明  
○昭和八年帝國發明協會より特許第八  
九四一八號「アセトアルデハイド」の  
急速製造法に對し大賞を授與せらる。

### 岡村金藏

東京市澁谷區代々木大山町一〇四九  
番地（電話四谷七九一七番）○明治十四  
年生○京都帝國大學理工科大學電氣工  
學科卒業○農商務省製鐵所技師、京都  
市技師、滿鐵撫順炭礦工業課長、大連本  
社計畫部審査役、滿洲電業株式會社取

締役、現職なし。○油母頁岩乾餾法○  
前記發明に依り昭和八年四月帝國發明  
協會より恩賜記念賞及大賞受領す。油  
母頁、岩乾餾法を發明し是を企業化し  
たる廉に依り昭和十一年十月關東局よ  
り表彰せられ、銀杯一組受領す。

### 小田切瑞穂

京都市伏見區桃山町長岡越中八番地  
ノ一三○明治三十七年生○昭和四年京  
都帝國大學理學部卒業○京都帝國大學  
助教授、化學研究所所員を經て現日本  
レイヨン株式會社技師○金屬「オルガ  
ノゾル」鹽類「オルガノゾル」放射性  
「オルガノゾル」有機高級化合物「オ  
ルガノゾル」各製造法による各種製品  
酸化鉛製造法、芒硝電氣分解法○昭和  
七年帝國發明協會より恩賜發明獎勵金  
並に昭和八年同進歩賞を受く。

### 尾上隆治

名古屋市中區下前津町八七（電話南  
二五六番、端穗二五五番）○大正三年  
生○日本大學專門部工機機械科卒業○  
尾上商會主○肥料飼料配合機○昭和十

三年帝國發明協會より大賞を受く。

### 梅根常三郎（追加）

滿洲國鞍山市上臺町三（電話鞍山八  
〇番）○明治十七年生○明治四十四年  
京都帝國大學理工科大學卒業、工學博  
士○八幡製鐵所奉職以來大正八年に至  
り第一製鋼課長次で滿鐵に入社鞍山製  
鐵所に勤務す、株式會社昭和製鋼所取  
締役、銑鐵部長、製鋼部長○磁力選鐵  
機、赤褐鐵礦選鐵法、鐵礦磁化還熔爐  
○日本鑛業會より渡邊賞、滿鐵より功  
績章、日本鐵鋼協會より香村賞、帝國發  
明協會より大賞、恩賜記念賞を受く。

〔附記〕本欄に採録の發明家は現存  
の人にして（一）發明家として宮中賜餐  
の榮に浴したる人、（二）同觀菊、觀櫻  
の御會に召されし人、（三）帝國發明協  
會より恩賜發明獎勵金を受けたる  
人、（四）同大賞以上を受けたる人、（五）  
發明實施に功績ある人等を中心とし  
て大體選定したるも、將來は更に各  
方面より資料を蒐め、追加増補の見  
込である。（追加五三五頁参照）

(カタクダ進呈)



- 特許 ST 式 錠型 通風 日除
- 特許 ST 式 天窓 通風 日除
- 特許 ST 式 錠型 通風 暗幕
- 特許 ST 式 疊込式 防空 暗幕
- 特許 ST 式 ロール・スクリーン (蟲除網)
- 室内 裝飾 並 設計 製作

合 資 會 社

信 誠 社

東京市荒川区尾久町五丁目一〇〇〇番地

電話 下谷 (83) 5564 番



特許新案 意商審鑑代  
許案匠標判定願

◎創業明治四十三年

東京市下谷區東黒門町二十一番地

(上野廣小路松坂屋隣角)

旦六郎治特許事務所

辨理士 旦六郎治  
辨理士 旦之

電話下谷(83)五三四二番  
振替口座東京一九二七九番

◎業風堅實一途

本邦發明界七十年史 市川一男

慶應四年(明治元年)

○一月、神田孝平「西洋雜誌」第四號に「褒功私説」を發表、特許制度の必要を論ず。○五月、渡邊一郎「中外新聞外篇」卷之十九に「擬製並重板を禁ずる論」を發表、特許制度及著作權保護制度の必要を論ず。

○六月十日附「もしほぐさ」第十七篇に日本人の智慧歐羅巴人に比し劣るものに非ざれば發明のことに努むべく、之を勵ます如き法を制定するは日本の急務なりとの趣旨の論掲載せらる。右は親日佛人レオン・ロニなる者が巴里にて發行したる日本字新聞「よのうはさ」の記事を轉載したるものゝ如し。

明治二年

○九月「もしほぐさ」第三十九篇に西洋に於ける發明界の情勢を述べ日本人も亦斯くの如き至妙なる發明に

志すべき旨を論じたる記事掲載さる。

明治三年

○東京日本橋の人和泉要助、人力車を發明し官許を得て營業を開始す。(一説に人力車は東京銀座の人、秋葉大助初めて之を製すと。又曰く人力車の設計者はベルリの隨員ジョナサン・ゴツプルなりと)

明治四年

○一月、村田文夫「西洋聞見録」を著し、後篇卷三「新發明免許及新發明多き所以の事」なる記事に於て西洋に於ける特許制度及發明界の狀況を紹介す。○四月七日、「專賣略規則」太政官布告第一七五號を以て發布せらる。二三識者の間に特許制度の必要論ぜられたりといへ維新勿々の際斯かる文化的立法を爲したる當路者の識見偉なりと謂ふべし。

明治七年

○二月、江藤新平佐賀の亂。○同月西村勝郎時の立法府たる左院に專賣免許法の施行を建白す。○五月、伊

○七月、廢藩置縣行はる。○十月和歌山の人瀬戸重助、綿フランネルを發明す。

明治五年

○三月二十九日、「專賣略規則」太政官布告第百五號を以て廢止せらる。蓋し當時の社會情勢未だ本法を必要とする程度に達せざりしによるものならん。○五月二十日、「日新眞事誌」第四十六號に「專賣免許法反對論」掲載、以後數回に涉り連載さる。○八月、學制發布。

明治六年

○二月、東井潔全編「窮理日新發明記事」上梓さる。蒸汽原動機の發達及ワットの傳記等を記載す。○七月十七日附「郵便報知新聞」第九十號投書欄に「九臯」なる筆名にて西洋諸國に於ける特許制度を紹介したる記事掲載さる。



藤祐愛譯著「西洋免許法一名發明者之道杖」板行さる。特許法に關する最初の單行本ならん。○十月、西村勝郎再び左院に專賣免許法の施行を建白す。

#### 明治八年

○九月二十九日附「東京曙新聞」第五百九十四號の社説に於て專賣免許法の速かに施行せらるべきこと論ぜらる。○此の年内務省に於て商標條例に關する調査を爲す。○ベル、電話を發明す。

#### 明治九年

○三月、廢刀令出づ。○十月、神風連の亂、萩の亂。○十二月六日附「郵便報知新聞」千百五十七號投書欄に杉山毅の「專賣と賞典と孰れが便なる論」掲載さる。一時的の賞を與ふる制度より專賣特許法の有利なることを論じたるものなり。

#### 明治十年

○一月、西南の役起る。○七月、學術雜誌「講學餘談」第三號に「專賣免許法を論ず」なる論文掲載さる。

#### 明治十五年

○農商務省工務局審議の結果商標條例の成案を得。○八月、「中外工業新報」第三百三十六號に「專賣免許條例案」掲載さる。米國特許法を譯したるものらしく第四百八號にまで亘り連載せられたり。○十月、田鎖綱紀其の發明に係る速記術を公表す。

#### 明治十六年

○三月二十七日、工業所有權保護同盟條約巴里に於て締結さる（加盟國佛、白、西等十一國）○三月より農商務省省議を開き工務局作成の專賣特許條例案を審議す。

#### 明治十七年

○二月、農商務省其の立案に係る「發明專賣特許條例草案」を三條太政大臣に上申す。制度取調局之を審議（牧野伸顯主任）し修正意見を附し農商務省に下渡す。○六月七日、「商標條例」太政官布告第十九號を以て公布さる。施行は十月一日。我國商標保護規定の始なり。次で「商標登錄

署名なければども筆者は東京大學の學生なり。○エヂソン、蓄音器を發明す。

#### 明治十一年

○二月六日附「郵便報知新聞」第一千五百七號社説に於て專賣免許法の必要を論ず。○十月、内務省商標條例の成文を得て之を東京商法會議所に諮問す。○岡山の人磯崎眠龜花菱織機を發明す。

#### 明治十二年

○三月、東京商法會議所商標條例の實施は時期尙早なりと内務省に答申す。○商標條例に關する事務大藏省に移管さる。○五月、大藏省大阪商法會議所に商標條例案を諮問す。○エヂソン白熱電燈を發明す。

#### 明治十三年

○五月、大藏權少書記官神鞭知常新形專用免許及新發明專用免許の二條例を立案す。○六月、大阪商法會議所商標條例の實施を望むと大藏省に答申し併せて發明保護の實施を要望す。此の件に關する限り大阪方東京

に比しはるかに進歩したりと謂ふべし。○村田經芳小銃の發明を完成す。所謂十三年式村田銃之なり。

#### 明治十四年

○二月、大藏省一等屬山本五郎主任となり商標條例、商標登錄手續規則及布告案を議定し三條太政大臣に上申す。○四月、農商務省新設され商標及發明專賣の事務は同省工務局の主管となる。○四月十三日附「郵便報知新聞」第二千四百五十六號に左の如き記事掲載さる。

「新發明品の專賣免許の規則は先年一度發令になりしが何か御都合ありて忽ち廢されしが今度農商務省を置かれしに付き再び之を許さるゝ事になりしかば昨今其筋にてお調べ中のよし」

○十月、農商務省工務局に於て高橋是清主任者となり發明保護の法制に關し審議す。○十月十二日、國會開設の詔勅下る。○曩に商標條例は時期尙早なりと答申したる東京商法會議所も漸く其の必要を認め自ら商標

所」を農商務省工務局に置く。○六月九日、高橋是清商標登錄所長就任。

○十二月、農商務省別案の「專賣特許條例草案」を得之を太政官に上申す。

#### 明治十八年

○一月、農商務省立案の「專賣特許條例」參事院に於て審議せらる。

○三月、「專賣特許條例」案元老院に回付さる。○四月十八日、「專賣特許條例」太政官布告第七號を以て公布さる。施行は七月一日なり。專賣特許所を農商務省工務局内に置く。○四月二十日、高橋是清專賣特許所長就任。○五月、高橋是清編「專賣特許願人心得」農商務省工務局より出版さる（一部八錢也）。○八月十四日、堀田瑞松發明の「鑄止塗料及其塗法」特許さる。これ特許第一號なり。同日、高林謙三の製茶機械に關する發明特許第二號、第三號及第四號を以て特許さる。○九月十九日磯崎眠龜の錦莖織機特許さる（特許第二三號）。○村田經芳十八年式

村田銃を完成す。○十一月、高橋是清發明商標保護制度視察の爲歐米へ出張す。○此年の特許出願數四二五件にして特許件數は九九件なり。

#### 明治十九年

○二月、專賣特許局を農商務省官制中に置く。○三月六日、高橋是清專賣特許局長就任。○十一月、高橋是清歸朝。○此年の調査によれば我國の人口三千八百五十萬七千餘人なり。

#### 明治二十年

○十二月、特許局官制、勅令第七十三號を以て公布さる。○十二月二十八日、高橋是清特許局長就任。

#### 明治二十一年

○三月三十日、眞崎照郷の「麵類製造機」特許さる（特許第四四八號）。○十二月二十日「特許條例」、「意匠條例」及「商標條例改正」勅令第八十四號、第八十五號及第八十六號を以て夫れ夫れ發布せらる。

#### 明治二十二年

○二月十一日、帝國憲法發布。○四



月十六日、東海道線全通。○下瀬雅允下瀬火薬の發明を完成す。

### 明治二十三年

○二月二十二日、奥田義人特許局長就任。○九月、文部省獨逸留學生田中正平の樂器の發明に對し思召を以て金一千圓下賜せらる。○特許局事務官眞中直道官を辭し、東京神田に「東京特許代官社」を創設す。我國辨理士の嚆矢と做すべきか。

### 明治二十四年

○五月十四日、豊田佐吉の「織機」特許さる(特許第一一九五號)。○十一月十六日、農商務省と共に特許局麹町區大手町より京橋區木挽町に移轉す。○下瀬雅允、火薬發明の功に依り一千二百圓を賜はる。○エヂソン活動寫眞を發明す。

### 明治二十五年

○二月三日、御法川直三郎の製絲機械に關する發明特許さる(特許第一四四九號)。○十一月十七日、藤田四郎特許局長就任。

### 明治二十六年

○五月十五日、有賀長雄特許局長就任。○十一月二十日、柳谷謙太郎特許局長就任。○十一月二十一日、屋井先藏の乾電池特許さる(特許第二〇八六號)。

### 明治二十七年

○七月、堀井元紀、舶來の複寫器を改良し之を騰寫版と名づく。○八月一日、清國に對し宣戰の詔勅下る。○二宮忠八、足踏式飛行機を發明す。

### 明治二十八年

○四月十七日、日清講和條約成る。○レントゲンX光線を發見す。

### 明治二十九年

○六月二十五日、高田嘉助の「製鹽釜」特許さる(特許第二七五四號)。

### 明治三十年

○二月十二日、茂木重次郎の「亞鉛華製法」特許さる(特許第二八四二號)。○十二月二十七日、宮原二郎の「水管式汽罐」特許さる(特許第三〇一四號)。○マルコーニ無線電

信を發明す。

### 明治三十一年

○十月、電話の發明者ベル來朝。○有坂成章速射野砲を發明す。所謂三十一式速射砲之なり。

### 明治三十二年

○三月二日、「特許法」、「意匠法」及「商標法」夫れ夫れ法律第三十六號、第三十七號及第三十八號を以て發布さる。此等の法律は何れも七月一日より施行さる。○四月、海軍省下瀬火薬製造所を設く。○我國工業所有權保護同盟條約に加盟す。○六月八日、「特許代理業者登録規則」勅令第二百三十五號を以て發布さる。施行は七月一日。

### 明治三十三年

○五月、北清事變起る。○七月九日山田猪三郎發明の「氣球」特許さる(特許第四一六四號)。○白耳義にて工業所有權保護同盟條約改正會議開かる。

### 明治三十四年

○四月二十九日、今上天皇御降誕。

○七月十五日、高峰讓吉の「腎上腺の主成分より成る腺内物製法」特許さる(特許第四七八五號)。所謂「アドレナリン」の製造法之なり。○十二月二十六日、岸敬二郎の「發電機及電動機の磁田鉄心」特許さる(特許第五〇八七號)。

### 明治三十五年

○二月十二日、日英同盟成る。○松代松之助、木村駿吉發明の無線電信器完成す。通信距離八〇哩。日本海海戰に於て偉功ありしは本器なりと謂ふ。○松村八次郎、石炭窯を發明す。○寺島昇の「苧織機」特許さる(特許第五七六四號)。

### 明治三十六年

○四月十四日、鈴木藤三郎の「氷砂糖製造方法及装置」特許さる(特許第六一七六號)。○十二月五日、久米金彌特許局長就任。○ライト兄弟飛行機を發明す。

### 明治三十七年

○二月十日、露國に對し宣戰の詔勅下る。○五月五日、「工業所有權保護

協會」創立さる。帝國發明協會の前身なり。創立關係者の主なるものは清浦奎吾、久米金彌、中松盛雄、宿利英治等なり。○九月十五日、西室逸作の紋染用防染糊に關する發明特許さる(特許第七七五五號)。○石渡繁胤の「蠶の雌雄鑑別法」公表さる。

### 明治三十八年

○二月十六日、「實用新案法」法律第二十一號を以て公布せらる。施行は七月一日。○三月十六日、磯部正春特許局長就任。○九月、日露講和條約成る。○十一月十一日、織田一特許局長就任。○南部麒次郎小銃の發明を完成す。所謂三八式小銃之なり。

### 明治三十九年

○九月一日、特許局京橋區木挽町より麹町區道三町に移轉す。○十一月二日、東京神田青年會館に於て工業所有權保護協會主催の第一回特許大會開かる。○十一月二十六日、大阪中ノ島公園に於て大阪工業所有權者同盟會及大阪實業家協會の主催にて

工業所有權大會開かる。

### 明治四十年

○二月二十八日、宮崎賢一の罐詰用罐材の製造法に關する發明特許さる(特許第一一七三七號)。○四月二十五日、津に於て工業所有權保護協會主催第二回特許大會開かる。○十月二十四日、坂根清一の「生糸様紡績絹糸製造法」特許さる(特許第一三三五號)。○十二月二十五日、中松盛雄特許局長就任。

### 明治四十一年

○二月五日、日高榮三郎の「漁網防腐法」特許さる(特許第一三六四六號)。○九月十九日、大阪に於て工業所有權保護協會の主催にて第三回特許大會開かる。○七月二十五日、池田菊苗の「グルタミン酸を主成分とせる調味料製造法」特許さる(特許第一四八〇五號)。所謂「味の素」の製造法なり。○八月十二日、韓國統監府特許局設立さる。

### 明治四十二年

○四月一日、東京上野に於て工業所



有權保護協會主催第一回發明品博覽會開かる。○四月五日、「特許法改正法律」、「意匠法改正法律」、「商標法改正法律」及「實用新案法改正法律」法律第二十三號、第二十四號、第二十五號及第二十六號を以て夫れ夫れ公布せられる。施行は何れも十一月一日。○四月二十四日、高峰讓吉の「新ダイアステース劑及其製造法」特許第一六一三五號。所謂「タカチアスターゼ」の製造法なり。

○五月八日、東京に於て工業所有權保護協會主催第四回全國特許大會開かる。○十月二十三日、特許辦理士令勅令第三百號を以て公布せらる。

### 明治四十三年

○四月十五日、福岡市に於て工業所有權保護協會主催第五回全國特許大會開かる。○八月二十九日、日韓合併と共に統監府特許局廢止せらる。○十月六日、前橋市に於て工業所有權保護協會主催第六回全國特許大會開かる。○十月十九日、工業所有權保護協會を帝國發明協會と改稱す。

### 明治四十四年

○六月二日、米國ワシントンに於て工業所有權保護同盟條約改正會議開かる。○九月二十九日、藤山常一の「炭化物より窒素化合物を製造する方法」特許第二〇七三〇號。○十一月六日、鳳秀太郎、小藤藏の「靜電オシログラフ」特許第二〇九三二號。○十二月五日、田原良純の「河豚毒素テトロトキシン製造方法」特許第二一五八號。○十二月二十一日、鈴木梅太郎の「米糠中の一成分アベリ酸の製法」特許第二一三二四號。所謂「VイタミンB」の製法之なり。

### 明治四十五年（大正元年）

○六月二十六日、鳥瀧右一、横山英太郎、北村政治郎の「振動放電間隙」特許第二二二三四七號。○七月三十日、明治天皇崩御。○十一月十四日、梅野明二郎の「自働製麵裝置」特許第二三〇二六號。

### 大正二年

○四月十五日、白井喜市郎の「製茶機」特許第二三七八三號。○六月十三日、崎川才四郎特許局長就任。○九月二日、御木本幸吉の「眞珠素質被着法」特許第二四二五二五號。

### 大正三年

○一月二十九日、井口在屋、島山一清の渦巻ポンプ、ファン及水車等の翼車に關する發明特許第二五三六一號。○三月十五日、大阪に於て帝國發明協會主催第二回發明品博覽會開かる。○七月、世界大戰起る。○十二月五日、東京に於て帝國發明協會主催第六回全國特許大會開かる。

### 大正四年

○六月一日、鯨井恒太郎の「周波數變換器」特許第二七八二〇號。○六月十二日、杉本京太郎の「タイプライター」特許第二七八七七號。○七月二日、西尾正左衛門の「東子」特許第二七八七七號。

許第二七九八三號。所謂「胤の子束子」之なり。○七月十五日、田中龍夫の「整流子を有する電氣機」特許第二八〇六七號。○八月十日、田熊常吉の「汽罐」特許第二八一七三號。

### 大正五年

○五月十八日、豊田佐吉の自動織機に關する發明特許第二九四八四號。○六月十九日、岩田繼清の「脱稈機」特許第二九六二三號。○六月二十日、西川藤吉の「眞珠形成法」特許第二九六二八號。

### 大正六年

○二月三日、村上隆吉特許局長就任。○九月二十八日、黒田泰造の「骸炭爐」特許第三一五四二號。○十月十三日、發明獎勵費交付規則「農商務省令第二十八號」を以て公布さる。○十一月一日、特許局陳列所に於て帝國發明協會主催家庭用發明品展覽會開かる。

### 大正七年

○一月十日、丹羽保次郎の「導磁率測定方式」特許第三一九九〇號。○二月二十二日、本多光太郎の「特殊合金鋼」特許第三二二三四號。所謂「K・S鋼」之なり。○四月、大阪に於て帝國發明協會主催第七回全國特許大會開かる。○五月八日、密田良太郎の「水銀避雷器」特許第三二六四〇號。○十月二十九日、鈴木英雄特許局長就任。○十一月十一日、世界大戰終局。

### 大正八年

○七月九日、中井勵作特許局長就任。○十一月二十二日、鈴木政吉の「ヴァイオリン甲板剝削機」特許第三三三三八一號。○十一月二十四日、竹内壽太郎の「三相誘動電動機」特許第三三三三九〇號。

### 大正九年

○六月二十四日、宮内國太郎特許局長就任。○九月三十日、長谷善一の

「燃絲機」特許第三三三二四五號。○十月二十三日、梅野明二郎の「醬油速釀法」特許第三三三三三三號。○十一月二十四日、窪田哲二郎の「鍍中の金銅回收法」特許第三三七五〇一號。

### 大正十年

○四月三十日、「特許法改正法律」、「實用新案法改正法律」、「意匠法改正法律」、「商標法改正法律」及「辨理士法」法律第九十六號、第九十七號、第九十八號、第九十九號及第百號を以て夫れ夫れ公布せらる。施行は大正十一年一月十一日。○八月二十二日、山本忠興、川原田政太郎の「誘導同期電動機」特許第三九六四一號。○九月二十二日、新田長次郎の「木綿調帯」特許第四〇〇六五號。

### 大正十一年

○一月、特許局官制改正せられ外局に昇格す。○一月十一日、田中隆三特許局長官就任。○二月十三日、島



津源藏の「易反應性鉛粉製造法」特許する(特許第四一七二八號)。○六月三十日、梅根常三郎發明の「赤褐鐵鑛選鑛法」特許する(特許第四二九七二號)。○七月一日、中川友次郎特許局長官就任。○十月九日渡邊三郎の「自硬性磁石」特許する(特許第四三六六〇號)。○蠟崎千晴發明の「牛痘疫防ワクチン」實施する。

### 大正十二年

○一月十五日、玉村勇助の「索道用搬車」特許する(特許第四四四三六號)。○三月十九日、濱田初次郎の「印刷機械」特許する(特許第四四九七八號)。○三月二十六日、河野篤二、北村品子の「硬質紙器製造法」特許する(特許第四四九九九號)。○三月、上野公園に於て帝國發明協會主催第三回發明品博覽會開かる。○七月二十五日、岡本英太郎特許局長官就任。○八月二十九日、崎川才四郎特許局長官就任。○九月一日、關東地方大地震、特許局廳舎焼失す。

### 大正十三年

○一月十五日、高橋克己の「ワイタミンA抽出法」特許する(特許第六〇〇五〇號)。○六月十六日、特許局府下目黒の假廳舎より麴町區大手町の新廳舎に移轉す。

### 大正十四年

○四月二十四日、湯淺藤市郎の「自動製絲機」特許する(特許第六三六三二號)。○四月、農商務省農林、商工の二省に分れ特許局は商工省所管となる。○六月二十三日、石井茂吉、森澤允雄の「寫眞植字機」特許する(特許第六四四三三號)。○九月十一日、石川登喜治の「ニッケルブロンズ合金」特許する(特許第六五六八〇號)。○九月十七日、帝國發明協會に對し御内帑金三萬圓下賜せらる。○十月八日、和蘭海牙に於て工業所有權保護同盟條約改正會議開催する。

### 大正十五年(昭和元年)

○二月十五日、大河内正敏、海老原

敬吉の「ピストンリング製作法」特許する(特許第七〇一四四號)。○四月、増井清、橋本重郎、大野清研究の「初生雌雄雄鑑別法」發表する。○七月二十日、青木佐太郎の「水銀整流器」特許する(特許第六八九五八號)。○九月十七日、帝國發明協會第二回帝國發明表彰を行ふ。○十月二十六日、岡村金藏、長谷川清治の「油母頁岩乾餾法」特許する(特許第六九九二〇五號)。○十二月二十五日、大正天皇崩御。

### 昭和二年

○七月十九日、阪本久五郎の「自動織機の緯糸停止裝置」特許する(特許第七二六八一號)。○九月十三日、田村源太郎の「空氣壓搾機」特許する(特許第七三三三七號)。○御木本幸吉、豊田佐吉叙勳せらる。

### 昭和三年

○三月十二日、大本寅治郎の廻轉計算器特許する(特許第七五九四二號)。○四月十四日、中西金作の「光電管を應用せる電氣紋織機」特許さ

る(特許第七六三三三號)。○七月三日、高柳健次郎のテレビジョンに關する發明特許する(特許第七七二九三號)。○十月三十日、栖原豐太郎の「高速度活動寫眞裝置」特許する(特許第七七八八號)。○十二月二十日、間宮精一の金錢登錄機に關する發明特許する(特許第七九五四三號)。

### 昭和四年

○一月十八日、柴田勝太郎、莊司信守の「アムモニア合成用接觸劑製造法」特許する(特許第七九八九九號)。○三月十六日、安藤博の「多極真空管」特許する(特許第八〇九四八號)。

○十一月七日、曾根有のテレビジョンに關する發明特許する(特許第八四〇〇八號)。○十二月二十七日、丹羽保次郎、小林正次の「寫眞電送方式」特許する(特許第八四七二二號)。

### 昭和五年

○七月二日、中松眞卿特許局長官就

任。○九月十六日、鈴木純一の「顯微鏡標本製作法(スンプ法)」特許する(特許第八八三三三號)。○十一月三日、發明獎勵の思召を以て向ふ十年間毎年一萬圓宛帝國發明協會に下賜せらる。○十二月十一日、鈴木梅太郎、杉本京太、御木本幸吉、山本忠興、密田良太郎、蠟崎千晴、島津源藏、本多光太郎、田熊常吉、丹羽保次郎の十發明家宮中賜餐に召さる。

### 昭和六年

○一月二十四日、眞鍋武雄の「コンクリート材料配合調整裝置」特許する(特許第九〇〇〇五號)。○十月十八日、エヂソン歿。

### 昭和七年

○一月十九日、青柳榮司、阿部清、山崎惣三郎の「タングステン弧光燈」特許する(特許第九四二一五號)。○三月二十日、東京上野に於て帝國發明協會主催第四回發明博覽會開かる。○四月三十日、古賀逸策の「ピエゾ水晶振動子」特許する(特許第

九五六三七號)。○六月二十三日、三島徳七の「ニッケル及アルミニウムを含む磁石鋼」特許する(特許第九六三七一號)。○十月十四日、「發明獎勵委員會官制」勅令第三百十號を以て公布する。○十二月二十六日、加藤與五郎、武井武の「酸化金屬磁石製造法」特許する(特許第九八八四四號)。

### 昭和八年

○四月二十二日、帝國發明協會第三回帝國表彰を行ふ。○八月一日、意匠公報發行する。○九月二十一日、滿洲國商標法公布せらる。施行十一月二十日。○十月、特許局發明展覽會規程「商工省告示第四十二號」を以て公布せらる。○十一月八日より二週間東京府商工獎勵館に於て第一回特許局發明展覽會開かる。○十一月、マルコーニ夫妻來朝。

### 昭和九年

○八月二十七日、特許局麴町區三年町の新築廳舎に移轉す。○十月一日より特許法施行五十年記念の催全國

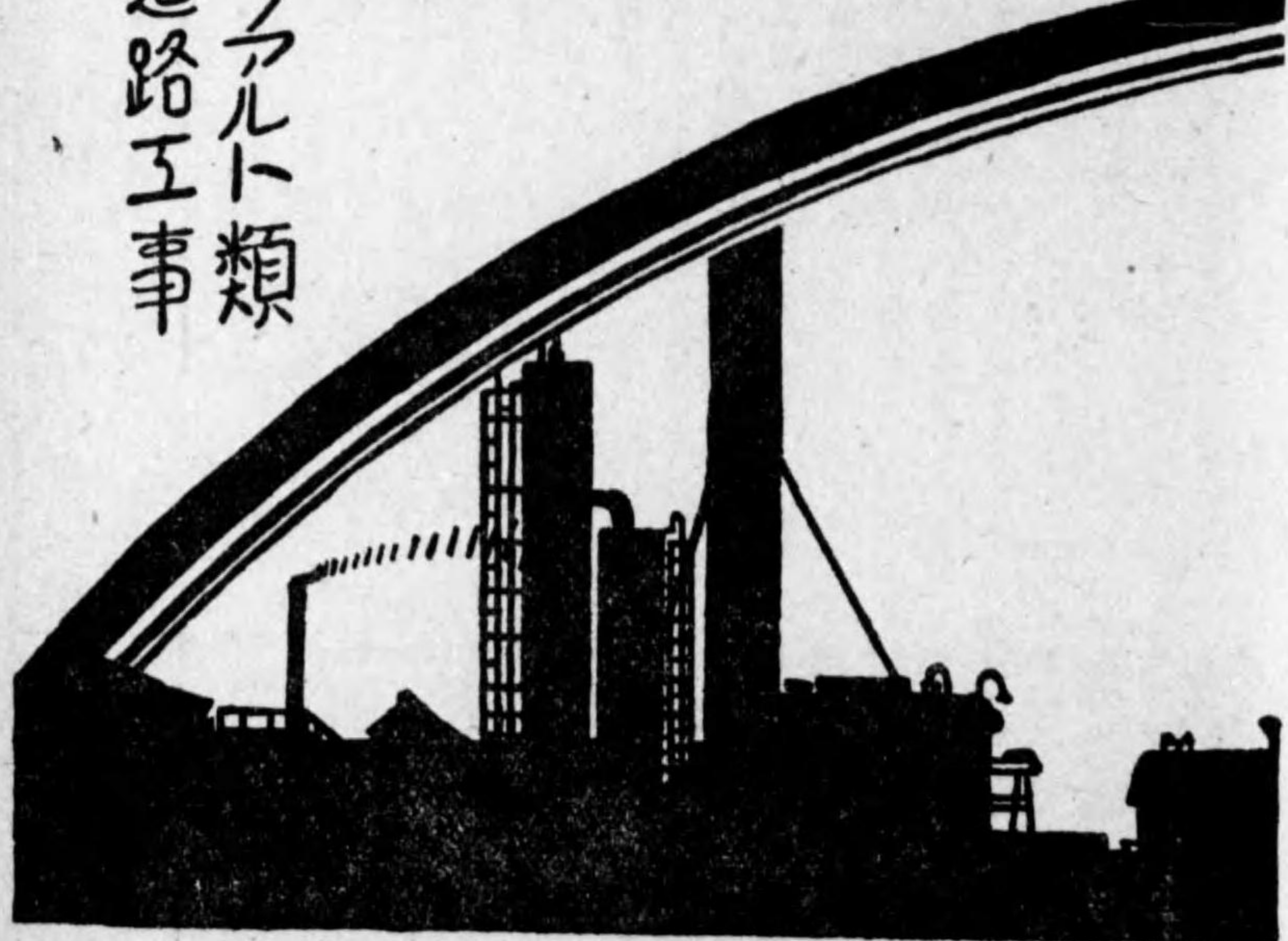




# 國産石油

揮発油 燈油 軽油 重油 機械油 石蠟

アスファルト類  
一般道路工事



東京丸の内  
日本石油株式会社

## 昭和十年

的に行はる。○十月一日より十四日まで特許局陳列館に於て「五十年回顧發明展覧會」開かる。○十一月一日、特許局長官中松眞卿特許發明の制度につき、天皇陛下に御進講す。○十一月一日、第二回特許局發明展覧會開かる。○ハーパー致。

○四月四日、東京府「發明獎勵規程」を告示す。○八月二十八日、棚橋寅五郎の「クロム酸鹽製造法」特許さる(特許第一二〇三五號)。○十月十四日、井上清子辨理士試験に合格我國婦人辨理士の嚆矢なり。○十一月一日より第三回特許局展覧會開かる。○發明獎勵委員會重要發明題目を選定答申す。

## 昭和十一年

○二月二十六日、高橋是清致。○四月十六日、吉野信次特許局長官就任。○四月九日、滿洲國特許法及意匠法を公布す。六月十五日施行。○四月二十四日、竹内可吉特許局長官就任。○六月二十日、特許局陳列館に於て

## 昭和十二年

帝國發明協會主催「女性と發明」展覧會開かる。○六月二十九日、日滿工業所有權相互保護に關する協定新京に於て調印さる。○九月二日、全國發明協會の合同成る。○十月七日、村瀬直養特許局長官就任。○十一月一日、第四回特許局發明展覧會開かる。○十二月八日、帝國發明協會高松宮殿下を總裁に奉戴す。○十二月二十二日、石井銀彌特許局長官就任。

○七月七日、支那事變起る。○九月、帝國發明協會に實施援助部設置さる。○十一月一日、第五回特許局發明展覧會開かる。

## 昭和十三年

○一月二十九日、「特許收用令」勅令第五十二號を以て公布即日施行さる。○三月二十八日、帝國發明協會第四回帝國表彰を行ふ。○六月六日改正辨理士法施行さる。○十月二十七日、漢口陥落す。○十一月一日第六回特許局發明展覧會開かる。

### ○特許に關する古文獻

我邦特許に關する古文獻としては、慶應四年(一八六八年)一月發行の「西洋雜誌」第四號に、幕府開成所(東京帝國大學の前身)の教授方頭取神田孝平氏(後に男爵)が公にした「褒功私説」が、恐らく一番古いものであらう。氏は發明の功を賞する意味で、其當時の事として特許を「褒功法」と譯したもので、其一篇の要旨は先づ冒頭に、

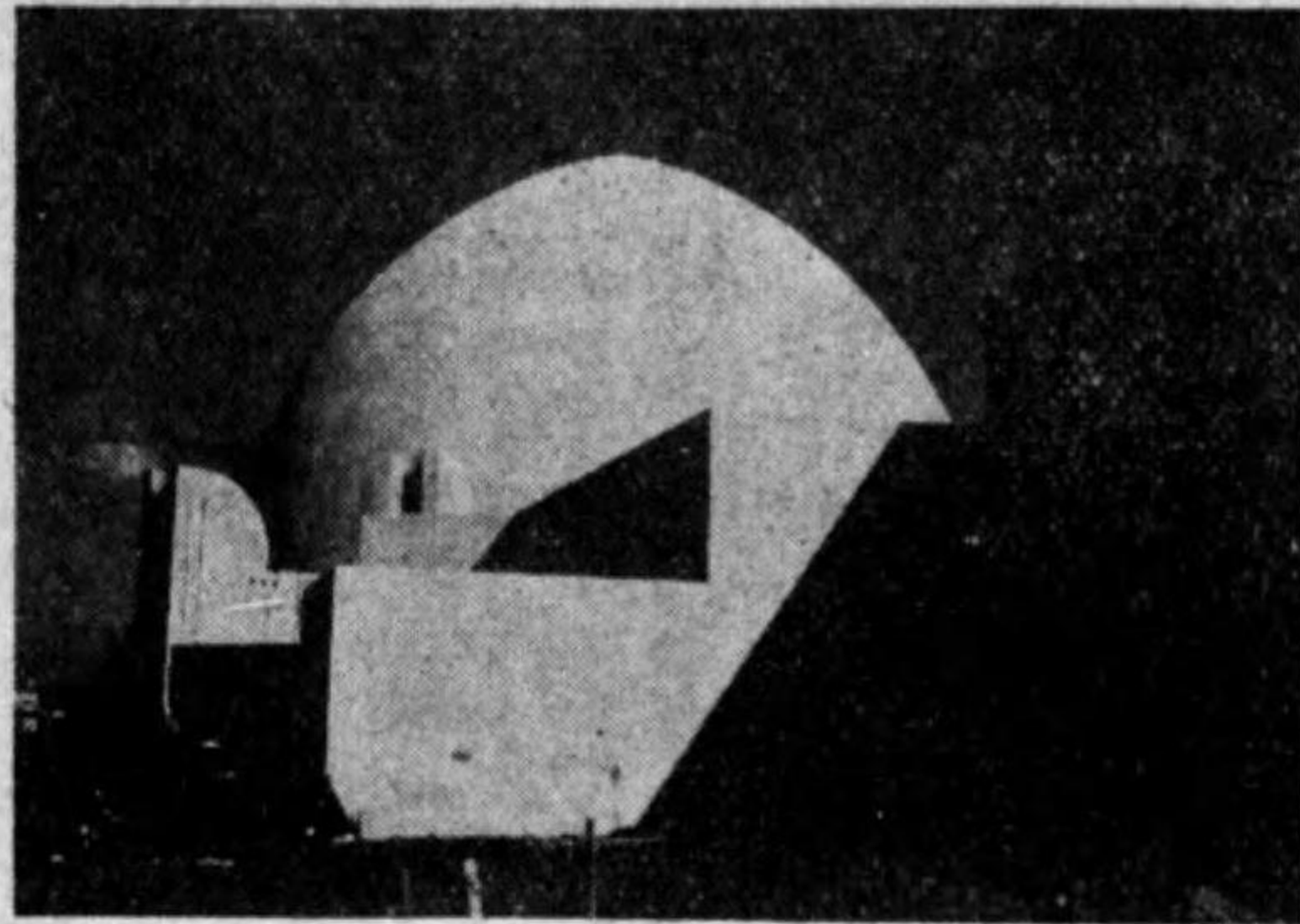
「西洋諸國にはパテンといふ事あり。譯すれば褒功法といふ事なり。アメリカの合衆國には此設殊に盛にして國都に褒功院と稱する一大役所を設け國中のパテント事務を掌しめ、と説き起し、特許が發明を保護する上に最も必要な事を述べ、其性質及効果を例證し、日本にも國民福利の爲め是非實施したいものだが、それには之を我が開成所に設置するのを最適とする。願はくは我が開成所に於て、此法を兼掌するの命を蒙りたいものある、と述べてゐる。



# 海外寫眞畫報

## ○紐育萬國博

一九三九年紐育及桑港に於て開催せらるゝ萬國博の準備は目下着々工事進行中であるが、寫眞は紐育會場の産業館外観である。



# 特許用語小辭典

イの部	五二	ハの部	五二
エの部	五三	ヒの部	五三
カ	五四	フ	五三
キ	五五	ヘ	五三
ク	五七	ホ	五三
ケ	五八	マ	五三
コ	五九	ミ	五四
サ	五九	ム	五四
シ	五三	メ	五四
セ	五七	モ	五四
ソ	五八	ユ	五四
タ	五八	ヨ	五四
チ	五九	リ	五四
ツ	五九	ル	五五
テ	五〇	レ	五五
ト	五〇	ワ	五五

（發音は必ずしも文法に依らず、便宜上日常會話の例に依る）

### 〔イ〕

異議申立（いぎもうしたて）

出願公告ありし出願に對し、権利の附與を妨ぐる理由あれば、何人と雖も二月以内に特許局に對し、異議の申立をなすことが出來、審査官は之れを審査して決定をする。其書式等については、別段の規定はないが、審判に準じて行はるゝが普通である。（特七四、七五、七六、七七）

### 意見書（いけんしょ）

審査官に於て、出願を拒絶すべきものと認めたる場合、出願人に通告せらるゝ拒絶の理由に對し、出願人の意見を記載せる書類であつて、審査官は之を参照し、更に慎重なる審理をなすものである。（特七二）

### 意匠（いしょう）

物品に關し形狀模様若くは色彩又は其結合に係る工業的且つ審美的考案にして、其新規なるものは、意匠法によつて保護を受くるものである。（意、一）

## ○自國語で聞ける

これは伯林で開かれた世界鑑定大會の光景であるが、各國の參會者達がレシーバーを耳に當てゝゐると、國務大臣の演説が直ちに自國語に翻譯されて聞かれるといふ極めて重寶な試み。



### 意匠見本（いしょうみほん）

意匠出願に於ては、圖面に代へ、實物見本を以つてすることを得るが、紙布其他紙面に貼付し得るものに限り居る。

### 一事不再理（いちじふさいり）

一旦確定審決又は判決のあつた場合には、夫れと同一事實及同一證據に基いては、再び審理を行はざること云ふ。（特一一七）

### 一定の申立（いつていのもうしたて）

審判請求書に記載せらるべき一事項にして、無効審判にありては、「第何號ノ特許ハ之ヲ無効トストノ審決ヲ求ム」の如く、確認審判にありては、「（イ）號圖面並ニ其説明書ニ記示スル精麥機ハ登録第何號實用新案權ノ權利範圍ニ屬ストノ審決ヲ求ム」の如く、審判請求の要旨を當事者より申立てること。

### 〔エ〕

### 營業の移轉（えいぎようのいてん）

營業の移轉とは、被承繼人をして、自己に代り、營業の經營者たるの地

位に就かしむるの約束を以つて、營業財産、得意先を承繼人に移轉するを云ふ。（商六、一一二）

### 營業廢止（えいぎようはいし）

營業の廢止とは、全營業の決定的終熄にして、營利の目的を拋棄し、繼續の意思を失ひたる時は營業を廢止せるものと看做すべきである。（商、一三）

### 〔カ〕

### 外觀類似（がいかんるいじ）

商標類否判定の一觀點にして、商標面上に現はれたる文字、圖形等を視覺に訴へて、其外觀形象に於て、混同誤認の虞れを生ぜしむる場合を云ふ。（商二）

### 外國の登録商標（がいくのとうろくしょうひよう）

權利者の本國たる外國に於いて登録せられたる商標なることを主張して、我國に於いて登録を受け、又は其出願をなしたる商標を謂ふ。（商一三、一四）

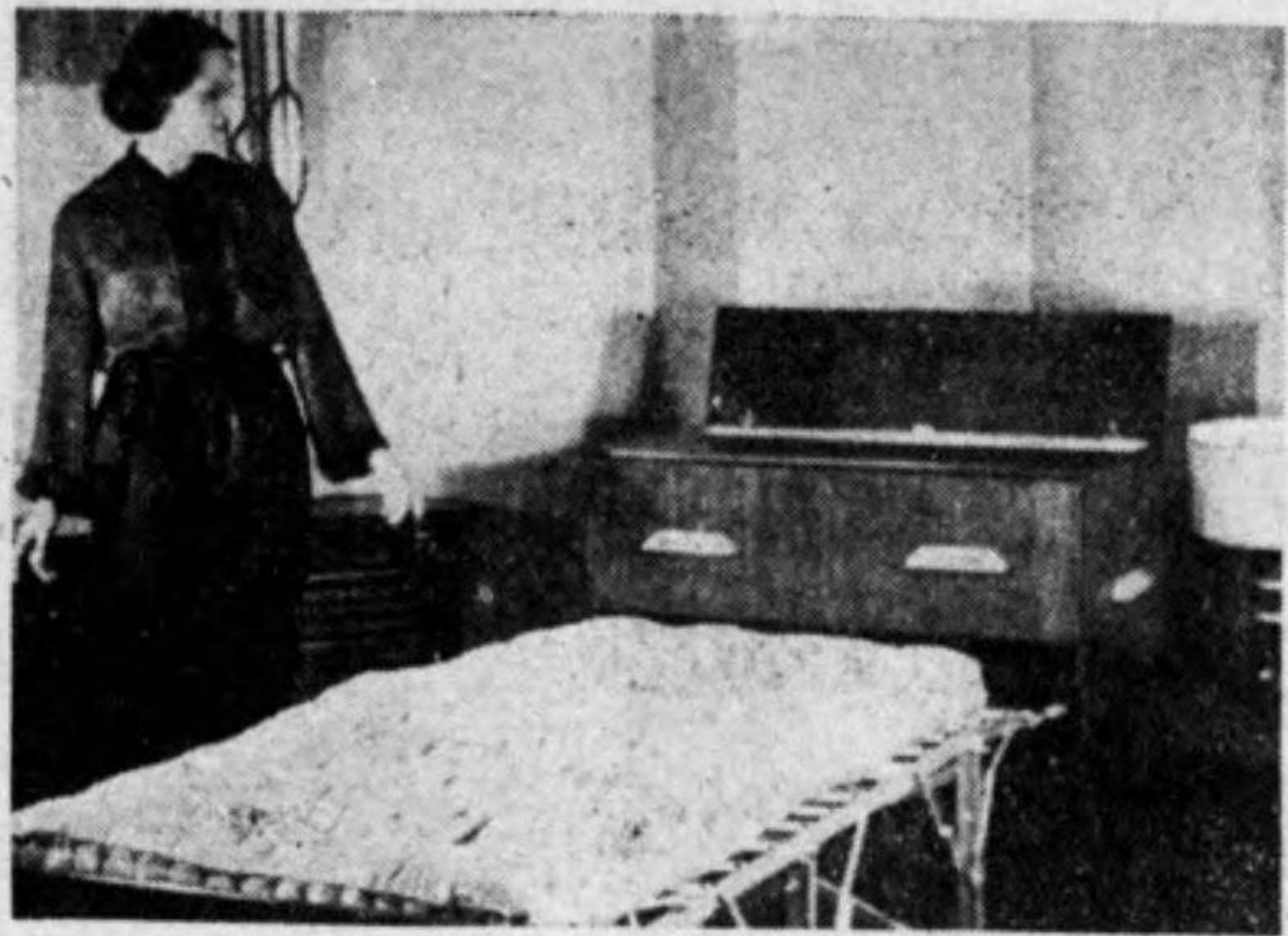
### 回復登録（かいふくとうろく）

原簿の全部又は一部が滅失したる場



### ○新工夫の寢臺

米國シカゴのラ・サール・ホテルで發明家の集りのあつた節、好評を博した新案ベッド。簾筒の抽斗を引張ると忽ちベッドになるといふ便利なものである。



合、又は登録を抹消した場合之れを原状に復する登録である。

**確認審判** (かくにんしんぱん)

権利範圍確認審判を見よ。

**加盟國** (かめいこく)

萬國工業所有權保護同盟條約に加入せる國にして、世界の大國中加盟せざるは中華民國と、ソビエト聯邦のみである。

**假差押** (かりさしをさへ)

金錢の債權又は金錢に換ふることを得べき請求に付、動産又は不動産に對する強制執行を保全する爲に債務者に對し裁判所より其處分を禁ずることである。

**假處分** (かりしよぶん)

金錢を目的とせざる請求の爲にする強制執行の結果を保全する爲め係争物に關し、又は争ひある權利關係に付假の地位を定むるため其權利關係に關してなす強制處分である。

**假登録** (かりとうろく)

假登録とは、例へば登録申請に必要な手續上の條件不備なる場合、又

は質權設定の請求權を保全する場合の如く、直ちに終局登録をなすこと能はざる場合に限り、假りの處分として、原簿になす登録である。

**假保護** (かりほご)

出願公告ある時は、其出願に係る發明につき後日特許權の登録ありたる場合遡及的に効力を生じたるものと看做す效力あるものにして、所謂假保護であるが、若し後日拒絶となれば、其效力最初より生ぜざりしものと看做すを以つて、解除條件附特許權と稱することが出来る。(特七三)

**刊行物** (かんこうぶつ)

刊行物とは、印刷せられたる公開的の文書及圖書を云ふ。(特四、實三)

**願書番號** (がんしよばんごう)

特許、實用新案、意匠及商標の出願に對し、特許局に於ては、受付番號を附して出願人に通告して居る、これを願書番號と云ふ。

**鑑定人** (かんでいにん)

特別の知識に因る事物の判断を、自己の意見に依つてなす當事者以外の

### ○ロボット行進

伯林ボツタム鐵道創立百週年記念に際して、伯林獨逸會館で催された祝賀レビユー。題して『絶えざる前進』といふのも如何にも科學の國獨逸を暗示してゐる。



第三者である。

**觀念類似** (かenneんるいじ)

兩商標の類否を判定するに、其の商標が吾人に對し與ふる意識觀念に於て混同誤認の處れありや否やを以つてし、其處れあるを觀念類似すと云ふ。(商二)

**還付請求** (かんふせいききゆう)

特許局に對し、見本、雛形又は證據物を差出す場合、夫等の用済の上は返付を求むるを還付請求と謂ひ、差出の際其の旨の申出でを必要として居る。(特規一四)

**慣用標章** (かんにようひようしやう)

學問上自由標章と稱せらるゝもので、同種の商品につき、同業者間に普通使用せらるゝに至つた標章を云ふ。(商二)

**〔キ〕**

**休日** (かうじつ)

官公吏に休暇を與へられる日で、一月一日及二日、十二月二十九日より三十一日迄、日曜日、祭日及祝日等であるが、年始年末の休暇に對して

は、特許法第十三條第二項の適用がない。

**起訴** (きそ)

民事訴訟にありては、原告が國家に對し裁判によつて、私權保護の請求をなす訴訟行爲にして、刑事訴訟にありては、國家の機關たる檢事が、公訴權を發動せしむる公法行爲で、前者を訴の提起、後者を公訴の提起とも云ふ。

**忌避** (きひ)

審判官が、審判の公正を妨ぐべき事情ある場合には、當事者又は参加人より、其審判につき職務の執行を拒むることにして、除斥とは區別されて居る。(特九三、九四、九五)

**却下** (きやつか)

特許局又は裁判所が審判又は訴訟手續の進行に關する當事者の申請を許容せざる言渡である。

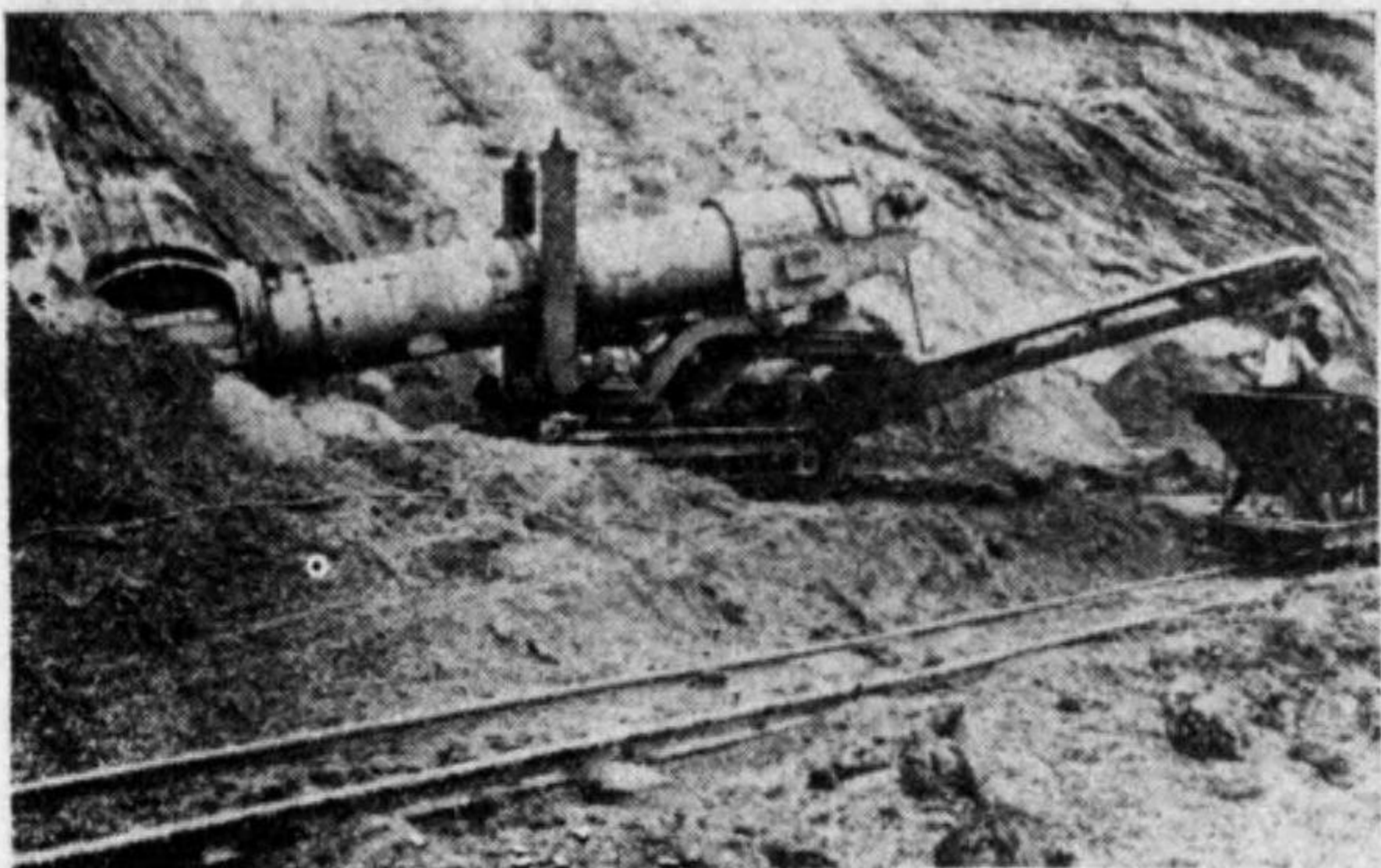
**業** (ぎやう)

收利の不斷の源となす目的を以つて、或る同種の行爲を反覆繼續するを業と云ふ。(實六)



### ○球形シャベル

自働シャベル機の頭が球形になつてゐて、掘り出された石炭や岩石は圓筒の中を通つて右端に吐き出される。これは獨逸で新考案のシャベルである。



### 共有 (きょうゆう)

數人が共同して、一個の權利を保有すること、其各人の權利其物を持つと云ふ。(特四七)

### 居所 (きよしょ)

例へば兵士の兵營、留學生の寄宿舎の如く、多少の時間滞留する意思を以つて、滞留する場所を云ふ。(特一六)

### 強制許諾 (きようせいきよだく)

引續き三年以上、正當なる理由なく實施せられざる特許にして、公益上必要ある時は、利害關係人の請求により、特許局長官は、之を強制的に實施許諾をなさしむることが出来る。(特四一)

### 拒絶査定 (きよぜつさてい)

發明、考案又は商標を審査せる結果其出願を拒絶すべきものなりとなす審査官の決定である。(特七五、七七)

### 拒絶理由通知書 (きよぜつりゆうつうちしよ)

出願に對し、拒絶の理由を發見したる審査官(原査定と別個の理由を發

見せる抗告審判官)が、出願人に對して其理由を記載して示す通知書を出願人は之れに對し意見書を提出することが出来るから、意見書徵收書と云ふ場合もある。(特七三)

### 勤務發明 (きんむはつめい)

或は職務發明とも云ふ、被用者、法人の業務を執行する役員又は公務員(刑法第七條第一項)の勤務に關してなしたる發明にして、使用者、法人又は職務を執行せしむる者の業務範圍に屬し、且つ其發明行為が任務に屬するものを謂ふ。(特一四)

### 形式審査 (けいしきしんさ)

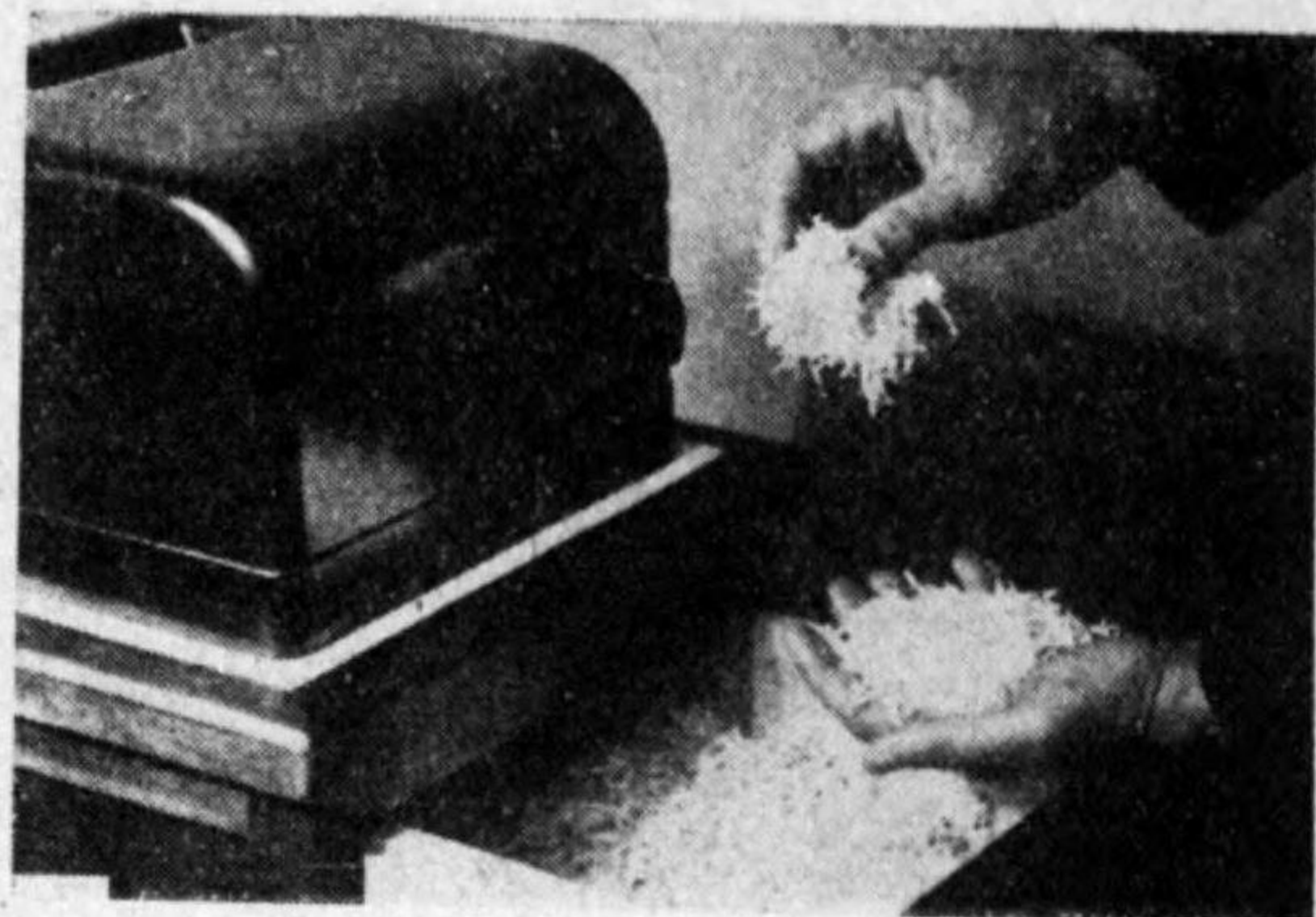
出願、審判請求其他に關し、特許局に對しなされたる書類其他に於ける發明、理由等の内容以外の形體に關する適法如何を審理すること。

### 檢證 (けんしよ)

裁判所又は其他權限を有する者が、法規の定めたる方式に従ひ、檢證事物の存在又は狀態等を、認識する證據である。

### ○獨逸の新發明

不用になつた手紙や書類を細く刻む爲に獨逸で發明された電氣切斷機で、切屑は荷造の詰め物や其他いろいろに利用されてゐる。



### 權利 (けんり)

權利とは、國家的生活に必要な法的利益を享受し、又は之れを活動せしめ得る法律上の行能性である。

### 權利範圍確定審判 (けんりはんいかくにんしんばん)

或特定の事物(物品、方法又は標章)を對照として、其事物が特許權、實用新案權、意匠權又は商標權の專權内に屬するや、否やを決するため、特許局に對して、請求する行政事件である。

### 權利不要求 (けんりふようきゆう)

商標の要部と做さるべき部分にして、登録條件を備へざるにも拘らず、斯る部分を含む商標を其の儘登録するは、後日争の種となるを以つて、特に其部分につきては權利を要求せざる旨を明記せしめて登録し、紛争を未然に防止す、即ち商標法は、權利不要求の制を規定するものなり。(商二)

### 牽連發明 (けんれんはつめい)

二つ以上の發明が、其利用上密接なる關係にあつて、同一の技術的效果

を奏するものを、牽連發明と謂つて、一發明として出願することが出来る。(特七)

### 故意 (こい)

刑法上は犯意の義で、自己の行為が一定の結果を生ずべきを豫見し、且之を認容する心理狀態である。民法上に於いては、不法行為とし、債權發生の原因たるべき行為に局限されて居る。

### 公益 (こうえき)

一般人の利益、社會の副利の義である。

### 工業所有權 (こうぎしよけん)

特許權、實用新案權、意匠權及商標權を總括して、工業所有權と云ふ、工業上必要な特定の利益を獨占的に享有する權利なる廣義に於いては、商號營業所名、産地名、博覽會賞牌の使用權の如きも、包含せしめらるべきである。

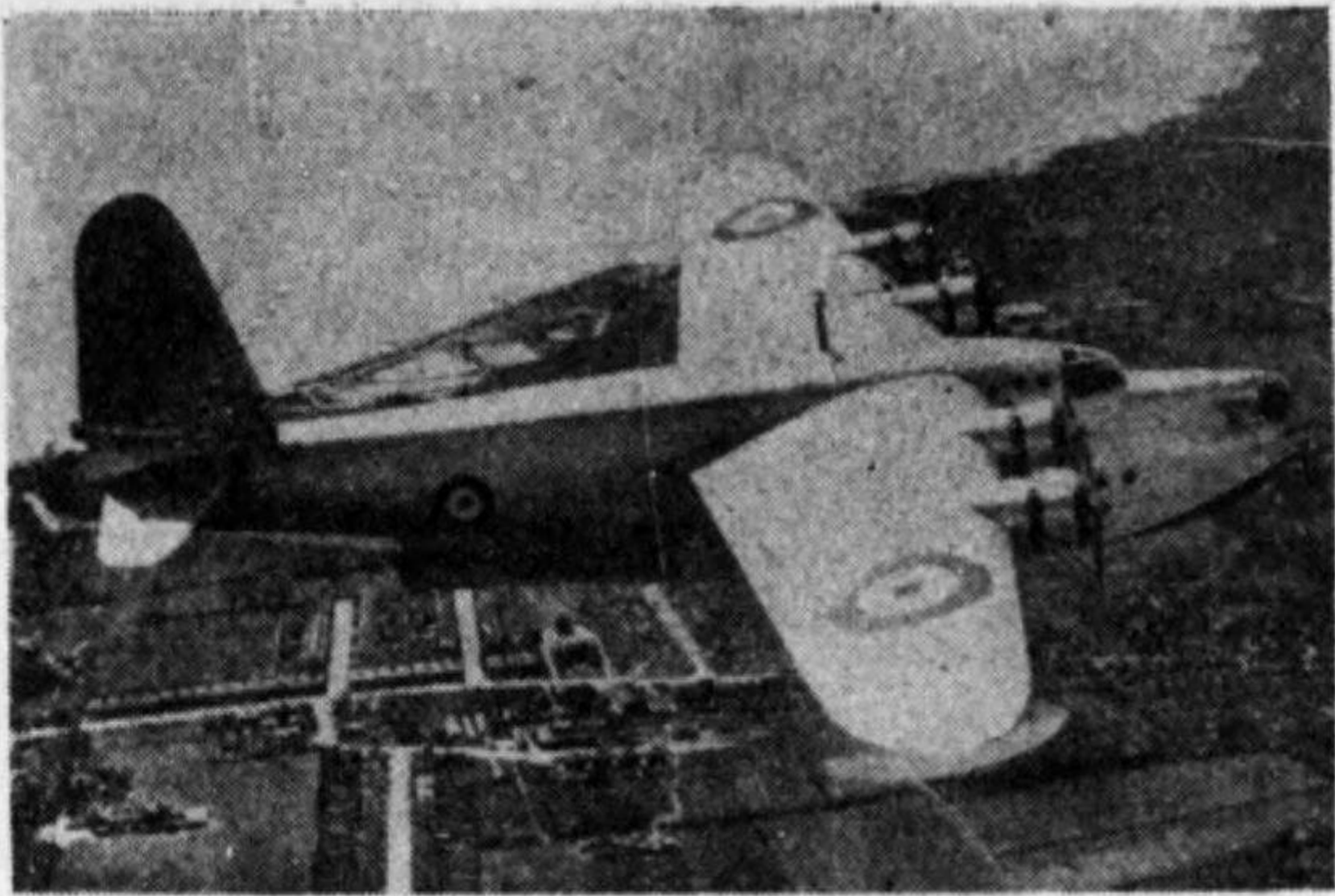
### 工業的發明 (こうぎしよはつめい)

獨逸特許法に於いては「産業的利用



○英國の「空の戦艦」

全備重量で三〇〇〇哩の航続力を有する英國のサンダーランド號。これは歐洲に於て比肩するものがないと云はれる優秀機で、首尾兩部に機關銃座が備付けてある。



性ある發明」と明記しあるを以つて、多くこれを採用し、邦法に工業的發明とは、産業的發明の意に解するを通過とす。(特一一)

公 告 (こうこく)

出願公告を見よ。

抗 告 審 判 (こうこくしんぱん)

査定又は審判の審決を受けたる者が、其査定又は審決を不服として、特許局に對し請求する審判にして、査定又は審決の送達を受けたる日より三十日以内になすを要す。(特一〇九)

公 告 猶 豫 (こうこくゆうよ)

其理由の如何を問はず、出願人より請求ある時は、出願公告の決定ありたる日より六ヶ月以内出願公告を猶豫するものである。(特七四)

更 新 登 録 (こうしんとうろく)

商標權は其本質上特許權等と異り、他に公益上の理由なき限り、永久に其の存続を許すべきなるを以つて、一應其の存続期間を二十年と定むるも、更に之れを延長し得るものと規定せり、之れを存続期間の更新と謂ひ、其登録を更新登録と云ふ。(商一一)

定せり、之れを存続期間の更新と謂ひ、其登録を更新登録と云ふ。(商一一)

更 正 登 録 (こうせいとうろく)

既になしたる登録に錯誤又は遺漏ある場合之れを改正する登録である。(特登令三八、三九)

公 知 公 用 (こうちこうよう)

詳しくは公然知られ公然用ひられたるを云ふ、何れも發明考案の新規性排斥の原因をなすものである。(特四三、意三)

口 頭 審 理 (こうとうしんり)

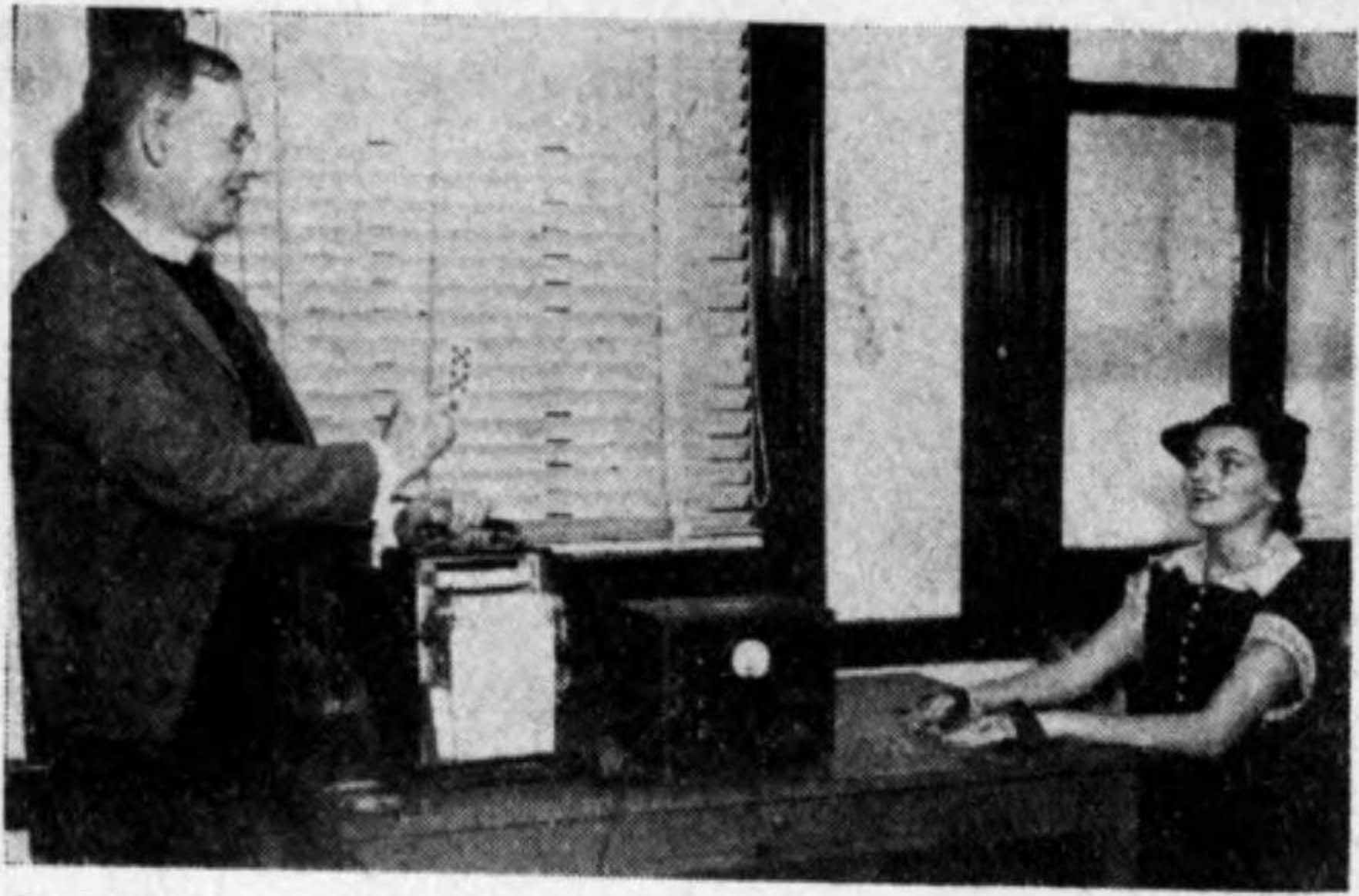
特許局が當事者の口頭による訴訟行為を以つて、審理を行ひ審決の基礎となすを云ふ、無効審判は口頭審理を立前とし、審判長の職權によつて書面審理となすことを得る。(特九四、九七)

公 用 徵 收 (こうようちゆうしゆう)

特許發明が、軍用上秘密を要し、又は軍用上若くは公益上必要なりと認められたる場合、政府に收用せらるるを云ふ、我が特許法に於ては、斯る場合公用徵收のみならず、制限、

○嘘發見機

お馴染の嘘發見機。これは米國のサイコグラバナメーターと呼ばれるもので、電流に依り被實驗者の脈搏を検査するものである。



取消、實施をも規定せられて居る。(特四〇)

告 訴 (こくそ)

告訴とは、犯罪の被害者が犯罪事實を捜査機關たる檢事又は、司法警察官に申告して訴追を求むることを謂ふ、特許權、實用新案權、意匠權は其侵害をなされた權利者の告訴を以つて論ずることになつて居る。(特一二九)

告 發 (こくはつ)

告發とは、犯罪に直接の關係なき第三者より捜査機關たる檢事、又は司法警察官に對し、犯罪事實を申告し訴追を求むるを謂ひ、商標權は其性質上告發によつても亦其侵害行為を論ずるものである。

五 條 變 更 (ごじょうへんこう)

特許出願又は、意匠登録出願を實用新案登録出願に變更せる場合には、其實用新案登録出願は、特許出願又は、意匠登録出願をなしたる日に於いて、なされたものと做すと規定せる實用新案法第五條によつてなす

出願變更を、五條變更又は、單に五變と略稱する。(實五)

誤 認 (ごにん)

商標法に商品の誤認とは、商品の品位、品質、產地、出所等に関し、商品需要者をして、錯誤に陥らしむること商品自體より生ずる場合を意味して居る。(商二)

混 同 (こんどう)

商標法に商品の混同とは、廣く經濟上の諸般の情況より推して、自他商品の識別を困難ならしむる處ある場合を云ふ。(商二)

再 審 (さいしん)

再審とは、確定審決又は判決後、其手續に缺陷又は、審決判決の基本的瑕疝等ありて、之れを不服とする申立て、審理を再開し、更めて審決又は判決をなす手續である。(特一二一)

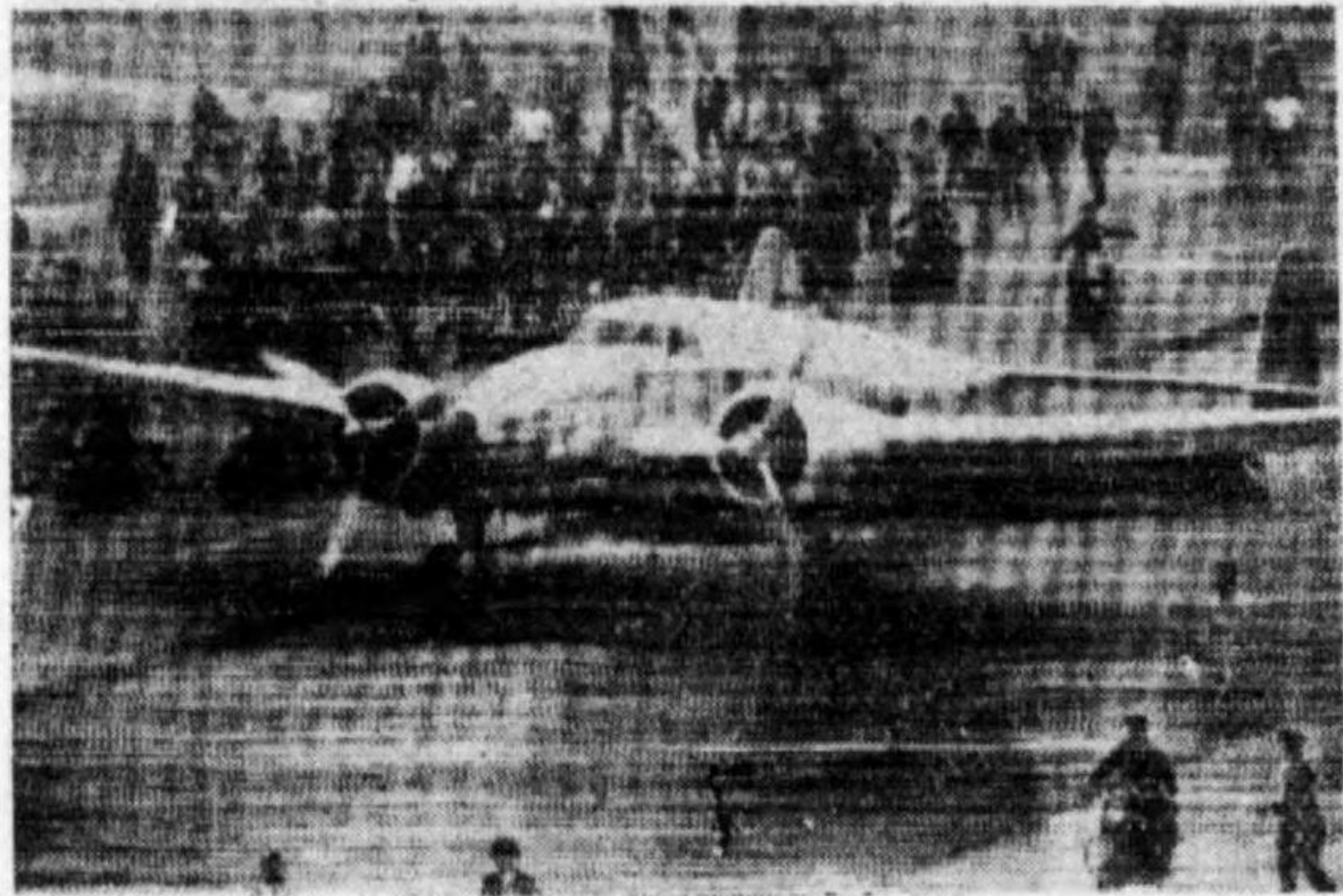
裁 判 (さいばん)

法規適用を目的とする國家作用中、主として訴訟の形式により、裁判所



○ヒューズ機の電送

平均時速百六十三哩、僅か九十一時間で一萬四千七百七十四哩を翔破し、世界一周の新記録を作つた米國のヒューズ機の雄姿が直ちに電送寫眞となつて報導されたもの。



を機關として、國家の意思を表示するを云ふ。

詐 欺 (さぎ)

虚偽の事實を表白して、他人の錯誤を誘起し、又は之れを持続せしむるを云ふ。(特一三〇)

詐 稱 (さしよう)

特許又は登録を受けざる物又は商標に對し、特許又は登録標記を附し、又は之れに紛はしき表示をなすを特許又は登録詐稱と云ふ。(特一三〇) 及 (さくきゆう) 法律又は、法律行為が、既往に遡つて效力を有することである。

錯 誤 (さくご)

當事者の意思と、事實との不一致なる場合を云ふ。

査 定 (さてい)

査定には、特許又は登録査定、及び拒絶査定があるが、何れも審査に於ける最後の決定で、共に其理由を附記すべきを規定して居る。(特八一)

参 加 人 (さんかにん)

利害關係を有する者にして、審判長

の許可を受け、其審判に参加するものを謂ふ、現行法に於いては、審判當事者の一方を補助する從參加のみならず、審判請求人及被請求人の双方を相手方とする主參加をも、包含せしめたるものなり。(特九八、九九)

異議申立にも亦、參加することが出来る。(特七四)

質 權 (しちけん)

債權の擔保として債務者又は第三者より受領せる物を占有し、且其質物に付き他の債權者に優先して、辨濟を受くる權利である。(特五二)

實 施 權 (じつしけん)

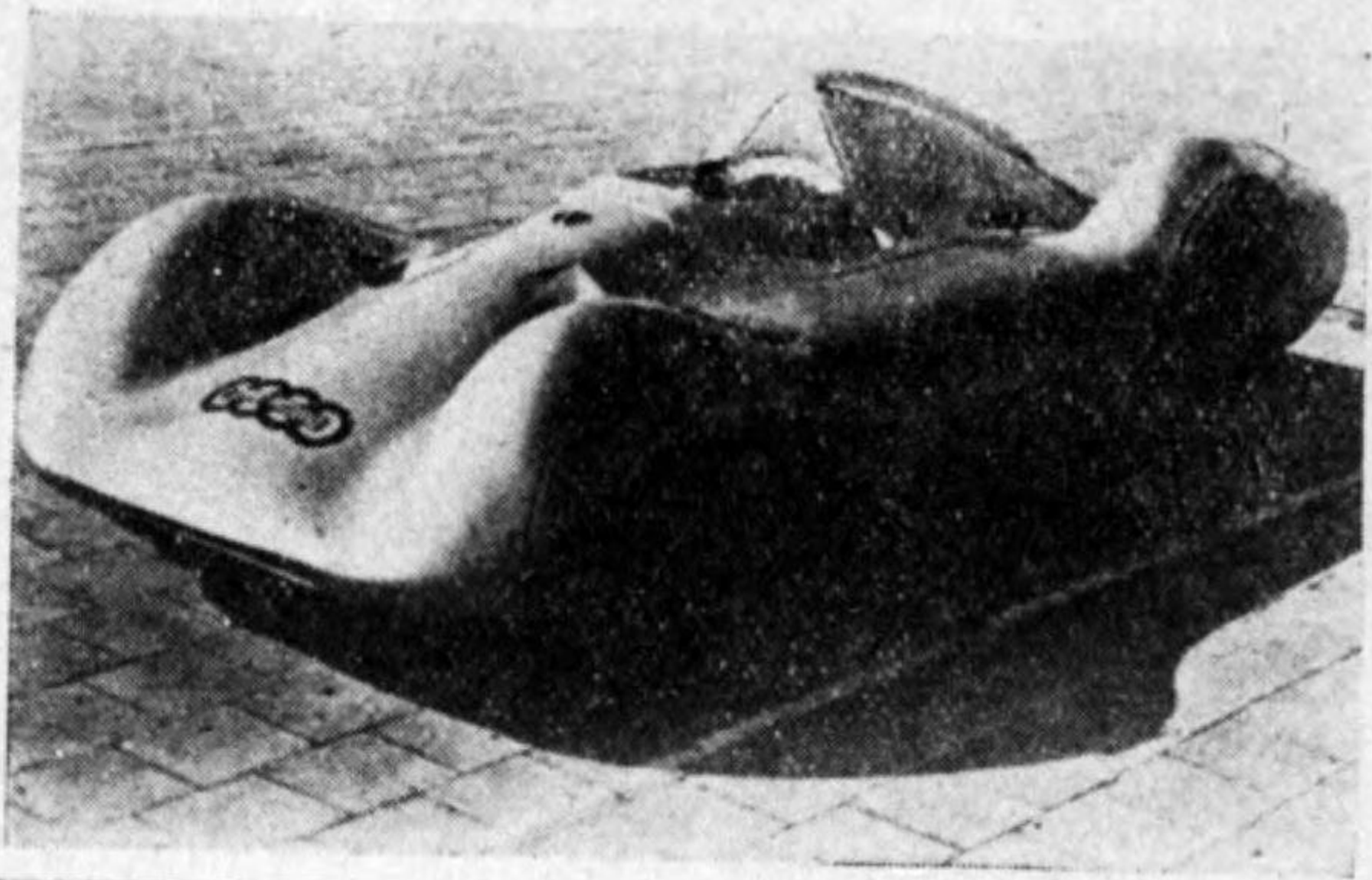
權利者をして、其所有に係る特許發明、登録實用新案又は登録意匠の實施を認容せしめたる權利にして、契約によるもの、(特四八)或は強制的に得るもの、(特四九)等がある。

實 施 廣 告 (じつしこうこく)

相當條件の下に、特許發明の實施を許諾すべき旨の廣告にして、不實施による強制實施許諾を、正當なる理

○競走用自動車

獨逸で新しく考案された競走用の自動車である。前部は恰度ラッセル車のやうになつて居る、車體のワント低いところが注目されてゐる。



由あるものとして、免ぜらるゝ手段に利用されて居る。

實 用 新 案 (じつようしんあん)

實用新案は、物品に關し形状、構造又は組合せに係る實用ある形の工業的考案にして、其新規なるものは、其實用新案につき登録せられる。(實一)

指 定 期 間 (していきかん)

特許局長官、審判官、抗告審判官又は審査官の指定したる期間にして、請求により又は職權により變更することを得るものである。(特規一五)

指 定 商 品 (していしようひん)

商標出願は、其商標を使用すべき商品に類別に従つて、指定することに規定せられて居る、即ち其商品を指定商品と云ふ。(商五)

示 別 (しべつ)

類別を見よ。

終 局 登 録 (しゆうきよくとうろく)

特許局備付の原簿に登録する本登録を謂ふが、狹義には、獨立せる登録

原因發生したる場合になす、所謂單に登録と稱するものを指して居る。

住 所 (じゆうしよ)

或人が或る一定の場所を中心として生活關係を構成する時に、其場所を住所と稱し、又法律は斯く取扱つて居る。(特二二)

周 知 (しゆうち)

周知とは、世人のよく認識せるの意にて、公知と同じである。(商二) 十六條の代理人 (じゆうろくじしようのだいにん) 特許法第十六條の規定による法定代理人たるが故に、斯く通稱す、法定代理人を見よ。

出 願 公 告 (しゆうつがんこうこく)

權利の附與は、公衆の爲めに利害の關する處大なるを以つて、審査官の審理のみに一任せず、豫め之れを公報に掲載して、二ヶ月間公告し、何人にも異議の申立をなさしむるもので、意匠出願の外は、總べて此制度を採用して居る。(特七三)

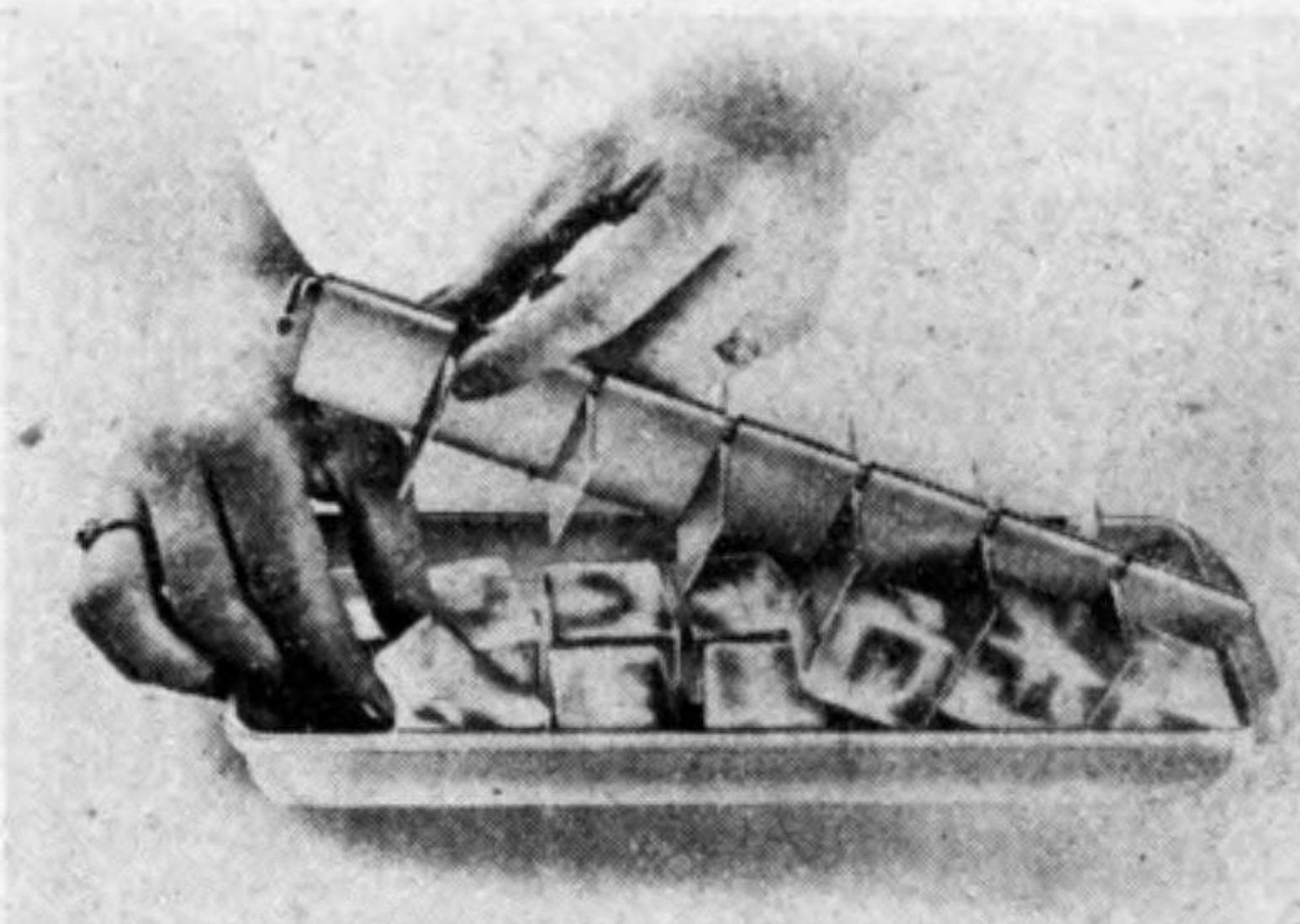
出 願 變 更 (しゆうつがんへんこう)

出願變更 (しゆうつがんへんこう)



### ○最新式製氷函

冷蔵庫の進歩は此の十年間で一世紀分の發達を遂げたと云はれてゐるが、寫眞は冷蔵庫の中で作る最新式の金屬性小型製氷函である。



### 特許出願を實用新案登録出願(五條)

變更を見よ)又は意匠出願に變更し又は實用新案登録願と意匠登録出願相互間に於ける出願の變更を謂ふ、何れも其變更前の出願日を採用せらるゝものである。(實五、意七)

### 承継人(しようけいにん)

他人に屬した權利義務を承継いで從來其他人の有した地位と、同一の地位に代るべき者を云ふ。

### 證據調(しようこしらべ)

審査官、審判官、抗告審判官又は裁判官が、異議申立、審判又は裁判に關し當事者の提出した證據方法に包含して居る事項を審査すること。(特七六、一〇〇)

### 證據保全(しようこほせん)

訴訟上に於いて當事者が利用せんと欲する證據の紛失又は之を使用し難き處れある場合に於いて、證據調をなして證據を保存し置くこと。

### 商號(しようごう)

商號は商人(法人を含む)の名稱商號に限る。

### 稱呼類似(しようこるいじ)

商標を構成する文字、圖形、記號又は其結合より自然に生ずる讀みであつて、文字商標に於いては、發音が一致して居る、此稱呼を比較して混同誤認を生ずる處れあるを類似する商標と云ひ、商標類否判定の一要項である。

### 讓渡(じやうと)

權利の移轉を爲す法律行爲で、例へば特許權の讓渡の如きである。

### 商標(しようひよう)

自己の生産、製造、加工、選擇、證明、取扱又は販賣の營業に係る商品なることを表彰する爲に、商品に使用する文字、圖形若くは記號、又は夫等の結合である。(商一)

### 商標見本(しようひようみほん)

商標の登録出願其他に關し、強靱なる紙料に、二〇「センチメートル」角以内に商標を描きたるものを商標見本と稱し、着色限定の商標に於いては着色を必要とする。

### 商品(しようひん)

商品とは交換價値を有し、容易に授受し得べき營業、又は業務の目的物たる動産を謂ひ、株券、手形の類、發明、不動産の如きは商品と認めざるを至當とす。(商二)

### 證明(しようめい)

證明とは、事實の眞實なるや、否やにつき裁判所又は特許局に確信を得せしむるを目的とするものであつて疏明とは區別せられて居る。

### 職務發明(しよくむはつめい)

勤務發明を見よ。

### 除斥(じよせき)

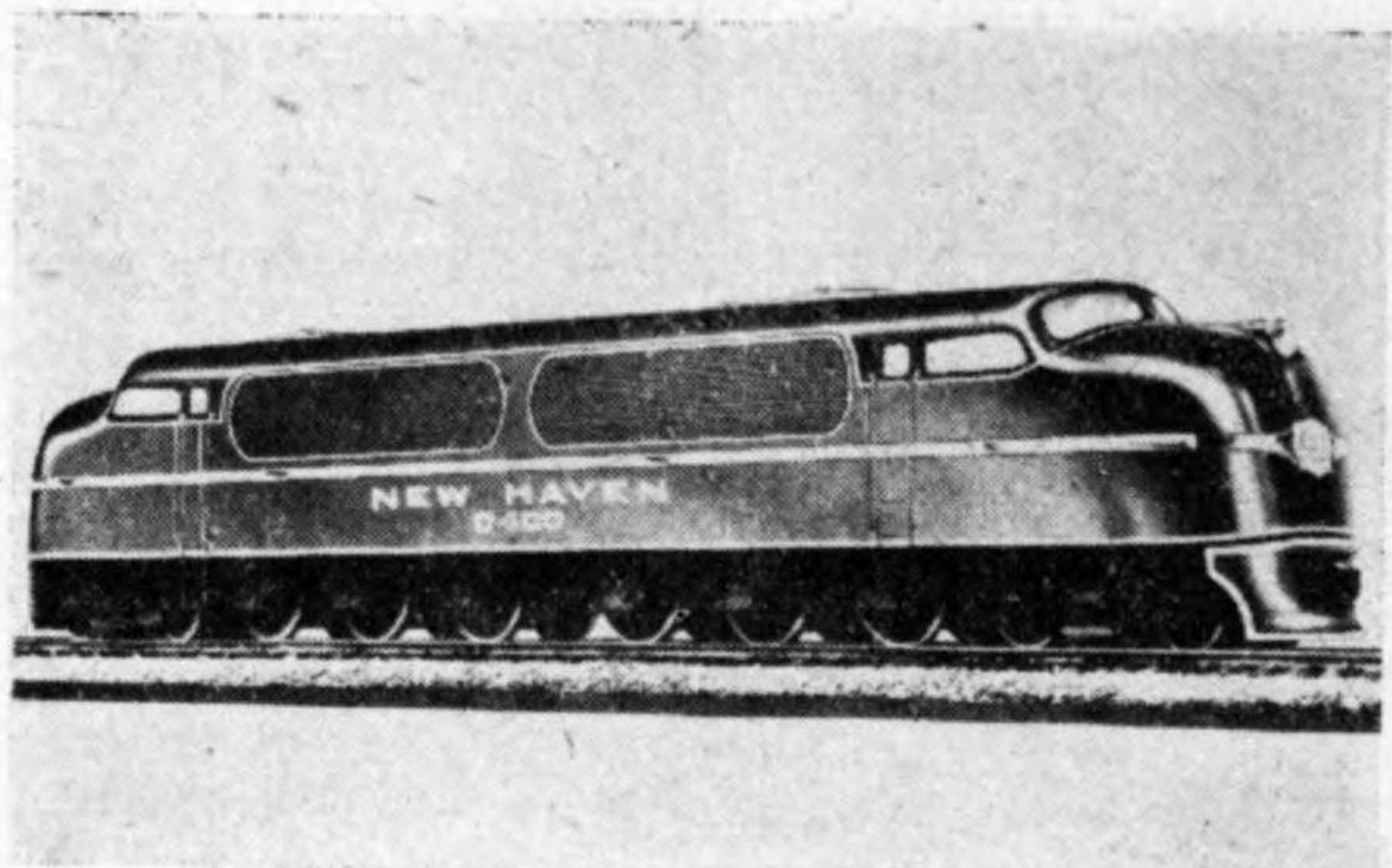
審判官が、當事者其他の姻族なるか、事件につき審査官又は審判官として査定又は審決に干與せるか、若くは直接利害關係ある場合には、審判官としての職務執行より除外せらるゝもので、之れを審判の干與より除外せらると謂ふ。(特九一)

### 除斥期間(じよせきかん)

特許權にありては、特許の日より五年、其他にありては、登録の日より三年を経過した場合には、無効審判

### ○流線型汽關車

自重二百十五噸、千二百噸の客車を牽引して最大時速八十哩を出すといふ米國の電氣汽關車ニューヘブン號。最近の設計に成るものである。



### 職權(しよつけん)

職務上の權限にして、例へば審判官は當事者の申立を俟たず、其職務上の權限、即ち職權を以つて證據調をなし得るが如きである。(特一〇〇)

### 書面審理(しよめんしんり)

審判に於いて、事件の審理をなすに、専ら書面による審理手段を云ふ、特許局に於ける審判は無効審判の外、總べて書面審理によるものである。(特九七)

### 侵害(しんがい)

實施權其他の權利なくして、他人の特許權、又は其他の權利の範圍に屬し、且つ其内容たる行爲をなすを謂ふ。(特二一九)

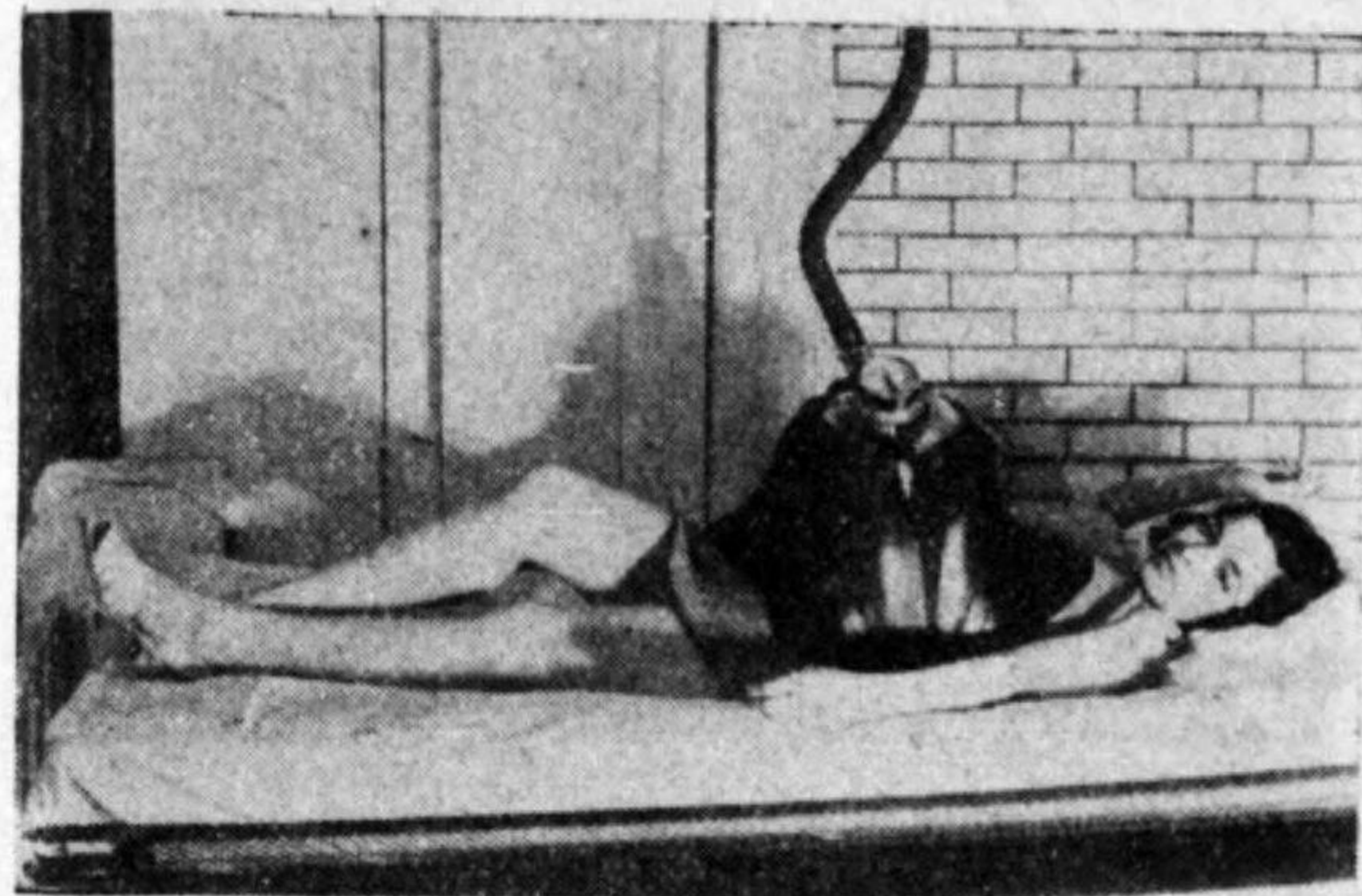
### 新規(しんき)

發明又は實用新案及意匠の考案が、其出願前に、帝國内に於いて、公然知



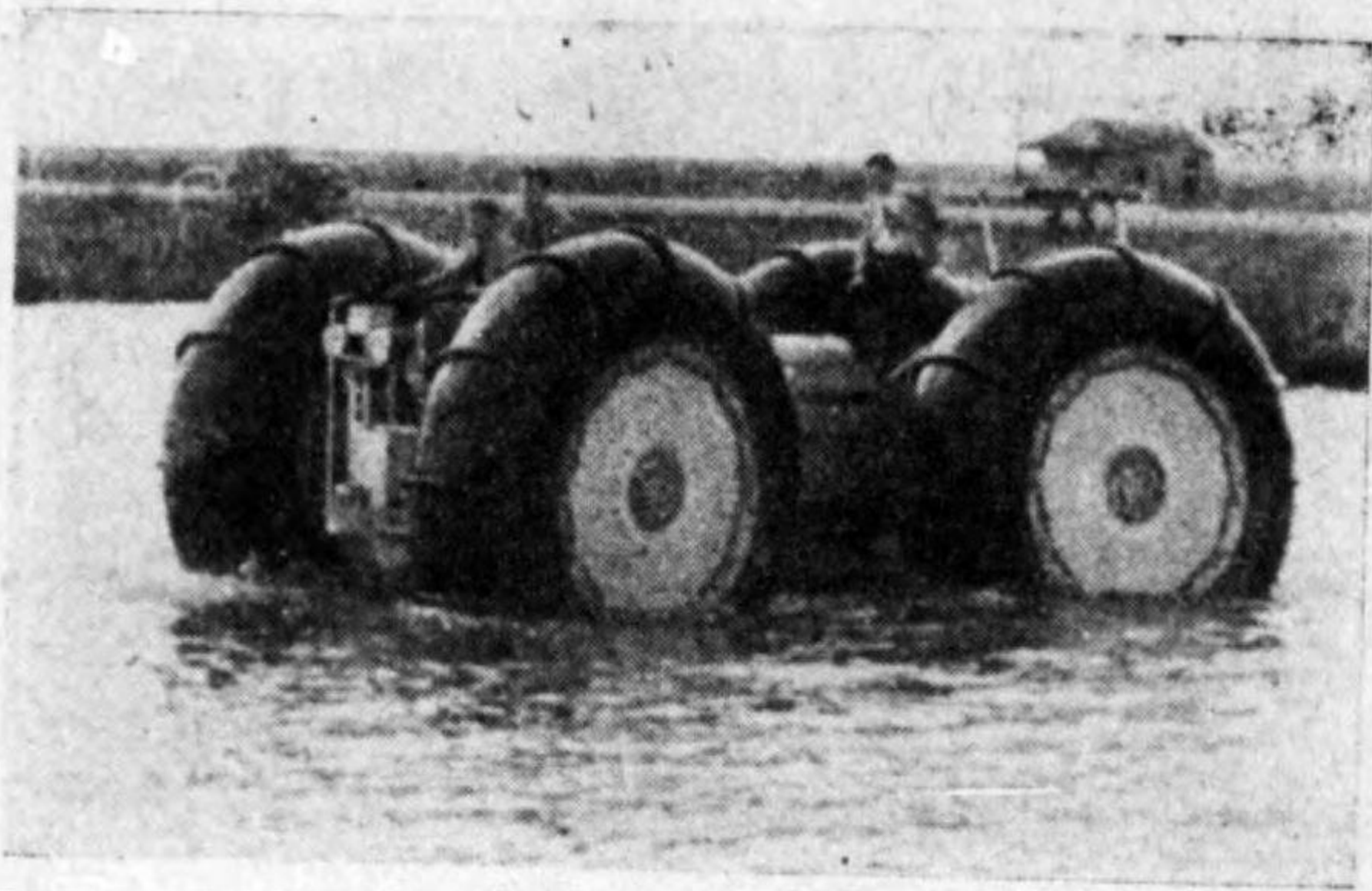
### ○護謨の肺

鐵の肺の向ふを張つて米國で新發明の「護謨の肺」である。これは重量も軽く又手足が自由に動かせるので好評を博してゐる。



### ○水陸兩棲の怪物

この怪物は水陸兩用のマッシュ・バツギー即ち沼の自動車ともいふべきものである。大きな車輪は水中で浮袋の代用をしてゐる。如何にもヤンキーらしい考案だ。



られたことも、又公然用ひられた事實もなく、或は之れを容易に實施し得る程度に、記載した刊行物も、未だ頒布された事がない場合に、其發明又は、考案を新規なりと云つて、特許又は登録を受くる、一要件となつて居る。(特四、實三、意三)

#### 審議不盡(しんぎふじん)

審査又は審判に於ける審理の不十分なるを謂ふ。

#### 審決(しんけつ)

審判及抗告審判の決定を指稱す。

#### 審決確定(しんけつかくてい)

審決の送達を受けたる者、其期間内に、爾餘の手續をなさざる場合には其審決は期間経過の日に於いて確定せりと謂ふ。

#### 審査(しんさ)

審査とは、出願の方式及其發明考案の内容に亘り、法規全般につき、特許又は登録すべき實質的條件を具有するや、否やを審理し、之を決定する審査官の行爲である。(特七〇)

#### 審査官(しんさかん)

特許局長官の命を受けて審査を掌る特許局技師又は事務官で、審査に關しては獨立の決定権を有するものである。(特七〇)

#### 審判(しんぱん)

工業所有權の效力並に其範圍其他に關し特許局に於いてなす審理にして、無効審判、確認審判、實施權設定の審判、訂正許可の審判、分割許可の審判、忌避並に参加許可の審判等がある。(特八四)

#### 審判官(しんぱんかん)

審判官は審判事件を審理裁判するものにして、合議制による、法規上に於いては、此合議體を意味する場合と其構成員個々を指稱する場合とある。(特八九)

#### 審理再開(しんりさいかい)

審理終結を通告したる後と雖も、審判長に於いて、必要ありと認むる時は當事者の申立により、又は職權によつて、曩の審理終結を取消し、再び審理を續行することが出来る、これを審理再開と謂ふ。(特一〇五)

#### 審理終結(しんりしゆうけつ)

審判事件の審理が、既に審決をなすに熟したるを謂ひ、審判長は當事者及參加人に對し、審理終結の通知をなして、爾餘訴訟行爲を停止せしむ。(特一〇二、一〇五)

#### 〔セ〕

#### 請求範圍(せいきゆうはんい)

特許に於いては特許請求の範圍、實用新案及意匠に於いては登録請求の範圍と謂ひ、明細書及説明書中の一項目にして、發明又は考案中、權利として要求する範圍、即ち發明考案の要點を記載するものである。

#### 設計的變更(せつけいてきへんこう)

發明の均等性を云ひ屢々審査官により使用せらるゝ語である、即ち其構造、材料、手段等に相違あることは事實なるも、二つの物或は手段を互に交換して使用することが、當業者の容易に氣付き、又は慣用せらるゝ處であるならば、其變換によつて、新規の發明を構成するものでない、即ち斯くの如きは設計的變更に過ぎ

#### すと云ふが如きである。

#### 説明書(せつめいしょ)

實用新案の内容を詳記せるものにして、(1)實用新案ノ名稱、(2)圖面ノ略解、(3)實用新案ノ性質作用及効果ノ要領、(4)考案相互ノ關係(5)登録請求ノ範圍、の各項に分ち記載せらるべきものである。

商標、意匠に關しても、説明書なる用語あるも、一般に説明書と云へば前記を指して居る。

#### 善意(ぜんい)

善意、惡意は、知、不知によつて決せらるべきであつて、特三七に於いては、實施者又は設備所有者が、既に他の出願者の發明の有することを、知り居たりとせば、惡意と謂ふべきである。(特三七、三八、實七)

#### 先願(せんがん)

同一の發明、考案又は商標に付き、最も先きに出願した者に限り、特許又は登録をする、我が國現行法は此先願主義を採用せるものにして、舊法又は米國現行法の如く、發明の前



○水上スキー

水すましのやうに水の上を自由自在に走れたら——といふ人間の夢を見事實現してくれたのが此の水上スキーである。寫眞は伯林で水泳看視に使つてゐるもの。



○濃霧制動機

濃霧に悩む英國で發明された特別警報器付汽關車。もし線路に危険がある時はサイレンが鳴り、車輪の中間に在る制動機が自動的に掛るのである。



後を以つてするを、先發明主義と謂ふ。(特八、實四、意四、商四)

〔ソ〕

**相互保護條約**(そうごほごじょうやく) 萬國工業所有權保護同盟條約に加入すると否とに拘らず、右條約に牴觸せざる限り各國相互間に工業所有權保護條約を締結して居る、我國に於いては清國に於ける工業所有權の相互保護に關する條約を米國、佛國、瑞典と締結して居る。

**訴願**(そがん)

特許發明其他の不使用による實施權の強制許諾又は其實施權の取消處分に關する特許局長官の裁判に對し、訴願法に據つて商工大臣になす訴である。(特四一、四二)

**疏明**(そめい)

疏明とは、裁判所又は特許局をして、其事業認定につき、一應の心證を得せしむることを目的とする輕微の證據にして、證明とは區別せられて居る。

**損害賠償**(そんがいばいしょう)

法益に就いて蒙つた不利益即ち損害を、義務者より被害者に對し、填補するを云ひ、我が民法に於いては、損害を金錢に評價して賠償する方法、即ち金錢賠償を原則として居る。(民四一七、七二二)

**存續期間**(そんぞくきかん)

發明、考案の保護期間で、長短はあがるが、各國共に有限である。我が國に於いては、特許權は出願公告の日(出願公告なきものは特許の日)より十五年間、實用新案權及意匠權は登録の日より十年間、商標權は登録の日より二十年間と規定されて居るが、特に特許權の存續期間には、勅令に定むる所に従つて、三年以上十年以下の延長を許されて居る。(特四三)

〔タ〕

**對抗要件**(たいこうようけん)

對抗要件とは、法律上一定の事項等の存在を主張し得るに必要な法律要件を云ふ、例へば特許權を實質的に讓受たる者と雖も、第三者に對抗するには、登録を受くるを必須の要

するが如きである。(特一二、四五)

**第三者**(だいさんしや)

當事者以外の者を謂ふ。(特一二)

**代理人**(だいにん)

他人のため、本人に代つて其意思表示をなし、又は之を受くる者である。

**他人**(たにん)

商標法第二條第五號に、他人とは自己以外の者にして、現に生存する者たるを要す。

**團體標章**(だんたいひょうしょう)

團體標章とは、同一營業者及之と密接なる關係を有する營業者によつて編成されたる團體員の營業上に於ける共同の利益を増進するを目的とする法人又は團體が、其團體員の營業に係る商品に専用せしむる商品の表彰標識を謂ふ。(商二七)

〔チ〕

**治外法權**(ちがいほうけん)

治外法權とは、國際法上外國人が、現に在る國家の法律下に立たざる資格を云ひ、元首及外交使節は治外法權を享有するが、領事裁判制度の行

はる、國家に於いては、通常の外國人が一種の治外法權を有するものである。

**着色限定商標**(ちやくしよくげんていしょうひょう)

商標にして、着色せるものを謂ひ、出願の際、其色を限定するを要す。(商一)

**中止**(ちゆうし)

中止とは、例へば當事者が出征せる場合、特許局が其當事者の申立により又は職權を以つて手續を停止するを謂ふ。(特二九、八三)

**中斷**(ちゆうだん)

中斷とは當事者の意志に關係なく、又特許局の行爲によらず、例へば當事者が死亡せるが如き、或事實の發生と共に法律の効力により當然手續の停止するを謂ふ。(特二九)

〔ツ〕

**追加特許**(ついかとつきよ)

特許權者又は特許出願人が自己の特許發明、又は特許出願中の發明の改良、又は擴張に係る新規の發明を、



特許法第二條の規定に従つて出願して得た特許で、料金の軽減はあるが(特六五)、其権利は原特許に附随するものである。(特四六)

訂正許可の審判(ていせいきよかのしんばん)

権利者が、特許發明の明細書又は圖面、若くは登録實用新案の説明書又は圖面が不完全なる場合に、左の各號の一を目的とする場合に限り、訂正の許可を請求する審判である。

一、請求範圍の減縮

二、誤記の訂正

三、不明瞭なる記載の釋明

抵觸(ていしよく)

抵觸とは、其方法或は物が、他人の權利範圍に屬することを云ふ。

〔ト〕

答辯書(とうべんしょ)

異議申立書の副本の送達を受けたる出願人、又は審判請求者の副本の送達を受けたる審判被請求人が、申立の理由又は請求の理由を反駁して、

自己の意見を記載して提出する書類を謂ふ。(特七五、八八、一〇二)

謄本(とうほん)

寫本で、出願人に送達されたる拒絶理由通知書、査定等は總べて謄本を以つてせられる。

登録(とうろく)

特許局備付の原簿に記載するを云ふ

特許其他の權利發生の始期は、原簿登録と同時にある。(特三四、實六、實一六、意八、商七)

登録義務者(とうろくぎむしや)

登録權利者を見よ。

登録原簿(とうろくげんぼ)

特許原簿を見よ。

登録權利者(とうろくけんりしや)

特許權の移轉、實施權の設定又は移轉の登録申請に於いて、權利の讓受人又は實施權の取得者を登録權利者と稱し、讓渡人又は權利者を登録義務者と謂ふ。

登録査定(とうろくさてい)

特許査定を見よ。

登録證(とうろくしょう)

特許證を見よ。

登録失効(とうろくしつこう)

商標法第二條に、登録失効とは、商標權が其の存續期間の滿了、拋棄、營業の廢止、登録の取消によつて、消滅せる場合を謂ひ、登録無効の場合を含まざるものである。(商二)

特別顯著性(とくべつけんちよせい)

登録を受くることを得る商標は、特別顯著なるを要すとあつて、商標は人の注意を惹き、他人の商標との混同を避くる程度に顯著でなければならぬ、これを商標の特別顯著性と云ふ、但し特別顯著性を生ずる原因は唯に商標の構成自體顯著なる場合のみならず、永年使用の結果世人の認識顯著となる場合もある。(商一)

特許權(とつきよけん)

特許せられたる發明を、其權利者及實施權者のみ専用する排他的權利にして、無體財産權となすを通説とする。

特許原簿(とつきよげんぼ)

特許局に備付けらるる帳簿にして、

特許權及其實施權並に之れを目的とする質權の設定、保存、移轉、變更、消滅、處分の制限其他法令に定むる事項を登録するものである(特六一)

實用新案原簿、意匠原簿、商標原簿を總稱して登録原簿と云ふ。

特許公報(とつきよこうほう)

特許公報は、出願公告の決定を受けたる發明の内容を、抄録したもので、特許局に於いて印刷し、帝國發明協會より發賣せらるるものである。

特許査定(とつきよさてい)

特許出願に關し、之れを審査したる審査官が、適法にして特許すべきものなりとなす決定である。實用新案、意匠及商標出願に於いては、登録査定と云ふ。

特許證(とつきよしょう)

特許登録ありたる場合に、特許局長官より權利者に交付せらるる、特許證書で、特許原簿の登録制度ある今日に於いては、其重要性大に軽減せられたるものである。(特六一)

實用新案及意匠の登録ありたる場合

に交付せらるる登録證と云つて居る。

特許標記(とつきよひょうき)

特許標記とは、ある事物に對し、特許權の存在を表示すること、特許發明の實施品若くは、其容器包装に標記すべきことを、權利者の義務と規定して居る。

標記の方法は、物の發明にありては「特許第何號」と、方法の發明にありては「方法特許第何號」と定めてある。(特規七三)

實用新案に於いては「登録新案第何號」と標記し(實規五)、意匠に於いては「登録意匠第何號」と標記すべきを規定して居る。(意規八)

取消審判(とりけししんばん)

登録商標が不使用の場合、附記變更を故意になしたる場合及移轉登録申請を怠りたる場合に於いて、商標(團體標章)の登録を取消しを目的として、利害關係人又は審査官のなす審判にして、登録商標權の全存續期間を通じ請求することが出来る。(商一)

四、一五、三一)

取下(とりさげ)

出願をなしたる出願人、異議申立をなしたる異議申立人、審判を請求せる請求人は、必ずしも其終結迄之れを續行せざるべからざる義務はない、一定の時期に、一定の方式を以つて其爲したる效力を拋棄することが出来る、之れを出願の取下、異議申立の取下、審判の取下等といふ。

〔ハ〕

破毀(はき)

抗告審判が原査定又は初審決を取消し、大審院が抗告審判の審決を取消すことを謂ふ。

發明(はつめい)

發明の定義は、各國共之れを法規中に定めず、學者の説も亦一定しないが、コーラー氏(獨)は「發明トハ技術的ノ觀念創作ニシテ自然ヲ征服シ、自然力ヲ利用シテ一定ノ効果ニ導キ、之レニ依リテ人間ノ慾望ヲ満足セシムルモノヲ謂フ」と定義して居る。(特一)



**發明力** (はつめいりよく)

發明力を要せずして營業者の容易に想到し得る處なり等と、屢々審査官の慣用する語であつて、其出願に係る發明を既存の事物に比し、營業者の容易に推考、又は設計し得る處であつて、特に發明能力に俟つ可き程度でないとの意味である。實用新案及意匠出願に對しては、同様に考案力なる語が使用されて居る。

**萬國工業所有權保護同盟條約** (ばんこくこうぎやうしよゆうけんほごうぐめいじやうやく)

發明權其他工業所有權に關し、國際的保護を目的として、一八八三年三月巴里に於いて作成調印せられたる條約にして、我が國は一八九九年(明治三十二年)之れに加入せるものなり。

**番 通** (ばんつう)

特許局に於いては、出願書類を受理するや、之れに出願受付番號を附して之れを出願人に通知をして居る、これを番號通知、更に番通と略稱し

て居る。

**「ヒ」**

**被請求人** (ひせいきゆうにん)

審判に關し請求人の相手となるべき當事者を謂ふ。

**雛 形** (ひながた)

雛形とは、發明又は考案を具現化したる模型を謂ふ。

**秘密意匠** (ひみついしやう)

意匠は、之れを施したる物品の擴布前には、絶対に之を秘密となすことを要せらるゝこと屢なるを以つて、若し意匠登録出願者に於いて、之れを希望する場合には、登録の日より三年以内秘密にせられる、之れを秘密意匠と云ふ。(意六)

**秘密特許** (ひみつとつきよ)

軍事上秘密を要する發明にして、其内容の公開を嚴秘せらるゝ特許を云ふ。

**標 章** (ひやうしやう)

商標法上標章とは、營利を目的とせざる業務に係る商品の標識にして、商標が營利を目的とする業務の標識

たる點に於いて區別せらるゝものであるが、但し法の適用に於いては商標と看做される。(商二六)

**「フ」**

**附 記** (ふき)

特許法の規定により、特許請求の範圍は之れを一項に記載すべきであるが、若し實施の態様につき記載すべきある場合には、附記として記載することが出来る、蓋し外國に於いては特許請求範圍の數項に亘るを許せるものあるを以つて、其の救濟手段と見るべきであらう。

**附記登録** (ふきとうろく)

既存の登録に附記し、其一部を變更し新なる登録として舊登録を維持する場合を謂ふ。

**附記變更** (ふきへんこう)

商標法に附記とは、原商標に更に何等かを増加することを云ひ、變更とは、原商標の一部を削除するか、又は一部を削除して他の文字圖形等を以つて補充することを云ふ。(商一五)

**復代理** (ふくだいり)

復代理とは代理人が更に其受任事項の全部又は一部を第三者に委任するを謂ふ。

**副 本** (ふくほん)

出願其他に關し特許局に差出す書類圖面の寫、出願、審判等に關し差出す書類圖面の寫にして、相手方の數に應じて差出すを要す。

**分割許可の審判** (ぶんくわつきよかのしんばん)

特許權者が、錯誤によつて、二つ以上の發明を、一特許出願となしたる特許權を、各發明毎に、各別の特許權に分割せんことを求むる審判であつて、其各發明が、特許出願の際、各獨立し新規なる發明を構成するを要するは勿論である。(特五三)

**「ハ」**

**辨理士** (べんりし)

辨理士は、特許、實用新案、意匠及商標に關し、特許局に對して爲すべき事項の代理を業となすもので、辨理士にあらざれば、代理業が出来な

いことになつて居る。(特二〇辨一)

**辨理士會** (べんりしかい)

辨理士會は辨理士法の規定に基き、商工大臣監督の下に辨理士の風紀を保持し業務の發達を圖る目的を以つて組織された全國唯一の法人團體にして、特許局所在地に設立されて居る。

**辨理士協會** (べんりしきやうかい)

辨理士の有志を以つて組織された社交團體である。

**「ホ」**

**拋 棄** (ほうき)

出願人、異議申立人審判請求人又は上告人が、出願其他爲したる効力の保持を欲せざるを謂ひ、取下の手續を以つてするを普通とす。(特七八)

**法定期間** (ほうていきかん)

法律により定められたる期間にして不變のものであり、天災其他避く可からざる事變によるの外、之れを懈怠したる者は、當然以後の手續をなすの權を失ふものである。

**法定代理人** (ほうていだいにん)

特許法第十六條の規定により、帝國内に居所住所を有せざる者は、帝國内に住所又は居所を有するものを代理人として出願、請求又は權利主張をなすを要すとある特許法第十六條の規定に基く代理人にして、民事訴訟法第七十九條の代理人に該當し、本人と同一地位にあるものである。(特一六)

**冒 認** (ぼうにん)

冒認とは、自己に權利なきにも拘らず、自ら權利者なりと主張するの意にして、他人の發明を竊取して、之れを自己の出願とせるが如き、之れを冒認出願と云ふ。(特一〇、一一、五七)

**方法特許** (ほうほうとつきよ)

特許發明が方法に係るものを稱す、特許標記に於いては、單に特許とせず方法特許と標記すべきを規定して居る。(特施規七三)

**「マ」**

**抹消登録** (まつしやうとうろく)

一旦なされた登録を消除する登録で



ある。(特登令第四節)

〔ミ〕

見本(みほん)

見本とは、發明又は考案を施したる實物にして、曲尺一尺立方以内たるを要す。商標見本及意匠見本については各項を見よ。

〔ム〕

無効處分(むこうしょぶん)

出願人其他の當事者が、爾後の所定の手續を懈怠せる爲に、其出願其他を無効とせらるゝを謂ふ。(特二四)

無効審判(むこうしんぱん)

權利が不適法に與へられたる場合、又は訂正許可が違法の場合等に於いて、利害關係人が、其無効を請求する審判である。

無體財産權(むたいざいさんけん)

無體財産權とは、無形の智能的生産物を目的とする、獨占的且つ排他的の効力を有する財産權であつて、特許權、實用新案權、商標權、意匠權及著作権は之れに屬するものである。

〔メ〕

明細書(めいさいしょ)

發明の内容を、完全に表示せる書類で、特許番號、類別、種目、出願年月日、外國出願年月日、出願公告年月日、特許年月日、發明者及特許權者の住所氏名又は名稱、代理人の氏名、發明の名稱、發明の性質及目的の要領、圖面の略解、發明の詳細なる説明、發明相互の關係、特許請求の範圍及圖面を掲載して居る。

〔モ〕

持分(もちぶん)

共有關係に於いて各共有者の有する部分的所有權の相互の割合を意味する場合と、共有關係に於いて各共有者の有する分數的所有權の一部、即ち共有權そのものを意味する場合と二様に用ひられて居る。(特四四)

〔ユ〕

優先權(ゆうせんけん)

萬國工業所有權保護同盟條約第四條の規定により、締約國中の一國に於いて合式に特許、實用新案、意匠又は商標の出願をなしたる者又は其承繼

人は、其出願後十二ヶ月以内(意匠及商標は四ヶ月以内)に他の締約國に出願した場合、其出願は第一國に出願されたる日に於いてなされたるものと看做すと云ふ、期間優先の權利を謂ふ。

〔ヨ〕

豫告登録(よこくどうろく)

豫告登録とは、特許權其他の權利に付き、訴又は審判ありたる場合、これを特許局備付の原簿に登録するを謂ひ、第三者保護の目的を有するものである。

〔リ〕

利害關係人(りがいかんけいにん)

利害關係人とは權利の存否に付き、直接の關係を有するものを指稱するも、審判にありては、其關係は現實なるものに限られず、將來生すべき利害關係をも包含せり、しかも其利害關係は審判請求當時に於いてのみならず、審決當時に於いても存するを要す。(特六七、七四、八四、九八)

理由不備(りゆうふび)

査定又は審決に於ける理由の未だ認定をなし、又は擬律するに不十分なるを謂ふ。

〔ル〕

類似意匠(るいじいしょう)

自己の登録意匠にのみ類似するものは、之れを新規と做し類似意匠として登録せられるが、此類似意匠登録の制度は意匠權の性質上、意匠權者の保護を全からしめんが爲である。(意三)

類別(るいべつ)

商標に於いては、其指定商品を七十類に分類し、意匠に於いては其現はすべき物品を二十四類に分類し、特許實用新案に於いては二百七類に分類し、商標及意匠に於いては、出願の際其類別毎に願書を作製して差出すを要する、特許實用新案の類別は、更に各類毎に細別して居る。これを普通示別と稱して居る。

〔レ〕

聯合商標(れんごうしょうひょう)

同一商品に使用すべき自己の商標にして相類するもの、又は類似の商品に使用すべき自己の商標にして、同一又は相類似するものは其登録を許して、不正競争を防止せしめて居るが、斯る商標を互に「聯合ノ商標」と云ふ。(商三)

和解(わかい)

和解とは、法律關係の存否や範圍其他について裁判所其他に於いて争ひをして居る當事者が互に其主張を讓歩し合つて、その間の争ひを止めることになつて成立する行爲である。

本邦發明家小傳

(締切後回答到着の分)

中島 統一

東京市品川區上大崎中丸四九番地(電話大崎二二三四番)○明治十六年生○専修大學卒業○日本特殊鋼管株式會社專務取締役○遠心鑄造法に依る鋼管製造並に之に關する特許貳拾件及實用新案拾九件○帝國發明協會恩賜記念發明獎勵金並商工省工業研究費受領。

倉田 泰藏

福岡縣久留米市白山町六〇番地(電話久留米三三八一)○明治二十

柴田 勝太郎

東京市麻布區廣尾町二番地○明治二十二年生の東北大學理學部化學科卒業○商工省東京工業試驗所技師、合成工業會社取締役、現在東洋高壓會社取締役○アンモニヤ合成及メタノール合成に關する特許約十件○右に關する受賞數回。



# 生徒及兒童創案表彰

一、沿革 昭和六年社團法人帝國發明協會は、發明の獎勵助長は常に既成發明者の指導誘掖のみならず、獨創的思想の豊富なる生徒及兒童の創造教育を一層徹底する必要を認め、中等學校以下生徒及兒童の手工作品中、特に獨創的考案の優れたるものを選び之を表彰することとし、表彰規程を制定して其候補者の推薦を各地方長官に依頼した。

表彰は地方表彰及全國表彰の二種に分れ、地方表彰は地方廳に於て審査の上發明協會に推薦し來れるものに対し授賞し、全國表彰は地方廳より發明協會に送附し來れる作品に對し審査して授賞する。これ生徒及兒童創案表彰の濫觴である。昭和六年に於ける第一回の地方表彰は福岡縣外十七縣に達し受賞者五七九名、全國表彰候補者として推薦し來れるもの一三五點、審査の結果授賞せるもの

特等七點、優等一四點、良等九點、褒狀一九點合計四九點に達した。翌年第二回の表彰を施行し十五地方より推薦し來れる八三七名、總點數七五二點を地方表彰被表彰者となし、右の内各地方長官に於て銓衡の上推薦し來れる一八三名を全國表彰候補者として審査の結果授賞せるもの特等賞九名、優等賞一五名、良等賞五四名であつた。其後この表彰事業は都合に依り中止されたが、生徒兒童の手工作品上に及ぼせる影響少なからず、指導者又生徒兒童に於ける創意創案の潜在を認識するに至り、この表彰を中止するに忍びずとなして續行せる所もあり、現今發明協會各地支部にて施行せる生徒及兒童創案表彰は概ね本表彰に準據したものである。斯くして此表彰は各地區々に施行されて來たが、昭和十三年三月全國生徒兒童表彰を復興施行し、各

地協會支部より應募せる作品に付審査の上表彰し、其の作品は第四回帝國發明表彰展覽會場（上野公園東京科學博物館別館）の一部に陳列して一般に展示した。

## △生徒及兒童創案表彰規程

- 第一條 中等學校以下ノ生徒及兒童ノ手工作品ニシテ獨創的考案ノ優秀ナルモノハ本規程ニ依リ之ヲ表彰ス  
必要ト認ムルトキハ本會ハ考案ノ題目ヲ豫メ定ムルコトアルヘシ
- 第二條 表彰ヲ分チテ左ノ二種トシ中等學校ト小學校トニ別チ審査シテ之ヲ爲ス
- 一、地方表彰 各道府縣ニ於テ優秀ナル考案ノ表彰
- 二、全國表彰 全國的ニ優秀ナル考案ノ表彰
- 第三條 地方表彰ハ賞狀及賞牌ヲ考案

者ニ授與シテ之ヲ爲ス  
全國表彰ハ賞狀及左ノ賞牌ヲ考案者ニ授與シテ之ヲ爲ス

- 一、特等賞 金牌  
二、優等賞 銀牌  
三、良等賞 銅牌
- 第四條 表彰ノ結果成績優秀ナル學校ニハ功勞賞ヲ授與シテ之ヲ表彰ス
- 第五條 地方表彰、全國表彰ハ毎年之ヲ行フモノトス

第六條 地方表彰ハ各道府縣廳ニ審査並賞狀、賞牌ノ授與ヲ依頼シテ之ヲ爲ス  
必要ト認ムルトキハ本會ニ於テ表彰式ヲ舉行スルコトアルヘシ

第七條 全國表彰ハ各道府縣ニ於テ選抜シタル優秀ナル作品ニ付本會審査委員審査ノ上之ヲ爲ス

第八條 前條ノ表彰ニ係ル作品ハ毎年一回東京市若ハ其他ノ重要都市ニ於

テ公衆ノ縦覽ニ供スルコトアルヘシ

三、全國生徒兒童創案表彰 昭和十三年三月二十一日より四月三日迄上野公園東京科學博物館別館に開催の帝國發明協會主催第四回帝國表彰發明展覽會場の一部に陳列、一般に展示されたる全國生徒兒童創案展覽會の受賞表及特等賞氏名は左の通りである。

## △全國生徒兒童創案品受賞表

支部名	特等	優等	良等	計	出品數	受賞率(%)
長崎	1	2	7	10	23	30
熊本	1	1	6	8	45	18
宮城	1	1	5	7	25	28
山梨	1	1	6	8	27	29
兵庫	1	2	3	6	32	19
廣島	3	4	5	12	36	33
大分	1	2	4	7	37	19
石川	1	2	4	7	40	17

## △特等賞

名稱	學校學年	姓名	支部名
中心檢出器	熊、工、染、四	阿野 藤七	熊本
自動鎖錠T M	工、專修、三	元田 唯雄	廣濱
改良如露	工、專修、四	高野 源平	同
便所の鍵	高二	勝田 清四郎	同
炭箱	高一	小山 邦雄	群馬

群馬	計	八	四	六	一六	六
山形	4	4	4	3	5	6



長靴の改良	尋	五	富塚	三郎	群馬
新案牛乳壺入	高	二	梶山	健三	同
コップノ臺	群女師	四	佐藤	イク	同

四、地方生徒兒童劇案表彰 從來帝國發明協會各支部及地方廳でも、此種の展覽會乃至表彰を行つて來たが、その概況は次の通りである。

○帝國發明協會橫濱支部

第一回 昭和七年 自三月四日 至三月十三日 十日間

校種別	校數	點數	優等入賞數	良等入賞數	褒狀數
小學校	九	一八五	五	三	一五七
中等學校	九	一八五	三	一	一八五
計	一八	三七〇	八	四	三四二

第二回 昭和八年 自八月二十一日 至八月三十日 十日間

校種別	校數	點數	優等入賞數	良等入賞數	褒狀數
小學校	三	一九	七	三	一〇三
中等學校	五	二四	四	二	一一二
計	八	四三	一一	五	二一五

第三回 昭和十二年 自三月九日 至三月十八日 十日間

校種別	校數	點數	優等入賞數	良等入賞數	褒狀數
小學校	三	五〇三	二	三	一五〇
中等學校	四	四一	四	三	一三三
計	七	五四四	六	六	二八三

第四回 昭和十二年 自十一月二日 至十一月七日 七日間

校種別	校數	點數	優等入賞數	良等入賞數	褒狀數
小學校	三	四四	一	一	六
中等學校	三	三五	一	一	二
計	六	七八	二	二	八

○同兵庫縣支部

第二回 昭和八年 自十月二十三日 至十月三十一日 九日間

校種別	校數	人員	點數	優等入賞數	良等入賞數	褒狀數
小學校	五	五〇	四四	六	一	一四
中等學校	三	二五	二八	三	三	九五
計	八	七五	七二	九	四	一〇九

第三回 昭和九年 自十月二十一日 至十月三十一日 七日間

校種別	校數	人員	點數	優等入賞數	良等入賞數	褒狀數
小學校	五	五五	六四	一	一	二五
中等學校	三	三二	三九	一	一	二二
計	八	八七	一〇三	二	二	四七

第四回 昭和十年 自十月二十五日 至十一月七日 七日間

校種別	校數	人員	點數	優等入賞數	良等入賞數	褒狀數
小學校	四	四〇	四三	一	一	一六
中等學校	三	四八	四二	一	一	二五
計	七	八八	八五	二	二	四一

第五回 昭和十一年 自十月二十四日 至十月三十一日 七日間

校種別	校數	人員	點數	優等入賞數	良等入賞數	褒狀數
小學校	三	三七	三八〇	一	一	四七
中等學校	三	五一	五九〇	一	一	二六
計	六	八八	九七〇	二	二	七三

他に功勞賞二校

第六回 昭和十二年 自十月九日 至十月十五日 七日間

校種別	校數	人員	點數	優等入賞數	良等入賞數	褒狀數
小學校	三	三九	三九	一	一	一三
中等學校	三	二九	三五	一	一	一六
計	六	六八	七四	二	二	二九

第七回 昭和十三年 自十月十七日 至十月十七日 七日間

校種別	校數	人員	點數	優等入賞數	良等入賞數	褒狀數
小學校	三	三三	三三	一	一	四〇
中等學校	三	三八	四五	一	一	二六
計	六	六一	七八	二	二	六六

○同長崎縣支部

第一回 昭和十一年 自三月二十五日 至三月三十一日 七日間

校種別	校數	人員	點數	一等入賞數	二等入賞數	三等入賞數
小學校	二〇	三三	二五八	二	三	一〇
中等學校	八	六二	六〇	四	三	一〇
計	二八	九五	三一八	六	六	二〇



第二回 昭和十二年自二月二十四日七日間

校種別	校數	人員	點數	入賞數		
				一等	二等	三等
小學校	二	一二	二四	二	二	二
中等學校	五	一七	一七	四	三	三
計	七	二九	四一	六	五	五

第三回 昭和十二年自十月二十六日七日間

校種別	校數	人員	點數	入賞數		
				一等	二等	三等
小學校	三	二七	一四	二	二	二
中等學校	九	一七	一七	四	三	三
計	一二	四四	三一	六	五	五

第四回 昭和十三年自十月十七日七日間

校種別	校數	人員	點數	入賞數		
				一等	二等	三等
小學校	一	三五	三五	一	一	一
中等學校	七	二一	二一	四	三	三
計	八	五六	五六	五	四	四

第一回 昭和十年自三月二十六日七日間

校種別	校數	人員	點數	入賞數		
				一等	二等	三等
小學校	一	一七	一七	一	一	一
中等學校	四	一五	一五	二	二	二
計	五	三二	三二	三	三	三

第二回 昭和十一年自二月七日七日間

校種別	校數	人員	點數	入賞數		
				一等	二等	三等
小學校	一	一八	一八	一	一	一
中等學校	七	一八	一八	三	二	二
計	八	三六	三六	四	三	三

第三回 昭和十二年自二月十五日五日間

校種別	校數	人員	點數	入賞數		
				一等	二等	三等
小學校	一	一七	一七	一	一	一
中等學校	三	一八	一八	二	二	二
計	四	三五	三五	三	三	三

第四回 昭和十二年自十月三十日五日間

校種別	校數	人員	點數	入賞數		
				一等	二等	三等
小學校	一	一七	一七	一	一	一
中等學校	九	一八	一八	三	二	二
計	一〇	三五	三五	四	三	三

第一回 昭和九年一月十六日

校種別	校數	人員	點數	入賞數		
				一等	二等	三等
幼稚園	一	一	一	一	一	一
小學校	三	一	一	一	一	一
中等學校	三	一	一	一	一	一
計	七	三	三	三	三	三

第二回 昭和十年二月二日

校種別	校數	人員	點數	入賞數		
				一等	二等	三等
幼稚園	一	一	一	一	一	一
小學校	四	一	一	一	一	一
中等學校	二	一	一	一	一	一
計	七	三	三	三	三	三

第三回 昭和十年十一月一日

校種別	校數	人員	點數	入賞數		
				一等	二等	三等
幼稚園	一	一	一	一	一	一
小學校	一	一	一	一	一	一
中等學校	一	一	一	一	一	一
計	三	三	三	三	三	三

○同栃木支部

第一回 昭和十一年自十月四日四日間

校種別	校數	人員	點數	入賞數		
				一等	二等	三等
小學校	一	一	一	一	一	一
青年學校	八	一	一	一	一	一
中等學校	九	一	一	一	一	一
計	一八	三	三	三	三	三

第二回 昭和十二年自十月二日三日間

校種別	校數	人員	點數	入賞數		
				一等	二等	三等
小學校	一	一	一	一	一	一
青年學校	三	一	一	一	一	一
中等學校	八	一	一	一	一	一
計	一二	三	三	三	三	三

○同群馬支部

第一回 昭和十年自三月二十六日七日間

校種別	校數	人員	點數	入賞數		
				一等	二等	三等
小學校	一	一	一	一	一	一
中等學校	四	一	一	一	一	一
計	五	二	二	二	二	二

第二回 昭和十一年自二月七日七日間

校種別	校數	人員	點數	入賞數		
				一等	二等	三等
小學校	一	一	一	一	一	一
中等學校	七	一	一	一	一	一
計	八	二	二	二	二	二

第三回 昭和十二年自二月十五日五日間

校種別	校數	人員	點數	入賞數		
				一等	二等	三等
小學校	一	一	一	一	一	一
中等學校	三	一	一	一	一	一
計	四	二	二	二	二	二



第四回 昭和十一年十一月一日

校種別	校數	點數	入賞數		
			優等	佳良	努力
幼稚園	七	三〇	一	六	一
小學校	二	二〇	一	一	一
青年團	二	二〇	一	一	一
中等學校	四	二〇	一	一	一
計	五	七〇	三	九	四

恩賜記念賞 甲府琢美尋常高等小學校

第五回 昭和十二年十一月六日

校種別	校數	點數	入賞數		
			優等	佳良	努力
幼稚園	五	七	一	一	一
小學校	一	四	一	一	一
青年團	一	一	一	一	一
中等學校	一	一	一	一	一
計	八	一三	四	四	四

恩賜記念賞

山梨縣師範學校  
甲府高等女學校  
日下部尋常高等小學校  
伊勢尋常小學校

第六回 昭和十三年十月二十二日

校種別	校數	點數	入賞數		
			優等	佳良	努力
幼稚園	四	四	一	一	一
小學校	二	二	一	一	一
青年團	三	三	一	一	一
中等學校	一	一	一	一	一
其他	一	一	一	一	一
計	十一	十一	五	四	四

恩賜記念賞

山梨縣師範學校  
甲府高等女學校  
甲府男子高等小學校  
禾生尋常高等小學校  
新紺屋小學校

○同長野縣支部

第一回 昭和十年十月三日

校種別	校數	人員	點數	入賞數		
				特等	優等	良等
小學校	九	二〇	二	二	二	
中等學校	二	二	二	二	二	
計	十一	二二	四	四	四	

第二回 昭和十一年十月十六日

校種別	校數	人員	點數	入賞數		
				特等	優等	良等
小學校	七	二〇	三	三	三	
中等學校	一	一〇	一〇	一〇	一〇	
計	八	三〇	一三	一三	一三	

第三回 昭和十二年

校種別	校數	人員	點數	入賞數		
				特等	優等	良等
小學校	三	一八	三	三	三	
中等學校	七	一〇	一〇	一〇	一〇	
計	十	二八	一三	一三	一三	

○同宮城縣支部

第一回 昭和十三年自十月十四日至十月十五日

校種別	校數	人員	點數	入賞數		
				優等	良等	佳等
小學校	七	一八	三	三	三	
中等學校	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	
計	一七	二八	一三	一三	一三	

○同山形支部

第一回 昭和七年自十月十七日至十月二十三日

校種別	校數	人員	點數	入賞數		
				一等	二等	三等
小學校	四	二	二	二	二	
中等學校	六	四	四	四	四	
計	一〇	六	六	六	六	

第二回 昭和八年自十月十七日至十月二十三日

校種別	校數	人員	點數	入賞數		
				一等	二等	三等
小學校	三	一	一	一	一	
中等學校	七	七	七	七	七	
計	一〇	八	八	八	八	

第三回 昭和九年自十月十七日至十月二十三日

校種別	校數	人員	點數	入賞數		
				一等	二等	三等
小學校	三	三	三	三	三	
中等學校	一〇	九	九	九	九	
計	一三	一二	一二	一二	一二	



第四回 昭和十年自十月十七日七日間  
至十月二十三日

校種別	校數	人員	點數	入賞數		
				一等	二等	三等
小學校	二七	三九二	三七七	三	一〇	三三
中等學校	三八	六六	三三	三	一〇	三五
計	六五	四五	三三〇	六	二〇	六八

第五回 昭和十一年自九月一日二十日間  
至九月二十日

校種別	校數	人員	點數	入賞數		
				一等	二等	三等
小學校	三三	四九	四七二	三	一	三〇
中等學校	四三	七五	九七	三	一	三〇
計	七六	一二四	五七〇	六	二	六〇

第六回 昭和十二年自十月十七日七日間  
至十月二十三日

校種別	校數	人員	點數	入賞數		
				一等	二等	三等
小學校	二七	二八二	二六五	二	三	一〇
中等學校	四七	三三	二七	四	三	一五
計	七四	三一五	二九二	六	六	二五

第七回 昭和十三年自十月十七日七日間  
至十月二十三日

校種別	校數	人員	點數	入賞數		
				一等	二等	三等
小學校	三三	三六	二〇〇	三	四	一三
中等學校	四三	二四	三三	七	八	二二
計	七六	六〇	二三三	一〇	一二	三五

第一回 昭和八年自十一月十九日十日間  
至十一月十九日

校種別	校數	人員	點數	入賞數		
				一等	二等	三等
小學校	三三	三六	二〇〇	四	三	一〇
中等學校	四三	二四	三三	七	八	二二
計	七六	六〇	二三三	一〇	一二	三五

第二回 昭和九年自十月十九日十日間  
至十月二十八日

校種別	校數	人員	點數	入賞數		
				優等	一等	二等
小學校	三三	三六	二〇〇	三	四	一三
中等學校	四三	二四	三三	七	八	二二
計	七六	六〇	二三三	一〇	一二	三五

第三回 昭和十一年自十二月一日十日間  
至十二月十日

校種別	校數	人員	點數	入賞數		
				一等	二等	三等
小學校	二五	二七	二二	二	三	一〇
中等學校	四四	三三	二五	五	五	一〇
計	六九	六〇	四七	七	八	二〇

第二回 昭和十二年自十月一日二十日間  
至十月二十日

校種別	校數	人員	點數	入賞數		
				優等	一等	二等
小學校	二四	二六	一七	三	七	一七
中等學校	三九	二七	二二	三	七	一七
計	六三	五三	三九	六	一四	三四

第四回 昭和十二年自十月一日十日間  
至十月十日

校種別	校數	人員	點數	入賞數		
				一等	二等	三等
小學校	一九	二一	二二	二	五	六
中等學校	二七	三九	二二	二	五	六
計	四六	六〇	四四	四	一〇	一二

第一回 昭和十一年自十一月八日六日間  
至十一月十三日

校種別	校數	人員	點數	入賞數		
				特等	優等	良等
小學校	三〇	三三	二九	二	一	一
中等學校	三三	二八	二九	二	一	一
計	六三	六一	五八	四	二	二

○同岡山縣支部

第一回 昭和十一年自十月二十一日十二日間  
至十月三十一日

校種別	校數	人員	點數	入賞數		
				一等	二等	三等
小學校	二九	三〇	一一	二	二	二
中等學校	三七	三〇	一一	四	二	二
計	六六	六〇	二二	六	四	四

第二回 昭和十二年自十一月十四日八日間  
至十一月二十一日

校種別	校數	人員	點數	入賞數		
				特等	優等	良等
小學校	二七	四〇	四二	二	一	一
中等學校	二二	三三	三三	二	一	一
計	四九	七三	七五	四	二	二

○同石川支部

第一回 昭和八年自十一月十九日十日間  
至十一月十九日

校種別	校數	人員	點數	入賞數		
				一等	二等	三等
小學校	三三	三六	二〇〇	四	三	一〇
中等學校	四三	二四	三三	七	八	二二
計	七六	六〇	二三三	一〇	一二	三五

第二回 昭和九年自十月十九日十日間  
至十月二十八日

校種別	校數	人員	點數	入賞數		
				優等	一等	二等
小學校	三三	三六	二〇〇	三	四	一三
中等學校	四三	二四	三三	七	八	二二
計	七六	六〇	二三三	一〇	一二	三五



○同大分縣支部

第一回 昭和十年自九月二十一日至九月三十日十日間

校種別	校數	人員	點數	入賞數		
				特等	一等	二等
小學校	二	二〇〇	二〇〇	—	—	—
中等學校	二	一〇〇	一〇〇	—	—	—
計	四	三〇〇	三〇〇	—	—	—

第二回 昭和十二年自二月二十四日至三月二日七日間

校種別	校數	人員	點數	入賞數		
				特等	一等	二等
小學校	三	三〇〇	四〇〇	—	—	—
中等學校	二	一〇〇	一〇〇	—	—	—
計	五	四〇〇	五〇〇	—	—	—

第三回 昭和十三年自二月四日至二月十七日七日間

校種別	校數	人員	點數	入賞數		
				特等	一等	二等
小學校	三	三〇〇	四〇〇	—	—	—
中等學校	二	一〇〇	一〇〇	—	—	—
計	五	四〇〇	五〇〇	—	—	—

第四回 昭和十三年自十月十五日至十月二十五日十日間

校種別	校數	人員	點數	入賞數		
				特等	一等	二等
小學校	三	四〇〇	五〇〇	—	—	—
中等學校	二	一〇〇	一〇〇	—	—	—
計	五	五〇〇	六〇〇	—	—	—

○同熊本支部

第一回 昭和十二年自二月十一日至二月十七日七日間

校種別	校數	人員	點數	入賞數		
				優等	良等	佳等
小學校	四	五〇〇	六〇〇	—	—	—
青年學校	三	三〇〇	三〇〇	—	—	—
中等學校	二	一〇〇	一〇〇	—	—	—
計	九	九〇〇	一〇〇〇	—	—	—

第二回 昭和十二年自十月二十六日至十一月五日五日間

校種別	校數	人員	點數	入賞數		
				優等	良等	佳等
小學校	三	三〇〇	三〇〇	—	—	—
青年學校	二	一〇〇	一〇〇	—	—	—
中等學校	一	一〇〇	一〇〇	—	—	—
計	六	五〇〇	五〇〇	—	—	—

○東京府

東京府に於ては管下中小學校生徒児童に發明思想を涵養するの目的を以て去る昭和十一年以來毎年創案品を募り發明創案展覽會を催してきたが、その要項並に出品状況は次の通りである。

中小學校創案募集要項

- 一、中等學校生徒及小學児童の獨創的考案を奨励し發明を誘掖する目的を以て生徒児童の創案を募集す。
- 二、募集品は男子中等學校、女子中等學校生徒及小學児童に區別して審査を行ひ優秀なるものに對し各別に左の褒賞を授與す。

- 一、知事賞 特別賞 優等賞 一等賞 二等賞 褒狀

三、出品校に對しては奨励金を交付することあるべし。

四、應募品は現物見本及雛形とす。

五、應募品は東京府下に於ける男女中等學校及小學校の生徒児童にして應募者自身の創案に成るものたることを要す。

六、應募品は學校長に於て審査選定の上取纏め申込書を九月十日迄に現品は解説書を添付九月三十日迄に本府に送付するものとす。

七、應募品は審査後市内適當の場所に於て展覽會を開催し一般に公開す。

八、應募品中入賞ありたるものは府下に於て巡回展覽會を

開催す。

九、應募品は展覽會終了後出品學校に返還するものとす。

○第一回昭和(十一年十月)

校種別	校數	人員	點數	出品	入賞
男子中等學校	—	—	—	五九點	三四點
女子中等學校	—	—	—	三三點	二三點
小學校	—	—	—	一五八點	一二八點
計	—	—	—	二五〇點	一八五點

○第二回(昭和十二年十月)

校種別	校數	人員	點數	出品	入賞
男子中等學校	—	—	—	三〇點	一九點
女子中等學校	—	—	—	三六點	二八點
小學校	—	—	—	二二五點	八〇點
計	—	—	—	二九一點	一二七點

○第三回(昭和十三年十月)

校種別	校數	人員	點數	出品	入賞
男子中等學校	—	—	—	一六〇點	一二九點
女子中等學校	—	—	—	一四五點	四一點
小學校	—	—	—	二四九點	一一六點
計	—	—	—	五五四點	二八六點



# 女性と發明 原田九郎

## 一、女性と發明に關する論說

最近に於ける女性と發明に關する論說その他の主なるものを拔萃すれば大體次の通りである。

### ○婦人と發明

工學博士 田中龍夫

(昭和七年六月發行「發明」第廿九卷第六號)

### ○女性と發明能力

辨理士 黒川美雄

(昭和八年九月十九日發行「發明」新聞第六十一號)

### ○日常家庭科學の必要に就て

日本女子大學校長 井上秀子

### ○主婦を惱ます家庭科學の重壓

日本女子高等商業學校校長

嘉悦 孝

### ○主婦に寄す

氏家壽子

(昭和九年七月發行「發明」第卅一卷第七號)

### ○婦人と發明

特許局審査官 米田英夫

(昭和九年十二月一日J.O.A.Kより放送)

### ○女性と發明

特許局陳列館長 三根繁太

(昭和十一年六月廿日J.O.A.Kより放送)

### ○挨拶 特許局長官 中松眞郷

### ○發明心の涵養に努めよ

三輪田高等女學校校長

三輪田元道

### ○住から見たる女性發明

東京高等工藝學校教授

木槍 恕一

### ○昭和十一年六月廿七日「女性と發明」講演會に於て

### ○婦人に望む發明

辨理士 山根省三

(昭和十一年三月發行「發明」第卅一卷第七號)

卅三卷第三號

以上の論說、講演等を通して、その所論を要約すれば、女性にも充分に發明能力あり、男性程大規模の發明には適應しないが、家事などの發明に關しては寧ろ女性に待つべきもの

**越三は物買お**




**越三**

東京日本橋

が多々ある。女性には科學的素養が不足である爲に、發明が出来ないなど、言ふ議論は現在の女性教育の進歩し普及することからして全く理由にならないことであつて、「育児等に妨げられ發明の餘裕なし等」といふ抗辯は却て研究心の缺乏」を表示するに過ぎないとその多くが論斷せられてゐるのである。此の點から考へても將來發明界に於ける女性の分野は極めて廣く女性の覺醒奮勵を希望して熄まないものである。

## 二、往昔の女性の發明

○孝仁天皇の御代、寶龜二年(一六六六年前)大和國當麻寺に於て中條姫が觀世音と彌陀佛の靈感に依つて五色の蓮絲を作り、それで曼荼羅布を織つた。

○御水尾天皇の御代元和三年(三一九年前)播州明石の船大工の女キク女が初めは木綿糸をついで苧と絹の交織となし、後に本絹糸に強い燃を掛けて明石縮を創製した。

○寛文年間(一七〇年前)堀次郎將俊

妻滿、娘千代及今朝が越後の國小千谷にて土産の織物を改良し越後縮を創製した。俚語「お滿可愛や……」及びお千代節、越後おきき等は其當時に其等の人々に唄はれ初めたものである。

○元祿の頃(二百四十年前)三浦玄忠夫人が豊後絞から三浦絞を工夫した。

○亨保元文の頃(二百有餘年前)小倉藩臣某の女小倉織を發明した。

○寶曆年間淺田新五右衛門の妹勝は大和絞を考案。

○寶政天明の頃(百四十年前)筑後久留米の井上傳女が着物の色が白斑に褪せたのをヒントとして、黒と白との點々模様を現はし雪織或は霞織を工夫し久留米絞の基礎をつくつた。

○安永年間(百六十年前)大津屋新助の妻女が絞羽といふ織物を創案。

○文化年間(百廿餘年前)松山の鍵谷かな女が伊豫絞を創製した。其の他荒畑五郎兵衛の妻しもは武藏絞を考案し、島田の遊女は島田番を

工夫し、吉原の遊女勝山は勝山番(丸番)を創案した。

○明治の初年海邊ハナ女は、着物の雨に濡れた所が縮むことからヒントを得て阿波縮を考案。

○モスリンお召の發明も木村とみ女であり、染絞の製法も新潟の渡邊といふ一女性の發明である。

之等の事實に徴すれば、往昔家庭工業が廣く行はれ女性も夫れに干與して居りました時代には、幾多有力なる發明があつたのであるが、現今工場工業が發達し、女性が夫等と離隔すやうになり却て女性の發明力は進歩しなくなつたやうな觀がある。

三、女性の獲得した最初の特許實用新案登録

特許局備付の特許公報中最初のものには發明者及權利者の氏名の記載なく、且特許第五〇號乃至第一一一號が缺本になつて居る爲め完全ではないが女性の發明として大體左記のものが載つてゐる。



特許番號	發明の名稱	特許年月日	特許權者
四〇	雛雞養成器	明治二〇、三	静岡 永井てい
一三三	筒形灸治用器	一九、二、八	大池まつえ
一五五	精米器械	一九、三、三	山口ひさ
三三七	吃烟用單管	二〇、四、九	橋本スズ
四三四	磨墨器	二〇、三、三	渡邊ヒサ
四三五	枕	二〇、二、〇	森田玉江
四七九	錠	二〇、五、四〇	鹽谷トキ
五〇〇	葦煙草	二〇、五、四	川上イチ
五〇〇	寢衣	二〇、四、九	森田米
六四〇	教授用大算盤	二〇、六、五	島根 高橋 緑
七三三	玻璃器ニ蒔繪ヲ施ス法	二〇、八、二	神奈川 小西 キン
七三九	紡車	二〇、三、〇	千葉 四宮 浪江
七九七	播漉具	二〇、二、六	山梨 増田とよ

其後女性の獲得した特許は、明治卅三年七件、卅四年九件、卅五年六件、卅六年七件、卅七年十二件である。翌明治卅八年實用新案が初めて登録せられたが、そのうちの女性を拾ふと次の通りである。

登録番號	實用新案の名稱	登録年月日	権利者
九三	傘 骨	明治二八、七、六	岐阜 大西すえ
二九	經木團扇	二八、八、一	長野 丸山澄江
二六七	御園形改良服	二八、八、元	東京 蘭生ハツ
二九六	實用ランプ鉤	二八、九、五	山口 宇田シゲ
三六六	輕便煙草入	二八、九、八	東京 大谷クワ

#### 四、最近の統計

次に最近の分を掲げれば

年 號	特許數	
	女性	特許總數
昭和 三	一一	四七〇
昭和 四	一六	五〇九
昭和 五	一五	四九七
昭和 六	一七	四三一
昭和 七	一八	四八四
昭和 八	二五	五五〇
昭和 九	二八	四六七
昭和 一〇	三三	四七六
昭和 一一	二四	四八三
昭和 一二	二七	四六一
合計	二一四	四八三
割合	四、四%	〇、〇%

實用新案登録

年 號	女性登録數	登録總數
昭和 三	一六	一一二
昭和 四	一九	一一〇
昭和 五	一八	一一三
昭和 六	二〇	一一二
昭和 七	二一	一一一
昭和 八	二七	一一〇
昭和 九	二六	一一〇
昭和 一〇	二七	一一〇
昭和 一一	二七	一一〇
昭和 一二	二七	一一〇
合計	二一四	一一〇
割合	四、四%	〇、〇%

年 號	女性	特許總數
八	二〇四	一五九四〇
九	一七一	一四二五〇
一〇	一八四	一四二四〇
一一	二二九	一五六七〇
一二	二二三	一三九五〇
合計	一、九〇九	一三、四六五
割合	一四、四%	一〇〇、〇%

右の數字を一覽すると直ちに頷ける如く、女性の發明は實に稀少であるが、此統計を調査致した特許局の公報明細等には發明者、考案者、権利者の性別が表示してないので、只其氏名に依つて區別致した爲に勇、靜、豐等の氏名は其性別が判明致し兼ね、不得止其確實なるもののみを選取致しましたので、此統計の數字以外にも幾多の女性の發明が漏れて居ることと思はれる。又女性の發明が男性の氏名によりて登録されて居るだらうと想像されるものも多數あつて、實際の女性の發明は此統計の數字より遙かに多數であらうと思はれる。尙女性の發明が逐年増加する傾

#### 五、女性の獲得した特許及實用新案登録の内譯

(昭和八年乃至十二年の五ヶ年間)

- 一八九類 (飲食食物) 一八件
- 一六七類 (製紙) 一二件
- 一七八類 (化粧品) 一〇件
- 一六六類 (纖維) 九件
- 一一八類 (帶及紐) 七件
- 一六九類 (染色) 六件
- 一二〇類 (容飾具及理髮具) 五件
- 一八二類 (可塑物) 四件
- 一六〇類 (顔料) 四件
- 一五九類 (石鹼及蠟燭) 四件
- 實用新案登録
- 第一二〇類 (容飾具及理髮具) 八九件
- 一一八類 (帶及紐) 八六件
- 四六類 (醫療具) 六九件
- 一一七類 (被服) 五四件
- 一三五類 (家具) 四六件
- 一三一類 (厨爐) 四五件

#### 六、女性にて最近多數の特許及實用新案登録獲得者

○昭和三年乃至七年の五ヶ年間に於ては岩田敏子氏 (東京) 銀戸式日覆に關するものを主として特許二件實用新案登録廿七件。矢野けい氏 (大阪) は女帶に關するものを主として實用新案登録八三件。



柴林ぬい氏 (大阪)は「カラー」  
「カパー」を主として實用新案登  
録廿一件。

○昭和八年乃至十二年の五ヶ年間に  
於ては

矢野けい氏 (大阪)は女帯に關す  
る物を主として特許四件實用新案  
登録四三件。

谷さき氏 (東京)は紙に關するも  
のを主として特許廿一件、實用新  
案登録六件。

側島りさ氏 (愛知)は繭に關する  
ものを主として特許一件實用新案  
登録一〇件。

藤本春氏 (東京)は襟芯等に關す  
る物を主として實用新案登録九件  
柴林ぬい氏 (大阪)は食物覆ひ等  
を主として實用新案登録七件。

此處に掲げた女性發明家の中には男  
性も及ばぬ程の多數の發明をされ、  
之を實施してゐる方もある。

七、女性にて博覽會展覽會に出品した  
もの及び表彰せられた者。

○明治四十三年帝國發明協會募集

賣子婦人の衣裳 三等

東京 松本てつ子

○大正十三年發明協會募集

家庭用洗濯物干 等外

京都 菊田淑子

○昭和二年第六回地方表彰

國民耕 良等 福岡 中島ノシ

○昭和六年東京府に於ける「發明獎  
勵展覽會」

幼兒の背負帶 帝國發明 本田笑子

○昭和七年第四回發明博覽會

S F式鏝形通風日除 有功章

岩田敏子

ギルソイドルーフィング

襖狀 田島カツ

防水絹布 襖狀 衣笠のふ

汁止辨當箱 鈴木カネ

○昭和八年第三回帝國發明表彰

襪襟カパー 有功章

廣島 岩崎チカノ

布製鏝形通風日除 有功章

東京 岩田敏子

○昭和八年京都發明協會募集女性美

を誇る婦人服改良

改良服 二等 納谷美惠子

夏のハウズドレス

等外 林 キソ

○昭和八年第一回特許局發明展覽會

毛染器

池田トメ

毛絲平編補助器

堀 勝惠

○昭和九年第二回特許局發明展覽會

摩擦電氣ブラシ

○昭和十年第三回特許局發明展覽會

證券用紙製造法 谷 さき

○昭和十一年第四回特許局發明展覽會

輕裝女帶用縫着板 矢野けい

抜き衣紋止め 山崎せん

人形素體 松澤つゆ

フランス人形用マスク 那須シマ

○昭和十二年第五回特許局發明展覽會

廣告塔 坪井まさ

結帶製造法 矢野けい

昆布を資料とする漬物の製法

宗岡クラ

模様加工紙の製造方法 谷 さき

置釣竿掛器 小宮はな

八、女性にて發明に關する標語等の當  
選者

○昭和六年東京府商工課にて都下大  
工場より發明標語募集

一つの發明萬人の幸福

三等 石川ミヨ

○昭和七年京都發明協會募集發明獎  
勵の民謡

一等 高柳伊都子

○昭和九年大毎東日募集發明標語

伸びよ發明世界の日本

一等 川端シヅ子

發明は明日の文化の案内者

佳作 佐藤宮子

○昭和十一年發明協會募集女性發明  
獎勵標語

目覺めよ女性發明日本

一等 村田晴江

女性は發明其のものに對しては前述  
の如く其成績が貧弱であるが、發明  
に關する標語では斷然男性より優秀  
であつて、大毎東日募集の標語の如

きは十三萬人の應募者中一等は實に  
女性であつた。之等の點からしても  
女性が發明に興味を持たぬとか又は  
發明を理解してゐないといふのは理  
由なき事であると思ふ。

九、女性發明獎勵の爲に開催されし會  
合及展覽會等

○帝國發明協會主催

女性發明座談會 昭和十年三月

於丸ノ内會館

女性と發明後援會 同十年六月

於青山會館

女性發明家懇談會 同十年六月

於青山會館別館

女性と發明展覽會 同十年六月

於特許局

○京都帝國發明協會

映畫「發明日本の女性」

昭和十年八月

女性は男子と異なり、讀書研究の機  
會が少なく、又其發明發表の便宜も  
少ないのであるが、夫等の缺乏を補  
充する機關が實に僅少で、女性發明  
家一同が等しく要望してゐるところ

であるから、右の如き會合、講演會  
並に展覽會等は女性發明獎勵の爲に  
是非廣汎に繼續させたいものであ  
る。

十、女性の辨理士

井上晴子氏が、昭和十年十月十二日  
最初の女辨理士として登録して以來  
大塚徳代、汐田きさね、龜田ふく、  
布施美子、加藤愛子、後藤千鶴子、  
中野安野、李良傳の諸氏の續々と登  
録された。井上辨理士は辨理士試験  
を受験して合格した専門辨理士であ  
り、他は多くは明大法學部を卒業し  
銓衡で辨理士となり、尙進んで辯護  
士たらんことを希望してをらるゝ様  
である。

女は女同士と云ふ俚諺もある如く、  
女性の發明は男性には説明し難いと  
ころもあり、理解出來ぬこともある  
ので、女性の發明家に對しては、是  
非辨理士が必要であると思はれる。  
漸く女性の辨理士が開業せられる様  
になつたことは、女性發明の發展に  
大なる効果があると思ふ。更に一步



進んでは特許局に於て女性審査官の設置せられんことを待望する次第である。

十一、發明關係女性展望

(イ) 發明家岩田敏子女史

東京に出て来たのは廿二の時、兄が水道橋の東京齒科に學んでゐるのを頼りに單身上京したのである。しかし當時兄なる人は苦學同様だったので寄食するわけにもゆかず、田舎出の女に出来るあらゆる内職や女中奉公をして生活を維持し、二十五歳の時募集に應じて東京健鐵會社に入社する。學歷は尋常小學校を卒業しただけだったので、通信教授をうけたり女學校の講義録を購讀したりして勉學されたのであるが、其等は生花、料理、裁縫等の嫁入仕度の事ばかり記載してあるので、男名前で中學校の講義録を購讀し、常に學問的素養の向上を圖つた。一方健鐵會社の仕事に次第に興味を持つ様になり、やがて中央工學校の女子部に入學し、こゝで大體機械、建築、土木等の基礎知識を得た。其の後瀧野川の自

宅附近に六疊と三疊の家を借りて信誠堂商店の看板を掲げ、上京以來二十餘年の苦心經營の結果漸く今日の發展を見るに至つたのである。

(ロ) 發明家内助者石渡タマ夫人

石渡幸之助氏は石渡電氣株式會社の社長であり、石渡式人造エポナイトを初め、數種の發明をなし、一時は五百人以上の職工を使用する盛況であつたが、其後會社の事業が不振となり、引退後間もなく腦溢血の爲遂に再起不能となつたのである。同氏は子女がなく、それ以來玉夫人は唯一人で石渡氏の看護の傍、其藥代から生活費まで稼せがねばならない氣の毒な苦境に陥つた。これより先明治卅五年に結婚當時石渡氏は明けても暮れても人造エポナイトの研究に没頭して居つたので、夫人は東京音楽學校を卒業してゐたのを幸ひ女學校の教師として生活費並に夫の研究費を造られたのが、非常な貧乏を續け、七ヶ年間といふものは寒中でも單衣物で通さねばならなかつたさうである。之が爲結婚して二、三年後に流産

され遂に女性としての身體を失ひ、其後數十年間唯名のみを妻女であつたが、一生を夫の爲に犠牲とする決心を堅め、協力して明治四十四年に初めて小工場を創設し、次第に發展し盛大となつたのである。其間よく多數の使用人の面倒を見つゝ常に工場の經營にたづさはり寸暇も無く活動されたのであつて、實に敬服すべき發明の内助者と云ふべきである。

(ハ) 辨理士井上晴子氏

高等小學校を卒業しただけで、其後は全く獨學で勉強され、日本タイピスト女學校で修得されたる技能を以て日高特許事務所勤務し、女性としては困難なる辨理士の素養を積み辨理士試験に合格されたといふ努力家である。其後多數の男性辨理士の間で伍して獨力執務せられて居るのは女性のために氣を吐くものといふ事が出来やう。

特 殊 梯 子

鋼管製 彈靱・輕量・運搬・至便

萬能伸縮梯子

非常時用・作業用!!

▲贈型録▼



發明興業研究所

電話三宮(3) 五七六番

神戸市神戸區三宮町一ノ一

三 百 年 名 藥

速 康 散

- ◎氣血循環至妙
- ◎脹滿脚氣
- ◎血の道
- ◎リヨウマチ
- ◎水腫
- ◎中氣適藥

京都市西洞院通五條南入小柳町

久保庄左衛門調劑局

防 火 群 必 需

工場と防火群と家庭に

常備動力永久不變

なげつけ消火彈

二十ヶ入 一箱 二十四圓

京都市烏丸七條野村ビル

日曹火藥株式會社

熱 海 温 泉

帝國發明協會々員歡迎

二・三階に最高級の御風呂新築

伊豆熱海温泉

清快樓 古屋旅館

内田市郎左衛門

電話三一一一—四まで  
振替東京一〇〇一



# 内外彙報

## ノーベル賞受賞者

### ○物理學賞

- 一九〇六 タムソン(英) 氣體内電子運動の理論的並に實驗的研究
- 一九〇七 マイケルソン(米) 干渉計による諸研究
- 一九〇八 リツプマン(佛) 光の干渉を用ひた有色寫眞の方法
- 一九〇九 マルコーニ(伊) 無線電信の研究
- 一九〇九 ブラウン(獨) 無線電信の研究
- 一九一〇 ヴァールス(蘭) 状態方程式の研究
- 一九一〇 ウイーン(獨) 輻射の研究
- 一九一〇 ダレン(瑞典) 燈臺用瓦斯アキュミレーターに用ひる自動調節器
- 一九一三 オンネス(蘭) 低温度に於ける各種の研究
- 一九一四 ラウエ(獨) 結晶體に於けるX線の干渉
- 一九〇一 レントゲン(獨) X線の研究
- 一九〇二 ローレンツ(蘭) ゼーマン効果の研究
- 一九〇二 ゼーマン(蘭) ゼーマン効果の研究
- 一九〇三 ベックレル(佛) 放射能の研究
- 一九〇三 キュリー夫妻(佛) 放射能の研究
- 一九〇四 レーリイ(英) アルゴンの發見並に夫に關聯せる氣體の諸研究
- 一九〇五 レナード(獨) 陰極線の研究
- 一九一五 ブラッゲ父子(英) 結晶のX線分析
- 一九一六 —
- 一九一七 バークラ(英) 元素のX線放出に關する研究
- 一九一八 フランク(獨) 量子論の研究
- 一九一九 スタルク(獨) スタルク効果の研究
- 一九二〇 ギヨーム(瑞西) ニツケル鋼の發見及び其應用に關する研究
- 一九二一 アインシュタイン(獨) 理論物理學の諸研究
- 一九二二 ボール(丁) 原子構造の研究
- 一九二三 ミリカン(米) 電子荷電及電子現象の研究
- 一九二四 シーグバイン(瑞典) X線分析の研究
- 一九二五 フランク(獨) 電子の衝突に關する研究
- 一九二五 ヘルツ(獨) 電子の衝突に關する研究
- 一九二六 ベラン(佛) 物質の不連続

- 一九〇六 タムソン(英) 氣體内電子運動の理論的並に實驗的研究
- 一九〇七 マイケルソン(米) 干渉計による諸研究
- 一九〇八 リツプマン(佛) 光の干渉を用ひた有色寫眞の方法
- 一九〇九 マルコーニ(伊) 無線電信の研究
- 一九〇九 ブラウン(獨) 無線電信の研究
- 一九一〇 ヴァールス(蘭) 状態方程式の研究
- 一九一〇 ウイーン(獨) 輻射の研究
- 一九一〇 ダレン(瑞典) 燈臺用瓦斯アキュミレーターに用ひる自動調節器
- 一九一三 オンネス(蘭) 低温度に於ける各種の研究
- 一九一四 ラウエ(獨) 結晶體に於けるX線の干渉
- 一九一五 ブラッゲ父子(英) 結晶のX線分析
- 一九一六 —
- 一九一七 バークラ(英) 元素のX線放出に關する研究
- 一九一八 フランク(獨) 量子論の研究
- 一九一九 スタルク(獨) スタルク効果の研究
- 一九二〇 ギヨーム(瑞西) ニツケル鋼の發見及び其應用に關する研究
- 一九二一 アインシュタイン(獨) 理論物理學の諸研究
- 一九二二 ボール(丁) 原子構造の研究
- 一九二三 ミリカン(米) 電子荷電及電子現象の研究
- 一九二四 シーグバイン(瑞典) X線分析の研究
- 一九二五 フランク(獨) 電子の衝突に關する研究
- 一九二五 ヘルツ(獨) 電子の衝突に關する研究
- 一九二六 ベラン(佛) 物質の不連続
- 一九三〇 ラマン(印) ラマン効果の發見
- 一九三二 ハイゼンベルク(獨) 量子力學の研究
- 一九三三 シュレーディンガー(英) 量子力學の研究
- 一九三三 デイラック(獨) 量子力學の研究
- 一九三四 —
- 一九三五 チャドウィック(英) 中性子の發見
- 一九三六 アンダーソン(米) 陽電子の發見
- 一九三六 ヘッス(蘭) 宇宙線の發見

## 發明界餘録

### ○特許第一號の取得者

堀田瑞松氏は、榮えある特許第一號の取得者である。氏は元來京都の彫刻家で寸松と號し、嘗て御物水晶寶珠の臺座を彫刻し、其妙技畏くも孝明天皇の御感を忝うし、「瑞」の一字を下賜せられたので、之より瑞松と改め、明治十一年東京に移り益々彫刀の妙技を揮つた。然るに氏は一方に於て漆蒔繪を家業としてゐた。是は氏が原漆を應用して苦心創製したもので、金銀蒔繪に劣らぬ固有の美を有し、輸出品として相當の販路を開拓したが、併し是だけでは、未だ原漆の需要を充たすに足らぬので、他に何か漆の廣い用途をと、頻りに苦心研究した結果、遂に明治十七年に一種の防鏽塗料を發明した。そこで海軍當局の許可を得、横須賀造船所で之を船底に試験した處、外國品六種中最良との證明書を得たので自信に満

ちた氏は直ちに其年(明治十八年)七月一日、「堀田鏽止塗料及其塗法」の名に於て、之を專賣特許所へ出願した處其新規の優秀性は忽ちに認められ、翌八月十四日專賣特許第一號を以て、物の見事に許可せられた。是が氏の四十九歳の時である。爾來氏は下目黒に漆業研究所を設け、漆の研究を懈らず、其間漆樹栽培法、裝飾用着色塗料業幾多の發明を爲し、大正五年九月八十歳の壽を以て此世を辭した。

### ○許可すべし、すべからず

明治二十七八年頃、例の御木本翁最初の發明「眞珠素質被着法」が、特許局へ出願された時の事だ。特許局では一應審査したが、何分破天荒の發明(?)で歐米先進國にも前例がないので、忽ち局内の大問題となり、「許可すべからず」の意見と「許可すべし」の意見が對立し、双方自説を執つて譲らなかつた。不許可派の論旨は「凡そ特許には人間力を加へた方法で、製出せる工業品たる事を必要とするが、問題



- 一九三七 シー・ゼー・デヴィツソン (米) 電子波に関する研究
- 一九三七 ジー・ビー・トムソン (英) 同
- 一九三八 エンリコ・フェルミ (伊) 放射能の研究

### 〇化学賞

- 一九〇一 フアントホッフ (蘭) 化学力學の法則及び溶液の滲透壓發見
- 一九〇二 フイツシャー (獨) 糖類及びプリン族化合物の研究
- 一九〇三 アレニウス (瑞典) 電氣解離の理論
- 一九〇四 ラムゼー (英) 稀有瓦斯の發見並に之に關する貢獻
- 一九〇五 バイヤー (獨) 有機色素及びヒドロ芳香屬化合物の研究
- 一九〇六 モアツサン (佛) 弗素化合物、クロム化合物、炭化物電氣爐に關する研究
- 一九〇七 ブフナー (獨) 醱酵の化學的研究
- 一九〇八 ラザフォード (英) 放射能

に關する貢獻  
一九〇九 オストワルト (獨) 接觸作用、化學平衡及び反應速度に關する貢獻

- 一九一〇 ワルラツハ (獨) テルペン及びカンファールの研究
- 一九一一 キュリー夫人 (佛) ラヂウム及びポロニウムの發見
- 一九一二 グリニヤール (佛) グリニヤールの發見
- 一九一二 サバティエ (佛) 有機觸媒反應に關する貢獻
- 一九一三 ウエルナー (獨) 金屬醋化合物原子價理論に關する研究
- 一九一四 リチャーツ (米) 原子量の精密測定
- 一九一五 ウイルステッター (獨) クロフィル (葉綠素) の研究
- 一九一七 ————
- 一九一八 ハーパー (獨) アンモニヤの合成
- 一九一九 ————
- 一九二〇 ネルンスト (獨) 化學に對

の養殖法は單に貝の力を利用したのみで、他に何等の人間力も加つてゐない。故に特許する事は出来ない。」と云ふので、之に對する許可派の論旨は「酒や醬油の醸造法に對しては、既に特許を與へてゐるが、是は要するに一種の醱酵方法で、其醱酵も畢竟微菌の力であつて、人間力は少しも加はつてゐない。夫にも拘らず現に特許を與へてゐるではないか。微菌の力に依るのも貝の力に依るのも、同じ理窟である。夫故貝の力は人間力ではないが、之に依て立派な工業品の原料が出来る以上、是は當然許可すべきものである。」と云ふので、遂には遙々鳥羽へ出張して、實地調査までしたが、後には後者の許可説に賛する者多くなり、其結果此破天荒の發明は、明治二十九年特許第二六七〇號を以て許可されたのであつた。

### 〇高橋局長のダンス稽古

是は特許局初代局長高橋是清氏が、明治十八年の末、特許及商標保護に關する現法實施視察の爲め、米國へ赴いた時の話だ。氏は毎日華府の特許院へ通つて調査したが、同院には女事務員が男よりも多いので、どうも其女性達にぶつかつて種々聞くのは、却々苦手であつた。その中に一人の女事務員から、「お前はダンスをやるか」と聞かれたので、彼女達と懇意になる一手段として、一つダンスを稽古しようと思ひ、下宿の主婦に其稽古所を聞いて其處へ行き、先づ「私にも出来るか」と尋ねたら、先方で「お前は歩けるか」と反問するので、「勿論歩ける」と答へたら、「それなら出来る」と言ふ。夫から毎日特許院へ出掛ける前に行つて、懸命にダンスを稽古したので、是が物を言つて、女事務員達との交際も出来るやうになり、其結果特許院に於ける視察調査も、豫期以上の收穫を擧げ、延いて當時開始したばかりの我が特許局諸制度の上に、大に寄與することが出来たのである。それにしても至つて無風流の氏が、我國特許制度の完璧を期する爲め、「將を射んとせば先づ其馬を」の筆法で、敢然ダンスを習得した

- する熱力學の理論及び實驗的應用、ネルンスト熱定理の發見
- 一九二一 ソツテイ (英) 放射性物質の化學性及び同位元素の起源並に本性に關する研究
- 一九二二 アストン (英) 質量スペクトルと同位元素
- 一九二三 プレーゲル (獨) 微量分析法の確立
- 一九二四 ————
- 一九二五 ジークモンディ (獨) 金ゾル、限外顯微鏡、其他膠質化學に於ける貢獻
- 一九二六 スヴェツツベルグ (瑞典) 限外遠心器による高度分散膠質の研究
- 一九二七 ウイーラント (獨) 膽汁酸の研究
- 一九二八 ウインダウス (獨) ステリン類に關する研究
- 一九二九 ハーデン (英) アルコール醱酵の研究
- 一九二九 コーラー・ヘルピン (瑞典) 酵素の研究
- 一九三〇 フイツシャー (獨) 血液色素の研究
- 一九三一 ボツシュ (獨) アンモニヤ合成に於ける觸媒の研究
- 一九三一 ベルギウス (獨) 石炭の液化
- 一九三二 ラングミュア (米) 界面化學の研究
- 一九三三 ————
- 一九三四 ユーリー (米) 二重水素 (重水) の發見
- 一九三五 フレデリツク・ジョリオ (佛) 人工放射能の發見
- 一九三五 イレリス・キュリー (佛) 人工放射能の研究
- 一九三六 デバイ (蘭) 分子構造論の研究
- 一九三七 W・N・ハウアース (英) ヴイタミン並に炭水化合物の研究
- 一九三七 P・カラー (瑞典) 同

### 學士院受賞者

(主として科學關係の分)



○明治四十四年

(恩賜賞) 地軸變動の研究特に乙項の發見 理博、木村榮

○明治四十五年

(恩賜賞) 日本醫學史 富士川游 公孫樹の精蟲の發見 平瀬作五郎 蘇鐵の精蟲發見 理博、池野成一郎 (帝國學士院賞) アドレナリンの發見 工博、藥博、高峰讓吉

○大正二年

(恩賜賞) 腦神經發起首の研究 醫博、上坂熊勝

(帝國學士院賞) 外部寄生性吸蟲類の研究 理博、五島清太郎 軍艦の設計殊に巡洋戰艦の設計 近藤基樹

○大正三年

(恩賜賞) 哺乳動物の心臟に於ける刺戟傳導筋系統の研究 醫博、田原淳

(帝國學士院賞) 力學研究 理博日下部四郎太

○大正四年

(恩賜賞) スピロヘータパリーダの研究 醫博、理博、野口英世

(帝國學士院賞) 蠶の遺傳研究 農博、外山龜太郎

○大正五年

(恩賜賞) 黃疸出血性スピロヘータ病に關する共同研究 醫博、稻田龍吉、井戸泰

(帝國學士院賞) 無線電信電話に使用する電氣振動間隙に關する研究 工博、鳥潟右一、鯨井恒太郎、横山英太郎、北村政次郎 鐵に關する研究 理博、本多光太郎

○大正六年

(恩賜賞) ラウエ映畫の實驗方法及其説明に關する研究 理博、寺田寅彦

(帝國學士院賞) 漆の主成分に關する研究 理博、眞島利行 スピネルの原子配量ならびに歪を受けたる物のレントシエン線検査に關する研究 理博、西川正治

○大正七年

(恩賜賞) 植物界に於けるノラウオン體の研究 理博、柴田桂太 (帝國學士院賞) 日本住血吸蟲病の

研究 醫博、理博、桂田富士郎、醫博、藤浪鑑

○大正八年

(恩賜賞) 相對性原理萬有引力論及び量子論の研究 理博、石原純 (帝國學士院賞) 癌の研究 醫博、山極勝三郎、獸醫博、市川厚一 滿俺青銅其他の銅合金及び鑄鐵の鑄造に關する研究 石川登美治

○大正九年

(恩賜賞) 脂油の研究 工博、辻本滿丸

(帝國學士院賞) 音の異常傳播の研究 理博、藤原咲平

○大正十年

(恩賜賞) 腦の解剖的研究 醫博、布施現之助 (帝國學士院賞) クモヒトデの研究 理博、松本彦七郎 日本刀の研究 工博、俵 國一

○大正十一年

(恩賜賞) スタルク效果の研究 理博、高嶺俊夫、理博、吉田卯三郎 (帝國學士院賞) 生體染色法に就いての研究 醫博、清野謙次 傳動軸の振れ計の研究 工博、末廣恭二

○大正十二年

(恩賜賞) 漢藥成分の化學的研究 藥博、朝比奈泰彦 放射線に關する研究 理博、木下秀吉

○大正十三年

(恩賜賞) 蛋白質及之を構成するアミノ酸の細菌に因る分解とアミノ酸の合成に關する研究 醫博、佐々木隆興

(帝國學士院賞) 類脂肪體の研究 醫博、川村麟也 副營養素の研究 農博、鈴木梅太郎、高橋克己

○大正十四年

(恩賜賞) 構造物の振動殊に其の耐震性の研究 工博、物部長穗 (帝國學士院賞) 白鼠に關する研究 細井新喜司

○大正十五年

(恩賜賞) 中國地方の古生層及中生層の層位學上の研究 理博、小澤儀明 (帝國學士院賞) 元良式船舶動搖制

勇氣には、轉た敬服に値するものがある。

### ○瓜二つの發明家

世の中には、瓜二つに似寄つた發明家もある。山本忠興博士と故田中龍夫博士とがそれだ。第一は、兩者の専門が電氣工學である。第二は、何れも著名な論文に依り、學位を獲得してゐる。第三に、前者には川原田博士と共同發明に係る誘導同期電動機を始め、多くの有名な發明があり、後者にも整流子型電氣機を始め、幾多著名な發明があつて、共に帝國發明協會から大賞を受けてゐる。第四には、双方とも民間に於ける發明功勞者として、宮中に於ける觀櫻、觀菊の御會に御召しを被つてゐる。第五には、何れも嘗て芝浦製作所に勤めてゐた。第六には、前者は植村正久先生に師事した熱心なクリスチャンで、宗教界に種々盡力して居り、後者は内村鑑三先生門下の敬虔なクリスチャンであり、大震災を轉機に芝浦製作所を辭し、爾來修養社を設立して、

死ぬまで社會教化運動に従事した。斯う云ふ同類型の發明家は、さう滅多にあるわけのものではない。

### ○興味ある特許係争

明治二十五、六年の頃、足利の老機業家A氏の家へ、知り合ひの同業者某が来て、「今度ジャカード機で、定紋を織出す事を考案したから、特許を取らうと思ふが如何だらうか」と、意見を求めたので、氏は「ジャカードは元々紋織機械だから、それで特許を取らうとするのは、甚だ無理だ」と忠告したが某は此言に従はず種々の手蔓を求めて到頭特許を取つた上、其頃宇都宮に開かれた東京及數縣聯合の共進會へ、「專賣特許定紋織出風通御召」と大書して舊の紋を織出した御召を出品したので之を逸早く耳にしたA氏は苦々しき事に思ひ、早速自分の工場のジャカード機で、九曜の星の定紋を織出し、故意に「無專賣特許定紋織出風通御召」と皮肉な銘を打つて出品した。是はジャカード機で圓形の紋様を織るのは、一



止装置の研究 工博、元良信太郎  
オキシダーゼの組織学的研究 醫博  
勝沼精藏 水銀避雷器の研究 工博  
密田良太郎

○昭和二年  
(恩賜賞) 金屬錯鹽の分光化學的研究 理博、柴田雄次  
(帝國學士院賞) 神經に於ける不滅變傳導に關する研究 醫博、加藤元一  
○本邦産石油の成分並に應用に關する研究 工博、田中芳雄

○昭和三年  
(恩賜賞)  
(帝國學士院賞) 高速艦船に關する研究 工博、平賀讓

○昭和四年  
(恩賜賞) 地球及地殻の剛性並に地震動に關する研究 理博、志田順  
(帝國學士院賞) 極東颶風論 理博、堀口由巳

○昭和五年  
(恩賜賞) 日本人の動脈系統 醫博、足立文太郎  
(帝國學士院賞) 瀬戸内海の潮汐及

潮流に關する研究 理博、小倉伸吉  
○昭和六年

(恩賜賞) 地震波の生成傳播其他に關する理論的研究 工博、妹澤克惟  
(帝國學士院賞) 強磁性元素及び其合金の物理冶金學的研究 理博、増本量  
○日本に於ける膽石症 醫博、三宅速

○昭和七年  
(恩賜賞) 深處に發生せる地震に關する研究 理博、和達清夫  
(帝國學士院賞) 本邦乳兒に於いて屢々見らるゝ腦膜炎様病症の原因に就て 醫博、平井毓太郎  
○メダカ體色遺傳の研究、會田龍雄

○昭和八年  
(恩賜賞) 光弾性の研究 工博、辻二郎  
○脂肪酸及之を含有する生物體成分の研究 農博、鈴木文助  
(帝國學士院賞) 地動計測に關する研究 理博、石本己四雄

○昭和九年  
(恩賜賞) 火成岩の成因に關する研究 理博、坪井誠太郎

(帝國學士院賞) 耐火物に關する研究 理博、田所芳秋  
○細胞の銀反應に就いての研究 醫博、今裕

○昭和十年  
(帝國學士院賞) 鐵炭素系合金比熱及其諸相の變化に伴ふ熱量に關する研究 理博、海野三郎

○昭和十一年  
(恩賜賞) O-Amidazotoluol の經口的投與による肝臟癌成生の實驗的研究 醫博、佐々木隆興、吉田富三

○昭和十二年  
(恩賜賞) 化學反應速度の熱解析 理博、堀場信吉  
○電送寫眞装置に關する研究 工博、丹羽保次郎

○昭和十三年  
(帝國學士院賞) 有機化合物の双柱子説の實驗的證明及びこれと分子構造との關係について 理博、水島三一郎

### ○巴里博受賞者

一九三七年巴里に於て開催の萬國博覽會に日本よりの出品は、科學之部に

於て二十九點であつたが、その中受賞せるものを擧ぐれば次の通りである。  
(但し佛國政府より公式通牒のものに非ず)(主として科學關係のもの)

- 一 大 賞  
陶磁器自動印刷機 箱木一郎  
株式會社關機機械製作所
- 一 名 譽 賞  
財團法人理化學研究所  
オリザニン 三共株式會社  
寫眞電送装置 日本電氣株式會社  
アルミニウム冶金法 飾磨化學工業株式會社
- 一金 賞  
無裝荷ケーブル 古河電氣工業株式會社  
炭坑瓦斯計 北辰電機製作所  
立體寫眞撮影機 盛岡勇夫  
スンプ顯微鏡法 郡是製絲株式會社  
流動ネオンサイン 植村研究所  
ルームクーラー 日立製作所  
ラジオ電氣蓄音機 三田無線電話研究所

般に困難とされてゐたので、氏は先方の葛の紋に對して殊更圓形の集合體である九曜の紋を織出して見せたのだ。果然此興味ある對立的出品は、忽ち共進會の大評判となつた。すると某は之を特許權侵害として、種々の手段で氏に壓迫を加へたので、氏も奮然之に對抗し、他の同業者達と提携して、特許無効審判を提起した。係争は却々解決しなかつたが、最後に審判官及當事者等立會の上、藏前の工業學校のジャカード機を使用して、實地試験をした結果、遂に勝利の軍配は、A氏の側に上げられたのであつた。

### ○俺の首をやるよ

天明年間備前岡山の表具師幸吉が、一種の飛行機を創製した事は、菅茶山の隨筆に書かれてゐるものゝ、人間が鳥のやうに空を飛ぶなどと云ふ事は、實際明治の末期までは思ひも寄らなかつた。處がその明治の二十四、五年の頃或發明家が一種の飛行機を案出して、特許局へ出願に及んだ。すると「斯う

云ふ夢想的の發明は」とあつて、忽ち拒絶されてしまつた。そこで發明者は之を不當として、早速特許局へ出掛け、談判に及ぶと、擔任の審査官O學士は、頑として彼の申出を斥けた上、最後に勵聲一番、「一體人間が空を飛ぶなんて、全く夢の話だ。萬一世の中にこんな事が實現したら、僕は君に首をやるよ、この首を……」と、自分の首を掌で叩いて見せた。處が夫から十數年の後には、日本の空にも飛行機が飛ぶやうになつたので、O氏は前の誓言を如何にしたかと云ふに、仕合せの事にO氏は、アノ拒絶事件の數年後に死亡したので、約束の首をやらすに濟んだわけになる。

### ○親子、兄弟の協力

西洋で親子又は兄弟が協力して、目ざす發明を大成した事蹟は、よく書物の上で見受けるが、日本でも此種の例は決して尠くない。  
由多加織の創業者寺西豐太郎氏の歿後は、其二弟幾久松氏及福吉氏之を繼



加速度計 明石製作所  
 銀 賞  
 ユーフィン管見本熱交換器 宇平光太郎

扇風機 三菱電機株式會社  
 靜電容量計 大倉電氣研究所  
 無結節網 東洋組網工業株式會社  
 陶磁器タイル 日出タイル合資會社  
 ラヂオ兼用電氣蓄音機 早川金屬工業株式會社

オキフオン、卓上電話 沖電氣株式會社  
 電氣時計、電氣スタンド 東電電氣商品株式會社  
 扇風機 芝浦製作所  
 無結節網 西備綫網株式會社  
 電氣ストーブ、電氣時計 芝浦マツダ工業株式會社

**○學會一覽**

(主として科學關係のもの)  
 日本工業會 日本工業俱樂部内  
 日本鑛業會 京橋區銀座西八  
 日本鐵鑛協會 丸ノ内三菱廿一號館  
 火兵學會 東大造兵學教室

工業化學會 丸ノ内有樂館  
 衛生工業協會 丸ノ内丸ビル五六區  
 電信電話學會 丸ノ内海上ビル内  
 農村工業協會 神田區錦町一ノ三三  
 日本化學會 東大化學教室  
 日本化學研究會 仙臺市米ヶ袋上丁  
 綜合科學協會 丸ノ内商工獎勵館  
 日佛理工科會 駿河臺日佛會館内  
 土木學會 丸ノ内ユニオン館内  
 造船協會 丸ノ内仲通八號  
 建築學會 京橋區銀座建築會館  
 農業土木學會 東京帝大農學部農業工學教室  
 機械學會 丸ノ内丸ビル五六區  
 照明學會 有樂町電氣協會内  
 日本冷凍協會 京橋區銀座建築會館内  
 熔接協會 大阪工業俱樂部内  
 日本鑛物協會 麴町區丸ノ内三ノ八  
 精機協會 東大造兵學教室  
 日本航空學會 芝區田村町飛行館内  
 電氣化學協會 麴町區有樂町一ノ三  
 日本農藝化學會 東京帝大農學部農藝化學教室  
 日本生化學會 東大生化學教室

日本岩石礦物礦 東北大理學部  
 札幌農林學會 北海道帝國大學農學部  
 日本火山學會 神田區神保町一  
 日本醫科器械學會 日本橋區本町三ノ九  
 日本林學會 目黒區下目黒林業試驗所

**辨理士試驗問題**

昭和十一年

○特許法  
 一、特許權ノ移轉ニ付説明スヘシ  
 ○實用新案法  
 一、審判ヲ請求シ得ル場合ヲ舉ケ且ツ各場合ニ付簡單ニ説明スヘシ  
 ○意匠法  
 一、意匠權ノ範圍ヲ論セヨ  
 ○商標法  
 一、商標權ノ存續期間ノ性質ヲ述ヘ其ノ更新登録ノ要件ヲ説明セヨ  
 ○條約  
 一、工業所有權保護同盟條約ニ於ケル特許ノ獨立ニ付説明スヘシ  
 ○民法  
 一、通謀ニヨル虚偽ノ意思表示ニ付テ

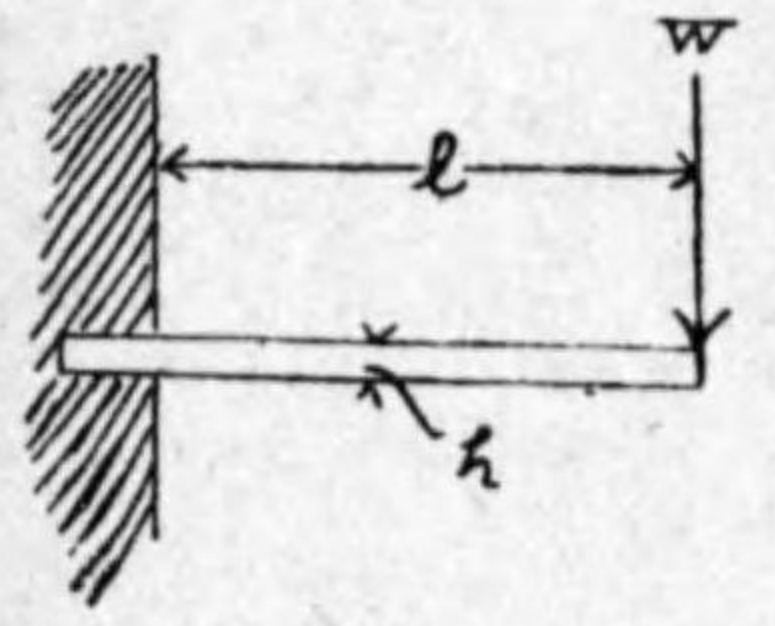
説明スヘシ

○刑罰法

一、正當ナル行爲ニ付テ説明スヘシ  
 二、業務妨害罪ニ付テ説明スヘシ  
 ○應理學(機械)

一、高速重油「ディーゼル」機關カ自動車、飛行機用トシテ要望セラルル理由及其ノ實現困難ナル理由二、三ヲ列舉セヨ  
 二、蒸汽衝動「タービン」ト蒸汽反動「タービン」ノ作用原理ノ大要ヲ説明シ且ツ各々ノ構造上ノ特徴ヲ列舉セヨ

三、左圖ノ如ク梁ノ一端ハ固定セラレ他端ニWナル集中荷重ヲ受ケタル場合ノ曲「モーメント」及剪斷力ヲ圖示シ且ツ之ニ對スル梁ノ高サhハ如何ナル形狀ニ設計



承して大成させた。而して、その末弟福吉氏は、即ち國産リノリウムの發明者である。

電氣紋織機及電氣紋紙製造機を發明したのは、博多の中西工場主故中西金次郎氏と、その長子金三郎氏(現在金次郎襲名)、次子金作氏との親子兄弟の合作である。

堀井式謄寫版の發明には、發明者たる堀井新治郎氏の外に、その父君たる故元紀氏がある。  
 柏木驗温器の發明には、先代幸助氏の外に現主幸助氏がある。

池貝鐵工所創立者池貝庄太郎氏の次弟喜四郎氏は工作機械の發明者として令兄に協力し、又庄太郎氏の女婿池貝杉二氏は、内燃機關の發明者として、岳父の事業に協力してゐる。

豊田式自動織機の大成には、その發明者たる故豊田佐吉翁の外に令嗣喜一郎氏のあることを忘れてはならぬ。  
 岩田式脱稈機及其他の發明には、發明者たる岩田繼清氏の外に、兵四郎氏春雄氏の二弟と長男繼英氏の共力があ

る。

例の亞酸化鉛粉製造法の發明者である島津製作所の島津源藏氏には、島津式感起電機を發明した弟——島津源吉氏——がある。この兄弟協力の結果が同製作所今日の大を爲したのである。

石川工場主石川平藏氏は、石川式攪拌播潰機の發明者であるが、この父に協力して幾多の發明を成就し、且つ父君歿後益々その改良發明に精進してゐるのが、嗣子の治雄氏である。

硝子に關する數多の發明を爲して、島田硝子製作所の名を關西に高くしたのは、故島田孫市氏とその嗣子喜一郎とである。

**○江戸時代の團體標章**

享保十五年、水谷信濃守が堺奉行の時、株を定めて堺の庖丁製造業者三十名に、それら一枚宛を托したが、その際他國に類似の粗製品が出来るのを防ぐ爲め、極印所を設けて、「堺極」と記した刻印を其製品に打つことにした。是は今日の所謂團體標章と認むべきものであらう。



スヘキモノナリヤ簡略ニ其ノ形状ヲ  
圖示セヨ(但シ梁ノ幅ハ一定トス)

○應用化學

- 一、左ノ語ニツキ例ヲ擧ケテ説明セヨ  
(イ) 規定溶液(ロ) 錯鹽(ハ) 結  
晶水(ニ) 復分解(ホ) 滴定法
- 二、漂白ニ關シ化學的ニ説明セヨ
- 三、化學式及實例ヲ示シ「アルコトル」  
「アルデヒド」及「ケトン」ノ關係ヲ  
説明セヨ
- 四、石炭ヨリ製造セラルル種々ノ物質  
ヲ系統的ニ表示シ各物質ヲ得ヘキ工  
程ヲ附記セヨ

○民事訴訟法

- 一、民事訴訟ニ於ケル辯論主義(當事  
者訴訟主義)ヲ論評スヘシ
- 二、證據方法ノ種類ヲ略説スヘシ

○刑事訴訟法

- 一、刑事訴訟法上ニ於ケル被告人ノ地  
位ヲ論スヘシ
- 二、上訴ノ意義及効力ヲ説明スヘシ

○國際私法

- 一、歸化ノ要件ヲ説明セヨ
- 二、工業所有權ニ於ケル外國人ノ地位

明スヘシ

- 二、「インデイクエーター・ダイヤグラ  
ム」ニ付説明シ且ツ之ヨリ蒸汽機關  
ノ馬力ヲ計算スル方式ヲ述ヘヨ
- 三、左ノ語ノ意義ヲ説明スヘシ  
(イ) 偶 力(カツプル)(ロ) 運  
動量(モーメント)(ハ) 慣性能率  
(ニ) モーメント・オブ・イナーシャ  
(イ) 摩擦係數(コエフィシエント  
オブ・フリクション)(ホ) 彈性限界  
(エラスチック・リミット)
- 四、「ユニヴァーサル・ヂョイント」ノ驅  
動軸ト被動軸トノ角速度ノ關係ヲ説  
明シ且ツ「ダブル・ユニヴァーサル・ヂ  
ョイント」ノ效用ヲ叙述スヘシ

○應理學(電氣)

- 一、磁氣飽和曲線トハ何ヲ意味スルヤ  
詳説スヘシ
- 二、多相誘導電動機ノ作動原理ヲ解説  
セヨ
- 三、高周波工學ニ於テ左ノ意味ヲ問フ  
(イ) 搬送波(ロ) 變調(ハ) 檢波
- 四、白熱纖維電球ノ一例ニ付圖面竝ニ  
其ノ説明ヲ作製セヨ

ヲ説明セヨ

○應用理學(電氣)

- 一、次ノ電子放射ヲ説明セヨ  
(イ) 光電子放射(ロ) 熱電子放射  
(ハ) 二次電子放射
- 二、壓電氣現象ヲ説明シ其ノ應用ヲ述  
ヘヨ
- 三、「ツヂウム」電燈ヲ説明スヘシ
- 四、交流發電機ヲ並行運轉スル方法ヲ  
説明スヘシ

昭和十二年

○特許法

- 一、特許出願公告制度ヲ説明スヘシ

○實用新案法

- 一、實用新案法ノ登録ヲ受クルコトヲ  
得ル考案ニ付説明スヘシ

○意匠法

- 一、意匠ノ新規ノ意義ヲ明ニシ類似意  
匠ノ意義及特徵ヲ説明スヘシ

○商標法

- 一、商標權ノ効力ノ及ハサル場合ヲ説  
明セヨ

○條約

- 一、工業所有權保護同盟條約ニ依ル優  
先權主張ノ要件及優先權ノ効力ニ付  
説明スベシ

○民法

- 一、時効ノ中斷ニ付テ説明スヘシ
- 二、權利ノ濫用ニ付テ説明スヘシ

○刑法

- 一、共同正犯ニ付説明スヘシ
- 一、偽證罪ニ付説明スヘシ

○民事訴訟法

- 一、自由心證主義ヲ説明スヘシ
- 二、既判力(確定判決ノ形式的効力)  
ノ範圍ヲ略述スヘシ

○刑事訴訟法

- 一、檢事ノ地位ヲ説明スヘシ
- 二、不利益變更禁止ノ原則ヲ説明スヘ  
シ

○國際私法

- 一、反致法ノ原則ヲ説明セヨ
- 二、所有權ノ取得時効ハ何レノ國ノ法  
律ニ據ルベキカ

○應理學(機械)

- 一、揮發油内燃機關ニ使用スル氣化器  
ノ一種ヲ圖示シ其ノ構造及作用ヲ説  
明スヘシ

○應用化學

- 一、化學平衡ニ就キ説明セヨ
- 二、合成樹脂トハ如何ナルモノカ、一  
二ノ例ヲ擧ケ其ノ製法、特性及用途  
ヲ略記セヨ
- 三、鹼化、轉化、重合、電離トハ何カ  
例ヲ擧ケテ説明セヨ
- 四、左記ノモノニ就キテ説明セヨ  
(イ) 昇汞(ロ) 活性炭(ハ) ヂア  
ゾ化合物(ニ) 再生纖維素

昭和十三年

○憲法

- 一、憲法第八條ヲ説明スヘシ
- 二、豫算ニ關スル帝國議會ノ權限ヲ説  
明スヘシ

○行政法

- 一、行政行為ノ無効ナル場合ヲ説明ス  
ヘシ
- 二、請願及訴願ヲ説明スヘシ

○民法

- 一、錯誤カ意思表示ノ効力ニ及ホス影  
響ヲ論ス
- 二、同時履行ノ抗辯ヲ論ス

○刑法

- 刑 法

- 一、未遂罪ニ付説明スヘシ
- 二、刑法第五十七條第一項ノ罪ニ付説  
明スヘシ

○民事訴訟法

- 一、責問權ヲ論ス
- 二、訴ノ取下ヲ論ス

○刑事訴訟法

- 一、告訴及告訴ノ取消ニ付説明スヘシ
- 二、裁判所カ判決ヲナスニ當リ他ノ裁  
判所ノ判斷ニ羈束セラルヘキ場合ヲ  
説明スヘシ

○國際私法

- 一、外國法人ノ意義及認許ニ就キ説明  
スヘシ
- 二、行為能力ノ準據法ヲ説明スヘシ

○經濟學

- 一、産業ノ統制ヲ論スヘシ
- 二、價格ト生産費トノ關係ヲ論スヘシ

○商品學

- 一、左ノ商品ニ付キ知ルトコロヲ述フ  
ヘシ  
(一) 米棉  
(二) パルプ  
(三) 無水アルコール

○米棉

○パルプ

○無水アルコール



二、左ノ術語ヲ説明スヘシ

- (一) 規格統一
- (二) 先物取引
- (三) 格付
- (四) [F.O.B.] 及 [C.F.]
- (五) 定期米
- (六) 生絲ノ正量検査
- (七) 銑鋼一貫作業
- (八) ボーメ度

○工業所有權法

- 一、追加特許ト原特許トノ關係ヲ説明スヘシ
- 二、慣用標章ト周知標章トノ意義及效果ヲ説明スヘシ
- 三、特許權、實用新案權、意匠權及商標權ノ存續期間ヲ説明スヘシ

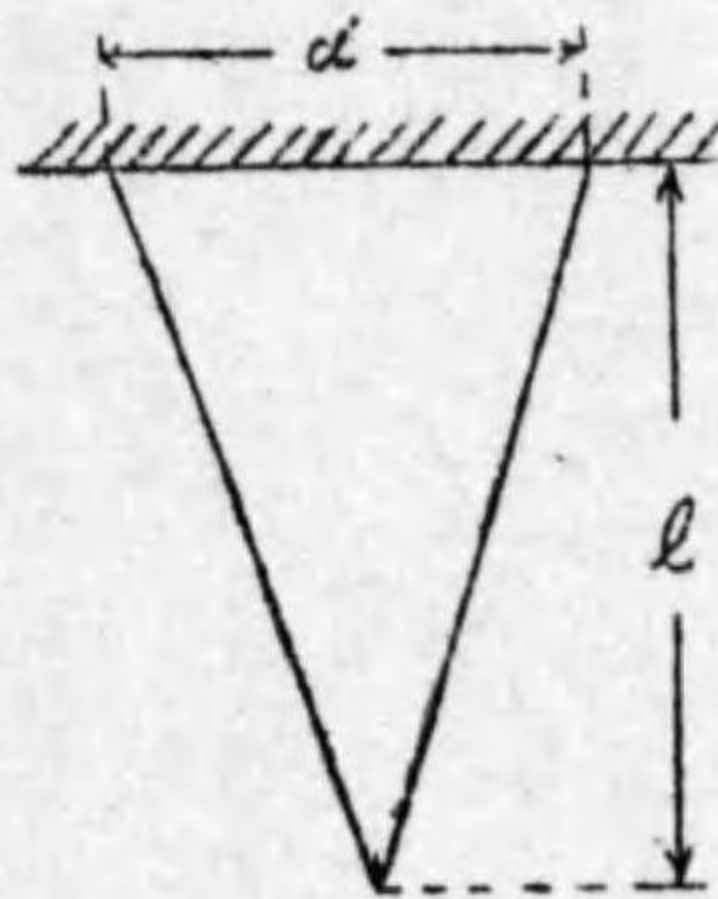
○機 構 學

- 一、複斜向齒車 (double helical gear) ノ構造及其ノ效用ヲ叙セヨ
- 二、等速回轉ヲ爲ス軸ヨリ驅動セラルル從動軸ノ回轉速度ヲ隨意ニ變更セントス、之ニ用ユヘキ機構ノ一例ヲ圖解スヘシ
- 三、水力傳動機構ノ一例ヲ圖示シ且ツ

其ノ特長ヲ説明セヨ

○材料力學

- 一、下記ノ術語ヲ簡明ニ説明セヨ  
降伏點 yield point  
彈性係數 modulus of (direct) elasticity  
レジリエンス resilience  
ポアソン比 poisson's ratio
- 二、圖ニ示ス圓錐形棒ノ長サカ一底部ノ直徑カ材料ノ單位體積ノ重量カ「テアルトキ」ノ自量ニヨツテ生スル伸ヒハ如何



- 三、直徑 180cm ノボイラーアリ蒸氣壓力 14 氣壓ニシテ鐵板ノ結局強サ 4300kg/cm<sup>2</sup> 接手ノ效率ハ 85% ニシテ安全率ヲ 5 トスレバ鐵板ノ厚サハ何程カ

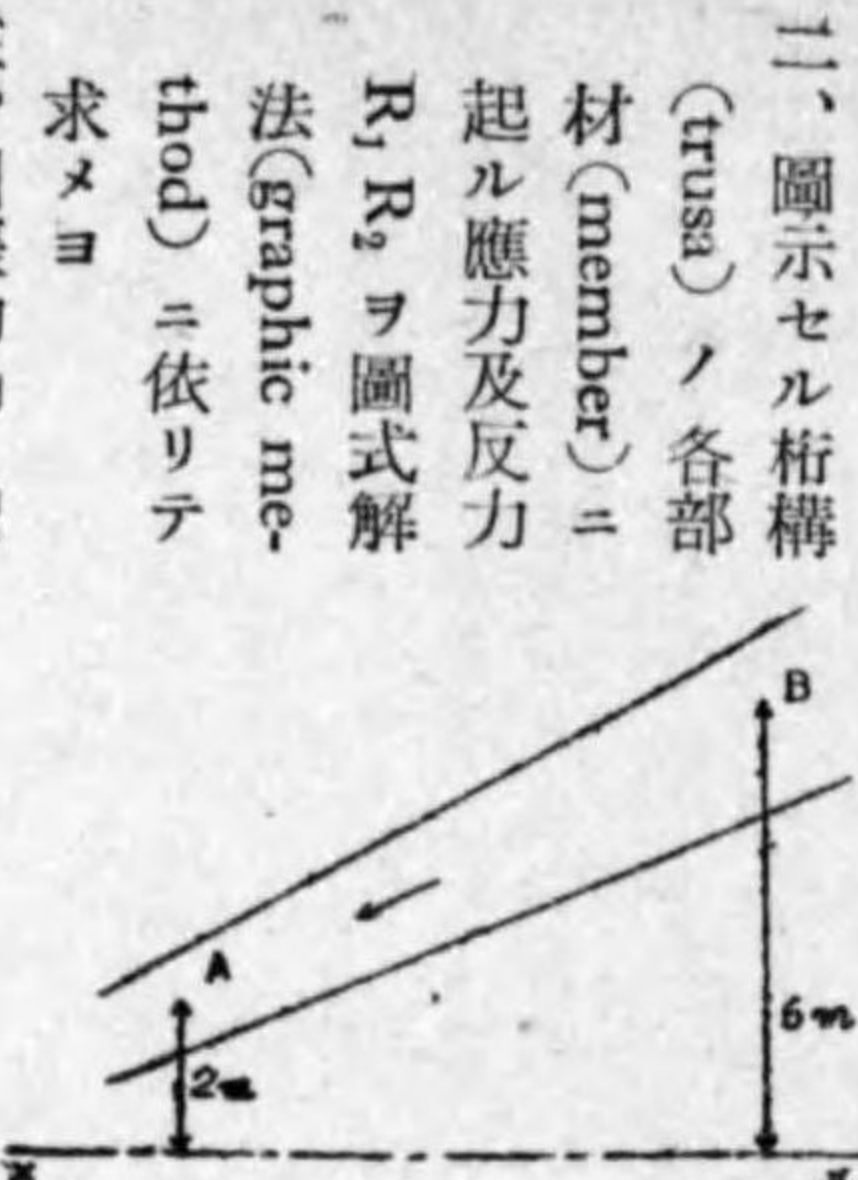
○熱及熱機關

- 一、過熱蒸氣ノ效用ヲ詳述セヨ
- 二、「ディーゼル」機關ノ燃料噴射ノ方式ヲ列舉シ且ツ其ノ得失ヲ説明セヨ
- 三、左ノ術語ニ就キ説明ヲ加ヘヨ  
イ、underfeed stoker  
ロ、extraction turbine  
ハ、supercharger

○建築構造

- 一、木造建築ニ於テ對東小屋組 (Queen post truss) ヲ應用セル屋根ヲ圖示シ且ツ其ノ各部ノ名稱ヲ記セヨ
- 二、建築物ニ加ハル風壓ニ依ル荷重ト地震ニ依ル荷重トノ異同ヲ比較シ且ツ各ニ對スル設計上ノ注意ヲ述ヘヨ
- 三、次ノ術語ニ就キ説明ヲ加ヘヨ  
イ、根切  
ロ、校倉造  
ハ、車知 (鯨)  
ニ、落掛  
ホ、乾式構造 (Trockenbau)
- 構造力學  
一、任意ノ直角三角形ノ斷面ヨリ曲ゲ

ニ對シ最大ノ強サヲ有スル短形斷面ヲ切り取ルニハ高サ及幅ヲ何程ニスヘキカ



- 一、圖示セル桁構材 (truss) ノ各部起ル應力及反力  $R_1, R_2$  ヲ圖式解法 (graphic method) ニ依リテ求メヨ
- 三、引張力  $P=5000$ kg ヲ受ケル厚サ  $t=10$ mm ノ鐵板ヲ重ネ接手ニスル時ノ銑接手ヲ設計セヨ、但シ板ノ許シ引張内力  $Kt=850$  kg/cm<sup>2</sup> 銑ノ許シ剪斷力  $Ks=600$  kg/cm<sup>2</sup> 板厚 (d) ト銑孔徑 (d') トノ關係ハ  $d'=1/\sqrt{St-0.2}$  トス

何ナルモノカ

- 三、今或馬ニ適當ナル勞働ヲ一日 8 時間、速度毎秒 1 米、荷重 60kg トス若シ荷重ヲ 80kg ニシ速度ハ同様 1 米トスレハ此ノ馬ハ一日何時間ノ仕事ヲ爲サスヘキヤ

○光 學

- 一、空氣ニ對スル硝子及水ノ屈折率ハ夫々一、五二ト一、三三ナリ、水ニ對スル硝子ノ屈折率如何
- 二、清澄ナル池ヲ鉛直ニ見下ロセルニ深サ四米ト觀察セラレタリ實際ノ深サハ如何、但證明ヲ附スヘシ
- 三、焦點距離ハナル凸レンズカ擴大率ヨナル實像ヲ生シタリ、レンズヨリ物體マテノ距離ハ  $\frac{n+1}{n} \cdot f$  ナルコトヲ證セヨ
- 四、極メテ薄キ平凸レンズノ凸面カ鍍銀セラレタリ、平面側ニ於テレンズノ光軸上無限距離ニ在ル光點ノ像ハ何處ニ生スルカ、但凸面ノ曲率半徑ハ二〇 釐屈折率ハ一、五トス

- 電氣理論  
一、電壓共振ト電流共振トノ區別ヲ說

明スヘシ

- 二、消弧線輪ノ消弧作用ノ理論ヲ圖面ヲ擧ケテ説明セヨ
- 三、陰極線トハ如何ナルモノナルカラ略述シ、次ニ其ノ性能ヲ列舉説明スヘシ

○電氣機器

- 一、真空熱電子管型整流器ノ構造及作用ヲ説明スヘシ
- 二、單相誘導電動機ノ特性及起動方法ニ就イテ知レル處ヲ記載セヨ
- 三、直流分巻發電機ニ於テ補極ト補償巻線トノ作用ヲ比較説明セヨ
- 送電及配電  
一、送電線ノ中性點接地ノ方法及效果ヲ述ベヨ
- 二、送電線路ニ於テ次ノ事項ヲ説明セヨ

- (イ) 撚架 (トランスポジション)
- (ロ) 架空地線
- 三、送電及配電ニ蓄電池ヲ併用シテ利益アル場合ヲ擧ケ其ノ理由ヲ説明スヘシ
- 通信工學



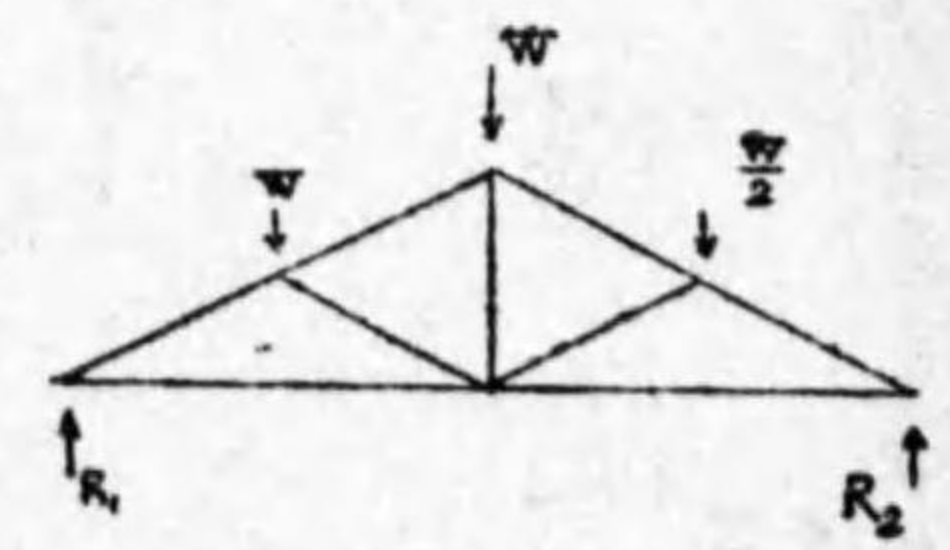
- 一、電話回路ノ裝荷方法及其效果ヲ説明セヨ
- 二、搬送式電話法ヲ説明セヨ
- 三、無線標識(ラヂオビーコン)トハ如何ナルモノナルカヲ説明シ其ノ作用及效果ヲ述ヘヨ

○水力學

- 一、落差(Head)ニ對スル水「タービン」ノ選定ニ就キ記述セヨ
- 二、次ノ術語中三ツヲ説明セヨ
  - イ、draft tube 吸出管
  - ロ、surge tank 調壓水槽
  - ハ、vena contracta 縮流
  - ニ、hydraulic mean depth 水力平均深サ
  - ホ、Borda's mouth piece ボルタノ呑口
  - ク、Pitot tube ピトー管
- 三、圖ニ於テ基準水平面X-Xヨリ2mノ高サニアルA點ニ於テハ内徑10cm又基準水平面ヨリ6mノ高サニアルB點ニ於テハ内徑20cmノ管アリ今B點ニ於ケル壓力ノ強サ  $1.5kg/cm^2$

ナル場合A點ニ於ケル壓力ハ何程ナリヤ

但シ管ヲ流ルル水量ハ毎秒8リットルニシテ摩擦損失ハ無キモノトシテ計算セヨ



○無機化學

- 一、窒素ノ酸化物ニツキ説明セヨ
- 二、「ハロゲン」族ノ元素ニツキ述ヘヨ
- 三、「オゾン」ノ製法、性質及用途ニツキ知ル所ヲ記セ

○有機化學

- 一、立體異性ニツキ説明セヨ
- 二、次ノ語ヲ説明セヨ

- (1) 示性式
- (2) 「キサントプロロニン」ノ反應
- (3) 「カルボン」酸
- (4) 「アミン」
- (5) 「グリニアル」試薬
- 三、次ノ物質ノ分子式又ハ構造式ヲ記セ

- (1) 酒石酸
- (2) 葡萄糖

- (3) 「ナフトール」
- (4) 「アントラセン」
- (5) 「ビリヂン」

○製造工業化學

- 一、金屬「マグネシウム」ノ製造法ニツキ述ヘヨ
- 二、石炭ノ液化ニツキ簡單ニ説明スヘシ

- (1) 鹼化 (2) 糖化 (3) 硫化 (4) 炭化

○藥品製造學

- 一、「ピタミン」ニツキ知レル所ヲ記セ
- 二、「サリチル」酸ノ製造法ヲ述ヘヨ
- 三、藥品熔融點ノ檢定法ニツキ説明セヨ

○物理化學

- 一、相律ニツキ述ヘヨ
- 二、物質ノ溶解度ト溫度トノ關係ニツキ説明セヨ
- 三、左ノ語ニツキ説明セヨ
  - (1) 固溶體 (2) オルガノゾル
  - (3) 負觸媒 (4) 擴散 (5) 滲透

### 國産のライカ・コンタックス及ローライ用品

横向兼用フワインダー、ライケツト引伸機、引伸用マスク臺、近接用補助レンズ、連續用燒杯、原板検査用ルーペ、軟焦點フィルムター、ライケツト一枚硝子フィルター、引伸機用赤フィルター及支持具、ローライ日除、ローライフィルムター、ローライパー及ローライプロクサー、オートマツト専用日除及フィルター、ネガチプ保存アルバム、各種速寫ケース、三五ミリフィルムクリップ其他十數種形式及效果舶來品と同一にして價格半額程度 (國産用品カタログ送料郵券三錢)



(近接補助レンズ)



(ソフトフォーカス)



(ダイヤフラム レンズ)



(ライケツト フィルター)



(反射フワインダー)

### ライケツト着色硝子フィルター

ツァイスイコン社及ライツ製と等しく獨逸光學硝子工場製着色一枚硝子フィルターにして長時間日光に曝すとも變色することなく又張合せフィルターの如く衝激又は脱落により剝離し或は氣泡を生ずることなく安心して永年同一濃度のフィルターを使用されます。(ライケツトフィルター倍率表送料三錢切手)

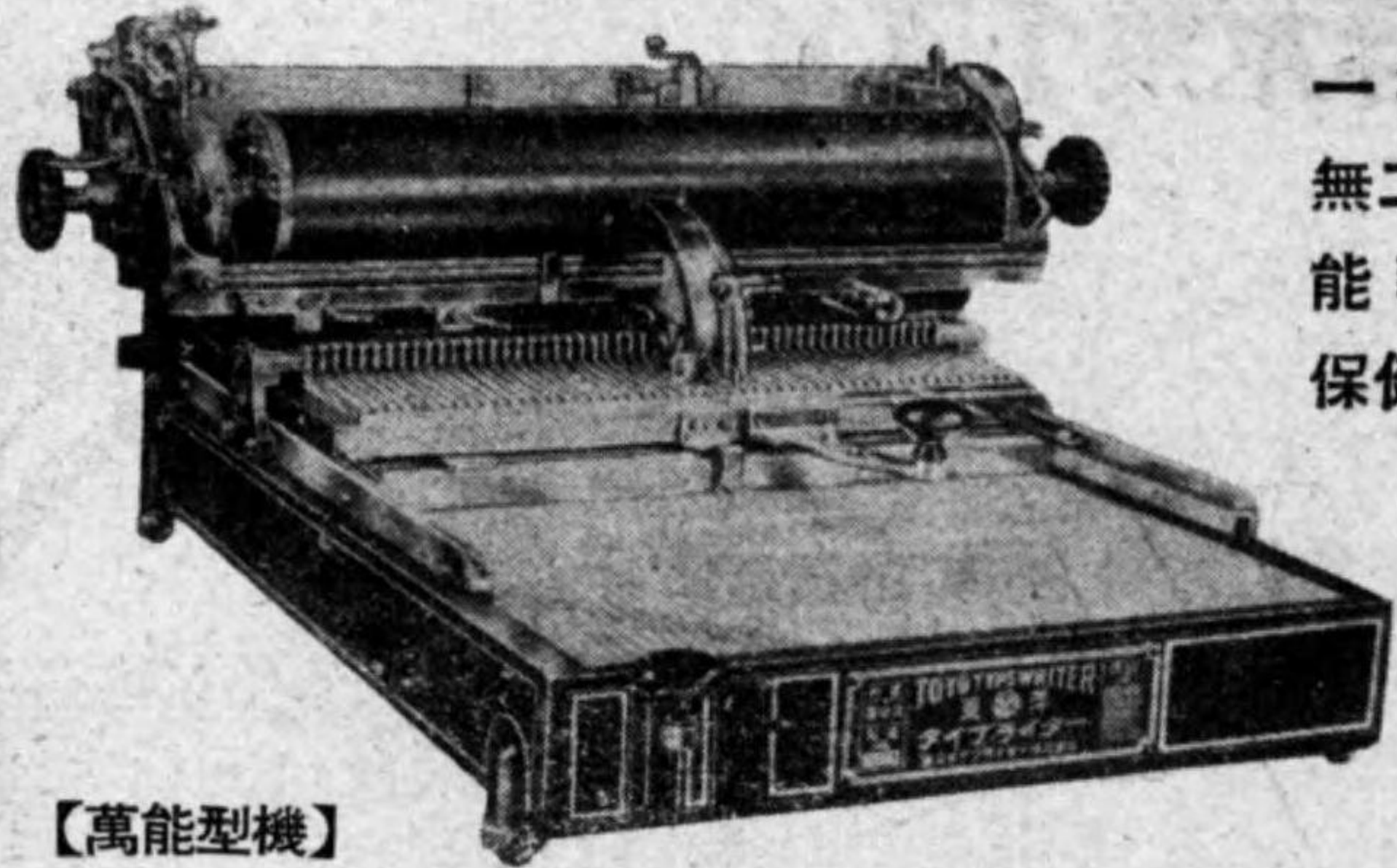
東京市丸ビル一〇三區

淺沼寫眞機店

電話丸ノ内三九五三番・三九五四番  
振替口座東京七二六三八番



# 東洋タイプライター



一機萬能  
無二ノ性能  
能率百倍  
保健ニ萬全

【萬能型機】

★宛名カード打機 (縦掛參葉横掛貳葉等)

特許カード保護盤裝備ハ能率經濟兼用

★フウルスカツプ型機 御用途ノ設計製作

★證券打機・領收證打機 等各種専用機

何レモ絶対優秀ノ御定評ヲ光榮ト誇ル

## 東洋タイプライター株式會社

東京市京橋區京橋際第一相互館内 電話京橋(50)2731.7477.8391

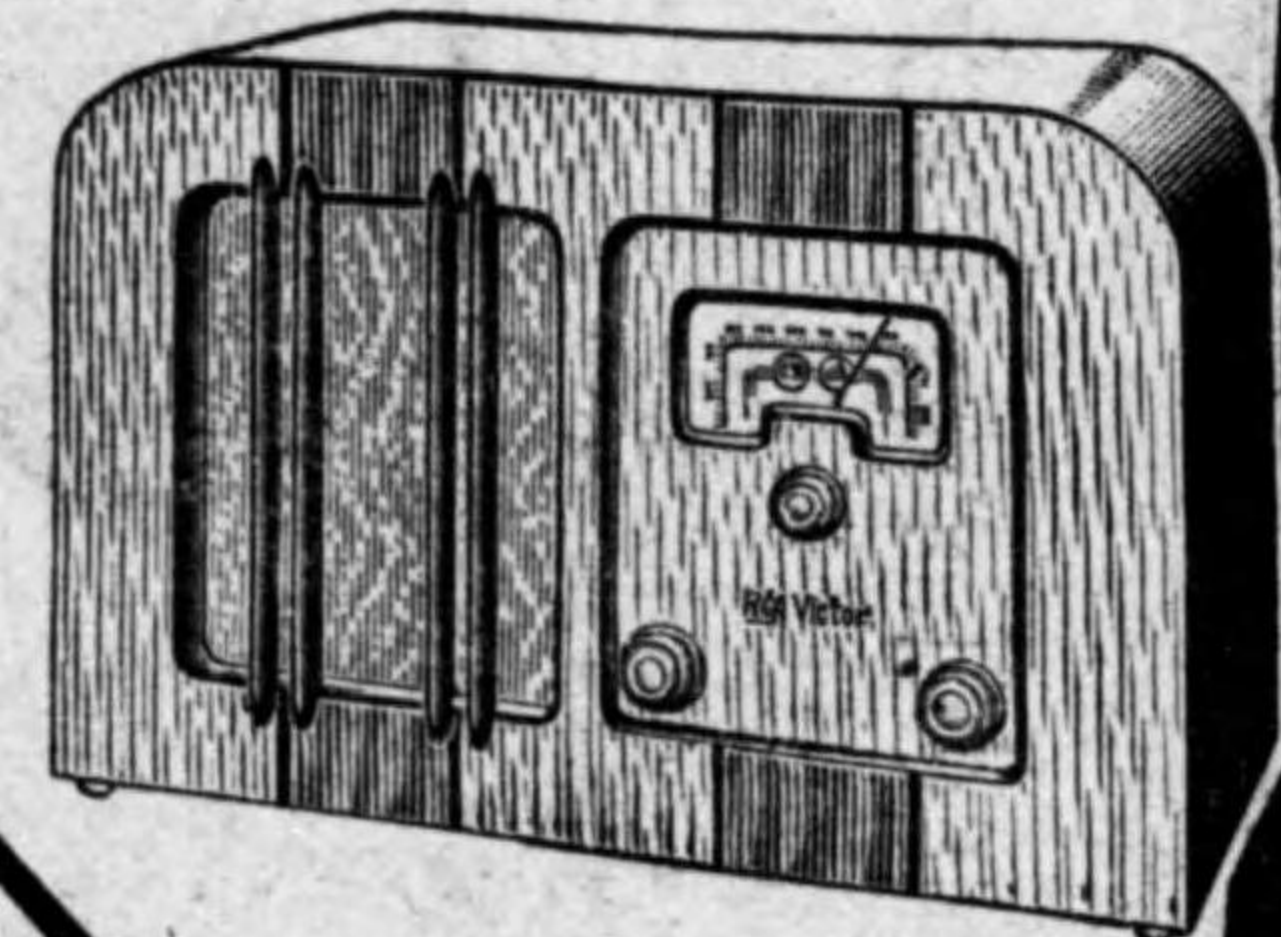
大阪市東區北久寶寺町二丁目 電話船場(83)689

出張所 名古屋市西區小島町一番地 電話西(5)4330

横濱市中區住吉町二丁目 電話長者町(3)2173

代理店 全國各地

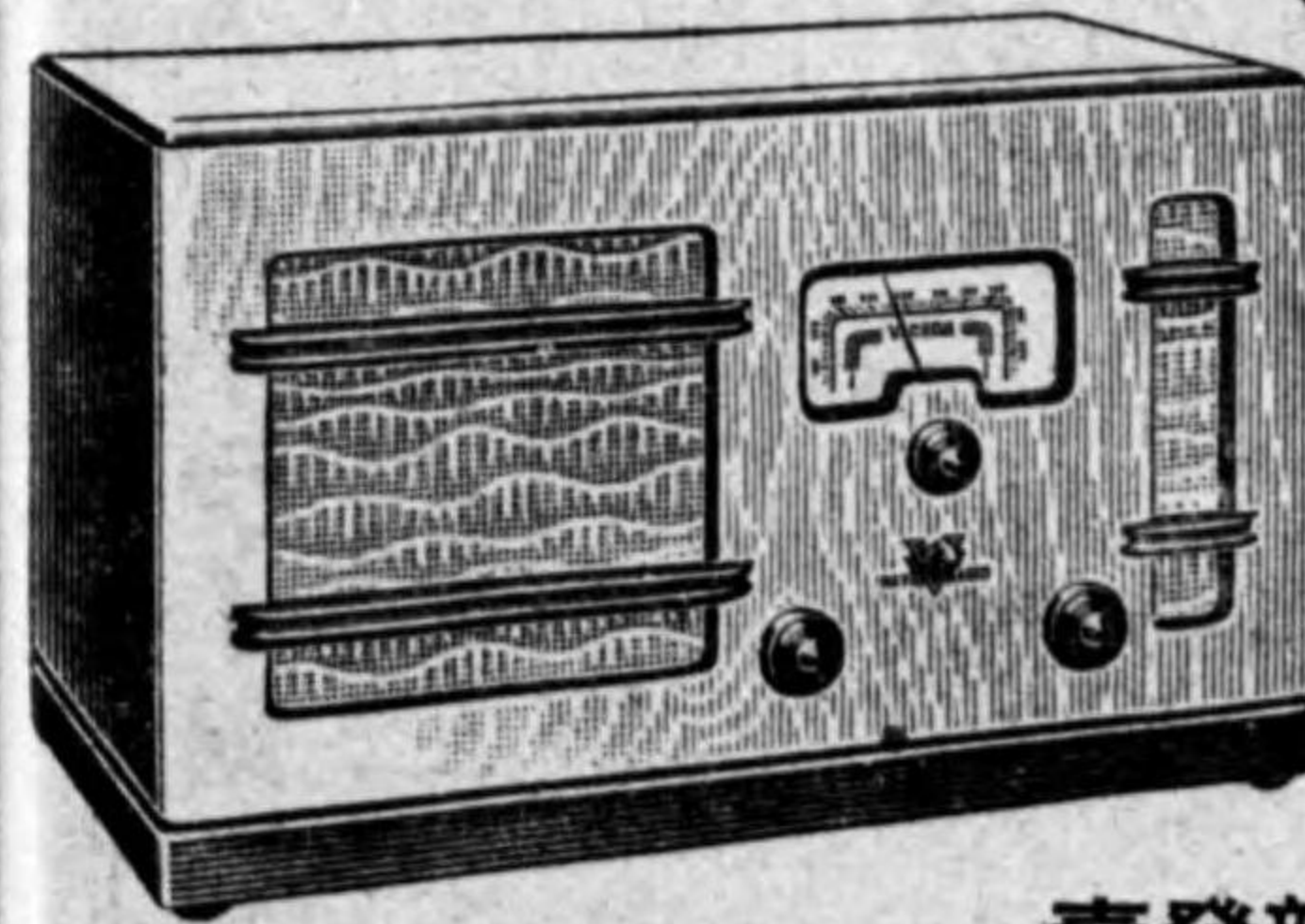
# 音が生が命



混信せず明快聴取  
構造・内容優秀無比

R-103型・¥100.—

備裝擴聲機・クツミナイダ  
幅増段二波周高・球五



新發賣

5R-10型・¥87.—

新裝設置クレイトックマクジ  
機擴聲クツミナイダ・スイボ  
幅増段二波周高・球五

世界ラヂオ界に君臨  
するビクターラヂ  
オは獨特の設計卓拔堅  
牢なる工作に成り、鋭  
敏な感度と適確な分離  
により選局、調節に無  
益の勞力を要せず、實  
演そのまゝに聴取出來  
ます。(マツダ真空管使用)



# ビクターラヂオ



特許 中野式 新案  
 豎型胚芽白米搗精機  
 高速迴轉應用豎型精穀機元祖



第四回帝國表彰  
 進步賞受領

營業種目

中野式	中野式	中野式	中野式	中野式	中野式
豎型	豎型	豎型	豎型	豎型	豎型
釀造用	無砂精	胚芽白米搗精	高梁精	無砂精	胚芽白米搗精
米機	麥機	米機	白機	米機	米機

製作發賣元

三陽工業所

合資會社



廣東省縣皆實町二丁目  
 電話四九一三番  
 東京支店  
 東京市神田區花房町二丁目  
 電話三〇七八番

東洋濾紙と試験紙

東洋水素イオン  
 濃度試験紙

分析室  
 ヨリノ申込  
 ニ對シ説明  
 書進呈



各種濾紙及試験紙製造販賣

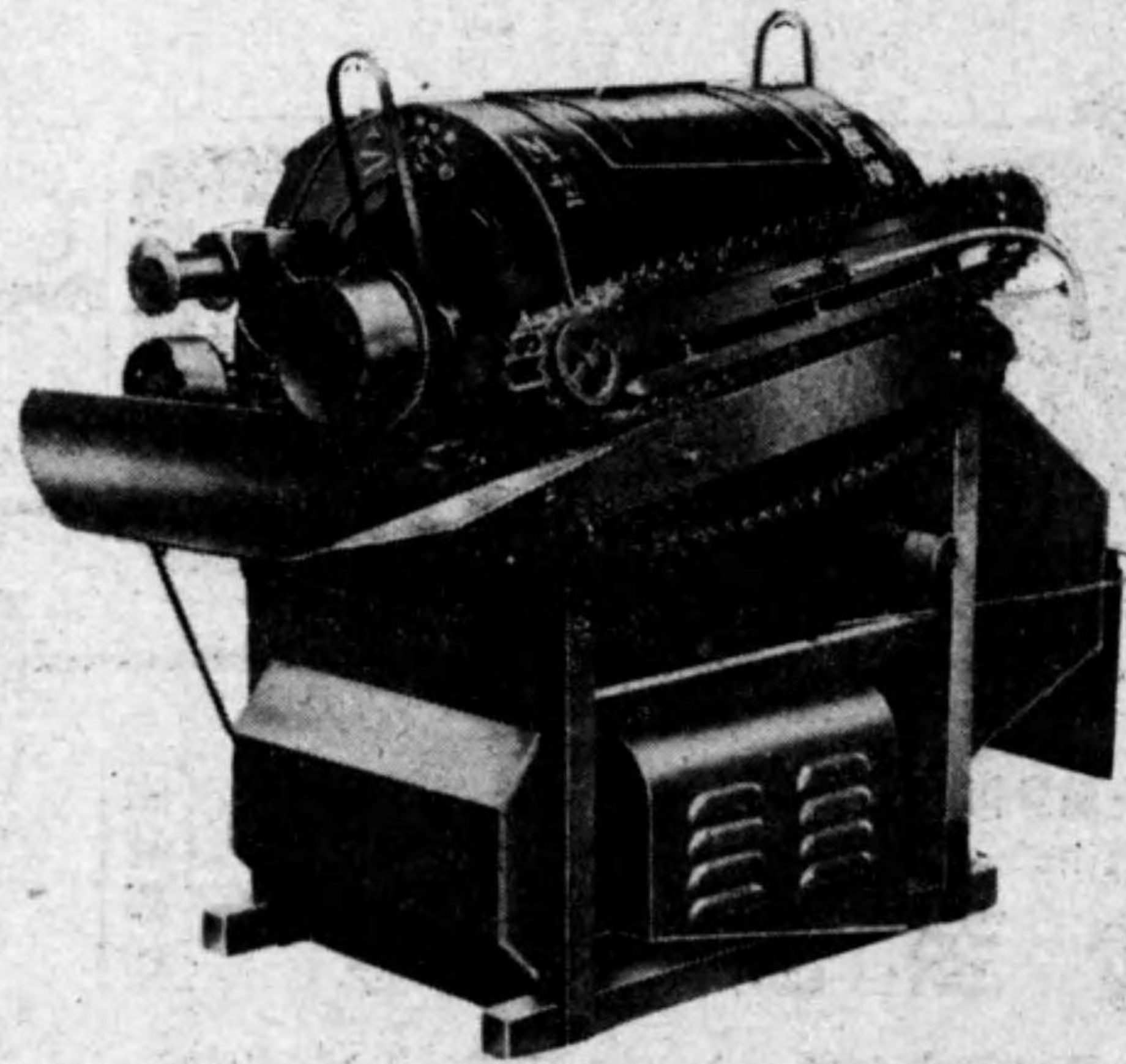
東洋濾紙株式會社

本社 東京市麴町區丸ノ内二丁目十二番地  
 電話丸ノ内(23)2722番・振替東京18597番  
 出張所 大阪市西區靱中通一丁目五番地  
 電話土佐堀(44)1684番・振替大阪67569番



(麥摺ニ) 多 年 ノ 宿 望 (稻扱ニ)  
理 想 完 成

關谷式自動送込脱穀機



能  
率  
增  
進

人  
夫  
ノ  
節  
約

四國松山驛前  
關谷農機製作所

振替大坂二二二七五  
電話松山九九五

「カタログ進呈」

特許 同 同 新特  
千代絹 同 同 案許  
メリヤス製品 撚絲練釜 澤式多條練絲機

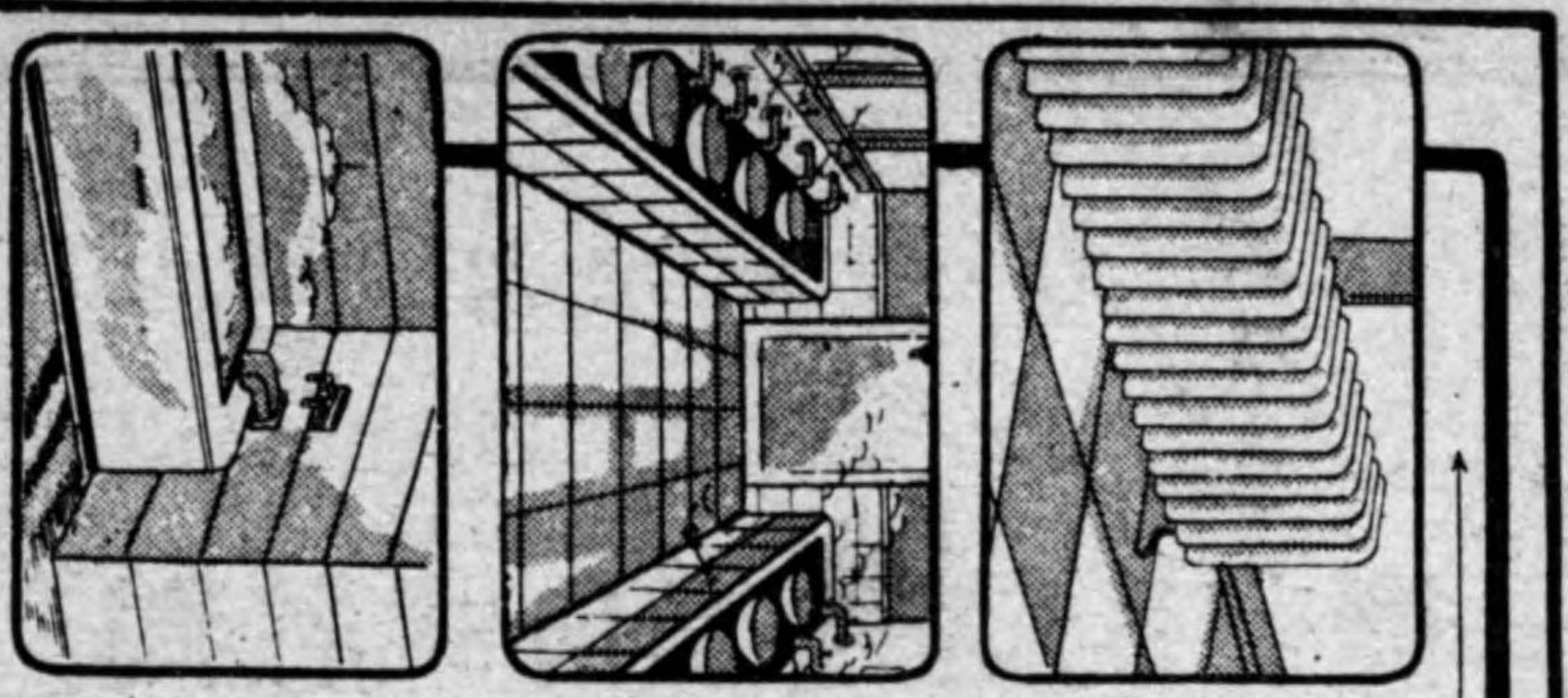
其他製絲紡績  
機械製造販賣

岡谷市  
會社資  
增澤商店

支店 東京、名古屋、深川、上海、青島  
工場 東京、名古屋、岡谷、松本、深川  
研究部 岡谷  
電話代表部號三五四五番(3)  
電話發(〇二)受(オカヤマスザワ)

呈贈第次込申録型





**「國策」燃料經濟！**  
 給湯ニ暖房ニ凡テ温水利用、  
 『ホインナー』ニ、燃料經濟ヲ...  
 約炭使用可能ニテ且ツ人件費ヲ  
 省キ大量使用可能ニテ且ツ人件費ヲ

皇進録製  
 合資社 藤崎商會  
 東京市芝區田村町四丁目三番地  
 電話芝(43)三〇一六・三九四七番

## 特許、實用新案、意匠、商標關係法規

### 特許法

#### 第一章 總則

第一條 新規ナル工業的發明ヲ爲シタル者ハ其ノ發明ニ付特許ヲ受クルコトヲ得

第二條 特許權者又ハ特許出願者ハ其ノ發明ノ改良又ハ擴張ニ係ル新規ノ發明ニ付獨立ノ特許ニ代ヘ追加ノ特許ヲ受クルコトヲ得

第三條 左ニ掲クル發明ニ付テハ之ヲ特許セス

- 一 飲食物又ハ嗜好物
- 二 醫藥又ハ其ノ調合法
- 三 化學方法ニ依リ製造スヘキ物質
- 四 秩序若ハ風俗ヲ紊リ又ハ衛生ヲ害スルノ虞アルモノ

第四條 本法ニ於テ發明ノ新規ト稱スルハ發明カ左ノ各號ノ一ニ該當スルコトナキヲ謂フ

- 一 特許出願前帝國内ニ於テ公然知ラレ又ハ公然用ヒラレタルモノ

二 特許出願前帝國内ニ頒布セラレタル刊行物ニ容易ニ實施スルコトヲ得ヘキ程度ニ於テ記載セラレタルモノ

第五條 特許ヲ受クルノ權利ヲ有スル者カ試験ノ爲其ノ者ノ發明ヲ前條各號ノ一ニ該當スルニ至ラシメタル場合ニ於テ其ノ日ヨリ六月以内ニ其ノ者カ特許ヲ出願シタルトキハ其ノ者ノ發明ハ之ヲ新規ナルモノト看做ス

特許ヲ受クルノ權利ヲ有スル者ノ意ニ反シテ其ノ者ノ發明カ前條各號ノ一ニ該當スルニ至リタル場合ニ於テ其ノ日ヨリ六月以内ニ其ノ者カ特許ヲ出願シタルトキ亦前項ニ同シ

第六條 特許ヲ受クルノ權利ヲ有スル者カ政府ノ開設シ、道府縣若ハ之ニ準スヘキモノノ開設シ若ハ政府ノ認可ヲ得テ開設スル博覽會又ハ工業所有權保護同盟條約國ノ版圖内ニ開設スル官設若ハ官許ノ萬國博覽會ニ出品ノ爲其ノ者ノ發明ヲ第四條各號ノ一ニ該當スルニ至ラシメタル場合

ニ於テ其ノ開會ノ日ヨリ六月以内ニ其ノ者カ特許ヲ出願シタルトキハ其ノ者ノ發明ハ之ヲ新規ナルモノト看做ス

前項ニ掲クル萬國博覽會ヲ除クノ外國ノ版圖内ニ開設スル官設又ハ官許ノ博覽會ニ出品スル發明ニ付保護ヲ與フルノ必要アルトキハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 特許出願ハ一發明毎ニ之ヲ爲スヘシ但シ二以上ノ發明カ牽連シテ利用上一發明ヲ爲スモノト認め得ル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第八條 同一發明ニ付テハ最先ノ出願者ニ限り特許ス但シ同日ノ各別ノ出願者アルトキハ出願者ノ協議ニ依リ特許シ協議調ハサルトキハ共ニ特許セス

第九條 二以上ノ發明ヲ包含スル特許出願ヲ二以上ノ出願ト爲シタルトキハ各出願ハ最初出願ノ時ニ於テ之ヲ爲シタルモノト看做ス

追加ノ特許出願ヲ獨立ノ特許出願ニ獨立ノ特許出願ヲ追加ノ特許出願ニ變更シタルトキ又前項ニ同シ

第十條 特許出願カ特許ヲ受クルノ權利ノ承繼人ニ非サル者又ハ特許ヲ



受クルノ權利ヲ認シタル者ノ爲シタルモノナルニ因リ特許ヲ受クルコト能ハサルニ至リタル場合ニ於テ其ノ特許出願ノ後ニ爲シタル正當權利者ノ出願ハ其ノ特許ヲ受クルコト能ハサルニ至リタル特許出願ノ時ニ於テ之ヲ爲シタルモノト看做ス但シ特許ヲ受クルコト能ハサルニ至リタル日ヨリ三十日ヲ、出願公告アリタル場合ニ於テハ出願公告ノ日ヨリ三十日ヲ經過シタル後ノ出願ニ係ルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十一條 特許カ特許ヲ受クルノ權利ノ承繼人ニ非サル者又ハ特許ヲ受クルノ權利ヲ認シタル者ノ受ケタルモノナルニ因リ其ノ特許ヲ無効トスル審決確定シ又ハ判決アリタル場合ニ於テ其ノ特許ノ出願ノ後ニ爲シタル正當權利者ノ出願ハ其ノ無効ト爲リタル特許ノ出願ノ時ニ於テ之ヲ爲シタルモノト看做ス但シ其ノ特許ノ出願公告ノ日ヨリ五年ヲ經過シタル後ノ出願又ハ其ノ審決確定シ若ハ判決アリタル日ヨリ三十日ヲ經過シタル後ノ出願ニ係ルトキハ此ノ限ニ在ラス

ヲ移轉スルコトヲ得但シ擔保ニ供スルコトヲ得ス  
特許ヲ受クルノ權利カ共有ニ係ル場合ニ於テハ各共有者ハ他ノ共有者ノ同意アルニ非サレハ其ノ持分ヲ讓渡スルコトヲ得ス  
特許ヲ受クルノ權利ノ承繼ハ承繼人カ特許出願前ニ在リテハ特許ヲ出願シ特許出願後ニ在リテハ出願人名義ノ變更ヲ届出ツルニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス但シ同日ノ出願又ハ届出ニ係ルトキハ關係者ノ協議ニ依リ協議調ハサルトキハ共ニ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス  
第十三條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依ル法定又ハ指定ノ期間ノ計算ハ左ノ規定ニ依ル  
一 期間ノ初日ハ之ヲ算入セス但シ其ノ期間カ午前零時ヨリ始ルトキハ此ノ限ニ在ラス二期間ヲ定ムルニ從フ月又ハ年ノ始ヨリ期間ヲ起算セサルトキハ其ノ期間ハ最後ノ月又ハ年ニ於テ其ノ起算日ニ應當スル日ノ前日ヲ以テ滿了ス但シ最後ノ月ニ應當日ナキトキハ其ノ月ノ末日ヲ以テ滿了ス

特許ニ關スル出願、請求其ノ他ノ手續ニ付テノ法定又ハ指定ノ期間ノ末日カ日曜日又ハ一般ノ祝祭日ニ當ルヘキトキハ其ノ日ノ翌日ヲ以テ其ノ期間ノ末日トス  
第十四條 被用者、法人ノ役員又ハ公務員ノ其ノ勤務ニ關シ爲シタル發明ニ付テハ性質上使用者、法人又ハ職務ヲ執行セシムル者ノ業務範圍ニ屬シ且其ノ發明ヲ爲スニ至リタル行爲カ被用者、法人ノ役員又ハ公務員ノ任務ニ屬スル場合ノモノヲ除クノ外豫メ使用者、法人又ハ職務ヲ執行セシムル者ヲシテ特許ヲ受クルノ權利又ハ特許權ヲ承繼セシムルコトヲ定メタル契約又ハ勤務規程ノ條項ハ之ヲ無効トス  
使用者、法人又ハ職務ヲ執行セシムル者ハ被用者、法人ノ役員又ハ公務員ノ其ノ勤務ニ關シ爲シタル發明ニシテ性質上使用者、法人又ハ職務ヲ執行セシムル者ノ業務範圍ニ屬シ且其ノ發明ヲ爲スニ至リタル行爲カ被用者、法人ノ役員ハ公務員ノ任務ニ屬スル場合ノモノニ付其ノ被用者、法人ノ役員若ハ公務員カ特許ヲ受ケタルトキ又ハ其ノ者ノ特許ヲ受クル

ノ權利ヲ承繼シタル者カ特許ヲ受ケタルトキハ其ノ發明ニ付實施權ヲ有ス  
被用者、法人ノ役員又ハ公務員ハ前項ノ發明ニ付テノ特許ヲ受クルノ權利又ハ特許權ヲ豫メ定メタル契約又ハ勤務規程ニ依リ使用者、法人又ハ職務ヲ執行セシムル者ヲシテ承繼セシメタル場合ニ於テ相當ノ補償金ヲ受クルノ權利ヲ有ス  
使用者、法人又ハ職務ヲ執行セシムル者ニ於テ既ニ支拂ヒタル報酬アルトキハ裁判所ハ前項ノ補償金ヲ定ムルニ付之ヲ斟酌スルコトヲ得  
本條ニ於テ法人ノ役員ト稱スルハ法人ノ業務ヲ執行スル役員ヲ謂ヒ公務員ト稱スルハ刑法第七條第一項ノ公務員ヲ謂フ

價金ヲ支給ス  
收用及補償金支給ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
第十六條 帝國內ニ住所ヲモ居所ヲモ有セサル者ハ命令ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外帝國內ニ住所又ハ居所ヲ有スル代理人ニ依ルニ非サレハ特許ニ關スル出願、請求其ノ他ノ手續ヲ爲シ又ハ特許權若ハ特許ニ關スル權利ヲ主張スルコトヲ得ス  
前項ノ規定ニ依リ出願若ハ請求又ハ主張ヲ爲ス代理人ハ特ニ授ケラレタル權限ノ外本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ手續並民事訴訟、私訴及告訴ニ付本人ヲ代表ス  
特許權者又ハ特許權ニ關シ登錄シタル權利ヲ有スル者ノ代理人ニシテ第一項ノ規定ニ依リ手續又ハ主張ヲ爲スモノノ選任若ハ變更又ハ代理權若ハ其ノ變更消滅ハ登錄ヲ受クルニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス  
第十七條 特許ニ關スル出願、請求其ノ他ノ手續ヲ爲ス者ノ代理人ニシテ前條第三項ニ規定スル代理人ニ非サルモノノ選任若ハ變更又ハ代理權若ハ其ノ變更消滅ハ特許局ニ届出ツ

ルニ非サレハ之ヲ以テ特許局ニ對抗スルコトヲ得ス  
第十七條ノ二 特許ニ關スル出願、請求其ノ他ノ手續ヲ爲ス者ノ委任ニ因ル代理人ノ代理權ハ本人ノ死亡若ハ能力ノ喪失、本人タル法人ノ合併ニ因ル消滅本人タル受託者ノ信託ノ任務終了、又ハ法定代理人ノ死亡、能力ノ喪失若ハ代理權ノ變更消滅ニ因リテ消滅セス(昭和四年法律第四十七號ヲ以テ追加同年勅令第二百八十九號ニ依リ同年十月一日ヨリ施行)  
第十八條 特許ニ關スル代理人數人アルトキハ特許局ニ對シテハ各別ニ本人ヲ代表ス(昭和四年法律第四十七號ヲ以テ本條中改正同年勅令第二百八十九號ニ依リ同年十月一日ヨリ施行)  
第十九條 特許局長官ニ於テ特許ニ關スル代理人ヲ適當ナラスト認ムルトキハ其ノ改任ヲ命スルコトヲ得  
特許局長官又ハ審判長ニ於テ當事者參加人若ハ特許異議申立人又ハ其ノ代理人カ手續又ハ演述ヲ爲スノ能力ナシト認ムルトキハ辨理士ヲ以テ代理セシムヘキコトヲ命スルコトヲ得



第二項ニ規定スル命令アリタル後第一項ノ代理人又ハ前項ノ當事者、參加人、特許異議申立人若ハ代理人ノ特許局ニ對シ爲シタル行爲ハ之ヲ無効ト爲スコトヲ得

第二十條 特許局ニ對シ爲スヘキ事項ノ代理業ハ辨理士ニ非サレハ之ヲ行フコトヲ得ス

第二十一條 數人共同シテ特許ニ關スル出願、請求其ノ他ノ手續ヲ爲ス者又ハ特許權ノ共有者ハ特許局ニ對シ各人互ニ代表スルモノトス但シ特ニ代表者ヲ定メ特許局ニ届出テタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十七條ノ規定ハ前項但書ノ代表者ニ付之ヲ準用ス

第二十二條 特許權者帝國内ニ住所ヲモ居所ヲモ有セザルトキハ第十六條第二項ノ代理人ノ住所又ハ居所、其ノ代理人ナキモノニ在リテハ特許局ノ所在地ヲ以テ民事訴訟法第八條ノ財產所在地ト看做ス(昭和四年法律第四十七號ヲ以テ本條中改正同年勅令第二百八十九號ニ依リ同年十月一日ヨリ施行)

第二十三條 特許局長官ハ外國又ハ遠隔若ハ交通不便ノ地ニ在ル者ノ爲

請求ニ依リ又ハ職權ヲ以テ特許局又ハ裁判所ニ對シ手續ヲ爲スヘキ法定ノ期間ヲ延長スルコトヲ得(同上)

第二十四條 出願、請求其ノ他ノ手續ヲ爲シタル者之ニ關スル爾後ノ行爲ニ付指定ノ期間ヲ懈怠シタルトキ又ハ登録ヲ受クル際納付スヘキ特許料ノ納付ヲ怠リタルトキハ本法ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外特許局長官ハ其ノ出願、請求其ノ他ノ手續ヲ無効ト爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ出願、請求其ノ他ノ手續ヲ無効ト爲シタル場合ニ於テ其ノ期間ノ懈怠カ宥恕スヘキ障礙ノ止ミタル日ヨリ十四日以内ニシテ其ノ期間滿了後一年以内ノ請求ニ依リ特許局長官ハ懈怠ノ結果ヲ免レシムルコトヲ得

第二十五條 特許ニ關スル出願、請求其ノ他ノ手續ヲ爲ス者其ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ因リ第九條、第十條、第十五條、第二十二條第一項又ハ本法ニ於テ準用スル民事訴訟法第四百十五條ニ規定スル期間ヲ遵守スルコト能ハサル場合ニ於テハ其ノ事由ノ止ミタル日ヨリ十四日以内ニシテ且其ノ期間滿了後一年以内ニ限り

許發明力其ノ出願ノ日前ノ出願ニ係ル登録實用新案ヲ利用スルモノナル場合ニ於テハ特許權者ハ實用新案權者ノ實施許諾アルニ非サレハ其ノ特許發明ヲ實施スルコトヲ得ス

第三十六條 特許權ノ效力ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ及ハス  
一 研究又ハ試驗ノ爲ニスル特許發明ノ實施  
二 單ニ帝國内ヲ通過スルニ過キサズル運輸具又ハ其ノ裝置  
三 特許出願ノ際ヨリ帝國内ニ在ル物

第三十七條 特許出願ノ際現ニ善意ニ帝國内ニ於テ其ノ發明實施ノ事業ヲ爲シ又ハ事業設備ヲ有スル者ハ其ノ特許發明ニ付事業ノ目的タル發明範圍内ニ於テ實施權ヲ有ス

第三十八條 特許ノ無効審判請求ノ登録前善意ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當シ帝國内ニ於テ其ノ發明實施ノ事業ヲ爲シ又ハ事業設備ヲ有スル者ハ其ノ特許發明ニ付事業ノ目的タル發明範圍内ニ於テ實施權ヲ有ス  
一 同一發明ニ對スル二以上ノ發明中其ノ一カ無効トナリタル場合ニ於ケル登録ヲ受ケタル原特許權者

第二項ニ規定スル命令アリタル後第一項ノ代理人又ハ前項ノ當事者、參加人、特許異議申立人若ハ代理人ノ特許局ニ對シ爲シタル行爲ハ之ヲ無効ト爲スコトヲ得

懈怠シタル手續ノ追完ヲ爲スコトヲ得(昭和四年法律第四十七號ヲ以テ本條改正同年勅令第二百八十九號ニ依リ同年十月一日ヨリ施行)

第二十六條 特許局ニ差出スヘキ書類其ノ他ノ物件ニ付差出ノ效力ヲ生スヘキ期間ニ關シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十七條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ特許權者又ハ特許ニ關スル權利ヲ有スル者ノ爲シタル又ハ其ノ者ニ對シ爲サレタル手續ノ效力ハ其ノ特許權又ハ特許ニ關スル權利ノ承繼人ニ及ブ

第二十八條 特許局ニ事件ノ繫屬中ニ於テ特許權又ハ特許ニ關スル權利ノ移轉アリタルトキハ特許局ハ承繼人ニ對シ手續ヲ續行スルコトヲ得

第二十九條 本法ニ規定スルモノノ外特許局ニ係ル手續ノ中断中止及中断中止シタル手續ノ續行ニ關シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十條 特許ニ關シ證明、特許證ノ複本、書類ノ謄本若ハ圖面ノ複製ヲ求メ又ハ書類ノ閱覽若ハ謄寫ヲ爲サムトスル者ハ特許局長官ニ之ヲ申請スルコトヲ得但シ特許局長官ニ於

二 特許ヲ無効トシ同一發明ニ付正當權利者ニ特許ヲ與ヘタル場合ニ於ケル登録ヲ受ケタル原特許權者  
三 前二號ニ掲ケル場合ニ於テ其ノ無効ト爲リタル特許權ニ付實施權ヲ得テ其ノ登録ヲ受ケタル者但シ實施權カ登録ナキモ第五十二條第一項ノ効力ヲ有スル場合ハ登録アルヲ要セス

特許出願ノ日前又ハ之ト同日ノ出願ニ係リ其ノ特許權ト抵觸スル實用新案權ノ存續期間滿了シタル場合ニ於テ其ノ實用新案權ニ付實施權ヲ得テ登録ヲ受ケタル者ハ其ノ特許發明ニ付原實施權ノ範圍内ニ於テ實施權ヲ有ス但シ原實施權カ登録ナキモ實用新案法第十三條第一項ノ効力ヲ有スル場合ハ登録アルヲ要セス

第三十五條 特許權者ハ物ノ特許發明ニ在リテハ其ノ物ヲ製作、使用、販賣又ハ擴布スルノ權利ヲ專有シ方法ノ特許發明ニ在リテハ其ノ方法ヲ使用シ及其ノ方法ニ依リテ製作シタル物ヲ使用、販賣又ハ擴布スルノ權利ヲ專有ス

新規ナル同一ノ物ハ同一ノ方法ニ依リテ製作シタルモノト推定ス

特許權カ其ノ出願ノ日前ノ出願ニ係ル實用新案權ト抵觸スル場合又ハ特